

平成 2 0 年

## 第 4 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 0 年 1 2 月 9 日開会

平成 2 0 年 1 2 月 2 2 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 0 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 9 日

平成20年第4回北杜市議会定例会（1日目）

平成20年12月9日  
午前10時01分開会  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第4 議案第105号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第106号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第107号 北杜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第108号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第109号 北杜市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

日程第9 議案第110号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第111号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第112号 北杜市生活環境施設整備基金条例等を廃止する条例について

日程第12 議案第113号 訴えの提起について

日程第13 議案第114号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第6号）

日程第14 議案第115号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第15 議案第116号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第117号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第118号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第119号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第120号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第20 議案第121号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

- 日程第 2 1 議案第 1 2 2 号 平成 2 0 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 2 議案第 1 2 3 号 平成 2 0 年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 3 議案第 1 2 4 号 平成 2 0 年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 4 議案第 1 2 5 号 北杜市道路線の認定について
- 日程第 2 5 議案第 1 2 6 号 工事請負変更契約の締結について((仮称)北杜市学校給食センター建設工事(建築主体))
- 日程第 2 6 議案第 1 2 7 号 北杜市埋蔵文化財センター及び明野歴史民俗資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 7 議案第 1 2 8 号 須玉歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 1 2 9 号 北杜市すたま自然健康村施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 1 3 0 号 北杜市みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 1 3 1 号 北杜市白州町尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定について
- 日程第 3 1 議案第 1 3 2 号 北杜市白州町緑地等利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 2 議案第 1 3 3 号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 1 3 4 号 北杜市明野ふるさと太陽館及び北杜市明野町滞在型宿泊施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 1 3 5 号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 1 3 6 号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 1 3 7 号 北杜市三分一湧水館の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 1 3 8 号 美し森観光案内所及び甲斐大泉駅前観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 1 3 9 号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 1 4 0 号 北杜市駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 1 4 1 号 北杜市明野町農村直売所施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 1 4 2 号 北杜市明野町農畜産物集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 2 議案第 1 4 3 号 北杜市育苗施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 3 議案第 1 4 4 号 北杜市高品質堆肥製造施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 1 4 5 号 北杜市武川町農業機械センター及び北杜市武川町麦類等乾燥調整施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 1 4 6 号 北杜市高根町林産物展示販売施設及び北杜市高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク(総合交流ターミナル施設等)の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 1 4 7 号 北杜市高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク(加工体験施設等)の指定管理者の指定について
- 日程第 4 7 議案第 1 4 8 号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について

- 日程第48 議案第149号 北杜市高根ラインガルテンの指定管理者の指定について  
 日程第49 議案第150号 北杜市武川町地域資源総合管理施設（アグリーブルむかわ等）の指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第151号 北杜市大泉町特産品育成施設の指定管理者の指定について  
 日程第51 議案第152号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第153号 北杜市白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について  
 日程第53 議案第154号 北杜市武川町地域資源総合管理施設（武川町農畜産物処理加工施設等）の指定管理者の指定について
- 日程第54 請願第4号 請願の件 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする請願
- 日程第55 選挙第6号 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙  
 日程第56 同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件  
 日程第57 同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件  
 日程第58 同意第11号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件  
 日程第59 同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件  
 日程第60 同意第13号 小笠原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第61 同意第14号 朝神財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件  
 日程第62 同意第15号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第63 同意第16号 大平外壱字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第64 同意第17号 浅尾原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第65 同意第18号 穂足財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件  
 日程第66 同意第19号 多麻財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件  
 日程第67 同意第20号 江草財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件  
 日程第68 同意第21号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第69 同意第22号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第70 同意第23号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第71 同意第24号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第72 同意第25号 前山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第73 同意第26号 安都玉財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

- 日程第74 同意第27号 安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第75 同意第28号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第76 同意第29号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第77 同意第30号 清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第78 同意第31号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第79 同意第32号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第80 同意第33号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 追加日程第1 同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第81 同意第34号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第82 同意第35号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第83 同意第36号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第84 同意第37号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第85 同意第38号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第86 同意第39号 三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第87 同意第40号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第88 同意第41号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第89 同意第42号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第90 同意第43号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第91 同意第44号 武川恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第92 同意第45号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第93 同意第46号 大平山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第94 同意第47号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第95 同意第48号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理  
会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第96 同意第49号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理会委員  
の選任について議会の同意を求める件

## 2.出席議員（21人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
18番	坂本治年	19番	秋山九一
20番	中村隆一	21番	清水壽昌
22番	秋山俊和		

## 3.欠席議員

17番 小林保壽

## 4.会議録署名議員

4番	清水進	5番	野中真理子
6番	篠原眞清		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(25人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
囲碁美術館長	小池昭一	会計管理者	大芝隆夫
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	藤原宝	小淵沢総合支所長	小林まち子
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	福井俊克
政策秘書課長	名取重幹	総務課長	堀内誠
財政課長	小島良一		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
”	浅川輝夫

開会 午前10時01分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

平成20年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今議会は議員各位、また私にとりましても、改選後、初の定例会であり、改めて責任の重さを痛感するところであります。

さて先般、市内の宅地分譲開発に関わる贈収賄事件におきまして、同僚議員が逮捕され、現在、取調べ中ではありますが、議会としてはこの事件を重く受け止め、担当弁護士を通じ、みずから職を辞するべきであるとの議会の意向を伝えております。

また再発防止のため、政治倫理の向上、市民に開かれた議会、政策能力の向上など議会改革に取り組んでまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

提出されました議案につきまして、十分にご審議をいただき、円滑な議会運営をお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

本日の出席議員数は21人です。

定足数に達しておりますので、平成20年第4回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

なお、小林保壽君は都合により、本日、会議を欠席しております。

諸報告をいたします。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は議案51件、同意41件です。

次に、監査委員から平成20年7月分から10月分の例月出納検査および定期監査について、結果報告がありました。

次に、12月3日に横内山梨県知事と市議会議長との懇談会が開催され、各市から県への要望があり、北杜市は新たな過疎法の制定に向けて、県のさらなる支援をお願いしてまいりました。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

次に閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会、山梨県後期高齢者医療広域連合議会が開催されましたので、お手元に配布のとおり、ご報告を申し上げます。

以上で、諸報告を終わります。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第79条の規定により、議長が指名いたします。

4番議員 清水 進君

5番議員 野中真理子君

6番議員 篠原眞清君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日12月9日から12月22日までの14日間といたしたいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月22日までの14日間に決定いたしました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知おき願いたいと思  
います。

○議長（秋山俊和君）

日程第3 議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関  
する条例の制定についてから日程第53 議案第154号 北杜市武川町地域資源総合管理施  
設（武川町農畜産物処理加工施設等）の指定管理者の指定についてまでと日程第56 同意第  
9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件から日程第96 同意第  
49号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意  
を求める件についてまでの92件を一括議題といたします。

市長から、行政報告および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

本日、ここに平成20年第4回北杜市議会定例会の開会にあたり、市政の状況ならびに提出  
いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さま  
のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

内閣府の11月の月例経済報告によりますと、景気は弱まっており、さらに世界経済が一段  
と減速する中で、下押し圧力が急速に高まっています。また、先行きについては、原油価格の  
下落による一定の効果が期待されるものの、世界的金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振  
れが懸念され、株式・為替市場の大幅な変動などから雇用情勢などを含め、景気の状態がさら  
に厳しいものとなるリスクが存在することに留意する必要があるとしており、政府は安心実現  
のための緊急総合対策を、着実に実行するとしております。

さて、秋口から市内各地域で、体育まつり・運動会や文化祭などのほか須玉甲斐源氏まつり、  
ポールラッシュ祭、浅尾ダイコンまつり、白州の里名水まつり、むかわ米・米まつり、ウォー  
キング大会、まきばの冬花火、市商工会まつりなど多くのイベントが開催され、市内外の皆さ  
まに北杜市の秋を満喫していただき、楽しんでいただきました。運営にあたりました実行委員  
会の皆さまのご尽力に対し、改めて感謝を申し上げます。

次に、市政の状況について申し上げます。

12月5日に、北杜市が平成20年度地域づくり総務大臣表彰の全国8自治体の1つとして、  
がんばる地方応援表彰を受賞することが発表されました。日照時間日本一の特徴を活かし、国

の太陽光発電実証研究施設導入への取り組みが環境教育の一環として評価されたことや、代替エネルギー問題へのアプローチとして時機を得ていること、また、これからは地球環境保全のための新エネルギーの活用が重要であり、その先駆けとなることが認められたものでありまして、大変ありがたく思っております。

次に社団法人 日本音楽事業者協会のまごころ募金による寄託事業についてであります。

同協会による、まごころ募金から市内の植林や里山整備事業への支援が決定し、去る10月2日に記者発表会を開催いたしました。10月29日にはNHKホールにおいて、尾木会長から寄附金の贈呈がありました。地球温暖化対策の一環として全国に先駆け、明野地区に音事協の森を整備していくものであり、その整備費の一部を今回の補正予算に計上させていただいております。

10月23日には市政報告会を高根ふれあい交流ホールで開催いたしました。アサヒビール株式会社の植松増美名誉顧問にご講演いただき、現役時代のエピソードなどを交え、市民の意識改革のポイントなど、自立したまちづくりに向けて、貴重なお話をさせていただきました。

9月28日には市議会議員各位をはじめ、市内関係者や来賓の皆さまにご出席いただき、市制施行4周年記念式典を挙行いたしました。

式典では、市政に功績のあった方々に表彰状および感謝状の贈呈を行ったのち、北杜市の歌記念合唱団による北杜市の歌 北の杜讃歌を披露させていただきました。

9月30日には、市内で活動する自主防犯ボランティア団体、19団体で組織する北杜市自主防犯団体連合会を立ち上げました。総会には、各小学校PTA安全パトロールや各青少年育成、地区民会議、防犯パトロールの皆さんのご参加をいただきました。犯罪のない安全・安心なまちづくりを目指した市民総ぐるみの防犯運動を展開することにより、市民が安全で安心して暮らすことができる社会の実現を目指してまいります。

10月20日には、北杜市建設安全協議会と災害時における応急対策業務に関する協定を締結しました。この協定は、大規模地震や台風などの風水害に伴う土砂災害の初期対応に万全を期すものであり、定期的に相互訓練を実施し、有事には即座に対応できる体制を整えるものであります。市では、すでにこの協定のほかに、生活必需物資の調達、物資等緊急輸送、物資の供給、宿泊施設の提供、放送要請など民間事業者などとの応援協定を締結しており、災害発生時に対応してまいりたいと考えております。

次に、職員提案制度についてであります。

市政全般について、市民サービスの向上、活力ある市政の推進や職員の創意工夫による事務の改善などを目的に、職員提案制度を創設いたしました。

早速、職員から10件ほどの提案がありました。今後、庁内審査会において審査し、採用された提案は、市政へ反映させるとともに、広報紙やホームページで公開してまいりたいと考えております。

次に、早稲田大学との協働連携についてであります。

9月の市議会定例会において、ご報告いたしました学官共同地域再生プロジェクトについては、10月9日、私が早稲田大学に出向き、「ベンチャー自治体を目指して」との講義を行うとともに、10月16日には、市職員が北杜市の地域再生の取り組みについて講義を行いました。北杜市と早稲田大学は相互理解を深め協働連携により、新たな視点で地域の魅力を引き出し、地域再生の具体化を模索するため、10月28日に早稲田大学大学院公共経営研究科との間で

地域づくりや産業振興、人材育成などで連携することを盛り込んだ協定を締結いたしました。

地域再生は、北杜市にとって重要な課題であります。学生には、北杜市をフィールドとして地域再生を地域で取り組んでいる方々と協働し、市内の資源を最大限活用できるような取り組みを提案していただければと期待しているところであります。

次に、指定管理者の再指定についてであります。

平成18年4月に指定管理者制度を導入した施設のうち、平成21年3月に指定期間が満了となる50施設、28グループについて、北杜市指定管理者候補者選定委員会で書類審査を行うとともに、面接審査を行い指定管理者候補者の選定について、総括的に審査をしていただきました。

今回の公募につきましては、現指定管理者の今までの実績を反映させる必要性もあることから、地域への貢献度や施設の有効活用という観点からも審査をしていただきました。

なお、審査過程において、行財政改革の視点から抜本的な施設のあり方の見直しや市民サービスの向上、指定管理者の経営状況の把握のため外部監査を導入することなど、選定委員の方々から、ご意見をいただきました。

今後は、これらの提案や指摘を参考にしながら、施設運営の改善が図られるよう積極的に取り組んでまいります。

次に、企業誘致についてであります。

本年5月2日付けで、第8号の指定事業所として、大泉町地内で建設が進められておりましたJMエナジー株式会社の本社山梨工場がこのほど完成し、去る11月11日に竣工式が執り行われました。同社は、長寿命を特徴とする蓄電器、リチウム・イオン・キャパシタの開発・製造を行う世界初の事業所で、約60名の常時雇用が予定されており、市内からの新規雇用にも期待を寄せているところであります。

加えて、昨日は、サントリー株式会社の100%出資の子会社であります、サントリー天然水南アルプス株式会社を9番目の企業等振興支援事業所に指定し、白州町地内におけるミネラルウォーターの生産工場の増設計画を認定したところでもあります。このたびの増設計画では、ミネラルウォーター製造の子会社を新たに設立し、約130億円を投じて生産工場の増設を行い、今後ますます需要の増加が見込まれております、ミネラルウォーター市場に対応するための増産を図ることとしております。

この新工場は新しい技術の開発により、地下水の汲み上げ量を増やすことなく、製品を増産することが可能な設備を導入する工場で、平成22年4月の操業開始に向け、今月の12日に起工式が行われる運びとなっております。また、今回の増設工場の従業員数は約60人で、そのうちの半数を新規に雇用する計画となっております、市内からの雇用も予定されているなど、大きな経済効果が見込まれるとともに、地域の活性化が図られるものと期待されるところであります。

次に、就職ガイダンスの開催についてであります。

市内の求職者の就業促進を図るとともに、市内立地企業の人材確保の支援を目的として、10月21日に就職ガイダンスを開催いたしました。今回のガイダンスは、昨年に引き続き2回目の開催であります。市内の求人企業20社と市内外から昨年を大幅に上回る155人の求職者が参加し、会社説明や面接を行ったところであり、参加されました企業や求職者の方々からは高い評価をいただきました。

今後も引き続き、就業機会を確保し定住人口の増加を図るとともに、立地企業の従業員の確保についての支援を積極的に行ってまいります。

次に、多麻トンネルの開通についてであります。

多麻トンネルにつきましては、須玉町東向地内において、県営農村活性化農道整備事業により、平成16年度から5年間を費やし、10月10日に開通いたしました。全長499メートルのトンネルの開通により、茅ヶ岳・八ヶ岳・甲斐駒ヶ岳広域農道がすべてつながり、北杜市の外環状線道路が全線整備されたところであります。

今後、地域間の交流がさらに活発に展開されることは言うまでもなく、地域農産物の物流への貢献や観光地の周遊時間の短縮など、観光振興においても効果を発揮するものと期待しているところであります。

次に、国の太陽光発電系統安定化等実証研究、北杜サイトの2期工事についてであります。

本年3月、第1期分の600キロワットのシステムが完成し、計測・評価が進められ、それぞれの太陽電池が持つ特性等のデータが蓄積されております。システムの稼働率から見ますと、やはり日照時間が長い地域であることがデータとして表れております。また、実証研究と並行して施設の見学等に対応してきましたが、10月末までに国内外から2千人以上の皆さまが視察に訪れております。

11月20日には2期工事の安全祈願祭を行い、1,200キロワットのシステム工事が予定どおり着工されました。4種類の太陽電池で構成される今回のシステム工事は、1年ほどをかけて行われます。そのため、見学等は一時休止とさせていただいております。今後、日本国内における大規模太陽光発電所が普及していくために、本研究の位置付けは非常に重要なものとなっていくものであります。

次に、山梨クイーンビーズバスケットボールクラブについてであります。

市は、今年度よりバスケットボール女子日本リーグ機構に唯一クラブチームとして参戦している、山梨クイーンビーズバスケットボールクラブのホームタウンとなり、チームを支援しております。

10月18日、高根体育館において今シーズンの開幕戦として、ホームタウン、北杜大会が開催されました。プロバスケットのトップアスリートのプレーを間近に見ようと、約1千人の観戦者がありました。

今年度から山梨クイーンビーズの選手による、市内小中学生のバスケットボール教室が開催され、子どもたちがスポーツに取り組み、体力の向上を図りながら、メンバーとの触れ合いを深めております。来シーズンのチームの健闘を祈るものであります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は条例案件9件、補正予算案件11件、公の施設の指定管理者の指定28件、同意案件41件、その他案件3件、合わせて92件であります。

はじめに条例案件等につきまして、ご説明申し上げます。

議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、北杜市議会の議員の報酬及び費用弁償などの関する条例、北杜市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例、北杜市議会政務調査費の交付に関する条例の3条例を一括改正するものであります。

次に議案第105号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例についてであります。地域委員会の委員の任期を年度に合わせるため、経過措置として、現在の委員の任期を延長することに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第106号 北杜市職員自己啓発休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

独立行政法人 国際協力機構法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第107号 北杜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

地方自治法の一部を改正する法律が施行されたこと、および審議会委員数の見直しに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第108号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

住民基本台帳カードの普及促進にかかる国の普及支援措置が行われることなどに伴い、交付手数料を無料化し、普及促進を図るため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第109号 北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例についてであります。

平成19年度、20年度、継続事業で建設しております学校給食センターが平成21年4月1日から供用開始されるため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第110号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市白州町上教来石地区農業集落排水処理施設の、平成21年4月1日からの供用開始に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に議案第111号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市白州町上教来石地区農業集落排水処理施設の、平成21年4月1日から供用開始に伴い、分担金の額を決定するため、所用の改正を行うものであります。

次に議案第112号 北杜市生活環境施設整備基金条例などを廃止する条例についてであります。

合併前の町村から引き継いだ基金条例に基づく特定目的基金のうち、合併以降、現在まで積み立てや取り崩しが行われておらず、また将来に向けても、その予定のないものにつきまして、北杜市生活環境施設整備基金条例をはじめ、7つの条例について廃止するものであります。

次に議案第113号 訴えの提起についてであります。

市営住宅家賃の長期滞納者に対し、住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起し、滞納家賃の完納が見込まれるときは和解を行うものであり、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

まず議案第114号 平成20年度北杜市一般会計補正予算についてであります。

はじめに総務関係につきましては、先月11日に旧小淵沢町が発注した公共工事にかかる損害賠償請求事件の甲府地方裁判所の判決を受け、同月21日に議会のご議決を得、提訴することといたしましたので、所要の経費を計上いたしております。

次に農業関係についてであります。高根中玉トマト部会および道の駅白州利用組合ハウス部会の行うパイプハウスの整備や、北杜市農業振興公社が明野町の大規模野菜生産団地で行っております井戸の整備に対し助成を行うこととし、所要の経費を計上いたしております。

次に林業関係につきましては、明野町小笠原地内に地球温暖化対策の一環として、全国に先駆け、社団法人 日本音楽事業者協会の助成を受け、音事協の森を整備することとし、所要の経費を計上いたしております。

次に土木関係につきましては、現在、進めております清里駅周辺整備に対しまして、国からの追加交付が決定したことによる、補正予算を計上いたしております。

最後に教育関係につきましては、例年実施しております国際性豊かな人材の育成を目的とした本市中学生の代表によるカナダへの派遣に必要な経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は1億9,284万6千円となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ287億844万2千円とするものであります。

続きまして、特別会計補正予算についてであります。

はじめに議案第115号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算であります。本年度の保険給付費および高額医療費共同事業医療費拠出金、ならびに保険財政共同安定化事業拠出金の支払いに対応するため、1億4,068万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を56億76万4千円とするものであります。

次に議案第116号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算であります。本年度の老人医療費に不足が生じたので、2千万円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億9,629万1千円とするものであります。

次に議案第117号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算であります。人件費および要介護認定システム改修のため、130万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億9,568万7千円とするものであります。

次に議案第118号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算であります。人件費47万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,604万4千円とするものであります。

次に議案第119号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算であります。今年度の水道施設整備について国庫補助金額の決定に伴い、1億9,863万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億3,496万4千円とするものであります。

次に議案第120号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算であります。人件費として287万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億3,985万7千円とするものであります。

次に議案第121号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算であります。人件費、ならびに小泉南部地区および上教来石地区の管路および排水路工事として、371万円を追加し、歳入歳出予算の総額を11億3,369万8千円とするものであります。

次に議案第122号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算であります。職員の退職手当基金の廃止に伴い、1億3,054万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億1,945万9千円とするものであります。

次に議案第123号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計補正予算であります。診療所の医療用材料に不足が生じたので、297万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億

4, 582万3千円とするものであります。

次に議案第124号 平成20年度北杜市病院事業特別会計補正予算であります。新型インフルエンザ対策として、補正をお願いするものであります。

次に議案第125号 北杜市道路線の認定についてであります。

道路新設改良事業に伴い、市道路線の認定を道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第126号 工事請負変更契約の締結についてであります。北杜市建設工事標準請負契約約款第25条第5項の単品スライド条項の適用により、変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分範囲を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第127号の、北杜市埋蔵文化財センター及び明野歴史民俗資料館の指定管理者の指定についてから、議案第154号の北杜市武川町地域資源総合管理施設（武川町農畜産物処理加工施設等）の指定管理者の指定についてまでの20案件につきましては、平成21年4月1日から、引き続き指定管理による施設運営を行うため、それぞれの施設の指定管理者を指定するものであります。

続きまして、人事案件について、ご説明申し上げます。

はじめに同意第9号および同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命についてであります。任期満了に伴い、新たに教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第11号 北杜市公平委員会委員の選任についてであります。新たに公平委員会委員を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第12号 北杜市監査委員の選任についてであります。任期満了に伴い、新たに監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第13号から同意第49号までの36案件につきましては、任期満了に伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任するため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、行政報告と提案いたしました案件につきまして、ご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

15分間、休憩をとりまして、再開は午前10時55分といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

ただいま、議題となっております92件のうち日程第4 議案第105号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例についてから日程第10 議案第111号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまで、および日程第24 議案第125号 北杜市道路線の認定についての以上8件については、所管の委員会に付託することになっておりますので、ここで、これらの8件につきましての総括質疑を行います。

質疑ありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

つきましては、日程第4 議案第105号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例についてから日程第10 議案第111号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例についてまで、および日程第24 議案第125号 北杜市道路線の認定についての以上8件については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第54 請願第4号 請願の件 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

請願第4号 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする請願書について

請願書の朗読をもって、提案理由に代えます。

請願第4号

北杜市議会議長 秋山俊和殿

平成20年12月4日

請願者

住所 甲府市丸の内2-35-1

山梨県ボランティアセンター内

氏名 山梨県父子家庭の会 代表 佐野臣功

紹介議員 篠原眞清

” 小須田稔

父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする請願書

請願趣旨

1、父子家庭は、母子家庭と同様にひとり親家庭である。

父子家庭の生活実態は、子どもを中心とした生活をしていることから、母子家庭と同様、育児や家事を優先するため、残業や出張、休日出勤はできない。土日、祝日は休みといった条件で働かなければならないのが実情である。このため、父子家庭の収入は平成17年度の県児童

家庭課の調査によると、年収300万円未満が約34%となっている。また、平成18年度の全国母子世帯等調査では、家計に困っている父子家庭は約40%となっている。

2、母子家庭に対する経済的な支援は児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、母子福祉資金などあるが、父子家庭に関する経済支援は皆無に近い状況である。

3、父子家庭も母子家庭と同様に育児をしていることに理解を示した自治体は、児童扶養手当に相当する手当や、それに準じた手当を独自で支給しており、そのような自治体は増加傾向にある。

また、平成13年より全国市長会においては、少子化対策に関する要望として、父子家庭も児童扶養手当の支給対象とすることと、国に対して要望している。

なお、県では父子家庭や母子家庭に対して、県営住宅入居への配慮、優先枠は全管理戸数の約20%がなされている。

4、山梨県においては、昨年9月定例県議会で、父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする請願書が全会一致で採択された。ついては、国の関係機関および県知事に対して、早急に父子家庭支援を実施するよう、意見書の提出をお願いしたい。また、国や県の実施を待たずして、市においても独自支援の実施をお願いしたい。これら経緯をふまえ、市に対しても県と同様の請願をする。

以上により、次の項目について、市をお願いしたい。

請願項目

1. 母子・父子という適用区分でなく、ひとり親家庭として平等な取り扱いをお願いしたい。
2. 児童扶養手当や母子家庭自立支援給付金など、国の制度の対象外となっている父子家庭に対する経済的支援を、県と市の努力による実施をお願いしたい。

参考 実施している自治体。

栃木県鹿沼市、静岡県島田市、滋賀県大津市、千葉県野田市・習志野市、愛知県稲沢市、茨城県牛久市、岡山県新見市、福井県越前市、愛知県春日井市、東京都港区、栃木県日光市、東京都、千葉県船橋市、滋賀県甲賀市、富山県富山市、鹿児島県鹿児島市、静岡県浜松市、福岡県久留米市、大分県臼杵市、岐阜県郡上市、長野県軽井沢町、京都府大山崎町、愛知県など。

右記、地方自治法第124条の規定により、請願をする。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

請願の趣旨説明が終わりました。

本件につきましては、所管である文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長（秋山俊和君）

日程第55 選挙第6号 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長が指名することにいたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

北杜市選挙管理委員会委員にお手元に配布いたしましたとおり、小尾義人君、古屋昭君、向井孝雄君、進藤武君の4人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました4人を北杜市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が北杜市選挙管理委員会委員に当選されました。

続きまして、北杜市選挙管理委員会委員補充員にお手元に配布いたしましたとおり、斉藤満君、中山昌雄君、小野早苗君、新海博恭君の4人を指名いたします。

ただいま、議長が指名いたしました4人を北杜市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました諸君が北杜市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

次に補充の順序について、お諮りいたします。

補充の順序は、ただいま議長が指名した順序にしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名した順序に決定いたしました。

#### ○議長(秋山俊和君)

日程第56 同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

#### ○市長(白倉政司君)

同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、北杜市教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、北杜市武川町牧原1415番地、長坂正彦、昭和31年9月8日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第9号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第57 同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件につきましては、北杜市教育委員会委員の任期満了に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、北杜市長坂町長坂上条2065番地20、井出武男、昭和18年8月23日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第58 同意第11号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第11号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市公平委員会委員の任期満了に伴い、新たに公平委員会委員を選任する必要があるため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、北杜市白州町大武川294番地、名取賢治郎、昭和12年2月25日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第11号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第59 同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市監査委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により、北杜市長坂町長坂上条1581番地5、秋山九一、昭和14年9月1日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第60 同意第13号 小笠原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第13号 小笠原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市明野町小笠原3913番地、木村千代彦、昭和31年11月30日生まれ。北杜市明野町三之蔵852番地、小泉東洋夫、昭和16年9月28日生まれ。北杜市明野町小笠原4227番地2、小泉睦彦、昭和20年5月7日生まれ。北杜市明野町小笠原2037番地、小清水久、昭和20年5月28日生まれ。北杜市明野町小笠原2045番地、進藤一之、昭和30年8月29日生まれ。北杜市明野町小笠原4277番地、中村忠仁、昭和22年7月29日生まれ。北杜市明野町小笠原4138番地、藤原忠晴、昭和19年6月8日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第13号 小笠原財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第61 同意第14号 朝神財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第14号 朝神財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市明野町浅尾新田4082番地、長田史、昭和13年9月2日生まれ。北杜市明野町上神取821番地、小池和生、昭和15年11月3日生まれ。北杜市明野町浅尾706番地、篠原出、昭和17年1月18日生まれ。北杜市明野町浅尾1992番地、清水忠男、昭和17年10月2日生まれ。北杜市明野町下神取135番地2、清水忠孝、昭和9年1月29日生まれ。北杜市明野町浅尾500番地、清水政治、昭和16年4月1日生まれ。北杜市明野町浅尾5259番地、土橋義輝、昭和18年10月12日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第14号 朝神財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第62 同意第15号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第15号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市明野町小笠原3719番地1、浅田修、昭和18年12月28日生まれ。北杜市明野町上手6850番地、上野芳次、昭和21年9月27日生まれ。北杜市明野町上手8374番地11、五味力、昭和25年1月29日生まれ。北杜市明野

町上手10211番地1、五味良一、昭和24年8月5日生まれ。北杜市明野町小笠原3905番地、清水明、昭和26年4月27日生まれ。北杜市明野町上手2342番地、清水正寛、昭和17年6月26日生まれ。北杜市明野町小笠原3961番地、藤原忠紀、昭和15年6月19日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第15号 金ヶ岳山外二字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第63 同意第16号 大平外壱字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第16号 大平外壱字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市明野町小笠原3656番地、上野幸人、昭和21年5月29日生まれ。北杜市明野町小笠原3665番地1、小澤友作、昭和23年3月28日生まれ。北杜市明野町三之蔵893番地、小泉幸光、昭和23年1月27日生まれ。北杜市明野町小笠原1554番地、篠原茂、昭和12年1月26日生まれ。北杜市明野町小笠原1432番地、仲澤洋一、昭和16年11月17日生まれ。北杜市明野町小笠原3699番地1、中山仁令、昭和15年9月6日生まれ。北杜市明野町小笠原3334番地1、宮川源治、昭和17年9月6日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第16号 大平外吉字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第64 同意第17号 浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第17号 浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市明野町浅尾新田4082番地、長田史、昭和13年9月2日生まれ。北杜市須玉町大豆生田1193番地、小林誠次、昭和27年9月4日生まれ。北杜市須玉町藤田901番地1、小林勉、昭和12年2月7日生まれ。北杜市須玉町藤田420番地、篠原珍彦、昭和22年7月29日生まれ。北杜市明野町浅尾1992番地、清水忠男、昭和17年10月2日生まれ。北杜市明野町下神取135番地2、清水忠孝、昭和9年1月29日生まれ。北杜市明野町浅尾500番地、清水政治、昭和16年4月1日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第17号 浅尾原財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第65 同意第18号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第18号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるので、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町大豆生田585番地、篠原三治、昭和22年8月26日生まれ。北杜市須玉町大蔵509番地、内藤正、昭和14年2月5日生まれ。北杜市須玉町大蔵1440番地、大森文隆、昭和15年9月28日生まれ。北杜市明野町藤田901番地1、小林勉、昭和12年2月7日生まれ。北杜市須玉町藤田420番地、篠原珍彦、昭和22年7月29日生まれ。北杜市須玉町藤田441番地1、浅川紀、昭和14年8月11日生まれ。北杜市須玉町大豆生田1193番地、小林誠次、昭和27年9月4日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第18号 穂足財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第66 同意第19号 多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第19号 多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるので、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町東向2875番地、長田義千、昭和16年10月1日生まれ。北杜市須玉町東向3030番地1、宮崎義也、昭和14年11月16日生まれ。北杜市須玉町東向2582番地、宮崎秀也、昭和6年7月10日生まれ。北杜市須玉町小倉1439番地、輿水康代、昭和18年11月1日生まれ。北杜市須玉町小倉236番地、富口富士雄、昭和15年2月9日生まれ。北杜市須玉町小倉2565番地、丸茂彰、昭和13年7月11日生まれ。北杜市須玉町小倉2468番地、土屋健二、昭和10年1月10日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第19号 多麻財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第67 同意第20号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第20号 江草財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町江草2248番地、清水正照、昭和10年6月10日生まれ。北杜市須玉町江草5114番地、小尾豊、昭和16年10月16日生まれ。北杜市須玉町江草12251番地、藤原正輝、昭和7年10月2日生まれ。北杜市須玉町江草14730番地、小澤富士雄、昭和10年6月15日生まれ。北杜市須玉町江草4259番地2、小澤寛、昭和10年1月1日生まれ。北杜市須玉町江草1001番地、篠原誠、昭和14年10月17日生まれ。北杜市須玉町江草11276番地、相良勤、昭和10年6月3日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第20号 江草財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第68 同意第21号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第21号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町下津金2974番地、藤原雅道、昭和16年5月22日生まれ。北杜市須玉町上津金495番地、浅川正仁、昭和20年7月16日生まれ。北杜市須玉町上津金758番地、浅川定正、昭和22年5月15日生まれ。北杜市須玉町上津金340番地、小森照彦、昭和24年9月30日生まれ。北杜市須玉町上津金336番地、高橋行信、昭和22年8月11日生まれ。北杜市須玉町下津金2553番地、津金勝夫、昭和14年12月3日生まれ。北杜市須玉町下津金2512番地、早川武司、昭和15年2月11日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第21号 日向矢窪山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第69 同意第22号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第22号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会を選任する必要があるため、北杜市財産区管理

会条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町下津金1154番地、清水隆、昭和6年11月15日生まれ。北杜市須玉町下津金2400番地、細川富士夫、昭和11年11月7日生まれ。北杜市須玉町上津金424番地、山岡治幸、昭和5年3月28日生まれ。北杜市須玉町下津金2217番地、清水正純、昭和6年8月19日生まれ。北杜市須玉町穴平240番地、湯沢長男、昭和12年5月4日生まれ。北杜市須玉町穴平2614番地、坂本静、昭和19年9月12日生まれ。北杜市須玉町穴平1689番地、内田俊彦、昭和36年4月25日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第22号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第70 同意第23号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第23号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町境之澤301番地、山西孝則、昭和21年8月31日生まれ。北杜市須玉町若神子2220番地、成瀬眞造、昭和15年2月7日生まれ。北杜市須玉町若神子2108番地、小嶋浄泉、昭和8年5月16日生まれ。北杜市須玉町若神子1564番地3、五味庄二、昭和15年9月25日生まれ。北杜市須玉町若神子新町228番地、中山紀昭、昭和15年2月20日生まれ。北杜市須玉町若神子新町176番地、守屋英孝、昭和12年11月17日生まれ。北杜市須玉町境之澤642番地、小林昭重、昭和13年8月18日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第23号 肥道山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第71 同意第24号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第24号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町江草2248番地、清水正照、昭和10年6月10日生まれ。北杜市須玉町江草10130番地、藤原一仁、昭和25年6月13日生まれ。北杜市須玉町東向2067番地、篠原佳信、昭和16年1月18日生まれ。北杜市須玉町大豆生田597番地、上村幸年、昭和13年7月4日生まれ。北杜市明野町三之蔵984番地、小泉文雄、昭和22年4月4日生まれ。北杜市明野町上手5638番地、篠原博雄、昭和23年4月10日生まれ。北杜市明野町浅尾500番地、清水政治、昭和16年4月1日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第24号 奥山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第72 同意第25号 前山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第25号 前山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町江草4924番地1、中田正基、昭和13年9月27日生まれ。北杜市須玉町江草17546番地、小澤高直、昭和23年5月11日生まれ。北杜市須玉町小倉279番地、小澤鉦二、昭和10年11月18日生まれ。北杜市須玉町東向2813番地、篠原義典、昭和17年7月23日生まれ。北杜市須玉町大蔵188番地、土屋東洋雄、昭和19年2月10日生まれ。北杜市須玉町大蔵704番地、皆川俊一、昭和19年6月2日生まれ。北杜市明野町浅尾新田4128番地、清水潤一、昭和26年1月24日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第25号 前山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第73 同意第26号 安都玉財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第26号 安都玉財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市高根町東井出1000番地、植松廣勝、昭和14年10月4日生まれ。北杜市高根町村山北割1965番地、白倉全司、昭和15年9月2日生まれ。北杜市高根町村

山北割1595番地4、植松文明、昭和17年7月27日生まれ。北杜市高根町長澤2170番地1、津金福雄、昭和17年8月13日生まれ。北杜市高根町長澤442番地、輿水政昭、昭和22年11月25日生まれ。北杜市高根町村山北割3596番地、植松伸治、昭和17年10月3日生まれ。北杜市高根町村山北割1188番地、三澤吉彦、昭和33年10月14日生まれにつきまして、議会の同意を求めます。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第26号 安都玉財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第74 同意第27号 安都那財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第27号 安都那財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市高根町箕輪新町827番地、安達満、昭和11年3月10日生まれ。北杜市高根町箕輪2131番地、清水喜一、昭和12年3月1日生まれ。北杜市高根町箕輪597番地、下倉美文、昭和23年4月5日生まれ。北杜市高根町村山東割968番地1、新海義文、昭和30年7月20日生まれ。北杜市高根町村山東割1353番地、大塚壽、昭和9年5月18日生まれ。北杜市高根町箕輪2249番地、三井宣昌、昭和12年12月7日生まれ。北杜市高根町箕輪2541番地、下條明男、昭和17年1月25日生まれにつきまして、議会の同意を求めます。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第27号 安都那財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第75 同意第28号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第28号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市高根町村山西割2879番地1、浅川勝明、昭和22年6月14日生まれ。北杜市高根町村山西割2209番地、原忠、昭和18年8月12日生まれ。北杜市高根町村山西割1638番地、原俊廣、昭和11年9月24日生まれ。北杜市高根町村山西割1226番地、川端下康敬、昭和3年4月20日生まれ。北杜市高根町藏原405番地、清水勉、昭和22年1月20日生まれ。北杜市高根町藏原862番地、小尾勝彦、昭和18年1月28日生まれ。北杜市高根町小池585番地、中村勝一、昭和16年4月18日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第28号 熱見財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第76 同意第29号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第29号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市高根町五町田1665番地、清水信夫、昭和11年7月24日生まれ。北杜市高根町五町田272番地、小尾武志、昭和23年1月25日生まれ。北杜市高根町上黒澤1560番地、歌田直、昭和21年6月8日生まれ。北杜市高根町上黒澤1089番地2、古屋朝布、昭和19年9月11日生まれ。北杜市高根町下黒沢2559番地、小宮山徹、昭和15年4月6日生まれ。北杜市高根町下黒沢847番地、永関紘、昭和16年7月21日生まれ。北杜市高根町下黒沢2024番地、中澤恵之助、昭和17年1月27日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第29号 甲財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第77 同意第30号 清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第30号 清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市高根町浅川2058番地、深澤三雄、昭和10年5月1日生まれ。北杜市高根町清里528番地、利根川均、昭和12年9月19日生まれ。北杜市高根町清里2481番地、浅川隆章、昭和24年1月30日生まれ。北杜市高根町清里2103番地、浅川豊和、昭和18年3月19日生まれ。北杜市高根町清里3466番地13、浅川宏、昭和12年8月10日生まれ。北杜市高根町浅川155番地、小清水元一、昭和23年2月25日生まれ。北杜市高根町清里3550番地、小清水久壽、昭和23年12月25日生まれにつきまして、議

会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第30号 清里財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第78 同意第31号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第31号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市高根町村山北割2149番地、中嶋三次、昭和6年3月15日生まれ。北杜市高根町五町田549番地1、橘田良久、昭和10年11月5日生まれ。北杜市高根町東井出1200番地、油井昭夫、昭和15年4月5日生まれ。北杜市高根町箕輪新町900番地、高柳直身、昭和12年12月11日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第31号 上手原山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同

意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第79 同意第32号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第32号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市高根町長澤454番地、輿水正長、昭和12年5月19日生まれ。北杜市高根町箕輪1806番地、清水卓司、昭和9年1月21日生まれ。北杜市高根町箕輪新町760番地、土屋雅史、昭和16年6月27日生まれ。北杜市高根町村山西割2161番地、原隆志、昭和13年10月3日生まれ。北杜市高根町藏原1534番地、細田幸則、昭和15年4月25日生まれ。北杜市高根町清里2138番地1、小清水秀徳、昭和13年10月18日生まれ。北杜市高根町清里2482番地、浅川今朝壽、昭和16年10月12日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第32号 念場ヶ原山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第80 同意第33号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第33号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町西井出1835番地、藤森征雄、昭和13年

11月30日生まれ。北杜市長坂町大八田1078番地、清水東未男、昭和9年2月26日生まれ。北杜市高根町下黒澤2750番地、櫻井武士、昭和11年8月30日生まれ。北杜市高根町村山西割1242番地、大芝貞夫、昭和17年10月15日生まれ。北杜市高根町箕輪2645番地、下條透、昭和14年10月11日生まれ。北杜市高根町箕輪新町832番地、興水俊治、昭和15年6月9日生まれ。北杜市高根町長澤481番地、長田功、昭和8年3月15日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第33号 石堂山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は1時30分。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時30分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件、採決の際、議事進行に誤りがありましたので、再議に付したいと思います。

追加日程第1 同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、秋山九一君の除斥を求めます。

（退席）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、北杜市監査委員の任期満了に伴い、新たに監査委員を選任する必要があるため、地方自治法第196条第1項の規定により、北杜市長坂町長坂上条1581番地5、秋山九一、昭和14年9月1日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第12号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

秋山議員の入場を許可します。

（ 着 席 ）

○議長（秋山俊和君）

日程第81 同意第34号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第34号 古杣川西外七字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市長坂町小荒間1969番地2、坂本良廣、昭和13年6月30日生まれ。北杜市長坂町白井沢232番地、小松美富、昭和11年3月9日生まれ。北杜市長坂町白井沢1820番地、田中壽弘、昭和11年10月3日生まれ。北杜市長坂町小荒間1660番地、坂本規光、昭和11年5月25日生まれ。北杜市長坂町大八田2361番地、森澤豊太郎、昭和11年7月23日生まれ。北杜市長坂町白井沢2799番地、小林希望、昭和12年3月20日生まれ。北杜市長坂町白井沢861番地、小松譽、昭和12年11月21日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第34号 古杉川西外七字恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第82 同意第35号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第35号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市長坂町富岡2799番地6、伊部袈裟晴、昭和19年7月9日生まれ。北杜市長坂町富岡175番地1、草野知彦、昭和22年1月12日生まれ。北杜市長坂町富岡171番地、田中醇人、昭和14年1月31日生まれ。北杜市長坂町富岡2787番地、堀込一幸、昭和21年6月17日生まれ。北杜市長坂町長坂下条1536番地、小林元久、昭和14年12月1日生まれ。北杜市長坂町長坂下条1072番地、内藤紀宏、昭和15年9月7日生まれ。北杜市長坂町長坂下条1494番地、清水正隆、昭和16年4月11日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第35号 三ツ墓山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第83 同意第36号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第36号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求

める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるので、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市須玉町若神子1430番地、内田博夫、昭和14年1月14日生まれ。北杜市須玉町若神子86番地、小尾忠彦、昭和14年3月30日生まれ。北杜市高根町下黒澤3756番地2、矢崎正一、昭和24年4月3日生まれ。北杜市長坂町日野130番地、向井孝雄、昭和11年2月9日生まれ。北杜市長坂町日野315番地、田中浩、昭和13年3月31日生まれ。北杜市長坂町日野1610番地、向井照晃、昭和16年8月7日生まれ。北杜市長坂町日野629番地、山坂一雄、昭和15年2月8日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第36号 日野原山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第84 同意第37号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第37号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるので、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町西井出2671番地、浅川富士夫、昭和13年12月3日生まれ。北杜市大泉町西井出8341番地3、浅川良司、昭和14年4月25日生まれ。北杜市大泉町西井出258番地、浅川昌夫、昭和15年6月2日生まれ。北杜市大泉町谷戸2351番地、谷戸昭一、昭和8年4月15日生まれ。北杜市大泉町谷戸3844番地、浅川宏、昭和10年11月1日生まれ。北杜市大泉町谷戸890番地、藤森虎郎、昭和13年10月27日生まれ。北杜市大泉町谷戸3735番地、浅川治、昭和16年1月15日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第37号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第85 同意第38号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第38号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市大泉町谷戸3662番地、三井甲子雄、昭和3年7月23日生まれ。北杜市大泉町谷戸2351番地、谷戸昭一、昭和8年4月15日生まれ。北杜市大泉町谷戸3844番地、浅川宏、昭和10年11月1日生まれ。北杜市大泉町谷戸890番地、藤森虎郎、昭和13年10月27日生まれ。北杜市大泉町谷戸3735番地、浅川治、昭和16年1月15日生まれ。北杜市長坂町白井沢1170番地1、小林元、昭和13年8月18日生まれ。北杜市長坂町白井沢3573番地240、平井長士、昭和11年1月4日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第38号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第86 同意第39号 三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第39号 三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市白州町横手2724番地、赤羽勇、昭和12年11月30日生まれ。北杜市白州町横手2473番地2、中山俊二、昭和2年11月20日生まれ。北杜市白州町横手1673番地11、中山眞、昭和13年4月11日生まれ。北杜市白州町白須6724番地、名取茂幸、昭和24年2月7日生まれ。北杜市白州町白須255番地、白砂雄二、昭和17年10月24日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第39号 三宝恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第87 同意第40号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第40号 前山恩賜林保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市白州町横手1445番地2、中山義文、昭和10年5月10日生まれ。北杜市白州町横手1403番地、三澤幸貴、昭和28年2月27日生まれ。北杜市白州町大坊74番地、千野光雄、昭和11年11月24日生まれ。北杜市白州町大坊774番地、天野義久、昭和17年9月28日生まれ。北杜市白州町大坊116番地、水石良康、昭和16年

7月26日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第40号 前山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第88 同意第41号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第41号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市白州町白須1060番地2、井上安秋、昭和15年10月27日生まれ。北杜市白州町白須2789番地、古屋嘉昭、昭和3年10月11日生まれ。北杜市白州町白須482番地、坂本重雄、昭和7年1月1日生まれ。北杜市白州町白須6748番地、原堅志、昭和27年11月20日生まれ。北杜市白州町白須1568番地、山田輝夫、昭和18年6月7日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第41号 日向山外一字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会

の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第 89 同意第 42 号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第 42 号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第 3 条第 1 項の規定により、北杜市白州町下教来石 754 番地、林泰彦、昭和 12 年 3 月 18 日生まれ。北杜市白州町鳥原 2745 番地、渡邊陽一、昭和 16 年 2 月 13 日生まれ。北杜市白州町下教来石 235 番地、山田敬元、昭和 9 年 9 月 28 日生まれ。北杜市白州町鳥原 1949 番地、中山将弘、昭和 15 年 1 月 4 日生まれ。北杜市白州町鳥原 1533 番地、伏見富平、昭和 11 年 8 月 20 日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 42 号 大日向山外十三字恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第 90 同意第 43 号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第 43 号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第 3 条第 1 項の規定により、北杜市白州町白須 6807 番地 228、細田哲郎、昭和 19 年 1 月 2 日生まれ。北杜市白州町横手 1403 番地、三澤幸貴、昭和 28 年 2 月 27 日生まれ。北杜市白州町台ヶ原 2229 番地、鈴木亀雄、昭和 2 年 1 月 28 日生まれ。

北杜市武川町三吹 3 3 7 番地、古屋義徳、昭和 1 8 年 1 月 8 日生まれ。北杜市武川町柳澤 2 4 0 7 番地、此田禮治、昭和 3 年 1 0 月 1 日生まれ。北杜市長坂町長坂上条 1 2 4 6 番地 1、小尾祐一、昭和 1 5 年 7 月 2 5 日生まれ。北杜市長坂町長坂上条 1 0 7 2 番地、内藤紀宏、昭和 1 5 年 9 月 7 日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第 4 3 号 駒ヶ岳の内黒戸山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第 9 1 同意第 4 4 号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第 4 4 号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第 3 条第 1 項の規定により、北杜市武川町牧原 1 5 9 9 番地、齊木敬三、昭和 1 2 年 1 2 月 1 9 日生まれ。北杜市武川町三吹 1 1 0 4 番地、小野敏、昭和 1 7 年 5 月 1 3 日生まれ。北杜市武川町三吹 2 4 3 1 番地、中山勝喜、昭和 1 3 年 6 月 1 1 日生まれ。北杜市武川町山高 2 6 2 1 番地 3、石原正夫、昭和 2 3 年 4 月 3 日生まれ。北杜市武川町黒澤 1 5 4 5 番地、小尾良夫、昭和 5 年 1 1 月 7 日生まれ。北杜市武川町新奥 4 7 3 番地、小澤敏男、昭和 1 1 年 4 月 3 日生まれ。北杜市武川町宮脇 9 5 0 番地、小澤貢二、昭和 5 年 1 月 2 6 日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第44号 武川恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第92 同意第45号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第45号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市武川町牧原1599番地、齊木敬三、昭和12年12月19日生まれ。北杜市武川町牧原1384番地2、中山福孟、昭和16年7月16日生まれ。北杜市武川町山高2621番地3、石原正夫、昭和23年4月3日生まれ。北杜市武川町山高2665番地、溝口宗一、昭和22年3月26日生まれ。北杜市武川町黒澤1456番地、栗澤安正、昭和10年9月2日生まれ。北杜市武川町柳澤2407番地、此田禮治、昭和3年10月1日生まれ。北杜市武川町柳澤803番地、小池慶美、昭和10年3月1日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第45号 眞原小山平恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第93 同意第46号 大平山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第46号 大平山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市武川町三吹1104番地、小野敏、昭和17年5月13日生まれ。北杜市武川町三吹398番地、中山英毅、昭和17年3月10日生まれ。北杜市武川町三吹2431番地、中山勝喜、昭和13年6月11日生まれ。北杜市武川町三吹2434番地、日向勝、昭和17年1月14日生まれ。北杜市武川町山高2665番地、溝口宗一、昭和22年3月26日生まれ。北杜市武川町黒澤1456番地、栗澤安正、昭和10年9月2日生まれ。北杜市武川町柳澤803番地、小池慶美、昭和10年3月1日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第46号 大平山恩賜林保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第94 同意第47号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第47号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理委員会条例第3条第1項の規定により、北杜市武川町山高2621番地3、石原正夫、昭和23年4月3日生まれ。北杜市武川町山高2665番地、溝口宗一、昭和22年3月26日生まれ。北杜市武川町黒澤1545番地、小尾良夫、昭和5年11月7日生まれ。北杜市武川町黒澤1456番地、栗澤安正、昭和10年9月2日生まれ。北杜市武川町柳澤2407番地、此田禮治、昭和3年10月1日生まれ。北杜市須玉町若神子1528番地、内藤昇一、昭和13年6月16日生まれ。北杜市高根町下黒澤2517番地、成瀬祥六、昭和15年1月1日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第47号 淵ヶ沢山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第95 同意第48号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第48号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、北杜市武川町三吹398番地、中山英毅、昭和17年3月10日生まれ。北杜市武川町山高2621番地3、石原正夫、昭和23年4月3日生まれ。北杜市武川町黒澤1545番地、小尾良夫、昭和5年11月7日生まれ。北杜市武川町柳澤2407番地、此田禮治、昭和3年10月1日生まれ。北杜市須玉町若神子1528番地、内藤昇一、昭和13年6月16日生まれ。北杜市高根町下黒澤2517番地、成瀬祥六、昭和15年1月1日生まれ。北杜市長坂町塚川1437番地、堤光、昭和13年10月8日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第48号 鳳凰山、山葵澤、城山、大澤恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第96 同意第49号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

同意第49号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件につきましては、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により、北杜市武川町山高2621番地3、石原正夫、昭和23年4月3日生まれ。北杜市武川町山高2665番地、溝口宗一、昭和22年3月26日生まれ。北杜市武川町黒澤1545番地、小尾良夫、昭和5年11月7日生まれ。北杜市武川町黒澤1456番地、栗澤安正、昭和10年9月2日生まれ。北杜市武川町柳澤2407番地、此田禮治、昭和3年10月1日生まれ。北杜市武川町柳澤803番地、小池慶美、昭和10年3月1日生まれ。北杜市長坂町塚川1437番地、堤光、昭和13年10月8日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、同意第49号 萩坂日影平小山の一部恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月18日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 2時10分

平成 2 0 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 8 日

平成20年第4回北杜市議会定例会（2日目）

平成20年12月18日  
午前10時03分開議  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 利根川昇君  
北清クラブ 坂本治年君  
市民フォーラム 篠原眞清君  
公明党 小尾直知君  
日本共産党 中村隆一君

2. 出席議員（21人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本静
9番	小林忠雄	10番	中嶋新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
18番	坂本治年	19番	秋山九一
20番	中村隆一	21番	清水壽昌
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員

17番 小林保壽

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(37人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	井出武男	教育次長	小林喜文
囲碁美術館長	小池昭一	会計管理者	大芝隆夫
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	藤原宝	小淵沢総合支所長	小林まち子
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	福井俊克
政策秘書課長	名取重幹	総務課長	堀内誠
財政課長	小島良一	地域創造課長	坂本敏二
税務課長	坂本正輝	企画課長	清水克己
情報政策課長	山田栄明	児童家庭課長	島正樹
長寿福祉課長	深澤久美子	健康増進課長	伏見常雄
医務課長	平井光	環境課長	比奈田善彦
土地政策課長	由井秀樹	学校教育課長	伊藤勝美
社会教育担当リーダー	花輪孝		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

開議 午前10時03分

○議長（秋山俊和君）

おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

会議に先立ち、12月11日に教育長に就任された井出武男教育長から、ごあいさつをいただきますと思います。

井出教育長、お願いします。

○教育長（井出武男君）

おはようございます。

一言、ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る11月16日に執行された市議会議員選挙において、めたくご当選なされました。心より、お祝い申し上げます。

12月10日、議会人事案件でご同意いただきまして、ありがとうございます。櫻井教育長の後任として、北杜市教育長に任命されました井出でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

申すまでもなく、教育は0歳から高齢者まで、約5万人の市民に等しく関係するものです。このことを思うと、その重責に身の引き締まる思いでございます。北杜市の教育を推進するにあたって、家庭教育、学校教育、社会教育等、充実を目指すことは当然ですが、加えて日本一と自慢できる豊かな教育環境を生かした教育の実践が必要であるとも考えております。

先人が守り築いてきたふるさとの自然、歴史、文化、風土、風俗等、これを家庭教育、あるいは学校教育、また社会教育とどのように結びつけ、どのように活用していくか。これは新市北杜市の教育実施にあたり、欠かせないことだと考えております。まさに日ごろより、市長が提唱する原っぱ教育の展開であるというふうに考えるところでございます。

財政厳しい折とはいえ、教育は熱意と発想でクリアできる部分もたくさんあるというふうに認識しております。北杜教育推進に誠心誠意尽くす覚悟を表明しますとともに、議員各位に高所より、ご指導を賜りますようお願いを申し上げます。あいさつとします。ありがとうございます。ありがとうございました。

○議長（秋山俊和君）

ありがとうございました。

教育振興にご活躍をご期待申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

17番議員、小林保壽君は一身上の都合により、本日、会議を欠席しております。

諸報告をいたします。

本日の代表質問で、公明党の小尾直知君から通告のありました若者定住のための住宅政策については、取り下げの申し出がありましたので、報告いたします。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 会派代表質問を行います。

ここで、各会派の質問順位および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、135分。2番 北清クラブ、45分。3番 市民フォーラム、45分。4番 公明党、30分。5番 日本共産党、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、12番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

北杜クラブを代表して、質問いたします。

市長、2期目への姿勢を問うと題しまして、今年も残すところ、あとわずかとなってまいりました。ここ、北杜のきりりとした冬の寒さに触れるたび、身の引き締まる思いを強くする、そんな季節でもあります。

さて、先月28日から第2期の北杜市が白倉市長のもとに新しくスタートいたしました。平成16年11月より市政執行の重責を担い、政治は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕するを政治姿勢に、8つの杜づくりを政策の柱に掲げ、輪を大切にしながら後世に負担を残さない、未来に責任を持つ政治を基本に位置づけて、北杜市の礎を築くべく、各種の事業に積極、果敢に取り組まれ、執行されました。その実績は高く評価されて、2期目へ向け、6割以上の市民の支持が得られました。市民本位の政治姿勢を、まだまだ設計図状態のこの北杜市の基盤づくりに向けて、これからも一段と力強く、まい進していくことを期待しております。

同じくして、今定例会は市民の負託をいただいた22人の議員で構成された、新たな北杜市議会のスタートでもございます。北杜クラブでは政治理念、政策をともにした9名により、執行との両輪を果たすべく、わが身を正しつつ、基盤づくりに対して、積極的に前向きな提案をしていくことを再確認いたしました。

さて、治外ではアメリカ発の金融危機で急速に悪化した世界経済、輸出頼みの景気回復を続けていた日本経済も、大きな打撃を受けています。ソニーの大幅人員削減やトヨタの減産体制の拡大、また雇用状況の急激な悪化に伴う就職内定取り消しと、暗いニュースが大きく報道される中、今年の世相を一字で表す年の瀬恒例の今年の漢字も「変」に決まり、英語では「チェンジ」、激動のこの1年を象徴しているように思います。

このように先行き不透明な、本当に厳しいこの状況の中、県や国においては次年度の予算編成が協議されております。そこで、市長が掲げ、所信表明された市民とともに真の改革、市民総参加の市政運営を構築し、ロマンあふれるベンチャー自治体 北杜市を確立するために、具体的な諸施策が市民の日常生活にどのように反映されるのか。12月議会をふまえ、3月の予算編成へ向け、夢と期待を込めて、また今議会トップで質問させていただける、この幸せを感じて、以下5項目にわたり質問させていただきます。

1. 行財政改革について。

北杜市の第1期目は、1千億円を超える市債と大きな継続事業を抱える中でのスタートであり、財政運営は非常に厳しいものであったと思います。そのような中で、平成18年3月に北杜市行政改革大綱が作成され、9月には行財政改革アクションプランの改訂版が、10月には

第1次北杜市総合計画、前期5年間の基本計画が、19年3月には3年間の年度別実施計画が策定され、財政健全化への施策がスタートしました。その結果、市民へ痛みを伴いながらも、4年間で56億円という市債削減の成果が得られました。また、18年度から全国で財政の健全度を表す指標として、実質公債費比率が導入され、さらに20年度からは実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が導入されて、各自治体の財政健全度が細部にわたり公表され、住民注視のもとで財政の健全化が図られることとなりました。

今回の選挙戦の中で、市債削減は大きな焦点となりました。4年間で56億円の削減でも、市民には相当な痛みを伴ったはずですが、年間45億円、11年間で500億円の市債削減は無謀であると市長は訴え、また選挙公約および12月2日の議会臨時会での所信表明の中で、財政の健全化は最重要課題として、引き続き力強く取り組むとしております。

そこで、以下3点を伺います。

1、平成18年度に実質公債費比率が18.0%であったため、財政の健全化および新たな市債の発行に際して、知事の許可を得るために策定された公債費負担適正化計画では、平成25年度には18.0%を下回る目標となっています。さらに将来を見据えて、本年度中に財政健全化計画が策定されることとなっています。公債費負担適正化計画の実行性および財政健全化計画の内容を伺います。

2つ目、財政健全化には、歳出の削減は避けることはできません。しかし、それにも限界があると思われます。世界的に景気が低迷している中で、国、県からのさらなる支援は期待薄であると思えます。自主財源の確保が大きな課題であります。その取り組みと見通しを伺います。

なお、ふるさと納税制度につきましては、同僚議員が一般質問で細部にわたり行います。よろしく申し上げます。

3、歳出の削減は必然的に建設費、補助費の節減につながってくると思われます。北杜市全体の活性化、地域要望等への対応も必要となってくると思えます。均衡をとりながらの財政運営が望まれますが、お考えを伺います。

2項目です。地域医療について。

山梨県は今年4日、県立病院を公務員型の特定独立行政法人化に移行すると発表いたしました。その中で理由としては、自主的で柔軟な業務運営が可能になり、経営改善も図られるとして、2010年度からの実施を示しました。また10日には、この法人化移行に伴い、医師不足が深刻な市立病院などに対し、医師の派遣を検討し、地域医療への貢献を今後、検討していくことを明らかにしました。

また、国では今後4年間に山梨大などの国立大病院で、新生児集中治療室を各20床に増やす整備計画を公表しました。国や県でも医療に関して、さまざまな改革がなされようとしております。市長の所信にあるように、地域医療の充実は大きな課題であり、医療を取り巻く環境は、ますます厳しさを増しております。全国的な医師不足の中、甲陽病院、塩川病院の2つの市立病院は地域医療の中核的な役割を果たしています。

以下3点、伺います。

1、2つの市立病院の経営形態についてであります。市民は助産師の配置はもちろん、産婦人科の設置や小児科医の確保充実を強く望んでおりますが、この2つの病院に19年度決算で3億6千万円の繰り出しを行いました。財政面での改善も重要な課題となっている今、病院の経営形態についての考えを伺います。

2つ目です。今年度内に策定されるという、北杜市病院改革プランの具体的な概要と進捗状況を伺います。

3つ目、大流行すれば国内で最大64万人が死亡するおそれがあるとされる高病原性鳥インフルエンザへの取り組みについて、伺います。

世界では、すでに約500症例の鳥から人への感染が報告されております。人から人への感染が新型インフルエンザとして危惧されております。また、最近ではテレビや新聞がこれを取り上げ、多くの市民が強い関心と不安を抱いております。国、県でも対策行動計画を策定しており、本市でも本議会に対策事業費として456万円の補正予算を組んでおります。市の行動計画や市民への周知等の内容について、伺います。

3項目です。原っぱ教育について。

ふるさとづくりは人づくりからを念頭に、心身ともにたくましい北杜っ子を育てるために、原っぱ教育を提唱して4年が経っております。このたくましい北杜っ子育成事業と原っぱ教育推進事業費として、20年度は当初予算で4,309万円を計上してあります。今年の成果をふまえ、今後の進めと具体策を伺います。

1、北杜の子どもは学力は平均的であるが、体力が低いといわれてきました。近隣市町村と比較参考にして、その原因がどこにあるのかと。その体力を向上させるために、具体的にはどのように、これから取り組むのか伺います。

2、学校現場の実情を把握し、現場の声を反映させ、県教育委員会の指導を受ける中で、北杜市としての独自性を出すためにも、今後の予算付けなど、どうするのでしょうか。

3つ目です。たまたま、冬の寒さに向かうこの時期として、冬の寒さを吹き飛ばし、粘り強く我慢強い北杜っ子を育てるため、北杜市ならではとよってよいウインタースポーツにもっと力を入れるべきではないでしょうか。スキー、スケート教室は学校現場では減らす傾向にあると思われるが、なぜでしょうか。逆に、この北杜の特徴である、この場所ですから、逆に増やすべきではないでしょうか。

4項目に入ります。長期滞在型観光の推進について。

平成18年、地域参加型長期滞在プロジェクトとして、実証実験ステータスを実施し、平成19年2月にシンポジウム開催のあと、6月2日には風林火山館において、北杜市長期滞在型リゾートの杜宣言を全国に先駆けて行いました。このスピーディな取り組みは、市長のこの事業にける思いが大きく伝わってまいりました。

都会の日常を離れ、癒しの空間を与え、観光客と定住者による活性化を目指し、さまざまなプランを提供できればと願っております。昨年、市では企業向け長期滞在では社会実験とシンポジウムを行い、またミキハウス子育て総研の調査により、子連れ旅行に適した観光地第1号にも選ばれました。来年の観光シーズンに向けて、予算を組む上でも考慮すべきことと思い、以下3点質問いたします。

社員研修地としての観光振興策は。

先月24日の新聞紙上によりますと、県はJTBと共同で山梨を企業の社員研修地として売り出そうという企画をしているそうです。プログラムの提供施設として、甲府峡東、北杜、身延、富士北麓の4エリアを選定しました。地域資源を生かして実施している農業体験や自然体験といったプログラムを提供できるよう整え、来春から受け入れを始めようとしています。都内から近いことを強みに、販路拡大に期待をかけています。県観光課とタイアップの、この企

画への市としての取り組みの現状を伺います。

2つ目、リトリートの杜コンソーシアムと市観光協会との関係は、どのようになっているでしょうか、伺います。

3つ目、温泉入浴指導員の養成をすべきではないでしょうか。岡山県の伊原温泉では温泉指南役と呼び、熱海温泉ではオンシェルジェ、赤倉温泉では温泉ソムリエというふうな楽しい呼び名を使って、入浴者と一体となって楽しみながら健康増進をし、それがまた、高齢者の入浴にありがちな、自己管理もできたり、また風呂管理もできて、ひいては口コミ宣伝となり、誘客と町の活性化につながるのではないのでしょうか。

温泉利用者へ内容説明や入浴方法を指導できる知識を持った方が、いないわけではありませんが、まだまだ不足しているふうに思います。養成、配置する試みはどうでしょうか。

5項目です。環境日本一の杜を推進するために。

市長が取り組んだ環境行政は、六ヶ村堰水力発電施設の建設や太陽光発電実証研究施設の誘致という大きな大きな成果を挙げ、環境保全基金も創設されました。12月5日には、北杜市が平成20年度地域づくり総務省大臣表彰の、全国8自治体の1つとして、がんばる地方応援表彰の受賞が発表されました。なんと全国1,800にもなる自治体の中から選ばれたわけですから、地球環境保全のためのこの取り組みに対して、その先駆けとなることが大きく評価されたものだと思います。この環境行政を、これからも大いに推進していただきたいと願い、以下、伺います。

1、森林に恵まれた本市では、この森林整備をすることは大変、重要であります。また3つの名水を有し、これを維持管理していくことも重要な課題であります。今回の市長の所信にもあるように、環境保全基金を利用しての名水と森を守る、この事業への取り組みにおいて条例制定への内容と進捗状況を伺います。

2、自然エネルギー発電を普及するための今後の具体策はとしまして、まだまだ設備費がかかり、一般家庭や中小企業では導入がなかなか大変です。今までよりも導入しやすくなるのでしょうか、伺います。

3、環境整備という観点から、市内のあちこちで外壁、電柱等に取り付けられたり、個別に立てられた不法看板が目につきますが、景観上、見苦しく、交通の妨げにもなり、一日も早い撤去が望まれています。また、住人のいない家屋や建築物が数多くあります。管理が不十分で不審者の侵入、火災、また衛生面では、動物がかなり出入りしております。そんな意味で、大変、心配されております。

乱雑なところを整理して、清潔な自然環境をつくることはリトリートの杜事業にもつながるのではないのでしょうか。個人所有のため、難しいところもあるでしょうが、廃墟建築物、また不法看板は撤去するべきと思うが、実践できる具体策は考えられませんかでしょうか。

以上、大きくは5項目、細かくは15項目、質問させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

利根川昇議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

私にとりまして、11月28日、2期目がスタートしました。1期目の評価をいただきながら2期目への激励をいただき、大変ありがたく思います。決意も新たにしているところであります。また、22名の市議会議員にとりまして、2期目がスタートしました。お互いに市民の負託に応えて、頑張っていきたいと思っているところであります。

最初に、公債費負担適正化計画についてであります。

地方分権一括法の成立により、地方債の発行が許可制から協議制に移行したことに伴い、昨年9月に策定いたしました公債費負担適正化計画は、平成19年度事業が終了し、また決算が確定するなど、もとなるデータが変わったため、本年9月に時点修正を行ったところです。この計画では、平成25年度に実質公債費比率が適正基準である18%を下回ることを目標としておりますが、これまで市債の新規発行を抑制するとともに、公的資金の補償金免除による繰上償還や借り換えを行ってきたことなどにより、計画を上回る改善ができるものと見込んでおります。

ただし、実質公債費比率算定のもとなる標準財政規模等が年々変わるため、現時点では正確な指標は算出できない状況にあります。また、計画を達成するには病院事業や下水道事業などの公営企業の経営改善をはじめ、各般にわたる行財政改革の一層の推進が不可欠でありますので、今後とも議員各位、ならびに市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

次に、財政健全化計画についてであります。

財政健全化計画につきましては、行財政改革アクションプランで、平成19年度中に策定する予定でしたが、上下水道の料金改定や公立病院改革プランが策定中であることなどから、本年度中に策定することとしたところです。本計画は財政の中長期的見通しを示した上で、財源不足に対応するためのあらゆる改善策を提示するもので、改善策といたしましては、定員適正化計画に基づく人件費等の削減、公営企業の経営健全化による一般会計からの各特別会計への繰出金の抑制、および行財政改革をはじめとした歳出予算の徹底した削減などを考えております。これらを実施することにより、地方交付税の特別措置がなくなる平成32年度までの将来推計を行い、北杜市のあるべき姿を見据え、財政健全化への道筋を示してまいりたいと考えております。

次に、自主財源の確保についてであります。

税収が少なく、交付税頼みの脆弱な財政基盤を改善するため、行財政改革アクションプランに基づき、歳入の確保を徹底するとともに、企業誘致を積極的に推進し、自主財源の確保に努めているところでありますが、歳入の基本である税収入は米国の金融危機に端を発した景気の低迷などにより増加が見込めないとともに、地方交付税についても三位一体の改革などにより、減少傾向にあります。このような中、県の滞納整理機構への参加による滞納処分の強化をはじめ、一層の企業誘致の推進や協力金制度の創設などのさまざまな工夫を重ねながら自主財源を確保し、厳しい財政状況においても、夢の持てる施策が実施できるよう努力しているところであります。今後は誘致企業の固定資産税も見込まれることから、一定の成果を挙げているところでもあります。

次に、財政運営についてであります。

子どもや孫に負担を残さないために、財政の健全化を最重要課題のひとつに位置づけておりますが、財政の健全化のためには歳入の確保とともに、徹底した歳出の見直し、削減が必要であります。こうした中で、市政を運営していくためには、根底から施策の見直しをして、事業

の選択と集中を行う中で、市債残高を減少させていくよう努めていかなければなりません。このためには、心ならずも事業進捗のスピードを遅くしたり、上下水道料金を見直すなど市民の皆さんに痛みをお願いしなければならない場面も出てくるものと思われます。大変、心苦しい事態ではありますが、市の財政状況に鑑み、何とぞご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

しかし、このように厳しい状況下においても、北杜市総合計画の着実な推進に向け、積極的に施策を展開し、市民の皆さんの期待に応えていく必要があります。このため、平成21年度予算は行財政改革アクションプランを着実に実行しながらも、これまで以上に事業の成果や施策の優先度を厳しく精査して、財源の重点的・効率的配分を行うなど創意工夫を重ねた上で、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けた施策については積極的に計上し、編成するよう指示したところであり、希望の持てる行政運営に努めてまいり所存であります。

次に長期滞在型観光の推進について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に山梨県が企画している社員研修地としての観光振興策についての、ご質問であります。

この企画は、企業が通常とは違う環境下での企業研修を要望している現状をふまえ、県が企画力、集客力の高いJTBを連携して計画したもので、首都圏に位置し、豊かな自然に恵まれた山梨県の優位性を最大限に活かした商品開発と、これを都心の企業等に販売・促進することを目的とするものであります。

具体的には各エリアの団体などが持つ自然体験、各種イベントなどへの参加といった独自の体験メニューを県がJTBに提案し、JTBでは、この提案をもとにプランを作成するという流れになっています。企業研修プログラムの提供地域の1つとして、北杜市が選定されたことは、本市が長期滞在型リトリートの杜事業の中で取り組んできた企業向け長期滞在と同様なものとなっており、市の事業の有効性を裏付けるものとして、多いに歓迎すべきものと受け止めております。

今後も引き続き、観光振興を図るため、県および他のエリアとの連携を図る中で、受け入れ態勢の整備に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、リトリートの杜事業のコンソーシアムと観光協会との関係についてであります。

いずれも市の観光振興を目的とする団体として熱心に活動していただいております。非常に重要な団体ではありますが、あえて相違点を申し上げるならば、リトリートの杜事業コンソーシアムはさまざまな事業者が癒しの空間づくりという、大きなテーマのもとで横断的に連携しながら事業活動を行っています。一方、観光協会は8つの支部が独自に予算執行を行い、各地域に根ざした自主的な活動を展開している点ではないかと考えております。

次に、温泉入浴指導員の養成についてのご質問です。

すでに市内では増富の湯において、厚生労働省の資格を有する温泉利用指導者と温泉入浴指導員が入浴客の皆さんからの要望に応じた指導にあたっており、ご好評をいただいております。健康はリトリートの杜づくりを推進する上での重要なキーワードでもあり、市内の多くの温泉施設においても、入浴指導員による効能の説明や効果的な入浴方法の指導などのサービス提供を行うならば、観光客の宿泊数の増加にも有効なものと思われます。入浴指導員への需要が伸びている状況でもあり、資格取得に向けた講習会の実施については、市といたしましても関係者のご意見をお聞きする中で、検討したいと考えております。

次に環境日本一の杜の推進について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、名水と森を守る事業への取り組みにおける条例についてであります。

北杜市は日本のミネラルウォーターの生産量の約30%を生産しているとともに、全国で唯一、日本の名水として3カ所が認定されており、まさしく日本一の名水の里として評価をいただいております。

人と自然と文化が躍動する環境創造都市を目指す北杜市としましては、この豊かな資源を後世に残していくことは、私たちの使命でもあります。また近年、地球温暖化等、すべての生き物の生命に深刻な影響を与える環境問題が迫る中、行政をはじめ企業や各家庭における環境教育への取り組みは急務となっています。このため、市民一人ひとりが環境意識を高め、環境保全活動に取り組む施策が必要となっておりますので、北杜市環境基本条例との整合を図りながら、清らかな水、それを生み出す森を守るための条例の制定に取り組んでまいりたいと考えております。

今後は、市民代表者や有識者などで構成する条例制定検討会などを設置いたしまして、条例制定に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、自然エネルギー発電を普及するための具体策についてであります。

まず太陽光発電の普及対策についてであります。ご案内のとおり国からの委託事業として、長坂町夏秋地内におきまして、2メガワット級の大規模太陽光発電研究事業を進めております。現在は600キロワットでの計測研究を行っていますが、先月、11月からは第2期、1,200キロワットの増設工事に着手し、第3期設置を含め、来年秋ごろには2メガワット級研究へと進めていく計画であります。北杜市は、その発信拠点ともなるため、十分な成果が得られるよう、役割を果たしていきたいと考えております。

なお、研究終了後の平成23年度からは市営の発電施設として、管理運営していくことを検討しております。環境教育を含めた自然エネルギー発電の普及および地域活性化関連施設としても、最大限の活用を検討してまいりたいと考えております。

また、市では一般住宅における太陽光発電普及のため、市単独制度により1キロワット当たり2万5千円の設置費補助を実施しております。平成18年度実施から、先月の11月末までの設置住宅数は133件で、総発電出力は466キロワットとなっており、今後も本制度を活用した普及を図ってまいりたいと考えております。

一方、国の施策においても太陽光発電普及の加速化を図るため、平成21年の年明け後には一般住宅への補助制度を設けることとしており、一定要件を満たす設置者に対し、1キロワット当たり7万円を想定した補助額として、設置要件では1キロワット当たりのシステム価格が70万円以下を対象としていく概要となっております。

次に水力発電の普及対策についてであります。昨年4月に稼働いたしました村山六ヶ村堰水力発電所は、その立地条件とともに発電性に優れ、昨年度は年間で200万4千キロワットの発電量を大門浄水場の電力として供給するとともに、環境貢献としては杉の木5万5千本の吸収量に相当するCO<sub>2</sub>削減効果が得られております。過日、市内における水力発電導入の可能性を確認するために地点調査を実施し、現在、とりまとめを行っておりますが、その調査結果をふまえ、実現性・経済性などを総合的に勘案しながら第2、第3の水力発電の計画的な導入を進めてまいりたいと考えております。

次に環境整備についてであります。

屋外広告物は各種の情報源として役立つものですが、無秩序に氾濫すると、街の美観や自然

の風致を損ねることになります。外壁、電柱等への屋外の広告物に関しましては、山梨県屋外広告物条例の対象になり、県では定期的に屋外広告物の指導・取り締まりを行っております。また、本年度から違反屋外広告物への取り組みの一環として、八ヶ岳南麓と富士五湖周辺の良好な景観を保全するため、モデル地区を定めて実態調査と是正指導を順次、行っております。北杜市も山梨県の指導取り締まりに協力する中で、今後も良好な景観を保全してまいると考えております。

また廃墟建築物についても、後継者等の事情から北杜市内でも近年、その数が増えつつあり、地域住民の方もその対応に苦慮しているところであります。市としましても、地元の行政区および消防団の協力を仰ぐ中で、防災面はもとより所有者および所有者の関係者等にお願ひし、管理の徹底を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

利根川昇議員の、北杜クラブの代表質問にお答えします。

まず、原っぱ教育について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、原っぱ教育の今後の進めと具体策についてであります。

原っぱ教育の教育目標は、不屈な精神と大志を持った人材の育成にあります。この大きな目標を達成するため、5つのテーマを掲げ、市内の小中学校において推進しております。原っぱ教育を推進するために、各小中学校ごと自主的な取り組み事業として、各テーマに沿って、確かな学力の育成、すこやかな心とたくましい身体の育成、未来を切り拓く力の育成など、それぞれの学校が工夫を凝らしながら、子どもたちに合った教育活動を行っております。

また、小中学校で統一して取り組む事業として、たくましい北杜っ子育成事業を行い、小学校の地域の自然や歴史、文化を学ぶ探索や中学校の確かな知識を習得し、活用して、みずから考え、みずから学ぶ教育の推進活動も行うなど、児童生徒に原っぱ教育の目標が一校一実践により、浸透してきております。

例えば、泉小学校の泉っ子ふるさと大行進は、地域の神社、寺、遺跡、自然、公共施設、企業等をオリエンテーリングし、地域の文化や歴史を再発見していますし、長坂中学校では福祉施設での体験活動や公共施設での清掃活動など、これらをとおしまして、身近な福祉のあり方や環境問題に関心を持ち、責任ある態度や問題解決のための技能や行動力を身に付ける心を育てております。

このように、今後も児童生徒一人ひとりが目的意識を持って、ふるさとの自然や文化を学ぶことにより、子ども一人ひとりが自信と誇りを持ち、郷土を愛する心を育むことができるよう、各学校の取り組みの積み重ねにより、地道ではありますが、現在の事業をさらに充実し、継続して実行することが大切であると考えております。

次に、体力の低さの原因と体力向上のための取り組みについてであります。

まず、体力につきましては、2007年度体力・運動能力調査結果を見ると、小学1年生から中学3年生までの項目の合計点による韮崎市、甲斐市との順位の比較では、男女とも北杜市が上回っております。県平均と北杜市との比較では、男子が小学6年生から中学3年生までの学年で県平均を下回っており、女子は中学2年生、3年生を除き、すべての学年で県平均を上

回っておりますが、全国平均から見ると、わずかではあります、下回っている現状でございます。

しかし、調査の総合評価の分布から見ると、体力の向上については、調査開始以降、改善傾向にあり、全国に近づいている傾向にあります。とは申しまして、ピーク時により体力が低いのは事実であり、体力の低さの原因と考えられるのは、生活環境が変わり、運動する子どもと、そうでない子どもとの二極化の傾向や家庭でも体を動かして遊んだりすることが減少してきたことなどが考えられます。

体力向上のための取り組みですが、各学校では体育の時間の充実はもちろんのことですが、原っぱ教育の体力づくり一校一実践により、業前活動の時間に縦割り班で体力時間を設け、なわとびを行い、何回飛べたか競い合い、リズム感や持久力の向上に取り組み、また持久走運動も取り入れ、走ることへの意欲と関心を持たせ、基礎体力の向上を図っているところでございます。休み時間には一輪車をはじめ、竹馬、鉄棒など跳ぶ力や握る力を付けながら、体の操作性や身のこなしが育まれる取り組みも行っています。

次に学校現場の実情を把握し、独自性のための予算付けについてであります。

学校教育の授業時数および内容は、学習指導要領によって規定されており、原っぱ教育の教育目標が、その規定の中でも学校の独自性が発揮できる特別活動や総合的な学習の時間といった領域の中で、主に実践されることとなります。

学習指導要領の規定を受けながらも、その独自性が認められる領域において、着実に教育目標を実践していくことが学校教育における原っぱ教育であると考えており、平成21年度についても指導項目および実践内容をもとに、学校が工夫を凝らしながら、子どもたちにあった原っぱ教育が行われるよう、また独自性が確保できるよう、学校を支援してまいりたいと考えております。

次にスキー、スケート教室についてであります。

各学校では学習指導要領に基づき、年間の指導計画を作成しています。中身は器械運動、ボール運動など、いくつかの領域に分かれています。スキー、スケートはどの領域にも入っていません。しかし、内容の取り扱いで地域や学校の実態に応じて行うこともできるようになっています。各校とも各領域の指導を年間計画に織り込む中、時間を生み出してスキー教室、スケート教室を行っています。

ただし、現場までの時間がかかる、時間等も体育の時間にカウントしなければなりませんので、体育のほかの領域の指導時間がとれなくなることもあり、今以上に増やすことはできない現状にあります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

利根川昇議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

地域医療について、いくつかご質問をいただいております。

まず、市立病院の経営形態についてであります。

北杜市内の医師数は、県内でも峡南地域に次いで少なく、民間病院が存在しない地域であります。このため、市立病院は市民の医療を守る中心的役割を担っております。また、救急医療

を行っており、当地域における中核的な医療機関として、大きな存在意義があります。

全国的な医師不足の中、市立病院では入院や外来等の日々の診療や救急医療が、医師の献身的な努力により行われている現状であり、早急な経営形態の見直しは医師の継続的確保に支障を及ぼすおそれがあるということを聞いております。

総務省が示すガイドラインでは、経営の効率化は3年、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しは5年程度を標準として、病院改革プランを策定することとなっております。まずは経営の効率化を目標に、病院経営ができるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、病院改革プランの概要と進捗状況についてであります。

国が示す経営改善の目標値は病床利用率80%、経常収支比率100%、職員給与費対医業収益比率52%とするものでありますが、具体的な数値目標については、各病院の状況に応じて適切に設定することとなっております。

北杜市病院改革プランにおきましては、経営の効率化に重点を置き、現在、経営課題の洗い出しが終わり、それぞれの病院の経営指標にかかる目標の設定と目標達成に向けた具体的取り組み等について検討を行っており、おおむね来年2月には病院改革プラン策定委員会で成案をいただき、パブリックコメントを経て年度内に病院改革プランを策定する予定であります。

次に、高病原性鳥インフルエンザおよび新型インフルエンザへの取り組みについてであります。

本年5月に北海道や東北地方において、野鳥からの高病原性鳥インフルエンザが確認されたことで、渡り鳥、野鳥等を介して、この感染症の侵入リスクが極めて高くなっております。このような状況の中で、県の指導により市内41カ所の養鶏場への緊急消毒を5月に実施したところであり、定期的に行われる巡回指導においては、ウイルスが農場へ侵入しないよう、衛生管理等の徹底を指導しているところであります。また11月には万一発生した場合に備え、西部家畜保健衛生所管内の関係機関が集まり、迅速な防疫体制が図られるよう、発生を想定しての防疫演習を行ったところであります。

現在のところ、県内・市内での発生は確認されておりませんが、早期発見・早期通報による迅速な防疫対応により、感染規模が最小限に抑えられることから、今後も県と連携を図り、養鶏農家および養鶏関係者への定期的な巡回指導を行い、野鳥対策、衛生管理の徹底と自衛防疫体制の強化を推進してまいりたいと考えております。

また、新型インフルエンザにつきましては、まだ人から人への感染症例はありませんが、身近な問題として、警戒を強めているところであります。市の対策としましては、国で策定した新型インフルエンザ対策行動計画を受け、診療体制づくりと初動体制を迅速かつ円滑に進めるため、感染症病床を持つ市立甲陽病院に国・県から助成を受けた人口呼吸器、架台、加温加湿器、防護服、ゴーグル、マスクなど330セットを整備します。また、県では山梨県新型インフルエンザ対策行動計画の見直しを行っており、今後、具体的な行動計画が示されることと思っております。

市民の予防対策といたしましては、死亡野鳥等に接触しない、手洗い・うがいの励行、マスクの着用、外出を控える、体力を保つ、インフルエンザワクチンを接種することを再度、周知してまいります。

新型インフルエンザの治療についてですが、現在、世界中で新型インフルエンザに効くワクチンを早急に実用化するための研究が行われていますが、まだ新ワクチンはできておりません。

有効薬として、抗インフルエンザ薬が有効であると考えられています。このため、新型インフルエンザ発症に備えて、抗インフルエンザ薬の備蓄方法についても関係機関と協議をしております。

市としましては、県、中北保健所、西部家畜保健衛生所、各医療機関等と調整と連携を図りながら、予防のための最新情報を提供し、市民が安全で安心な生活を送れるよう、新型インフルエンザ感染予防対策に努めてまいる考えであります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

利根川昇君の再質問を許可します。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

再質問をさせていただきます。

まず1の行財政改革、それと私の再質問には関連がございますので、地域医療についてということの中で、先ほどの部長の話の中で、公営企業会計の中の繰出金の見直しということで、基準を超える、現在、繰り出しがあるんですが、これを見直しということで、その公営企業会計は、先ほどおっしゃってました下水と簡易水道、病院ということの中であるということ、その繰出金の見直しを行い、一般会計からの繰り出しを抑制していくと、そういう部分がございます。その点について、実際にわれわれは、数字のことですから、日々変化していることは当然分かりますが、やはり、そのへんが大きなネックになっていくような気がします。と申しますのは、これからの市債の発行、何かにつけては、今から考えていって行動ができることだと思うからです。それに資本費平準化債の発行ということに関しましても、短い期間で返すものを逆に言えば延びるわけですから、そういう意味では実現、当然、可能なことだというふうに思うからです。それから、市税の確保という大きな項目もございますが、その中でやはり、この繰出金の項が一番心配される点でありますので、そのへんの現実味のある説明をしていただければと思います。

2つ目に入ります。原っぱ教育について。

今までも、このことに関しましては、いろんな方が一般質問されております。とはいうものの、人間、人づくりのことですから、一人の人間を枠にはめることは当然、できませんけども、そうは言いましても、原っぱ教育ということがいまだに周知している、このへんがまだちょっと、全体に行き渡っていないような気がします。と申しますのは、われわれが親の立場として見た場合に、われわれのころは、学校が終われば暗くなるまで外で遊んでいました。たしかに今、危険性という部分がありますから、そのへんの心配はよく分かります。その原っぱ教育と

というのは、そのへんにやはり原点があるような、自分は思いがしています。今は部屋の中で、逆に言えばテレビを見たり、次にはパソコンを当然、触ったりします。外で遊んでいる子が少なくなったと、当然言われていますけども、やはりわれわれの思いはそこにありまして、市長が4年前に提唱しているのは、市長の思いとは、私が思えば、市長の思いはそこにあるというふうに思っているんです。

そういった意味でスポーツ振興を、直接つながることではないかもしれませんが、していただくような意味で、1つ挙げますと、夏休みの登山、ハイキング、だんだん減っているように聞いています。登山をやめてしまった学校もあるようです。たしかに先生も大変だし、途中でケガをしてはいけません。そんなことが、すごく危惧されていることは分かります。だけど、この時期で私はスキー、スケートを挙げましたけども、北杜の、これだけ山に囲まれた、これだけ自然に囲まれた環境日本一といわれている、この北杜市で、なぜ子どもたちがハイキングや登山が一番多くできないんですか。一輪車を与えることが、それでグラウンドを走ることもいいでしょう。東京から来れば、バスでお金を使って、泊まりを使って、学校寮を使って、いろんな宿泊施設を使って、そして登山に来るんです。この環境であって、みんな素晴らしい環境で、議員さんも市長さんも、みんなおっしゃっている。この環境の中で、子どもたちに登山、ハイキングを進めないというのは納得できません。そういった意味で、スキー、スケートも冬場はやっていただきたい。小淵沢のスケート場にしても、あれは県が県民のスポーツとして、県が造ったものです。北杜市に振興しなさいといって造ったものです。スキー場もこの地に適しているから、営業もありますけども、一生懸命やりなさいとして、県が県有地をスキー場に開放したわけです。ですから登山等は山のこと、今、挙げたスキー、スケートについては、ぜひとも減らすのではなくて、もっと増やしていただきたいと思います。それが2つ目です。

3つ目に入ります。長期滞在型観光の推進の点につきまして、コンソーシアムが立ち上がって、1年経過しています。現状を伺いたいと思います。細かいことはともかく、やはりわれわれも心配している点がいくつもございます。そういった意味では、現状を伺いたいと思います。一般市民にはリトリートの杜事業が、まだ十分に理解されているとはいいがたいと思います。そういう意味で、営業者はだいぶ分かってきてきていると思います。それには市民の協力が必要になってきますので、普及や啓蒙を今後、どうしますか。伺いたいと思います。

次に環境日本一の杜を推進するためということで、水源涵養林とか里山を守るために、市が積極的に関与できるような方法と申しますのは、水源地の上の部分とかというのは、個人持ちとかということがあります。そのへんで、水源はもちろん確保して、まわりはあるんでしょうけども、そこに来る水は、それは面積がどのくらい広いか、それはちょっと数字では表せないと思いますけども、少なくとも、その上部のほうは、やはりちょっと、木を切ったり、建物ができたりしますと、心配があります。そういった意味で、その部分の確保、長期にわたって、例えば借りるとか、そういった個人持ちであれば、個人に補助を出して管理してもらうとか、いずれにしても水源地の近くというのは心配があります。そういった意味で、そこに市が関与できるような方法はないでしょうかと思います。

それから次は、ちょっと長くなりそうなので、そこまで再質問の中でお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、利根川昇議員の再質問にお答えいたします。

まず、繰り出しの関係でございますけども、法に定められた繰出基準がございまして、それは当然、一般会計から各会計に繰り出すのは、基準でございます。しかしながら、繰出基準以外の支出でございますけども、これは各会計の財源不足等に充てるために、独自で認められた繰出基準外の財源不足を補うための歳出でございます。これらが削減していくことが、今回の繰出基準の抑制というふうなことでございますので、よろしく申し上げます。

それから資本費平準化債でございますけども、これにつきましても、下水道事業等に将来の負担等がございますので、償却残高がございますので、そのへんも平準化債でフラットにしていくというふうな考えでございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

利根川議員さんのご質問、再質問でございます。

原っぱ教育の中のスポーツ振興というように受け止めております。

現在、学校教育の中では学校教育法が改革され、それから新学習指導要綱の改正がありという、教育関係の過渡期であります。われわれが子どものころは当然、夜遅くまで外で飛び歩いたというようなことも、私も経験しております。今の子どもについても、やはり安心・安全という部分では、かなり時代が違うような気がします。

そういった中で、20年度の各校のスキー、スケート、それから登山等でございますが、スキー、スケートについては、小学校については15校でございますが、15校実施しております。またスケート教室についても、15校中13校が実施されております。それから中学校につきましても、甲陵も含め9校でございますが、スキー教室については3校、スケート教室については1校ということになっております。

先ほど、お話ししました学習指導要綱等について、教育長からもご答弁させていただきましたが、体育の時間を利用して行うわけです。行き帰りの時間も体育の時間ということで、その体育の時間が年間の中で何時間というように定められており、そういった時間の中で有効なウィンタースポーツ等々も行っているということで、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

利根川議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、リトリートの杜事業のコンソーシアムが設立されて、1年が経過しているが、現在はどのような状況かでございます。

現在、リトリートの杜事業のコンソーシアムでございますけども、商品開発部会、それからプロモーション部会、地域交流ブランド部会の計3部会で構成されてございまして、今年は大きく4つの事業展開を行っております。

1つ目は、先ほど議員も指摘しましたベビーズリトリートでございます。いわゆるミキハウ

子育て総合研究所による全国初のベビーズバカスタウンに指定されまして、やはり子育てにやさしいエリアとしての事業展開を、今現在、行ってございます。

2つ目ですが、これはビジネスリトリートでございまして、企業における社員のメンタル面、それから福利厚生プログラムや入社式、新人社員研修事業の誘致ということでございます。

3つ目は、青少年リトリートでございまして、いわゆる地産地消を推進するための食育推進事業としまして、総務省のがんばる地方応援プログラムの一環である地域力創造アドバイザー事業を展開しているところでございます。

4つ目は、カレッジリトリートという定義づけをしてございます。これは早稲田大学大学院との官学共同、地域再生プロジェクトといたしまして、北杜市全域を院生の研究フィールドとしまして提供することで、いわゆる地域づくりだけではなく、産業振興や自主体験戦略といった、幅広い分野での研究連携を進めているところでございます。

次に第2の再質問でございしますが、リトリートの杜事業の一般市民への普及啓蒙はどのように行うかでございます。

先ほども申しましたように、これらの今までの4つの事業展開は、報道機関等により全国に報道されており、啓蒙効果は上がってきているのではないかと、私ども考えております。現在のリトリートの杜づくりは、北杜市内の有力な資源でございまして豊かな自然や味わい深い文化を最大限に活用しまして、いわゆる最小の経費で最大の効果を発揮するために、市役所内の部でありますとか、課を横断いたしまして企画立案し、コンソーシアムとタイアップしながら事業化していることが、いわゆる市民の関心となりまして、ひいてはコンソーシアムへの参加につながっているということでございます。

今日の日本経済新聞の山梨版へ載っておりますけれども、実は昨日、コンソーシアムの推進委員会を開きました。その結果、コンシェルジュにつきましては、相当、応募がございまして、今のところ1人、2人ではございますけれども、今後はそのコンシェルジュを最大限に、ピックアップいたしまして、より以上に効果を表すリトリートの杜事業にしたいと思っております。いずれにしても、今後も知恵を出して、汗をかきながら着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

細川環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

恵まれた水を守るため、水源地上部の森林保全をしていくのに、市がなんらかの形で関与できないかという、ご質問であります。

森林は、地下水の保全に大きな役割を果たしているところであります。清らかな地下水を保全していくためには、当然、森林の保全・整備というものが必要になってくるわけでありまして、森を森としての形で、いかに残していけるかということになるかと思っております。そういったことも含め、現在、庁内において検討をしております清らかな水、それを生み出す森を守るための条例の制定に向けての取り組みの中で、そういった森林を守っていくという部分につきましても、その中で十分、検討をしていければというふうに思っているところでありますし、どんな形で市が関与できるか。それも含めて、その中で検討をしてまいりたいというふうに思うところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

もう1つ、お願いします。

自然エネルギーの発電普及に関する件でございますが、長坂に実証研究の施設ができていますけれども、先ほどの話の中で、今年度はまた大きく増設になるというふうなこの中で、あそこの施設といいますのは、やはり日本はもちろん、世界的なものだというふうに私も感じているわけで、このこともすごく報道機関で取り上げられております。そんな中で、この市の環境のイメージアップとしても、やはり、あそこへいろんなものを、人が来てもいいようなものを、必要なものは造っていただきたいという思いと、それからあそこへエネルギーパークみたいな、名前はちょっと今後でしょうけれども、そんな感じで活用していただきたい、そんな願いの中で、シンボリックなモニュメントをつくっていただいて、そんな形の中で見学者が増えていけばいいなというふうに思っているんですけども、そのへんの願いを込めて、ひとつ質問させていただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

太陽光発電に対して、ご理解をさせていただいて、ありがたく思います。

ご指摘のとおり、世界的なものであることはたしかだと思います。現状で9カ国、先進的パネルが23メーカーのが並んでいるということでもあります。そういった役割等、そしてまた研究所は、昼間は発電するけど夜はゼロと、この発電を既存の送電線へどうやって安定的に送電できるか、供給できるかという実証研究もするというのも大きな役割だと思います。

もう1つは、今、議員ご指摘のとおり、ある面で言うならばエネルギーチェンジ、地球的規模の環境を、エネルギーチェンジによってという大きな役割をしていますので、多くの国民に、あるいはまた、ちょっと大げさに言えば、世界の人類に太陽光発電の必要性を醸成していくという大きな役割があるというふうに、私どもも承知しております。

そんな研究所を、ある面で言うならば、私たちの地域の誇りとして、後世に残していく、伝えていくという役割もあろうかと思えます。エネルギーパークというのか、あるいはまたモニュメントとか、具体的にご指摘があったわけですけども、そのへんを含めて、共同事業者であるNTTファシリティーズと、一生懸命、前向きに相談していきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（秋山俊和君）

利根川昇君。

○12番議員（利根川昇君）

いずれにしても、今期の、市長、4年間の実績は皆さんが認めているわけですから、積極的、また果敢に思い切った施策を打ち出して、実現させていただきたいというふうに思います。われわれも厳しいこと、提言をさせていただくつもりでありますけれども、頑張って4年間、ぜひ、ばさっとやってください。お願いします。

以上、終わります。

○議長（秋山俊和君）

利根川昇君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

北杜クラブの代表質問に関連いたしまして、関連質問をさせていただきます。

質問の5項目、環境日本一の杜を推進するについてですけれども、現在、稼働しております六ヶ村堰水力発電事業、これに続きまして、本年度、先ほども市長の答弁の中にありましたように、本年度、10カ所ほど水力発電の可能性を調査しております。また、先ほど市長の答弁の中で、調査の結果をふまえて、今後、第2、第3の水力発電事業を計画している、またしたいとのお答えでした。そもそも水力発電については、県内都留市の市役所前の元気2号君等をはじめ、現在、他市でも下水道の終末処理場の豊かな排水の利用、また、そういった点で導入を検討していると、新聞紙上等でも報道しております。

北杜市については、急傾斜地の農業用水路を利用しやすいと、水力発電の導入には非常に有利な条件がそろっておりと考えております。そこで、今後、来年度以降ですね、計画から、また事業化にあたりまして、何点か関連質問をさせていただきます。

まず1問目としまして、今般の六ヶ村堰、要するにNEDOの補助率の30%を記憶しておりますが、この事業化に向けて、合併特例債の利用が予想はされるとしても、水力発電の規模にもよりますが、まず費用対効果の面から自主財源ですね。市税で、特に賄う一般財源の負担も大きいと思います。発電によりまして売電に、償還の期間、また、その点についてどのように、どのくらいまでがよろしいかと考えて、現時点でも結構ですので、お答えをいただきたいと思います。

また2点目としまして、事業主体は今回の六ヶ村は北杜市であります。また、生活環境部環境課の所管でもありますが、今後、この小水力の事業を展開していくにあたって、さらに地域力を利用した民間の参入について、法的な可能性はありますでしょうか。また、送電先や電力の利用先の条件なども、この六ヶ村につきましても、広域の水道企業団の浄水場に利用するという形でしたが、そういった条件などもどのように、現在ですけれどもお考えになっておりますか。この点について、お答えしていただきたいと思います。

最後に、何より環境日本一を目指す北杜市にとって、CO<sub>2</sub>の削減ですね。自治体の評価の上でも、自然エネルギー利用の推進は非常に賛同し、また推進すべきと考えますが、財政健全化に向け、先ほど申しました財源の有効利用の点についても、市民に理解を得ていくためには、以上の点も明確に、先んじて市民に説明責任があると思います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

何点か、ご質問をいただきました。

まず、水力発電の建設に関わる財源の中で、NEDOの補助金、それから合併特例債の充当等が財源になっている中で、償還期間がどうなのか。また、費用対効果の中から比較してどう

なのかと、こういうことではありますが、合併特例債の償還期限というのは20年で設定をしているところでもあります。また、六ヶ村堰の水力発電所も昨年1年間運転をする中で、改めて検証をしたところでもあります。その検証の結果、10.2年というような数字が実績から出たわけでもあります。そういった中で、償還期間と比較すると、その中で効果は得られているのかなというふうに思っているところです。

次に水力発電の建設に関して、民間が参入することが可能なかどうかというご質問ですが、河川でありますとか、用水路等を利用して、こういった水力発電を実施する場合、いろんな法律のクリアが必要となってまいります。河川法でありますとか、そういった中で水利権の問題とか出てくるわけではありますが、民間が現実やろうとすれば、NEDOの補助金も受けられますし、残った資金の調達ができれば、民間でもできるものと思っております。

次に発電した電力の供給先はということではありますが、これはご承知のとおり、現在、六ヶ村堰の水力発電については、大門の浄水場に送電をしているところでもあります。仮に市が今後、水力発電所を建設していく場合、建設場所の近くに、そういった公共施設等々、電力を消費するところがあれば、そういったところに送電をし、自前の電力を活用していくということを模索していくということになるかと思えます。また、近くにないときには、東電との中で、公共施設で利用している相当分というような中で、東京電力がどんなふうに対応してくれるかということは、今後、協議をしなければならぬことだと思えます。

次に、CO<sub>2</sub>の削減効果等々のご質問がありました。

同じように六ヶ村堰における水力発電の、これまでの運転状況の中で、そういったCO<sub>2</sub>削減に水力発電所がどれだけ貢献できているのかということではありますが、CO<sub>2</sub>削減を杉の木でCO<sub>2</sub>の吸収量でいいますと、杉の木成木の5万4,900本余の削減ができているのかなと。また原油量で換算しますと、200リットル缶で換算しまして、2,500本余の削減ができているのかなというふうに、これまでの昨年1年間の六ヶ村堰の水力発電所での実績に基づく環境貢献度というふうに捉えております。

水力発電所の建設にあたって、NEDOから助成が受けられるわけではありますが、現在のところ、NEDOからの助成の率というのは50%でありますので、そのようにご承知おきをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

すみません、1点だけ、再質問という形でお願いします。

先ほど民間の事業、ジョイントですね。民間と、行政も資本ということで投入して、ジョイントした形の中での事業展開というのは、法的には難しいといいますが、できないでしょうか。

その点と、あと、先ほど部長からも報告がありましたように、現六ヶ村堰の小水力発電の費用対効果については、所管ということで報告は受けております。その点について、1点、お願いしたいんですが。現時点で分かっているところで、結構ですが。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

市と民間とかジョイントを組んで、そういった水力発電の施設の建設というものができないかというご質問であります。現在のところ、そういった方向の中でどうなのかという検討は、これまでしてまいりませんでした。したがって、ご指摘のようなことも可能なかは含めて、今後の建設計画を考えていく中で、併せて検討をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございませんか。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

2番目の質問、地域医療の一番最後の高病原性の鳥インフルエンザのことについて、ちょっとお伺いします。

今朝の山日にも、山梨市の取り組みが報じられていました。対策行動計画をつくって、それを市民に啓蒙していく。特に、外出の自粛の勧告も行うということが盛り込まれているようがあります。

本市におきまして、先ほどの答弁があったわけですが、41カ所ですか、養鶏場があるとか、それについての防疫の訓練をしたとかということは先ほども答弁にありましたけども、この鳥インフルエンザだけではなくて、新インフルエンザについての、先ほど質問の中にありましたマスコミや新聞、ラジオ等での報道は、ここ1週間くらいの中に頻繁に行われて、皆さんも見たとするんですけども、どうして、この時期かなというふうに思うんですけども、この代表質問の中にこの質問もありますから、多くの市民の皆さんも、今回の市側の答弁に関しては、関心を持っているのではないかというふうに思います。

そういう意味で、甲陽病院にそういう対策の予算をつけて、整備を進めているというふうな答弁があったわけですが、このテレビ等で報道されているような、不安とか怖さを助長するような放送なわけで、それに対して北杜市として、今この時点で、マスコミのああいう報道に踊らされなくてもいいよという考え方なのか。それとも、実際にそういうことが起きる可能性があるかもしれないからという形で、一刻も早く市民にそのことを、対応を伝えようとしているのか。要するに今回、山梨市で、そういうことが新聞に報じられた、韮崎市にもそういう行動計画がつけられているとかということを見たところ、自治体の対応、危機感に対する対応の温度差があるのではないかという、そんな気がするんですよ。あるいは競争がすでに始まっていて、国の厚生省の指導ではなく、県の指導ではなく、市独自にそういうものに対する取り組みを進めている、そんな結果が出てやしないかなということ、ちょっと危惧するんですよ。そういう意味で、新聞、ラジオ等で取り上げられている、日本中が一緒に、そういう危機感を煽られるわけですから、北杜市としては、北杜市独自の情報をしっかり市民に伝える、そういう施策を講じていかなければいけないと思うんですけども、そのことについての取り組みをすでにされているのか。あるいは、いつするのか。どういう方法でやっていくのかということ、この場でお考えをお示しいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

鳥インフルエンザから新型のインフルエンザへというふうなことです。

鳥インフルエンザは鳥から鳥、そして、その鳥から人、そして人から人へ、こう移っていく段階で毒性がだんだん強くなっていくというふうなことが、報道されているわけです。こんな中で、では取り組みをどうするのかということで、平成17年に国では、この方針を立てました。17年11月ですか、それを受けて県のほうでも同年の12月に、この計画をつくったところでございます。これもやはり情報がいろいろ、世界的に錯綜する中で、毎年のように見直しをされてきました。先ほどの答弁の中で、今、見直しをしているところだということを申し上げたんですが、近い情報の中では、もうすでに素案のほうができたということを聞いております。近く、この素案の内容、そして市町村の取り組みについて、どのようにしたらいいかということを、市町村に対して説明会を開催するように聞いております。

この新型のインフルエンザ、パンデミックという言葉を目にするんですが、爆発的にこれが広がっていく。ですから、この対応は非常に難しい。それだけに、これは広域的な対応が非常に望まれるのではないかなというふうに思っています。私どもも1、2の町村で、すでにこういう計画を立てたというふうに聞いておりますが、県の今度示される計画をよく見ながら、市民の皆さんに安全・安心、そして大丈夫だというふうな確信を持っていただけるような情報を精査しながらお伝えをしてみたいと、このように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

今、言ったように県もどういうふうにしたらいいか、あるいは国もどういうふうにしたらいいかということで、まだまだ、しっかりとした計画等ができ上がっていないというのが実情だと思います。ただ、今言ったように、マスコミ等言えば、テレビなんかでは、先んじてああいうふうな形で放映されていますから、市民の不安は募るばかりかなと思います。そういう意味で、市とすれば市民に対して、そのへんの正しい情報を一刻も早く伝えてもらいたいと思います。

もう一つ、その放送の中で、当然、今はパンデミックという、大爆発をしたのちに作られるべく、一番効果のあるワクチン、パンデミックワクチンとかというものが、当然、発生して6カ月くらい経たなければできないということですから、特效薬はないわけですが、今現在ある鳥インフルエンザ用のタミフルという薬は、要するに感染、24時間くらいだと100%の効果があるとかということを報じられたり、48時間でも50%近い効果があるとかということが報じられているわけですね。そうしますと、市民からいいますと、では甲陽病院に、そのタミフルがどれだけあるんだと。市民の分あるのかどうかということまでもが、関心がそこに集まると思うんですよ。そういう意味で、本市に、例えばタミフルというふうなワクチンがどの程度、今現在あるのか、必要なかということも含めての考えをちょっとお聞かせください。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

今、議員ご指摘のように、まったくの有効薬というものは、現在ではないということでございます。そういう中で、商品名でございますが、タミフルが有効ではないかということが言われています。抗インフルエンザ薬という形の中で、これは紹介をされているわけですが、この有効性も確実に確認をされているわけではございませんので、このへんも、もう少し、しっかりした情報を得て、伝えていきたいと思っております。もし、こういったものが当面の間、有効であるということになれば、やはり私どもも、病院とも協議をしながら備蓄の方向も検討していかなければならないというふうに思っています。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

先ほど、財政の健全化計画について、お話をいただきましたが、今現在、非常に雇用不安が広がっておりまして、今、緊急雇用対策というのが喫緊の課題になっております。それで、北杜市の現況について、お聞きしたいと思っておりますが、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

・・・保坂多枝子君、発言を許します。

○11番議員（保坂多枝子君）

そんなに大きな問題が出ていなければ、それで結構なんです、大分で、行政で素早く取り組んだというふうな例がございます。北杜市でもそういうことが、不安が広まってくる場合がありますので、ぜひ、そのときには素早い対応をお願いしたいと思います。現在、そのようなことが出ていなければ、答弁は結構でございます。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

北杜市内の企業もアメリカといわず、日本国内の影響を受けて大変であるという話は、側聞しております。まだ具体的に、人員整備という話も一部は聞いていますけども、大変、先行き不安であることは、たしかだと思っております。そういう中であって、派遣職員の問題を含めて、私どもも先般、設置しました相談窓口の中で対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

先ほどの再質問の中で、モニターセンターというふうな話がございましたが、これは環境日本一を目指す北杜市として、ミニ水力発電、また太陽光発電も5年後には市の施設として運用されていく中で、今、非常に高い評価をいただいておりますが、まだ、この施設両方を生かすというところには至っていないように思っています。それで見学とか、学習の場として生かせるモニターセンターを、ただ太陽光発電という形ではなくて、水力発電も目に見えるものとして、そこへ行ったときに学習の場ができるような施設が必要ではないかと思っております。そうすることによって、また長期滞在型のリゾートの杜に、環境日本一の北杜市を売る場としても生かせるのではないかと思います、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

水力発電、それから太陽光発電についての見学や、あるいは学習の場が1カ所でできればというような思いで、ご質問をいただきました。

太陽光発電につきましては、ご承知のように、これから研究期間がまだ続きます。5年の研究期間が終わりますと、市にどういう形にしる譲渡されるんだろうと思っておりますが、その中で水力発電も、これから第2、第3の水力発電も計画がされていくわけでありますので、同じ場所でそういった見学や、学習ができる場所というものを考えていかなければならないと思っておりますし、また学校の児童生徒がそういったところに来て、そういった、一目で分かるような施設というものを検討していきたいというふうに思います。

また併せて太陽光発電、水力発電も施設が増えてきますと、管理というものをどういうふうに進めていくかということも、当然、考えていかなければならないと思っておりますので、これからそういったことも含めて、併せて検討・研究を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

今、環境的なものということで、これは横断的な考え方の中で、長期滞在型の1つの売りとして、推進を図るというふうな考え方も必要なこと。また、教育の場としての考え方も必要なこと。環境ということが全体的な北杜市の売りとして、取り組んでいただきたいという中で、横断的な考え方をお願いしたいということです。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

いろいろな意味で、市民が環境問題に対して、大変、関心が高くなってきていることはたしかだと思っております。ですから、先ほど私も利根川議員の答弁にもお答えしたところですけども、

ある面と言うならば経済性を考えなければならない。それは効率性の問題かもしれませんが、もう1つは話題性も必要だと思います。それが結果として、地域振興に結びつくようなことも考えなければならない。もう1つ、大切なのはいろいろな意味で、経済性を超えた人づくり、環境教育も非常に大切ではないかと思っています。それらをひっくるめて、ある面と言うならば、費用対効果というような言葉に置き換えられるかもしれません。先ほど来、いくつか単語が歩いていますけども、モニターセンターだとか、エネルギーパークだとか、あるいはまたモニュメント、記念碑の問題等々もあろうかと思っています。そのへんについては、私どもはこの太陽光発電は誇れる事業、誇れる施設として位置づけられておりますので、それらのご意見を参考にしながら、先ほど答弁したとおりであります。共同事業主であるNTTファシリティーズと相談して、そのへんを前向きに位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに。

清水壽昌君。

○21番議員（清水壽昌君）

行財政改革についての関連質問をさせていただきます。

合併以降、歳出の状況を見ますと、建設費の減額が際立っております。合併時の約束の中で、人件費の削減というも、また大きな目玉であったように思います。人員削減につきましては、順調にされているという報告をいただいております。しかし、人件費の歳出状況を見ますと、目立った減額というふうなことが見えないわけでございます。その効果が表れてくるのは、いつごろから表れてくるのか。タイムスケジュールといいますが、方向性についてお伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

人件費の削減の関係でございますが、現在、適正化計画等に基づきまして、削減を図っているところでございます。予算面での効果が出ていないのではないかということでございますが、やはり退職者の特別負担金等々の増額がありますので、それらが影響しているということでございますが、ここ来年度ぐらいからは、人件費も数字的には表れてくるというように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水壽昌君。

○21番議員（清水壽昌君）

逐次、それが表れてくるというふうなことでございますけども、おおむね、金額的にどのくらいずつ減ってくるのか、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

それらにつきまして、退職者の人員等によっても、当然、影響が出てくるわけでございますが、1億5千万円ぐらいの効果は出てくるのではないかというように思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで暫時休憩といたしまして、昼食の時間をとりたいと思います。

再開は、1時40分。

休憩 午後 0時07分

再開 午後 1時38分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの中嶋新議員の質問で、答弁内容に誤りがあったということで、生活環境部長から訂正の申し出がありましたので、これを許可します。

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

午前中の中嶋新議員さんの、水力発電所に関する合併特例債の償還の期間のご答弁をさせていただきました。答弁の中では、20年とご答弁させていただきましたが、合併特例債、北杜市は許可制、起債を借りる面では許可制であります。その県知事の許可は20年でいただきましたが、この借入先は民間の金融機関であります。縁故債でありまして、本市の財政状況、あるいは借入先との協議の中で、実質の借入れ期間は17年に借入れた分が償還期間10年、それから18年に借入れたのは15年で借入れをして、償還を現在しているところでありますので、そんなふうにご訂正をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

次に、北清クラブの会派代表質問を許します。

北清クラブ、18番議員、坂本治年君。

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

平成20年12月定例会にあたり、北清クラブを代表して質問をします。

北杜市が誕生して5年目に入り、11月には市長選挙と市議会議員選挙が同時に行われ、白倉市長が再選を果たし、これからの4年間、北杜市の舵取りを多くの市民より負託されました。これまでの4年間の白倉市政の評価と、まずお喜び申し上げます。

市長は、いくつかのマニフェストを発表しました。多いに期待するところであります。また、

市議会も全市一区という新しい制度で、22名の議員が誕生しました。私たち北清クラブは市民の目線の上に立ち、生活と福祉の向上、市政の発展に努力することはもとより、執行機関と市民の間に立ち、行政のチェック機能を果たすべく、常に是々非々の考えを貫き、冷静な判断のもと、活動していく覚悟であります。

このたび、多くの市民の信任を得て当選した議員が警察に逮捕という事件が起きました。これは多くの北杜市民を裏切る行為であります。議員の役職を律してのこと、絶対にあってはならないことであり、起こしてはならないことであります。私たち北清クラブは、名前のごとく、厳しく、清く正しく一人ひとりが身を処していくことを表明するとともに、このような問題に対して、議員として、クラブとして、厳正に対処したいと考えます。

以下4項目について、質問いたします。

まず、指定管理についてであります。

市内140に及ぶ諸施設が指定管理制度に移行して、3年が経過しました。施設の運営の効率化と民間の発想と活力導入、経費の節減、市民サービスの向上を目的に指定管理者制度に移行したわけですが、早急な移行のため、効果の表れた施設、指定管理になじまない施設、不適格な管理者、見直しの必要な施設等が見つかったため、市では会計処理や運営面により専門的な観点から評価、チェック機能の強化を図るため、専任の担当職員を設置したのです。そこで、市長に伺います。

更新する28施設の評価は、職員と身分と権限は、指定管理者、株式会社 ネットワーク北杜の業務内容は、

次に芸術文化スポーツ振興基金について、質問します。

第3回臨時会において、人と自然と文化が躍動する環境創造都市実現と夢と希望に満ちた力みなぎる北杜市の構築に向け、まい進する覚悟であると市長は表明いたしました。しかし、国の三位一体改革による市の財政への影響、または北杜市の8町村の合併による莫大な市債残高の削減、少子高齢化への対応、増え続ける医療費の問題、これらは市民と協働のもと、知恵を出し、耐え忍び乗り越えなければならないと考えます。

市民ともども努力し、ふるさとにしながら薫り高い文化、芸術をソフトな面から触れる機会を多くつくることと心豊かな市民を育むことが大切と考えます。

振興基金の趣旨は、資金と運用方法は、オーストリア・ハンガリー・ハイドン・フィルハーモニー交響楽団を率いるアダム・フィッシャー首席指揮者とともに来県するソリスト、小林響さんの一流の芸術文化に接するための基金の活用は、

次に地場産業振興について、伺います。

市の基幹産業である農業の活性化は重要課題であり、本市の農業をどのように指導するのか。農業の従事者の高齢化、後継者不足、遊休農地の荒廃化等、先の見えない現状であると考えます。市内に大きな農業法人が企業誘致で進出を果たし、大いに期待し、発展を願うところがあります。市では遊休農地の荒廃化の進んでいるのは畑であり、この畑の活用をどう進めるのか、官民の連携の中、新産業の掘り起こしが必要と考えます。そして農業と観光を結びつけることが課題であると考えます。

この秋に、小規模ワイナリーの酒造免許が可能なワイン特区の認定を受けました。市では、今後、この認定をどのように官と民による活性化を図っていくのか。また、この事業の成功と農業の発展に結びつくよう、祈るところであります。

市長に伺います。

遊休農地の荒廃対策は、ワイン特区についての考えは、農業による産業振興は、次に、環境保全型リサイクルセンターについてを質問いたします。

21世紀は環境の世紀といわれ、地球温暖化によるあらゆる生物に影響を与える環境問題、その原因となる二酸化炭素を世界的規模で削減していくのが求められ、また人間としての役割を果たすことが大切と考えます。

市でも小水力発電、太陽光発電、環境保全基金等の設置、その対策に積極的に取り組むことは評価するところであります。今後、企業、各家庭における環境教育の取り組み、環境意識の高揚、里山整備による森林育成、水質保全、ゴミの減量、家畜排泄物等のリサイクルによる大地の保全等に、積極的に取り組むことが大切と考えます。

私たち北清クラブは、総務省の元気な地方に選ばれた栃木県茂木町の有機物リサイクルセンター 美土里館を研修してきたところであります。そこで考えさせられたのは、現在、わが市が積極的に進めている環境問題は、清潔な環境問題であります。他方、ゴミや生ゴミ、家畜排泄物の汚い、嫌い、臭いのものに対する取り組みが遅れているのが現状ではないでしょうか。

そこで、市長に伺います。

生ゴミ、ゴミ、家畜排泄物の対策は、里山整備による落ち葉、間伐は、畜産農家の環境衛生は、生ゴミ、落ち葉、畜産排泄物のリサイクルについて、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本治年議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

1期4年間の舵取りを評価していただき、ありがとうございます。是々非々、大所高所からご指摘をいただけたら、ありがとうございます。

まず指定管理について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、指定管理施設更新の28施設の評価についてであります。

更新する28の指定管理施設の過去2年間の評価につきましては、AもしくはBとなっております。A評価は総合評価の結果、特に優れている。B評価は総合評価の結果、適正であると認められるとの評価であり、指定管理者による指定管理施設の運営が適切になされているものと考えております。

次に、指定管理者制度を担当する専任職員についてであります。

指定管理者制度の業務につきましては、企画部企画課行革担当が総括的な役割のもと、各担当課と連携を図っております。行革担当職員を12月1日付けで1名増員して3名体制とし、このうち1名を指定管理専任職員としたところであります。

指定管理者制度につきましては、北杜市公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例により運用を行っているわけではありますが、定期、または必要に応じて報告を求め調査を行い、必要に応じ指示を出すなど、指定管理者制度の業務につきましては、今まで以上に厳格な対応を行うことが可能であると考えております。

今後におきましては、施設の効率的な運営、市民サービスの向上はもとより、指定管理者を適切に指導、監督してまいりたいと考えております。

次に芸術文化スポーツ振興基金について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、振興基金の趣旨についてであります。

芸術文化やスポーツは、私たちの心身の健全な発達を促すとともに、ゆとりや安らぎといった、心の豊かさや明るく豊かで活力に満ちた地域づくりに寄与するものであります。特に近年の生活水準の向上などに伴って、物の豊かさだけでなく、心の豊かさが強く求められるようになり、精神的な充足感を求めて、芸術文化やスポーツ活動に親しむ人が増加しております。

こうした中で、教育文化に輝く杜づくりを一層推進し、一流の芸術文化、スポーツに触れる機会を創出する中で、市民が個性豊かな創造性に富んだ芸術文化活動や生涯スポーツの普及を図るための活動に対する支援を継続的・安定的に行うことを目的に、基金を創設したところであります。

次に、振興基金の運用方法についてであります。

芸術家および芸術文化スポーツに関する団体が、地域の芸術文化スポーツ振興・普及にかかわる活動を行うための自主活動に対し、運用してまいります。これにより、市民が一流の芸術文化スポーツに触れることで、豊かな人間性を育み、みずからの手で新しい文化を創造する環境づくりと、その基盤の強化を図ってまいりたいと考えております。

次に地場産業振興について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、遊休農地の荒廃対策についてであります。

本市における遊休農地は、ほとんどが未整備である畑地に占められ、一部水田に存在します。これまで荒廃対策として、中山間地域等直接支払い制度や農地・水・環境保全向上対策を積極的に導入し、集落単位での農地の遊休化を抑止するとともに、解消に努めるよう支援し、その結果、協定が締結された農地の遊休化は抑止されているところであります。しかしながら、全市を網羅するまでは至らず、農業離れが進む山間部や有給化が進む畑地帯では、依然、農地の荒廃化が目立つことから、計画的に解消を進める必要があります。

今後の対策としましては、本年度中に耕作放棄地再生活用5カ年計画を策定し、年次計画的に解消に努めてまいります。この耕作放棄地再生活用5カ年計画には、平成21年度に事業化される予定であります耕作放棄地等再生利用緊急対策交付金の活用を盛り込み、その交付金の事業実施主体として、耕作放棄地対策の組織を設置したいと考えております。

次に、ワイン特区についての考えであります。

農業における地球温暖化の影響は顕著であり、農作物の適地が変化しているところであります。一例を挙げますと、米の品質から見た品種特性では、適地がより高い標高へと変化しており、またブドウにおいても適正標高の変化などがあります。当然ながら醸造用ブドウも、これに該当いたします。

今後の本市農業の基幹類型は米、野菜、畜産に加え、醸造用ブドウを中心とした果樹生産の主産地化が想定されることから、醸造用ブドウの産地化を推進するとともに、北杜ワインのブランド化を視野に入れた特産品開発が必要になります。このワインのブランド化には、酒税法に規定する製造下限数量を緩和し、小規模でも製造が可能になるよう、国からワイン特区の認定を受けました。

次に、農業による産業振興についてであります。

本市は県内一の農業地帯であることから、産業として農業が位置づけられ、農業振興と地域活性化は密接な関係にあります。本市の第1次産業は就業人口は20.8%、生産農業所得は

30億円であり、他産業に比べれば低い数値に留まっておりますが、これは統計上の数字であり、農業を発端とした地域産業への波及効果は相当あることが想像されます。

地域での産業振興面では生産を担う農業、加工を担う手工業、販売を担う商業という生産から消費までの流れを地域内一貫ラインで結ぶことにより、地産地消による地域活性化が期待できます。

具体的な対策としましては、今年度、地域経済の活性化を目的に国が事業化した農商工連携事業等があります。本年度は農商工連携事業に1事業所、地域産業資源活用事業に2事業所が認定されたところであります。今後も引き続き、市内農業者、商業者、工業者に積極的に呼びかけをするとともに、市が各事業所をマッチングさせる重要な仲人役として、事業推進を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、本市の産業の核は農業であることから、引き続き農業振興策を講じ、地域活性化支援を図ってまいります。

次に、生ゴミ・ゴミ対策および生ゴミのリサイクルについてであります。

北杜市のゴミ減量化対策およびリサイクル推進につきましては、北杜市一般廃棄物処理基本計画に基づき、本年度から新たな資源物としてミックス紙を加え、分類も市内統一した中で取り組んでおります。

ゴミにつきましては、平成18年度から減少傾向にあり、本年度は上半期の実績から前年対比96%、約254トンの減量を見込んでおります。また、資源化率につきましては、前年対比約106%、148トンの増加を見込んでいるところであり、徐々にではありますが、市民の皆さんの取り組みの成果が表れてきているところであります。また、可燃ゴミの約20%を占める生ゴミは、北杜市においては発生源である家庭において、自家処理して自然に還元することができること。および生ゴミ処理機購入補助金制度を導入し、生ゴミの堆肥化による減量化を行っていることなどから、他市に比べて排出量が少ない状況であります。

北杜市の地域性もあるかと思いますが、これらの取り組みも含めて、1人1日当たりの生活系ゴミ排出量を比較すると、県平均739グラムに対し、514グラムと非常に少ない排出量となっておりますので、今後もさらなる減量化を目指し、啓蒙啓発を行ってまいりたいと考えております。

栃木県茂木町における生ゴミ等の有機リサイクルセンターは、廃棄物や地域の未利用資源のリサイクルに取り組んだ先進的な資源循環施設であると思っておりますので、これらの施設等も参考にしながら北杜市における実践方法について、既存の堆肥センターの活用の可能性についても検討してまいりたいと考えております。

次に里山整備による落ち葉、間伐についてであります。里山整備事業による施業は針葉樹が大半を占めていることから、落ち葉のリサイクルに関しては検討されていない状況であります。また、里山整備事業後の間伐材につきましては、間伐材をそのまま森林内で自然にかえす切り捨て間伐から、木材やチップ材として利用できる間伐材として搬出し、販売できるよう転換を図っているところであります。

しかし、森林によっては搬出に多額の経費がかかり、森林所有者の負担となってしまうことから、今年度より間伐等の施業に加え、簡易作業路の開設や玉切り、枝払いを加え、より間伐材が利用しやすくなるよう、里山整備事業補助金の内容を充実したところであり、今後も森林所有者の理解を得ながら、里山整備事業の推進と間伐材の利用促進に努め、里山の環境を保全

してまいります。

次に、畜産農家の環境衛生についてであります。

家畜の衛生管理の向上を図るためには、畜産農家みずからがその意識を高め、自発的に飼養環境等の改善を実践することが重要であります。それらを支援するため、県の畜産専門スタッフとともに、定期的に家畜巡回指導を実施し、環境衛生に関する助言・指導を行っております。その際、衛生面および家畜排泄物の適正な処理、保管施設の構造設備を調査するとともに、必要に応じ、関連する帳簿、書類等も確認し、衛生管理の強化に努めています。また、環境意識が高まる中で、家畜排泄物については、適正な管理を確保しつつ、資源として有効利用を進めるため、家畜排泄物法が制定され、平成11年から施行されています。排泄物の野積み等による不適切な管理では、環境問題を引き起こすおそれがあるため、堆肥舎での管理が必要であり、少なくとも上部をビニールシートやハウステントで覆うなどの管理が、法律により義務付けられております。

現在、市内の畜産農家のほとんどが堆肥舎を整備しており、家畜排泄物の効率的かつ衛生的な処理により、肥料としての利用を推進しております。特に市の主要農産物であります水稻については、堆肥を施用した5割減農薬、減化学肥料米の生産を奨励しているところであります。北杜市内で生産された堆肥を積極的に施用する耕種農家へ助成を行っております。

家畜排泄物は汚い、嫌い、臭いものではなく、資源循環型社会への移行が求められる環境意識が高まる中、堆肥として農業の持続的な発展に資する土づくりに活用できる資源であり、農業を支える重要な有機肥料源としての、有効活用を一層促進する必要があると考えております。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは坂本治年議員の、北清クラブの代表質問にお答えいたします。

指定管理者、株式会社 ネットワーク北杜についての業務内容のご質問にお答えいたします。

当社は市営のCATVの管理運営を4月より行っており、来たる2011年の地上化デジタル対応についても現在行っており、順調に進捗しております。来年1月下旬には高根、それから大泉エリアにつきましては、デジタル放送の試験送信を行う予定でございます。

それから、北杜市の自主放送番組の放送配信状況でございますけども、市ケーブルテレビエリアの加入者および葦崎電設加入者につきましては、1日8回30分、配信し、その番組と番組の間においては文字放送を行い、24時間放送の配信を行っております。また、NNSエリアである明野町、須玉町、長坂町および小淵沢町の一部の放送につきましては、午前7時と午後9時からの2回ということで、合計1時間をNNSから購入するチャンネルをリースで放送しております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

坂本治年君の再質問を許します。

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

指定管理の件でございますが、更新する28施設の評価ということで、A、Bと評価をしていることでございますが、私はこの28施設の中に、やはり不公平な料金の設定とか合併時代から引き継いでおり、非常に中に問題点がある施設があるわけでありまして、28施設の中で料金が不公平な施設があるんですが、そのへんは何年ごろまでに改正をするのか。また合併から引き継いでおります、いろいろ問題は何年ごろまでにそれを解決するのか。契約料等の見直し、いつごろまでにできるかということ、指定管理についてお伺いします。

それと職員の身分と権限なんですが、やはり、今回の指定管理の中には非常に問題が出て、市民からも非常に注目されているわけなんです、その企画部の中に条例とか、どの程度、指定管理に対して指示ができて、どの程度までの収支のところまで踏み込んで指導ができるのか。ただ、通り一遍に上から見ているだけでなく、どの程度まで指導ができるのか。それを伺いたいと思います。

それと、もう1つ。ネットワーク北社の件なんですが、私はここで言いたいのは、今回の市長選挙、市議会議員選挙の中におきまして、非常に私たちの地域では選挙速報等は全然、行わなかったと。非常に市民からは、なぜ料金を払って、その料金が値上げして、それでありながら市民の皆さんの負託に応えられなかったのかということについて、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまの、坂本議員さんの再質問でございますけれども、不公平な料金という表現でございますが、基本的に各施設、条例を制定しまして、その中で料金設定をしておりますので、不公平といわれますと、いわゆる温泉施設の関係だと思っておりますけれども、それについては、いわゆる福祉施設の関係と、それから観光施設ということで、それぞれ条例を定めて設定しておりますので、このへんにつきましては、今後、検討する課題だろうと思っております。

それから職員の身分等の扱いでございますけれども、企画部のほうの企画課の行革担当に1名配属されまして、その中で事務分掌をそれぞれ分けまして、いわゆる1名については指定管理専門という担当になっておりますので、各課と連絡をとる中で、いわゆる調査等ができますので、今まで以上に踏み込んだ調査をしていきたいと思っております。

それから北社ネットワークの関係で、市会議員の選挙等の速報でございますけれども、以前、高根町においては速報を流しておりましたが、これにつきましては、現在、CATVを見ている方、それから受信アンテナで見ている方もおりますので、そのへんの情報が偏るではなからうということで、今回の放送につきましては、放送をいたしませんでした。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

株式会社 ネットワーク北社の件なんですが、自主放送番組基準というものが市内にあります、ちょっと、ここで読んでみたいと思いますが、北社ケーブルテレビ放送は地域住民の基

盤に立った公共放送の機関として、何人からも干渉されず、放送による言論の自由を確保し、および生活文化の向上に最善を尽くさなければならないという、放送基準があるわけでありまして、特に私たちは今までケーブルテレビを非常に身近に感じておったわけなんです。今回、値上げをし、なおかつ今回、非常に関心を持っておる市長選挙、市議会議員の選挙の放送を行わなかったという、なぜ、それができなかつたか。例えば、ネットワーク北杜を指定管理に出したわけでありまして、なぜ、それができなかつたか。もっと正確に、その内容を教えていただきたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ネットワーク北杜さんの、いわゆる事業の中で選挙速報がなぜ、できなかつたかのご質問でございますが、これにつきましては、先ほど答弁しましたが、できないわけではございません。ただ、市民の皆さんの情報が偏るということで、今回、放送しなかつたということでございます。その中で、もし放送するであるならば、限られたエリアになります。その中で、いわゆる選管発表の、いわゆる数字をテロップで流すというのが情報提供だと思っておりますが、これにつきましては、それぞれ番組審議会、放送審議会がございますので、その中で検討させていただいて、方向性を見つけていきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

再質問します。

ネットワーク北杜については、ただ放送するだけのことであつて、番組の制作とかそういうことは全然、関係ないんですね。その放送するとか、しないとか、何を一般に、自主放送をするかということは、ネットワーク北杜には、ただ放送するだけの権限であつて、番組をつくることはないわけですね。番組をつくるのは、北杜の中で番組をつくっているんですね。北杜の情報政策課で。だから今回、例えばどこまでが指定管理であつて、どこまでが市で管理をするのか。指定管理に出したりするのは、やはり経費節減、市民の皆さんに平等に放送ということが趣旨ではないかと思ひますが、そのへんを、指定管理でどこまでが株式会社 ネットワーク北杜に与えられるのか、市でどこまでやるかということをお願ひしたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それではネットワーク北杜の関係で、番組の制作の関係でございますけども、市は指定管理者であるネットワーク北杜に指定しましたので、これについては、市が行っている業務については、すべてをお願いしたものでございます。そうしますと、番組制作についても当然、ネットワーク北杜が作成し、放送しているということでございますので、そのへんについて、補助としまして、職員の情報課のほうでも番組をつくつて、ネットワーク北杜に送るといふふうな

流れでございますので、基本的には、ネットワーク北杜が制作して行っているところでございます。

失礼しました。

先ほどの答弁の中でございますけども、番組につきましては、市で作成して、いわゆるネットワーク北杜のほうに放送をお願いしているということでございますので、ご訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

では、指定管理に出すにあたり、番組制作、職員を何人が使いながら、番組だけを北杜でつくって、ではネットワーク北杜は放送だけをするということですね。例えば葦崎電設さん、白州、武川は9チャンネルで流している。NNSのネットワークサービスは、明野、須玉、長坂は9チャンネルで1日2時間ぐらいを委託を受けてやっているということでございますので、ですから私は、どこまでを指定管理でネットワーク北杜に任せるのか。そのへんのところを、明確にちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

番組制作の関係でございますけども、市の情報政策のほうで、これこれの番組を、いわゆる、これについて取材してほしいという依頼を出します。そうしますと、ネットワーク北杜さんのほうで、それを取材して、それを放映するというところでございますので、番組の制作の、いわゆる全体像につきましては、市のほうで管理して、このような番組をつくってほしいという依頼でございますので、その中で運営されておりますので、いわゆる市と、それから指定管理者である北杜ネットワークとの共同の中で進めておりますので、放送自体は今までとはなんら関係ないというふうな考えでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

私は、その指定管理に出したときには、やはり番組もある程度、民間に任して、職員もそちらを減らして、指定管理に出してやれば、それなりの、この番組放送審議会には、そういう規定が決まっているので、やはり平等の放送ができると思います。

今回、例えば、この選挙速報だけでなく、やはり民間にそれなりの権限を与えて、平等の放送をすることが、指定管理に与えてやることではないかと思っておりますので、これはもうちょっと、よく考えて、指定管理がどういう放送、ネットワーク北杜に与えるかということを研究していただきたいと思っております。これは、答弁はいりません。

次に芸術文化スポーツ振興基金でございますが、ゆとり、地域の心の豊かさということは、非常によろしいことございまして、なおかつ今、市では非常に厳しい中の財政運営、市には

皆さんも無理をいっているところがあるわけなんです、やはり心の豊かさを市民に与えるということが、この芸術文化スポーツ振興基金の本当の目的だと思います。それで、私はここにオーストリア・ハンガリー・ハイドン・フィルハーモニー交響楽団を率いるアダム・フィッシャー指揮者とともに来県する小林響さんの、一流の芸術文化に接するということを提案したいと思います。

この小林響さんという方は、北杜市に両親が住んでおりまして、その響さんも早く言えば北杜市の住民であります。非常に、ここで宣伝をするのではないんですが、響さんとアダム・フィッシャーさんがいかに優秀かということをちょっと説明させていただいて、この方を芸術文化振興基金に利用させていただいて、小学生、中学生、市民の皆さんに触れる機会をつくっていただければと思ひまして、ちょっと説明させていただきます。

アダム・フィッシャーさんという方は、オーストリア・ハンガリー・ハイドン・フィルハーモニーを1987年にアダム・フィッシャーによって、ウィーン・フィルハーモニーの主要オーケストラメンバーによって設立されました。オペラのキャリアと同時に、コンサートの活動も充実しており、ハンガリー交響楽団、ボストン、ロンドン、NHKと国際的な公演と名声を博しており、また有名な団体、ソリストを招いて公演活動を行っている素晴らしい指揮者であります。

小林響さんは2歳よりヴァイオリンをはじめ、14歳でイスラエルへ留学し、ベルリン芸術大学を経て、トロント王立音楽院を首席で卒業。カナダCBC放送、モンクトン大学の招きで、A・レブランク弦楽四重奏団に入団。鈴木共子、豊田耕児、ローランド・フェニヴェシュ等に師事をされて、ルーヴィン音楽コンクールで1位を得て、16歳の若さでデビューしまして、29歳で野口賞、ジュネスミュージカル賞等、多くの褒賞を得ておるわけでありまして、素晴らしい才能と実績を兼ね備えたヴァイオリンの演奏家であります。北杜市に両親とともにいるわけで、小学生をはじめ多くの市民の素晴らしい演奏を聞く機会を与えて、尊い振興基金の支援を与えたらと思うわけであります。

ちなみに21年12月2日に、山梨県民文化ホールで演奏活動をする予定だそうであります。そのほか札幌、新潟、東京、京都、福岡でやるということでありまして、ぜひ皆さんに、この芸術の優れた小林響さんの演奏を小学生、中学生、市民の方々に聞く機会を与えていただけたらと思ひまして、ここでは簡単ではありますが、説明させていただきました。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

大変ありがたいことに、北杜市内には多くの芸術家や文化家が北杜市の自然のよさを含めて、永住ないし人間関係を持っていただいております。その中で、今、ご指摘の小林響さんも国内外で、ヴァイオリンで大変、活躍されているというお話は聞いています。

私どもいずれにしましても、芸術文化スポーツ振興基金は、このふるさとにいながらにして、できるだけ本物に接したり、一流に接する機会をつくらうと。それが結果として、北杜市の品格を高め、グレードを高めることにつながるだろうという思いであります。ですから、小林響さんに限らず、そういった機会があれば、芸術文化スポーツ振興基金を積極的に活用していきたいと思ひますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

ぜひ、芸術文化に触れる機会を与えていただけたらと思います。

次に地場産業振興について、お伺いします。

遊休農地の荒廃対策についてであります。市長は畑の荒廃対策に基盤整備を促進すると表明をいたしました。どのように荒廃対策、畑の基盤整備を進めていくのか、お伺いします。

また、放棄地5カ年計画も設置して研究するという、今、答弁を伺ったわけですが、なおかつ、そのような基盤整備を進めていただき、最低規模、地元の負担金はどのくらいで、圃場整備、畑作の規模ができるか、お伺いしたい。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

坂本議員の再質問でございます。

遊休農地、耕作放棄地がたくさんあるということで、われわれも非常に憂慮している問題でございます。今のところ、北杜市では水田が3,180ヘクタール、畑が2千ヘクタールございまして、そのうちの水田の耕作放棄地は128ヘクタール、それから畑が59ヘクタールでございます。そういうことで、非常になかなか、放棄地の数が量的にも厳しいということでございます。

そうした中で、今現在、行われているのは、畑をいかにして、ただ言うにしても、畑の遊休農地が多いものですから、その畑の遊休農地を解消するためには、畑の圃場整備が一番よろしいだろうということで、前々から市長が話しておりますように、いわゆる村上農園と日本農園を、こちらへ持ってきたと。それは当然、畑の圃場整備をやることによって、約20ヘクタールがクリアできたところでございます。

今現在は、どういうことかといいますと、須玉の江草地区で、約3ヘクタールの醸造用ブドウの畑の圃場整備をやってございます。これは先ほども市長が答弁した中でありますように、いわゆる構造改革特別法の中でワイン特区を、今年、北杜市は全域を11月に指定されました。そうした中で、ワイン特区が、全地域が指定されることによって、いわゆる畑をなんとかブドウの、ワイン醸造にできるようなブドウの産地にしようではないかということで、今、着々と進めているところでございます。

したがいまして、いわゆる遊休農地を解消するためには、こういった、いろんな事業を取り入れ、なおかつ、実際に今、温暖化等の問題もございますので、そういったものを組み入れながら、北杜市独自のものをつくっていききたいと。それが、ひいては雇用にもつながりますし、遊休農地の解消にもつながるということでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

畑の荒廃対策は、やはり今、部長が申し上げたように、圃場整備をして、それにやっぱり特産のブドウとか野菜とか、そういうものを今後、導入していくことが大切だと思うわけでありまして、特に北杜市が今回、ワイン特区を指定されたということは、非常に喜ばしいことでありまして、特に笛吹とか向こうのほうではもう、ワインをつくるブドウが温暖化によって不適切というか、だんだん高地のほうへのぼってきているということで、特に北杜なんか、非常に適している地域だといわれております。特に圃場整備を進め、ワイン醸造用のブドウとか野菜というようなことを進めていくことが大切ではないかと思ひまして、ワイン特区以外に特区というものを有効に使うことをお願いしたいと思ひます。

次に農業振興ですが、例えば私、これは私の独断の考えなんですけど、例えば圃場整備をしたところに醸造用ブドウを、例えば10アール、20アールのところへ植えて、今、観光と結びつけるにはマイワインと、10アールの畑へ自分でワイン用のブドウを植えて、それを自分のワインを作ると。例えば6千リットルから2千リットルに今度、減額された特区ということですので、そのようにやって、やっぱり都会の人を北杜市へ連れてきて、そういうワイン特区を有効に使って、観光と結びつけることが大切だと思うわけで、このようなことを農協とか企業とか、そういうものを連携してやっていくことが大切だと思います。これを部長、どのような進め方をしていくか、お伺いしたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

再質問でございます。

ワイン特区に、北杜市全体の農地が、エリアが指定されたわけでございますけども、そうした中で、先ほど申しましたように、圃場整備をしながらやっていくと。議員おっしゃるように、観光と企業と結びつけて、いかがなものかということなんですけど、いわゆる先ほども話しました農商工連携事業になろうかと思ひます。いわゆる農家と、それからワインと、それから工業の、もし、あればそういったものを組み合わせただけでやっていく。たまたま、今、高根にはクラインガルテンが幸いにもございます。当然、クラインガルテンもワイン特区のエリアに入っておりますので、そういった形の中で、クラインガルテンの圃場の中へも、もし、あれでしたら、耕作者等、借りる人があれば観光客と、それからあと、いろんな方がございますれば、そこでお互いに栽培することで、うまく農商工連携ができればいいなと思っております。

いずれにしても、ワイン特区が指定されたことによりまして、いろんな場面で波及効果が生じますと思ひますので、いわゆる農商工連携を再度、また関係部局と検討しながら、リトリートの杜にふさわしい、農地の有効活用をつくっていきたくて、こういうふうにお思ひしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

次に環境保全型リサイクルセンターについて、質問いたします。

実は私たちが、茂木町の美土里館という、リサイクルセンターを研修に行ったわけですが、

この美土里館というのは家庭生ゴミ、家畜糞尿、枯れ葉、もみがら、間伐材等を良質な堆肥にリサイクルをするプラントなんですよ。例えば今、北杜市では水力発電、火力発電、そういう問題に非常に力を入れておられるわけなんです、私たちが茂木町へ行って見て、非常に驚いたことは、この施設が非常に清潔で臭いがなくて、素晴らしい施設で、例えば家畜糞尿を、畜産経営からやると環境汚染を防ぐと。生ゴミ処理によって、家庭ゴミ焼却も半減すると。高根町では今、生ゴミが非常に少なくなっているというようなことを、今、答弁で伺ったんですが、生ゴミの処理はすると。もみがら、北杜市は特に米作農家で、もみがらが非常に出るわけでありまして、そのもみがらも使うと。そして、枯れ葉を収集する。例えば、山の中に落ちている落ち葉を、高齢者の皆さんに15キロで400円で集めてもらって、その施設へ持ってくるわけです。15キロで400円の落ち葉を集めてもらうわけです。それによって、その里山整備が非常に進んでいく。私たちが茂木町へ行ったときに、山が非常にきれいなんですよ。それで、これはいいことだと私は思ったわけなので、それでまた、その山の中を、例えば高齢者が枯れ葉を集めてきて、15キロで400円で買うと。また、その中の間伐材等を持ってきて、おがこにやって、それも今度は、糞尿とかゴミへ混ぜてやると。そうすると、非常に優秀な堆肥ができるわけでありまして、その堆肥がまた、普通の北杜市で作っているような堆肥でなくて、非常に高機能な堆肥でありまして、減農薬・減化学肥料、有機栽培に対して非常に優秀な堆肥でありまして、それも例えば、トン4千円でありまして、それを蒔いて5千円でやってくれというようなことで、非常に野菜、米の有機栽培に非常に適している。そして、なおかつ、この落ち葉とか間伐材を高齢者が集めることによって、高齢者が健康になると。国保税が茂木町では非常に顕著に表れているというようなことで、国保税まで減額されている。私たちが行ったときに、なるほど、これはいいリサイクルセンターだということで、私どもも感心してきたわけでありまして、その堆肥を使って、今度は野菜、米を作ったということで、非常に茂木町では環境問題に対しても、野菜に対しても、国保税にも関係しているということで、私たちがこれは今後、里山整備、地産地消、環境問題まで非常に、私たちは感心してきたわけで、これは一考に値するのではないかとということで、私はここで環境リサイクルセンターのことに及んでいるわけでありまして、これをもうちょっと、茂木町を研究していったならば、やはり北杜市の環境問題、これが非常に水力発電、太陽光、それになおかつリサイクルで環境と、この環境創造都市に適した市になるのではないかと思います、私はこれを発言しているわけで、もう一度、これを考えていただいて、なんとか実現できればと。財政厳しい折ではありますが、環境問題に取り組んでいるということですので、ぜひ、このことに関して、市長にもう一度、お伺いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

茂木町に行って、ご視察をしてきていただいたの経験をふまえながらのご指摘であります。

私どももまったく同じ考えでありまして、いろいろな意味で安心・安全が求められている時代であります。特に食に関しては、ですから私どもの北杜市の農業も、できるだけ減農薬、有機栽培による農作物を作って、それを願わくば、安全・安心な農作物としてブランド化したいものだ。それが結果として、北杜市の農業振興にもなるだろうと、こんな思いはあります。

ですから農家の皆さんのご理解もいただきながら、できるだけ有機栽培に努めたいものだと思っています。

ただ、現実には北杜市の有機センター等々の皆さんの意見を聞くと、入り口はあるけども、出口がはげないと、こういう農協関係者の悲鳴も聞いているところでもあります。ですから行政としても、できるだけこういった、落ち葉も含めた、昔の篤農家は、私どもの親はみんな、そうやってきたはずであります。だから、そういう問題も指導しながら、できるだけ北杜市の農産物の有機化に努め、それが結果として北杜市の安心・安全なブランド農産物となれるよう、行政指導をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

坂本治年君。

○18番議員（坂本治年君）

私は、この環境保全型リサイクルセンターというものに、最初、北杜市ではバイオマスで予算がついたのが、そのときはただ、臭い、嫌いという問題で予算は国へ返してしまったという問題があるわけなので、もうちょっと先に、この落ち葉ともみがら等が、こういうもののリサイクルのことがあったならば、もうちょっと、この問題に取り組めたのではないかと、私は今、後悔をしているわけなんです。なおかつ、この堆肥を使って、ブランドの米、野菜を作って、給食センター、子どもたちの将来の食の問題にまで及ぶ問題でありまして、なおかつ落ち葉とか、そういう問題を収集するにおいて、里山整備ができると。その里山整備を兼ねながら、高齢者に落ち葉を集めていただいて、15キロで400円というものをお願いできれば、なおかつ国保税まで、顕著に表れているという証拠が出ているわけなので、あらゆるところにいい問題が出てくるわけで、これは例えば環境課で茂木へ行って見ていただければ、やはり財政厳しい中でも、環境創造都市北杜市としても誇れる北杜市になるのではないかと、私はここで声を大にして言いたいわけで、ぜひ今後、この問題をもうちょっと真剣に取り組んでいただければと思ひまして、質問といたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

坂本議員の議場での声の大きいのを、大きく受け止めて答えていきたいと思ひます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本治年君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

地場産業振興の中の、ただいまお話にありました荒廃農地についてのことで、関連質問をさせていただきます。

先ほど、市長の答弁の中に農地、それから水、環境保全整備事業の導入というお話がござい

ました。これにつきまして、1点だけ伺いたいと思いますけれども、たしかに北杜市は農業、非常に大切な産業の1つであると位置づけてございます。これを産業と同時に観光に結びつけるといふ形の中で、今、私がお聞きしたいのは、この農地・水・環境整備の保全事業を、先ほどちょっと言いかけたんですね、市長さん。何力所が、この導入をしまして、その面積がどのくらいあるか。そして参画している、農家だけではないと思うんですが、戸数等が分かりましたら、お願いしたいなということと、これに関して、北杜市としてはどのような形で推奨をしているのか。そして、このことをやはり、大きく、地域の住民が直接関わるということで、非常に意識の改革等々に、大きくつながっていくというような感がいたします。これから、明野のほうに日本農園等の大型の展開があるわけですけども、やはり地元住民がしっかりと自分たちの農地、それから環境を保全するということは、非常に大切であるという観点から、そのへんをちょっと伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

坂本議員の関連質問でございます。

農地・水・環境保全向上対策事業ということで、これはいわゆる中山間地域の直接支払い制度と相等しいものがございまして。基本的には農地・水・環境保全向上対策というのは、過疎化と高齢化と、それからあとは一般の農家ではない、混在化した人たちがそこでいわゆる、前にも話しましたが、三軒両隣の関係で、消防団と一緒に、いろんな農道ですとか、それからあとはあぜ道ですとか、それから休耕田等を管理するというございまして。それに反しまして、中山間地の一部支払い制度というのは、まったくの農家だけの限定した、オンリーなものでございまして、国の考えているのは、今までのような形でやっていると、住民関係も貧弱になるということで、みんなで地域を守ろうという形でできたのが農地・水・環境でございます。

ご指摘の戸数はどのくらいかということでございまして、戸数はちょっと今、把握してございませんが、対象面積が414ヘクタール、平成20年度はしてございまして。その中で、交付金額が約1,400万円強でございます。こういった形の中で、今、だんだんと、いろんな農家以外の人たち、いわゆる新しく北杜市へ入ってきた方も含めまして、地域をみんなで守ろうという動きがだんだん、芽生えてきているということでございまして、市としましては、中山間の直接支払い制度と、それから今言った農地・水・環境、両方をうまく融合させながら、市の農地の荒廃にストップをかけていきたいと、こういうふうには思っているところでございまして。以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

坂本静君。

○8番議員（坂本静君）

今、答えの中にあつたような気もするんですが、これから先ほど、私の質問の中で、これからどのような対応をしながら、この事業を宣伝といひましようか、広めていくか。このへんについて、1点、お願いしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

これからの対応ということでございます。北杜市には、担い手推進協議会という協議会がございます。来年度からは耕作放棄地の協議会も、その中に含めて考えていきたいと思っているわけでございますけれども、その中には担い手アクションサポートチームとか、いろんな形で下部組織がございます。ですから、そういった下部組織というか、そういった組織を使いながら、これから農地の保全というか遊休化を解消できるような施策、例えば企業的・先進的農業チャレンジ事業ですとか、それからあと1つは、今現在、高根町でやってございます農地の集団化事業、五町田と小池でやってございますけれども、これが12ヘクタールやってあります。こういったものを広く啓蒙しながら、ある程度、さっき言った組織を使って、ある程度、啓蒙していきながら、どんどん増やしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

関連質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北清クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、3時ちょうどといたします。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時59分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、6番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

平成20年第4回北杜市議会定例会にあたり、会派市民フォーラムを代表し、市長の市政全般、各般にわたるご所見を伺います。

市長におかれましては、去る11月16日に執行された市長選において再選されました。おめでとうございます。また、私を含め議員諸氏も同日に執行された市議会議員選において、多くの方々のご支援のもと、当選の栄に浴することができました。心より御礼申し上げますとともに、議員定数削減の中で、市民の皆さまよりいただきました負託の重さを改めて噛みしめながら、その重責をまっとうすべく、議員活動にまい進いたす所存であります。

さて本定例会に先立ち、市内の宅地分譲開発に関わる贈収賄事件の摘発により、同僚議員が逮捕され、現在、取り調べが行われていることに対しまして、市民の皆さまに心よりお詫びを申し上げます。この事件を受け、議会は議員の総意により議員辞職勧告決議と議員みずから襟

を正すべく議員政治倫理規程制定等の準備を進めてまいります。

さて、私ども市民フォーラムは今期の議会活動におきましても、従前から貫いてきました市民の目線で市民感覚に基づいてをモットーに、市政に対しては是々非々で臨み、真摯に主張し、また提言し、もって市民の負託に応えてまいります。

ところで、市長は本会議に先立つ臨時会におきまして、2期目の市政の重点課題として、財政の健全化をはじめとして、少子高齢化対策、地域医療の充実等々、北杜市が抱えるさまざまな課題に対する意欲的取り組みを表明いたしました。そこで、私どもは北杜市が取り組むべき課題のうち、以下大きく3点にまとめ、市長のご所見を伺います。

まず、大きい第1点目といたしまして、財政健全化について伺います。

市長は財政健全化を最大課題と位置づけ、今年度末に策定する北杜市財政健全化計画を基本としての取り組みを表明しております。私どももまったく同様の位置づけで、北杜市の財政健全化のために、計画の早期策定を訴えてきました。平成18年に策定された行政改革アクションプランの工程表に基づけば、すでに昨年度策定が予定されておりましたが、1年遅れましたが、現在、準備が進められている、この計画について、まず1といたしまして、その考え方、計画策定に向けての取り組み内容および経過など、概要をお示しいただきたいと思っております。

この件に関しましては、午前中に行われました北杜クラブの代表質問と同じテーマとなりますが、答弁中でなかった部分、具体的にはこの計画策定がどのような検討組織で対応しているのか等も含めまして、ご回答をいただきたいというふうに考えております。

次に私ども市民フォーラムは、財政健全化に向けての具体的方策は、自主財源の確保と歳出削減の2本柱であると考えるとともに、地方債残高の大幅削減が北杜市の未来を切り開く早道であると、常々訴えてきました。そこで、2といたしまして、本計画には地方債残高の大幅削減を実現するために、年次別削減目標を掲げ、財政健全化に向けての具体的工程として示し、取り組むべきと考えますが、ご所見を伺います。

3といたしまして、自主財源確保に向けて、増収増対策が急がれるところでありますが、昨今の世界同時不況に伴う急速な景気後退を受けて、増収をどのように展望するのかを伺います。

4といたしまして、歳出削減の徹底化が求められる中で、削減意識の明確化を含めて、執行・議会をはじめとする関係者が財政健全化に向けて、さらなる危機感をもって対応すべきと考えますが、ご所見を伺います。

次に北杜市が安定的に発展するためには、さまざまな条件の違いを乗り越えて、市内各地域がその規模や特性などを生かし、あらゆる面で活性化を図ることが必要であります。そこで、大きく2点目といたしまして、地域活性化について伺います。

1といたしまして、北杜市は合併して面積も602平方キロと広いエリアを有しております。それにたびたび言われておりますとおり、少子高齢化の波は否応なく押し寄せ、地域力は減退して、住んでいる地域にあまり元気がないという声が多くありません。このため、地域の伝統芸能や農業に必要な道普請など、集落行事が地域によっては円滑にいかなくなり、いわゆる限界集落も生まれはじめている現状にあります。そこで地域が元気をなくす要因について、市はどのように考えているのかを伺います。

2といたしまして、総合支所は市民の諸証明の発行事務や行政相談の窓口として、市民が気軽に立ち寄り、要望・苦情などのなんでも相談窓口として親しまれております。しかしながら案件によっては、本庁と支所を往復するケースも見受けられ、高齢化社会にあって市民は対応

に苦慮しているとの声も少なくありません。また、支所は地域を熟知していなければなりませんし、地域の要望など聞くだけでなく、常に地域活性化について提案も必要ではないかと思えます。この観点に立って、総合支所を地域活性化上、どのように位置づけますか、伺います。

3といたしまして、地域づくりには市民の積極的提案と仕掛けが必要であります。地域農業の振興を図る手立てについても、なかなか方策が見つからないなど、現状、行き詰まり傾向にもあります。そこで、行政指導の提案も必要かと思えます。言うなれば、地域づくり、場づくりには、それなりの仕掛けが必要と考えますが、このことに対する市の支援策はいかがでしょうか。

4といたしまして、今後の支援のあり方については、財政面での支援は県・市とも厳しい状況にあり、先に締結された早稲田大学との共同連携に関する協定のように、人材育成、地域づくり、産業振興、公共経営などの分野で、専門的な研究を行っている複数の大学の力を借り、行政との官学共同プロジェクトを構築して、支援をしていくことが重要と考えます。したがって、これからはハード面よりソフト面への支援が重要と思われませんが、いかがでしょうか。

5として、実情に合わなくなった国の規制が民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を阻害している場合があり、現状にそぐわない国の規制を、地域を限定して改革することにより、構造改革を推し進め、地域を活性化させることを目的とした構造改革特区制度の活用。また、地域の自主的・自立的な取り組みを支援する地域再生への取り組みは、すでに北杜市でも始まっております。

しかしながら、これを推進するためには、いずれも、その制度への申請にあたり、民間が片手間で処理するのは厳しい、高いハードルがあり、行政の手を経なければクリアできない。そこで集落活性化策として、国の施策を先取りして活用すべく、市がコーディネートする部署、あるいはシステムを構築・設置したらいかがでしょうか。

6として、地域の連帯感、活力が失われているといわれている現状において、生涯学習に力点を置いた社会体育、社会教育の推進を一層進めるべきと考えます。それぞれの年齢層に合った社会体育の推進は、体力の維持向上に役立ち、健康増進になります。また、社会教育の推進はすでに公民館や文化協会の活動により、趣味の幅を広げ、知的向上につながっています。しかしながら、その活動状況はまだバラバラであり、地区に温度差があります。そこで、今後一層、推進して活力ある地域づくりにするために、社会教育の活用についての考え方を伺います。

また、もう一方で北杜市の基幹産業は、農業と位置づけられます。過去にも定例会の代表一般質問において、特に高齢化における荒廃農地の状況、ならびに活性化策についての当局の答弁は得ておりますが、ここで改めて、次のことについて伺います。地域活性化策として、農業振興をどのように位置づけますか。

続いて、大きく3点目として、福祉・医療を取り上げます。

安心して生活ができることは、市民すべての願いです。ライフステージのそれぞれに必要な行政サービスがあり、病気になったとき、適切な医療を身近で受けられるなど、福祉や医療の充実は安心して生活のために不可欠です。少子高齢化が急速に進む北杜市にあっては、特に求められる重要施策であります。市民ニーズに、どのように応えていくのか。

以下、福祉・医療に関し、何点かお尋ねいたします。

市長は子育て家庭の経済負担を軽減し、子育てを支援するため、平成21年度から第2子以降の保育料を無料とすることを所信表明の中で述べられました。無料化することで、入園を希

望する子どもたちの中でも、3歳未満児の数が増加することが予想されます。3歳未満児の保育には、乳児3人に対して保育士1人、1歳から3歳未満児は6人に対して保育士1人が必要ですが、十分な保育士の確保ができていのでしょうか。処遇について他市との比較もあり、質の高さも求められ、資格を有する人材の十分な確保と配置が懸念されます。また、保育園はその後に通う小学校の学区や保護者の仕事の関係で、はっきりとした入園希望場所を持たれている保護者が、ほとんどだと思います。

そこで1として、平成21年度の入園申し込みがすでに始まっておりますが、新施策に対する保育園の受け入れ態勢について、伺います。

次に2として、今回、第2子以降の保育料無料化という新しいサービスも打ち出されたわけですが、現行の保育園サービスの格差について、保護者には不満が出ています。具体的には、遠距離通園への配慮が欠けていることや通園バスの有無、バス料金徴収の有無であります。サービス拡大ももちろん大切であります。旧町村間に残る格差是正や現状の不満解消などの地道な対応が必要と考えますが、いかがでしょうか。

次に3として、本年度、制度上の大きな変更があった健康診断について伺います。

生活習慣病に対する予防を重視した特定健診の導入や後期高齢者医療制度の開始は、本市が行っている健康診断に、どのように影響したのでしょうか。従来どおりの健診が受診できなくなった高齢者の不満等はなかったでしょうか。本年度の健診の問題点や課題について、伺います。

次に公立病院改革プランについて、伺います。

国は公立病院の役割を地域に必要な医療のうち、採算性等の面から民間医療機関による提供が困難な医療を提供することとし、例えば過疎地救急等不採算部門、高度先進医療、医師派遣、拠点機能などの提供と位置づけ、その上で地域において真に必要な公立病院の持続可能な経営を目指しての、経営効率化を目的とする公立病院改革の方針を打ち出しました。そして平成20年度中に公立病院改革プランの策定を、全国の自治体病院を持つ自治体に指示しました。

その中で、国が示すガイドラインによると当該病院の果たすべき役割および一般会計の負担の考え方を明記すること。経営の効率化を経営指標にかかる数値目標で設定すること。再編・ネットワーク化、さらに経営形態の見直しなどを計画に盛り込むこととしています。

私ども市民フォーラムは、本年第1回定例会において、この問題について、市の見解を質しました。市は公立病院を地域住民が安心して暮らせるよう、安定した医療を提供し、地域医療の中心となり、主導的役割を果たしている病院と位置づけ、また財政支援についても、不採算であっても地域に必要な医療を提供するための費用は、病院の経営状況を見ながら、一般会計での負担も必要としていると答弁されました。

また、市立病院の医師も開業医や診療所の医師と同じくかかりつけ医であると考えており、単なる病気治療だけでなく、病気の予防から終末医療までを支える地域医療の中核としての役割を果たすことの必要性まで、ふれております。また病院の経営形態については、市立病院は市民の病院としての質の高い医療を安定的に提供するとともに、病院の独立性、機動性、透明性を確保し、健全な病院経営を確立できる形態としていると答えられております。この考え方は、市民が求める市立病院のあり方に合致するものであり、私どもも共感を持って支持しております。

ところで、本年度末を目途とする計画の策定が進んでいる中で、改めて確認の意味を込めて、

以下3点、伺います。

北杜市立病院の改革プランの策定が進んでいるが、その進捗状況は。

国が示す改革プランでは、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直し等の考え方を求めているが、この点の考え方は。

次に、このプランの中で、地域医療をどのように位置づけ、また市立病院をどのように位置づけたのかをお聞きいたします。

最後に代表質問の通告後、明らかになった事実につき、お尋ねいたします。

12月9日の山日新聞で報道がされましたが、先般の贈収賄事件に絡む贈賄側の業者から担当部署を含む市の職員が贈答品をいただいたという報道がされております。これに対する市の見解をお答えいただければと考えております。

以上で、市民フォーラムの質問を終わります。よろしくご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

最初に、財政健全化計画についてであります。

財政健全化計画は、中長期的に財源不足が見込まれる中、これに対応するための改善策などを定めるものであります。この計画では、定員適正化計画に基づく人件費等の削減や公営企業の経営健全化、歳出予算の徹底した削減などを考えております。

なお、この計画は行財政改革アクションプランで、平成19年度中に策定する予定でありましたが、上下水道の料金改定や公立病院改革プランが策定中であることなどから、本年度末に策定することとしたところであります。

次に、地方債残高の削減についてであります。

財政健全化には、地方債残高を減らすことは不可欠であります。このため、公債費負担適正化計画を策定し、平成25年度には実質公債費比率を適正基準である18.0%を下回るよう、市債の新規発行を抑制するとともに、公的資金の補償金免除による繰上償還や借り換えを行うなどの、さまざまな努力を行ってまいり所存であります。

一方、地方債はさまざまな事業の財源不足を補うもので、地方交付税の交付額の算定の基礎にもなっているものです。このため、財政状況や繰上償還などの条件を見ながら、できるだけ地方債残高を減らしていくことはもちろんですが、人と自然と文化が躍動する環境創造都市の実現に向けては、一定の制限を設けるとともに、地方交付税の算定条件の有利なものを選択する中で、新たな借り入れも行う必要があると考えております。このような不透明な要素があることから、財政健全化計画に具体的な市債残高の削減目標を掲げることは、極めて困難であると考えております。

次に、税収の展望についてであります。

サブプライム問題に始まった世界的な金融市場の混乱は、実体経済にも深く影を落とし、この9月中旬以降に深まった金融危機で、世界経済が一段と減速したといわれています。先月20日、政府発表の月例経済報告の中では、先行きについて雇用情勢などを含め、景気の状況がさらに厳しいものとなるリスクが存在すると表現され、なお厳しい景況が続いているという

懸念が表明されました。

山梨県は平成21年度の県税の収入見通しを発表し、20年度当初予算と比較して100億円超の減収見通しを示しました。これは景気の急速な冷え込み要因で、法人二税を中心に大幅な落ち込みを想定しています。

市におきましても、法人市民税については9月期に主要企業が業績を大幅に下方修正したことなどにより、県同様、大幅な減収が予想されます。また個人市民税につきましても、給与所得の減少や株価の下落により減収となる見込みです。

合併以来、市税収入は順調に推移してきたわけですが、世界規模の景気減速により、その大きなうねりの中に飲まれ、後退を余儀なくされた形であります。しかし、市がこれまで推進してきた企業誘致等による経済活動基盤整備が、これから先、必ず生かされ、景気回復時には、いち早く立て直しが図られるものと期待するものであります。

次に、歳出削減の徹底についてであります。

財政健全化を最重要課題の1つと位置づけ、歳入の確保とともに徹底した体質の見直し、削減を行っているところであり、職員の意識改革をはじめ、さまざまな努力と工夫を重ねているところでありますが、夢のある北杜市の構築のためには、魅力的な施策の展開も必要であると考えております。このため、本年度末に財政健全化計画を策定することとしておりますが、この計画を着実に実行していくために、これまで以上に徹底した職員の意識改革を行うことはもとより、市民の皆さんのご理解をいただくため、不断の努力をしまいにありますので、議員の皆さんにおかれましても、一層のご理解をお願いいたします。

次に地域活性化について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、地域が元気をなくす要因についてであります。

北杜市には質の高い一流の文化、豊富な自然資源と素晴らしい景観、首都圏からの利便性などの優れた条件により、新しい企業や新規転入者が増えてきております。一方、近年における急速な少子高齢化の進展や過疎化に伴い、社会的共同生活の維持が困難になりつつある集落が増加する傾向にあり、これらが地域の活力を失う原因として考えられます。このため、新たな視点で地域の魅力を引き出し、地域再生の具体化を模索するため、早稲田大学との間で、地域づくりや産業振興、人材育成などで連携することを盛り込んだ協定を締結したところであり、今後、学官民協働による地域再生に取り組んでまいりたいと考えております。

次に総合支所を地域活性化対策上、どのように位置づけるかについてであります。

地域力を高めるためには、地域みずから動き出すことが最も重要であり、今後ますます行政と地域住民を含めた民間との連携が必要であります。北杜市は広大なエリアを有し、それぞれ地域に特色があるため、常に地域住民の生活状況やニーズ、地域資源の管理状況、その他、集落の現状について把握しておく必要があり、各総合支所における情報の収集、発信が重要であるとと考えております。地域活性化対策と併せて、総合支所機能のあり方についても、多くのご意見をいただく中で対応してまいりたいと考えております。

次に、地域づくりへの支援についてであります。

近年の急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化など、社会経済情勢が大きく変化している中、地域に元気がないという声が聞かれます。このような状況をふまえ、国では平成17年4月に地域再生法を公布して、持続可能な地域再生を実現するため、地域の自主的・自立的な取り組みに対し、地域再生計画を通じて、国が支援する制度を設けました。この制度は地域の政策

ニーズを盛り込んだ支援措置メニューを国が整備し、地方公共団体が地域の関係者等とつくる協議会で、支援措置を記載した地域再生計画を策定して認定を受けることで、実施事業が優遇されるものであります。増富地区におきましては、62.3%という高い高齢化率からくる地域の沈滞ムードを打破するため、今年3月に増富地域再生協議会を立ち上げ、地域資源を活用した地域再生計画を策定して、7月9日に国から認定を受けました。現在は計画に盛り込まれた事業の採択を受け、地域住民が一丸となって事業展開をしているところであります。

台ヶ原宿におきましては、各種団体から構成される台ヶ原ふるさとづくり協議会が主体となり、地域内にある農地、森林、清流など豊富な自然資源や、長年培った農業技術等の中山間地および旧宿場町における生活の知恵等を生かし、祭り保存会イベント班、景観形成づくり班、特産品の商品開発班、ホテル・魚生息地づくり班の4班で活動を行っております。都市と農村の交流活動を活発にし、交流人口を増やし、地域経済の活性化を図っております。

市でも、この協議会の設立時からバックアップするため、担当職員を配置して、再生計画の作成から事業実施に至るまで、協議会事務局と連携しながら、地域と行政が一体となった地域づくりを推進しております。さらに、北杜市と早稲田大学との共同連携に関する基本協定締結により、大学院の地域再生システム論では、地域づくりの実例として増富地区や台ヶ原宿の代表者が大学に出向いて講義するなど、大学と行政と地域の連携を図っております。来年1月末には、学生による研究結果の発表が予定され、大いに期待をしているところであります。

地域づくりを進めるためには、人づくり、組織づくりが大切な要素であります。今後も増富地区や台ヶ原地区のような地域づくりを目指した協議会が誕生し、自主的な地域再生に向けた活動の展開が図られることから、市といたしましても、地域づくりの推進に向け、可能な限り支援をしてまいりたいと考えております。

次に、地域活性化対策としての農業振興の位置づけについてであります。

本市は県内一の農業地帯であることから、産業として農業が位置づけられており、農業振興と地域活性化は密接な関係にあります。農業分野からの視点で、地域活性化を考えますと、特産品やブランド品開発による観光面や経済面での活性化、新規就農者受け入れによる転入者増加と定住促進、都市農村交流による地域活性化、農業への企業参入による雇用創出での地域活性化、担い手組織の構築による集落単位の地域活性化が挙げられます。

具体的には特産品開発におきましては、これを求めて訪れる入り込み客の増加と特産品を生産する生産者の所得向上が見込まれます。農業への企業参入につきましては、参入企業での新たな雇用創出や企業とともに訪れる従業員による転入増加が見込まれ、地域経済の活性化が見込まれます。担い手組織構築につきましては、地域農業者が主体となった取り組みが盛んになり、この組織や組織構成員が核となった地域活性化が見込まれます。

以上のように、農業が地域基盤である本市では農業振興を推進し、活性化することで多角的に、地域活性化につながるといえます。本市としましては、農業以外の多方面への波及効果が期待できる農業振興策を引き続き展開し、かつ積極的に講じてまいる考えであります。

次に、第2子以降の保育料無料化についてであります。

少子化対策の一環として、第2子以降の保育料無料化により保護者の負担を軽減し、子どもを安心して産み育てる環境を整備するとともに、出生率の向上にもつながせたいと考えております。

最近の園児数は出生数に比例して減少傾向にありますが、3歳未満児の入園に関しては、早

めの職場復帰を望む保護者が増えてきたことから、微増で推移しております。こうした状況から第2子以降の保育料無料化を実施いたしましても、受け入れ態勢に問題はないと考えておりますが、入園児増の状況に応じて職員配置を行ってまいります。

次に、遠距離通園の対応や通園バス運行の格差についてであります。

保育園への通園は、保護者による送迎が一般的であります。現在、運行されている保育園バスについては、合併時にも協議されましたが、旧町村で行われた保育園の統廃合の流れもあり、現在に至っております。市では少子化に伴う望ましい保育園の適正規模、適正配置、適正運営等を検討するため、10月に北杜市保育園適正規模等審議会を設置いたしました。この審議会では統廃合の問題も含め、遠距離通園の対応や通園バス運行に関しても審議していただくこととなっております。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えします。

地域活性化における社会教育の活用について、ご質問をいただいております。

市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことができる社会の実現を図るため、社会教育の果たす役割は重要なものと考えております。

そこで、中央公民館的機能を受け持つ生涯学習課では、全市民を対象とした学習活動、生涯学習イベントなど、あらゆる世代に提供しております。特に意欲ある市民の活躍の場とし、市民自主企画講座学びの森林ぷらんと、ほくとタレントバンクを本年度から新規開設し、市民の能力と意欲を最大限に活用し、地域活性化を図っております。

また地区公民館的機能を持つ各教育センターでは、地域住民のニーズに呼応して、ハイキングや料理教室、パソコン教室や高齢者学級、さらに子どもたちの体験学習など、さまざまな学習プログラムを企画し、活動の場である地区公民館で展開しております。今後もなお一層、地域住民の要望を把握する中で、学習プログラムの充実を努めてまいります。

各地区の分館は、子どもから高齢者まで、地域の人々の拠りどころであります。地域住民が自主的に地域の特色ある活動を実践することが、より一層、地域の活性化が図られるものと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

後期高齢者医療制度の導入による、本年度の総合検診への影響についてであります。

後期高齢者医療制度における健康診査事業につきましては、被保険者の生活習慣病を早期に発見して、重症化の予防を図るため、後期高齢者医療広域連合が実施主体となり、県および市町村との連携のもとに健康診査を実施することとされています。山梨県後期高齢者広域連合では、健康診査事業を各市町村に委託し、同広域連合が補助金を交付することとなっております。

このことを受け、本市の総合健診は75歳以上の高齢者の方々も、希望される方は今までどおり健診を受けることができ、健診間際まで申し込みを受け付けることなどで対応し、11月30日に終了いたしました。

今年度は医療保険者による健診がスタートし、受診券の交付が間に合わないことなどもあり、健診の実施時期が年度の後半になりました。しかしながら、後期高齢者の受診への影響はなかったと思います。また、高齢者からのご不満等は伺っておりません。

今後も早期発見、重症化予防の目的のために、健診が有効であることを市民に周知するとともに、健診結果が診療の参考になるように、市内の医療機関との連携を図りながら、推進をしてまいります。

次に、市立病院改革プランの進捗状況についてであります。

市立病院改革プラン策定におきましては、現在、経営課題の洗い出しが終わり、それぞれの病院の経営指標に関わる目標の設定と目標達成に向けた具体的取り組みについて、検討を行っております。

経営改善の具体的な目標は、計上収支比率を100%とするものであります。これは市立病院が果たす救急医療など、政策医療の提供のため、一般会計の負担のあり方も検討する必要があり、おおむね来年2月には病院改革プラン策定会議で成案をいただき、パブリックコメントを経て、年度内に策定する予定であります。

次に、改革プランの考え方についてであります。

総務省が示すガイドラインでは経営の効率化は3年、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しは5年程度を標準として、改革プランを策定することとなっております。再編・ネットワーク化、経営形態の見直しにつきましては、病院側との意見交換の中で必要に応じて、今後、議論していく必要があり、本市の地理的条件から2つの市立病院は当然、必要でありますので、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しは現段階では考えておりません。まずは、経営の効率化を目標に病院経営ができるよう、取り組んでまいりたいと考えています。

次に、市立病院の位置づけであります。

北杜市におきましては、民間診療所医師数は1万人当たり4.2人で、県内でも峡南地域に次いで少なく、民間病院が存在しない地域であります。また救急医療の担い手として、市民の救急搬送の半数を2つの病院で受け入れており、併せて塩川病院ではへき地医療拠点病院としてへき地医療を、甲陽病院では安心して子どもを育てよう小児科医療を実施しております。

市立病院は、北杜市における中核的な医療の担い手として存在意義があるとともに、市民の期待も大きく、将来に向かって良質の医療サービスを安定的に供給できる体制の確保が求められており、この中核となる2つの病院を継続することを大前提に考えております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

篠原眞清君の再質問を許します。

○6番議員（篠原眞清君）

再質問を行います。

まず、財政健全化計画について、2点行いたいと思います。

先ほど来、ご答弁でもいただいておりますように、財政再建計画の要諦と申しますか、ポイ

ントは入りで言うならば自主財源の確保、それから出で言うならば歳出削減であります。残念ながら北杜市の特色として、特別会計の繰り出しが繰出基準を超えて、多額である事実がございまして、ここの見直しが大きな歳出削減につながっていくという認識は、執行側が指摘をされていたとおりでというふうに、私どもも考えております。

特に公営企業非適用事業としての簡易水道事業、19年度の実績で申しますと、9億900万円の繰り出し。下水道事業16億5,200万円。その他、併せて非適用が25億9,700万円。法適用の病院事業の3億6,300万円を合わせますと、実に約30億円が繰り出しとして、一般会計から出ているという状況になります。ここでの改善が求められることは申し上げるまでもございませんが、先ほど来、この財政計画の進捗状況、この上下水道料金の見直しの見極め、それから病院改革、公立病院の改革プランの3月末の動きを見ながらということですが、それぞれが今年度中に策定を予定しているものでありますので、そのスピードで大丈夫なのかなと。

それから、ここで私が1点、お聞きしたいのは、その繰り出しの大きな、歳出削減のポイントとなっています特別会計の繰り出し。それに関して、今、水道運営委員会、ならびに下水道審議会が料金の改定に向けての審議をされているということですが、そのへん、もう少し具体的に、そのへんがどんな審議の状況なのかをお知らせをいただきたいと思っております。

もう1点は、私どもは地方債残高の削減こそが財政健全化のポイントだということにお話をさせていただいております。それに関しまして、まちづくり振興基金について、お聞きをしたいと思います。

平成26年までに、合併特例債を活用して40億円を積み上げたいという所信表明が市長からございました。借金をして預金をするというところでありますが、何回も申し上げていますが、一般の感覚からすると、それでいいのかなという取り扱いの施策だということに考えております。実は19年度の公債費、これは実績であります、61億円、公債費として充当されております。返済ですね。元利均等です。61億円。当初の予定では51億円であったものが、繰上償還等が入りまして、61億円に膨らみました。平成19年度ベースで、地方債の償還状況を見てみますと、当然、この時点以降の借金は無いという前提での数字ということ、あらかじめご承知していただきながら、お聞きいただければ、ピークが平成21年度、53億2,600万円の償還、それからこれがずっと進んでいきますと、平成27年には27億円、平成28年には22億円、29年には20億円というふうに、大幅に減っていきます。当然、これから必要に応じて、先ほどの市長のご答弁にございました、市としての事業を達成するための借り入れの発生というのはもちろんありますから、膨らんでくるわけではありますが、少なくとも起債を起ささない、できる限り抑えていくことによって、当然、償還金は減ってきます。ここで、まちづくり振興基金、40億円を積み上げるということですが、私はこれは、将来、この積み上げた基金が、その基金を積み上げるために借り入れた特例債の返済へ充当する、切り結ぶというふうな方向にいつてしまうのではないかなということをお心配しております。

なぜならば、現在、合併優遇策としての算定替えが約3億円といわれているものが、今、きております。しかし、これは、いずれ平成32年にはゼロになるわけでありまして、そのへん等をふまえて考えていくときに、私は今こそ、できる限り公債費を減らすための、債務残高の削減を集中的に行うべき、それに反する対応ではないかなというふうに思えてならないのであります。そのへんのご見解を、もう一度、お聞きしたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

篠原議員ご指摘のとおり、一言で言えば地方債残高を減らさなければならないということは、等しく、私どもも同じ考えであります。その方法の問題でありますけども、月並みでありますけども、許される繰上償還のものは、全力で私どもは許される範囲でやってきました。そしてまた、今、ご心配されているまちづくり基金でありますけども、これは有利な合併特例債をまちづくり基金に積むことができると、こういうことでありますので、10年後から、ご案内のとおり、平成32年までになってくると、北杜市の交付税が今の100億円が70億円ぐらいになりそうだと、そういう時代に備えて、将来のために、私どもはまちづくり基金を基金として積むわけであります。これが合併特例債を使うことによって、また、その特例債の部分は交付税でバックをしてくるわけですから、この40億円はある面では、極めて有利な基金になるはずであります。10年、15年後の将来の北杜市のために備えての基金であるわけですから、ぜひひとつ、そのへんはご理解していただきたいと思っています。

ご指摘のとおり、これからいろんな意味で、自然収入も厳しくなるだろうと。交付税も特例期間が終わると、段階的に厳しくなるだろうと。そういう思いで、私どもは財政運営をしているつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

今のまちづくり振興基金の対応ですが、40億円積み上げていきます。いずれ、新たな事業のための財源として使いたいお気持ちは大変、よく分かります。たしかに、そのとおりかもしれませんが、しかし、そのときには優遇策で、今いただいている交付税、30数億円がなくなるという事実もあります。さらに40億円積み上げた、借り入れで積み上げていますから、たしかに70%の交付税算入がされるといっても、返済金、公債費は大きくは変わっていかないという、もう1つの事実もあります。全国的にたしかに、合併優遇策で特例債での基金積み上げが認められていますから、実際に対応している自治体があることも私も承知していますが、こここそ、よく考えなくてはならないのではないかとこのことを1点申し上げて、この点については終わらせていただきます。

次に、健康診断について伺います。

制度の変更に伴い、特定健診、特定保健指導では医療保険者ごとに対象者の特定健診率、メタボリックシンドロームの該当者、予備軍の減少率等の目標が定められ、その目標の達成率に応じて、後期高齢者医療制度への支援金が平成25年度から加算、減算されることになっております。健診を受ける人が少なければ、それだけ健康が侵されるリスクが高まるだけでなく、将来的に支援金の加算により保険料が高くなり、他の保健事業の実施に影響が出る可能性があります。これが制度で謳われている内容でございます。

これらをふまえたときに、平成20年度の健診の受診料、受診率や、それからメタボ該当者の割合等、数値の見通しがもし、今、できていて、発表をしていただけるような状況であれば、教えていただきたいというふうに思います。

先ほど、部長の答弁で、特に新たな制度に伴う健診についての不満はなかったと。職員の皆さんがしっかり対応していただけたということだと思いますが、ある面、そこは安心ができました。今言う、数字がお手元にありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

総合健診の受診者の状況でございますけれども、ここは大きく今年度から制度が変わりました。そんなことで、若干、その数字も異なってくるわけでございますが、39歳以下の方々ににつきましては18年度が1,836名、19年度が1,744名、20年度が1,635名でございました。そして40歳から74歳のくくりでございますが、18年度が9,254名、19年度が9,734名、本年度が5,280名でございます。ここが大きく落ちているわけなんです、この部分が社保の部分へ移った、社会保険の保険者がこれは行うということで、この部分は抜けてくるわけでございます。

なお、75歳以上の高齢者でございますが、18年度が2,120人、19年度が2,095人、本年度が2,044人というふうなことで、ここでは若干、50名ほど少なくなっておりますが、大きな影響が出たとはみておりませんが、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

数値をありがとうございました。大きな変動はないというふうに、今の数字を聞いて思います。ぜひ、今後ともしっかりとご努力を重ねて続けていただきたいと、そんなふうに思います。また、この制度移行に伴う、現場で担当課として、大きな課題等がありましたら、せっかくの機会ですから、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

今年度は大きく制度が変わったというふうなことで、市民の皆さんに健診の時期、あるいは場所が変わりました。というのは、国保の人を対象とするようになりましてから、社保の方々も被扶養者を、この総合健診の中で受けられるという制度にしました。そんなことで、社保の被扶養者の方が受診券を持ってくると、ここで一緒に受けられる、そういう方にも受けていただきたいと、そんなことがございましたので、期間を遅らせて、それぞれの企業のほうから受診券をいただけるような状況になってから、今年度は総合健診を実施したということで、今年度は6月からでした。通年は4月から実施していたものが、今年度は6月ということで、そのへんで市民の方々には若干のご迷惑をお掛けしたかなと思います。来年度につきましては、これも従来のほうに戻しまして、4月のときからできるようにして、これを将来にわたって、この時期でいけたらと、こんなふうに思っているところです。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

私の再質問、最後になります。病院改革プラン策定に関する質問に関して、再質問させていただきます。

先ほど来、ご答弁をいただきましたし、また私も質問の中でお話をさせていただきまして、3月に市としての、この病院改革に対する、あるいは北杜市の2つの市立病院の位置づけ等に対しまして、変わらぬ、しっかりとした中核病院としての位置づけ、北杜の市民にとって、力強い考え方を示していただきました。ぜひ、この点は今後もしっかりと堅持をしていただきたいと思います。

ただ、現実の問題として、例えば、この北杜は高齢化が進んでおりまして、高齢者の医療に関して、特にニーズが高いのが整形外科、あるいは眼科等というふうに承知しておりますが、塩川病院で今年度、整形の医師が1人減りました。おそらく今、代わりの医師を探されていると思いますが、実際、その整形の医師が2人のところが1人になったということで、患者の数が減っているというふうに、私も聞いております。このへん、医師の補充等が今、どんな状況にあるのか、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

現在の、両病院の常勤の医師は、それぞれ6名でございます。そのほかの部分につきましては、非常勤の先生方をお願いをしているところでございます。この病院の経営の中で、医師の確保は大変に重要な問題でございます。そんなことで、過日、甲陽病院につきましては、山梨大学付属病院のほうから医師の派遣をいただいております。そんなことで、市長と病院長が一緒になりまして医局のほうを訪問しまして、医師の確保についてお願いをしているところです。行政として環境の整備と、そして医療の現場の先生と、ともども病院のほうへお伺いをして、医師の確保に努めていくと。医師の確保こそ、まさに市民の皆さんに安心を与えるものと思い、努力をしているところです。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

先ほど、最後に通告ができなかったということで、市の職員に絡む報道に関する質問をさせていただきますが、これはご答弁をいただけないということで、よろしいですね。

○議長（秋山俊和君）

そのことについては、答弁は可能な範囲でするのではないですか。

副市長。

○副市長（曾雌源興君）

篠原眞清議員の業者から職員への贈答品のご質問について、お答えをさせていただきます。市と利害関係のある業者からの贈答品につきましては、市職員として倫理上、思わしくない

ものだと考えております。そのため過日、部長・総合支所長会議におきまして、職員の綱紀の保持の徹底指示をしたところであります。また同日、庁内LANを通じまして、職員掲示板に掲載いたしました。全職員に徹底を図りました。それで、職員臨時マニュアル、これを策定しなければなりませんので、これにつきましては早急に策定するよう、今、準備を進めているところであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

私たち自身も、冒頭、私どももお詫びをしたわけでございますが、大変な事件が起きてしまった、あるいは仲間から出してしまったということで、これから議員の政治倫理規程等についても、先ほど申し上げたとおりであります。今回の贈答品に関しましても、私は金額の多寡ではないと思います。まさしく、こここそが、しっかりできていけないといけない部分だと思えますし、私はもう極めて速やかに行政のほうから、そういう対応の発言があってもよかったのではないかなということだけを一言申し上げまして、ともに市民の信頼を、また得るがための努力をしていかななくてはいけないという思いで、質問させていただきました。

私の再質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁がよろしいですね。

（はい。の声）

内田議員。

○16番議員（内田俊彦君）

ただいま、篠原議員の質問でございますが、本議会は通告制におきまして、代表質問・一般質問を行っているところでございます。内容について、私はとやかく言うつもりはございませんが、議会運営委員会、または全員協議会の中でも、これは周知徹底されたことございまして、それについては議会の規律を守っていないというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

暫時休憩します。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 3時59分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

副市長のほうの説明でございますが、可能な範囲で答弁することを、私、議長として許しましたので、ご了解いただきたいと思います。

篠原眞清君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

小林忠雄君。

○9 番議員（小林忠雄君）

私は地域活性化について、関連質問をいたします。

大変、本市は面積も広くなりました。それとまた、人口の減少が目立ってくるようになりました。そのために、地域が元気ないといわれる1つの要因ではないかと思いますが、先ほど市長のほうからのご答弁をいただきましたから、原因はそうだろうと、こんなふうに思います。

ただ、そうは言いながら、これからこういう地域が元気になっていかないとならないわけでごさいますて、先ほどの中に、具体的にご答弁の中にもありましたように、地域再生計画を出して、実際に動いているところ、それから非常にワイン特区の話が北清クラブから出されましたが、その問題でごさいますよね。実際には、国の規制があまりにも実態と離れているから、阻害されているということですね。そういう中で、国の地域を限定して改革することが、この構造改革を推し進めて地域を活性する。したがって、構造改革と、それから地域再生は、これはミックスすると、素晴らしい地域づくりができると、こういうことになるわけでごさいますて、ぜひ、こういうふうな地域再生ということは、ただ、私どももそういう立場におりますが、大半、事務処理面で苦慮しているんですね。というのは、非常に内閣府を通じて、農政局等からくる、向こうで計画を立てなさいというような場合に、非常に短期間を指定してくるわけです。例えば2週間の間にしなさい、計画づくりをしなさい、その次に資金づくりを2週間以内にしなさいと、非常にスピードをもってきております。

先ほど篠原代表のほうから申し上げましたように、スピードをもってこられるものですから、事務処理が片手間ではできないわけですね。現在、どういうことになっているかといいますと、私どもの増富地域再生計画につきましては、観光課で一生懸命、力を入れていただいておりますからスムーズにいくんですが、まったく、われわれが片手間で行えるような問題ではございませぬ。専門用語もございませぬし、そのやりとりが日中に限られますので、非常に厳しいです。こういう面で、私どもで、先ほど5つ目の質問の中で、市がコーディネートする部署、あるいはシステムを構築してくれないかというのは、そういう事務処理面で、ぜひサポートしていただきたい。

これは、市長が可能な限りするとおっしゃいましたが、今、この地域再生計画につきましては、実は内閣府のほうで、各省庁がまとまっているんですね。各省庁が立ち上がって、その上で内閣府は全部、横になっております。したがって、本市もそのような形が望ましいと、こんなふうに思うんです。なぜかといいますと、この地域再生を進めたい、私は大きな理由は、これは市も県の補助ではありません。国から直接です。したがって、こういう財政が硬直化しているときに、本市の予算は287億円ですよといっても、今度はこれが国からくる補助金でありますので、それ以外になりますと、非常にこれは有効な手段だと、こんなふうに思います。ものすごいプログラムを用意していますね。こういうことは、各地域の特性を選びながらされたほうが、一番、活性化には効果があるのではないかと、こんなふうに私は思っているんですが、そこで、先ほど申したように、そういうふうな1つの部署を設けながら、本市の部局が一緒になって、あっという間にどれでも連絡が取れると。あるいは観光であれ、農政であれ、通信のほうの企画であれ、いろんなことがあっという間に片付くと、こんなふうに思いますので、そういう面を可能な限りとおっしゃいましたが、これをいま少し進めていただくようなことも考えていただけないかと、こんなふうに思います。

それから、もう1つ、総合支所のあり方でごさいます。当然、総合支所の支所長は部長職

でございますので、ここにいらっしゃる各部の部長さん方と同じ権限を持っていらっしゃいます。ただ、いろんな案件を、私どももご相談を申し上げるときに、どうしても支所で片付かない問題が数多くございます。本庁へ来てみないということ、そのやりとりのスピードがどうしても遅れてしまいますので、タイムリーでないということでございます。したがって、このへん、総合支所の重要性も市長は認められておりますが、ぜひ一層、これを進めるような方向を考えていただきたいと、こんなふうに思います。

実際に市民から、こんな声もございます。支所へ相談に行ったら、これは本所だよと。本所へ行ったけども、これは支所だと。往復した方も幾人がいらっしゃいます。やはり市民へのサービスという点からいきますと、あつという間に、これが解決できるような方向、今、入り口に市民総合サービスの窓口が出ておりますから、それにしても、そういう声をちょいちょい、私も耳にしますので、ぜひ、このへんの相互のやりとりができるような、スムーズな行政をお願いしたいと、こんなふうに思います。

それから、もう1つ。やはり、実際の事業につきましては、本庁のほうで全部持っているわけなんですが、やはり、ある程度は支所長がそういうふうな予算を持ってできる部分、決裁できる部分も、これは大事ではないかなと、こんなふうに思います。これが、やはり市民が総合支所を窓口として親しみ、それから何でも相談できる場所であると、安心感を与えるためにも、ぜひ、このへんの予算的な措置と、それからさらなるスピードアップをお願いしたいと、こんなふうに思っております。

また、先ほどの地域再生の話に戻りますけども、早稲田大学の大学院と連携をいたしまして、人材育成とか地域づくりとか産業振興、公共経営だというような、専門の分野で早稲田大学がするようになっていただいて、大変、明るいニュースですし、私どもも、それに関わるものとして、非常に頼りにしているわけですが、これからもできるだけ多くの、複数になりますと、またややこしい問題になるかと思いますが、官学民という中で一層進めてもらいたいと、こんなふうに思っているところでございます。

私が申し上げたところ、それからもう1つ、社会教育の部分について、教育長からご答弁をいただきましたが、たしかに各教育センターでは、いろいろプログラムを用意して、それぞれの年代に用意して、しております。ただ、教育センターでする部分と、それからもう少し、ミクロといいますが、市民に直接、関係する公民館につきまして、私もそういう立場にありまして、よく分かりましたが、今少し、温度差が北杜市内のそういう公民館活動に温度差がないような方向も考えていただかなければならないんじゃないかと、こんなふうに思います。こういうふうな市民に密着したことが、一番活性化につながるんじゃないかと、こんなふうに思っておりますので、私も質問いたしましたところで、可能なところはご答弁願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

ただいま、支所の機能の関係でございますが、先の12月1日から相談窓口の設置ということで、相談員の設置も明確にしながら対応してきているところでございます。職員一人ひとりの意識改革を求めながら、スピードある対応をしていきたいということで、ご理解をお願いし

たいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

関連質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

ここで、あらかじめお断りしておきます。

本日の会議時間は、延長いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は4時25分。

休憩 午後 4時09分

再開 午後 4時23分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

次に公明党の会派代表質問を許します。

公明党、14番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、公明党会派を代表し、質問させていただきます。

はじめに11月16日、任期満了の市長選挙で、めでたく当選されました白倉市長にお祝いを申し上げます。公明党といたしましても、市発展のため、政策の応援をさせていただきながら、取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしく願います。

はじめに、定額給付金についてであります。

緊急経済対策の重要な政策の1つである定額給付金の支給について、お尋ねいたします。

この制度について、マスメディアは賛否両論の立場がありますが、日本経済新聞が11月17日発表した調査結果によると、63%の国民が賛成しているとされています。この定額給付金は公明党が推進してきた制度で、経済危機から国民の生活を守るため、併せて消費の落ち込んだ経済を活性化させるための制度です。ばらまきとか、地方丸投げとか、一部マスコミから非難されていますが、赤字国債を発行するのではなく、無駄を省いて、すべての人に支給するもので、ばらまきにはなりません。

支給方法について、このたび総務省が11月28日、全国の都道府県に対しまして、叩き台を提示したとお聞きしております。その概要は、事業の実施主体は市区町村とし、世帯主が受給権者となる。所得制限は設けないことを基本とし、市区町村が給付制限を設ける場合は、下限1,800万円を基準として、該当者に辞退を呼びかけることを可能とする。

給付額については1人1万2千円とし、全国統一の基準日をもとに65歳以上18歳以下については1人2万円とする。給付金の申請方法は1、郵送申請方式。2、窓口申請方式。3、窓口現金受領方式の3パターンですが、1の郵送申請方式を中心に、必要に応じて2、3の方

式も組み合わせて作業を進めるとし、給付開始日については準備が整い次第、市区町村で決定すると説明しています。

定額給付金につきましては、中低所得者にとりましては大変ありがたい制度でありまして、期待も大きく、一日も早い支給を待ち望んでいる人が多いと思います。国で決定となった場合、北杜市の予想される給付金の試算総額を伺います。併せて、市長の見解を伺います。

次に、道路特定財源の一般化に伴う対応についてであります。

政府は平成20年6月27日、経済財政改革の基本方針2008についての中で、道路特定財源の一般財源化を閣議決定し、平成21年度から生活者の目線で、その使い方を見直すとし、その際、地方財政に影響を及ぼさないよう措置するとともに、必要と判断される道路は着実に整備するとしました。政府与党の具体策は、道路やほかの社会資本整備など、地方の実情に応じて使用できる1兆円程度の交付金制度の創設や税制の抜本改革まで、暫定税率は維持するものの、納税者の理解や景気、環境の観点から自動車関係、租税の負担を時限的に軽減するなどを提示しました。地方にとって道路は、災害時や救急医療時の命の道であり、住民の足である自動車を走らせる上で欠かせない。また、今後、橋梁の点検整備も実施しなければならないと考えます。

そこで、3点について伺います。

- 1、本市の平成21年度予算編成における影響と前年度比較について伺います。
- 2、道路以外の用途を考えているか、伺います。
- 3、道路建設への影響は。

次に、浄化槽普及促進事業についてであります。

第2次緊急経済対策の柱の1つである生活対策の中で、浄化槽の普及促進事業が盛り込まれ、積極的に推進されることになり、公明党がこれまで政府に対して要請してきた浄化槽補助率の引き上げが実現しました。具体的には、災害時の防災拠点における浄化槽整備や先進的省エネ型浄化槽の普及促進のため整備を行う自治体に国の補助率を、これまでの3分の1から2分の1に引き上げ、普及促進支援の拡充をすることが決まりました。補助率2分の1が適用される事業は1、学校や公民館、公園などの防災拠点における整備。2、BODのさらなる軽減や窒素、リンの除去も行える高度処理槽の整備。3、消費電力の少ない省エネ型の整備。いわゆる一般家庭の浄化槽ですね。4、レストランなどの比較的大規模な整備。以上の内容であり、現下の厳しい財政事情などを考慮すると、下水道事業の継続が非常に厳しい現実があります。

現在の下水道は市街地などの住宅密集地では効率的ですが、山間部や田園地帯を抱えるわが市では時間と経費がかかり、財政的にも負担が大きいと思います。これらの補助を効率的に導入・計画し、防災拠点の整備に適用すべきと考えるが、今現在の取り組みについて伺います。

次に、地域包括支援センターの今後についてであります。

平成20年4月から高齢者が住み慣れた地域で安心して、できる限り自立した、その人らしい生活が送れるよう、支援していくための総合機関として、地域包括支援センターが開設されました。センターでは、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健、福祉、医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実践していくことを、その主な業務と認識しております。

職員としては社会福祉士、保健師、主任ケアマネージャーが配置され、地域ネットワークの構築、個別サービスのコーディネートなど、非常に多くの仕事内容となっている。具体的には

包括的支援事業、介護予防事業、任意事業などがあり、それぞれの事業がさまざまな仕事をされている。センターが開設されて、約8カ月が経過しました。保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3職種が一体となり、利用者はもとより地域のさまざまな団体や人々を指導力を持って、地域全体をまとめていけるかどうか問われている。位置づけから見ても、決して介護予防だけの中核機関ではないはず。地域の高齢者にその状態に応じた、さまざまなサービスを切れ目なく提供する。そして介護保険の目的である個々の利用者が、在宅生活を少しでも長く続けられる拠点として、安心して利用していただけるよう、事業展開が求められている。その意味で、地域包括センターは地域福祉そのものであり、まちづくりそのものと考えます。そこで、以下3点につき、伺います。

- 1、介護予防特定高齢者、一般高齢者および包括支援事業の実績はどうなっていますか。
- 2、今後、対象者の増が見込まれるが、センター1カ所に対応できるのか。
- 3、事業充実のための人材確保は。

次に地上デジタル化に伴い、難聴地域の対応について伺います。

デジタル化の大きな目的の1つに電波の有効利用があり、無限ではない通信などに使えるのは一定の周波数だけ。日本の現状はこれ以上、少しの隙間もないほど過密であり、アナログのままでは、チャンネルが足りません。山間部の多い日本ではデジタル化すれば、チャンネルに余裕ができ、さらなる情報化社会のために電波を使える。アメリカに比べて、約50倍、最も過密と言われているイギリスに比べても、約2倍も混み合っている。特にUHFの40チャンネル以上では、同一チャンネルが500から600の中継局で使われ、混信を避けることが非常に難しいとされます。アナログに比べ、電波の有効活用が図られる。また、関連産業への大きな経済波及効果も期待できる。これが、デジタル化移行への目的であると認識しています。

そこで、次の3点について伺います。

- 1、難視聴地域への対策はどのように考えているか。
- 2、高齢者・障害者などへのきめ細かな説明は。
- 3、受信障害のおそれのある世帯の把握と対策は。

次に第2子以降保育料無料化について、伺います。

本年9月の定例会でも、公明クラブ、内田俊彦議員が質問し、2人目以降の無料化を市長は少子化対策の1つとして、安心して子どもが育てられるまちを目指して検討すると答弁されました。そして、11月市長選の選挙公約として、第2子以降の無料化を平成21年度より実施するとしました。北杜市に魅力を感じ、人と自然と文化が躍動する環境創造都市に住みたい、暮らしたい、若者が吸い寄せられる政策であり、市民にとっても朗報です。市長の英断に敬意を表すものであります。平成21年4月からスタートの具体的運用について、伺います。

次に給食センターの運用について。

新給食センターが平成21年4月からスタートしますが、ご存じのように市内の給食センターは、長坂給食センター以外は施設の老朽化とドライシステムではないため、さまざまな心配がありました。しかし、今後はそうした心配もなく、安心して小学校、中学校の生徒に給食を食べていただける。そして食育や地産地消などを通じての教育ができ、大いに期待しております。そこで3点について、伺います。

- 1、高根、須玉から統合されると思いますが、その統合内容は。
- 2、栄養士の配置は。

3、平成21年4月からスタートしますが、その具体的運用について。

以上3点、伺います。

以上、よろしく答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

市政にご理解をいただき、ありがたく思います。公明党が掲げる将来に責任を持つ政治を、なお一層、力強く推進してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最初に、定額給付金についてであります。

今般、政府において景気後退下での住民の負担に対処するため、住民への生活支援を行うとともに、併せて住民に広く給付することにより、地域の経済対策に資することを目的として、定額給付金事業が発表されました。この事業は住民基本台帳に記録されているもの、外国登録伝票に登録されているもののうち、一定のものに給付金を給付する事業であります。

給付額は、世帯構成員1人につき1万2千円。ただし、基準日において65歳以上の人および18歳以下の人については、1人2万円として算出された額を世帯主に給付するものであります。

北杜市の定額給付金総額の試算であります。12月1日を基準として算出しますと、住民基本台帳人口が4万9,469人。外国人登録者数が661人となっており、そのうち65歳以上が1万4,479人。18歳以下が7,767人でありますので、7億7,952万8千円となります。

この事業については、国において詳細な内容が決まっておりません。12月8日に、県主催による市町村担当者会議が開催されましたが、現時点では事務処理についての詳細が決定されていない状況であり、今後、国では地方自治体の要望・質問等を取りまとめて、内容を詰めるとのことありますので、国の動向を見極めながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

現在の景気の後退は世界を巻き込んだ、大変厳しい状況下であり、住民の不安に対処するために、住民への生活支援を行うことは、一定の事業効果があると考えております。

次に道路特定財源の一般化について、いくつかのご質問をいただいております。

道路特定財源は公共サービスによって、直接利益を受けるものが負担するという受益者負担の理念に基づいた目的税で、自動車利用者がその利用に応じた費用を負担し、それが道路整備に充当されるなど、公平性、安定性、合理性があるものと認識しています。

地方の一般財源の充実は望むべきことではありますが、道路特定財源の用途を広げる安易な一般財源化は税負担の公平性を欠くことになるとともに、道路予算の縮減は市道整備に大幅な遅れを生じさせるばかりか、最重要課題の1つである中部横断自動車道、佐久ルートの建設にも大きな影響を及ぼすものと考えております。

平成21年度当初予算における道路特定財源につきましては、12月8日に政府与党が一般財源化に伴い、1兆円規模の新たな交付金を創設することなどを盛り込んだ方針を決定したばかりであり、現時点ではどれだけの額が、どのような形で国から交付されるか不明であります。

したがいまして、道路整備以外への用途につきましても、まったくの一般財源化となるのか、また、なんらかの制約がつけられるのかなど不透明でありますので、今後の国の動向等を見極めながら検討してまいります。

また、道路建設計画への影響についてであります。現在の政府・与党の方針では8割は道路へ、残りの2割についての用途も道路中心とする考えがあることなどから、大きな影響は回避されるものと考えておりますが、これにつきましても、国の動向を注視してまいります。

次に、災害時の防災拠点への浄化槽設置の普及促進についてであります。

先の国の第2次緊急経済対策において、災害時の防災拠点である学校や公民館、公園などの避難施設における浄化槽整備が盛り込まれております。市では、地震等の災害時における避難場所として、一時的な避難をする地区指定の避難場所のほかに、災害が発生した場合の避難地および避難施設として、67カ所を指定しております。これらは市の施設がほとんどであり、浄化槽、あるいは下水道の整備がなされておりますので、第2次緊急経済対策における整備は考えておりません。しかし、これらの避難施設は災害時には多くの市民の方が避難場所として利用しますので、既存の浄化槽の処理能力など調査し、避難施設の収容人員との調整を図る中で、避難施設等の見直しを検討してまいります。

次に、第2子以降の保育料無料化についてであります。

本年度までの保育料については、14階層に分けて前年度分の所得税の額により保育料を決定しています。現在の北杜市独自の特別減免措置としては、同一世帯から同時に2人以上の児童が保育園に入園している場合、2人目は基準額の8割軽減、3人目は基準額の9割を軽減しています。また保育園に入園している児童が、1人で18歳までの兄、姉がいる場合で、入園児が2子目の場合は基準額の3割軽減、3子目の場合は基準額の5割軽減、4子目以降の場合は基準額の7割軽減を行っております。平成21年度からは、少子化対策の一環として、2子目以降の保育料は特別減免措置により無料とし、保護者の保育への負担の軽減を図ります。

その他につきましては、教育長および担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

小尾直知議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

新給食センターの運用について、いくつかのご質問をいただいております。

最初に、統合の内容についてであります。

市内小中学校の給食施設につきましては、長坂学校給食センターを除き、ほか11カ所の施設は老朽化が著しく、文部科学省の定める学校給食施設の衛生基準を満たさない施設となっております。これらの施設の整備は急務であり、市では平成19年8月6日に開催された北杜市議会全員協議会において、将来的には長坂学校給食センターと仮称、北杜学校給食センターの2カ所で運営していくこととお示しいたしました。

これに基づき、仮称、北杜学校給食センターを建設中でありまして、平成21年4月の稼働時には須玉小学校、須玉中学校、高根町内の4小学校、高根中学校に配食する予定であります。今後、各施設において大規模な修繕が生じたところから、順次、2つの給食センターに統合していくこととしております。

次に、栄養士の配置についてであります。

栄養士の配置は、ご存じのように、国の基準に基づき、県教育委員会が配置を決定しています。仮称、北杜学校給食センターの対象となる児童生徒数は1,334人となっており、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員の標準に関する法律では、1,500人以下でありますから1人の配置となります。しかし、食育・地産地消への取り組み等を考慮すると、2人の配置が必要であるとの考えから、県教育委員会に栄養教諭の配置も含めて、要望書を提出しております。

次に平成21年4月からスタートする仮称、北杜学校給食センターの具体的運用についてであります。

施設全体の運営は、教育委員会が直接することとしております。調理については、市職員および臨時調理員で対応いたします。配送については直営、民間委託を含め、検討しているところであります。

また、見学研究施設を活用した食育事業を積極的に実施することや、北杜食育地産地消推進協議会と連携した取り組み、減農薬特別栽培米の全校供給等をさらに推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

地上デジタル化に伴う難視聴地域の対応について、いくつかご質問をいただいております。最初に、難視聴地域の対策についてであります。

アナログ放送を視聴できているにもかかわらず、デジタル放送が難視聴となると推定される世帯について、総務省はすべての視聴者の皆さまにテレビ放送を引き続き視聴していただくため、今年7月、地上デジタル放送推進総合対策を発表しました。この中には国民に地上デジタル放送について、ご理解いただくための取り組み、受信者側の取り組み、送信者側の取り組みなど、それぞれの立場に立った取り組みの重要性が明記されています。

市といたしましては、この対策が効率的かつスムーズに実施できるよう、国、県等関係機関とともに広報活動や啓発活動等を実施し、難視聴世帯への解消に向け、対応してまいります。

次に高齢者、障害者などへの説明会についてであります。

総務省および社団法人 デジタル放送推進協会は、今年10月にすべての国民に地上放送のデジタル化に対応していただけるよう、地域に密着した調査、相談対応、支援等を丁寧に行うために、総務省テレビ受信者支援センターを全国11カ所に設置し、業務を開始いたしました。また、来年の2月には、より身近となる山梨県テレビ受信者支援センターが開設されます。この支援センターを拠点にして、独居のお年寄り等への戸別訪問を含め、きめ細やかな説明会を行うこととしておりますので、市といたしましても、国をはじめ県および支援センターと協働し、地上デジタル化へのスムーズな移行ができるよう、協力してまいります。

次に、受信障害のおそれのある世帯の把握と対策についてであります。

市では、受信障害のおそれがある世帯の把握はしておりませんが、先にご案内のとおり、今年8月に穴山中継局が開局し、先行して開局しました甲府中継局とともに、デジタル送信を行っておりますので、平成23年7月のアナログ放送終了までに、自宅で地上デジタル放送がご覧いただけるかどうかについて、お近くの電気店などに相談していただくか、UHFのアン

テナを実際に立てて確認されることが、最も確実な方法と思われます。現に受信不可能な世帯につきましては、国や県および放送事業者等の関係機関と協議してまいります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

次に介護予防特定高齢者、一般高齢者および包括的支援事業の実績についてであります。

高齢者が要支援、要介護状態になることを予防し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができることを目的に、平成19年度は特定高齢者事業として、筋力アップ事業、ふれあい広場を10会場で340回開催し、事業参加延べ人数は4,774人となっております。また、一般高齢者を対象とした事業として運動教室を4会場で66回、認知症予防教室を8会場で8回、いきいき広場を6会場で292回、はつらつシルバー事業を各地区公民館で342回開催し、各事業参加延べ人員は1万1,874人となっております。

次に包括的支援事業につきましては、特定高齢者、要支援1、2の方の介護予防ケアプラン作成が470件。総合相談、権利擁護の相談件数は3,013件となっております。今後、高齢化が進む中、介護予防、包括的支援事業については、必要性が高まるものと考えております。

次に、地域包括支援センターの設置数についてであります。

当初、介護保険事業計画では2カ所設置を計画しておりましたが、地域包括支援センターが行う介護予防事業等については、今後、対象者の増加が見込まれる中、市内全域において均等に事業展開ができること。情報の共有ができ、問題解決も早期に行えること。予防事業を委託する事業者への指導が徹底できること。住民にとって相談窓口が分かりやすいことなどを考慮し、1カ所のほうが効率的・効果的に事業が実施できると考えています。

事業充実のためには、人材の確保は重要であります。すべての事業を包括支援センターで実施することは不可能です。事業内容の評価などを行った中で、委託などにより予防事業の充実を図りたいと考えております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

小尾直知君の再質問を許します。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

再質問させていただきます。

まず、浄化槽の普及促進事業についてですが、現在、下水道の敷設エリア以外のところについては、合併浄化槽を推進する、またそれに補助も出していると、こういうふうに承知しておりますが、こういうところに、さっき言った4番目の大規模浄化槽、21人槽以上へも、これは適用できるのではないかなと、こんなように考えますが、お答えをお願いしたいと思います。

もう一つは、学校や公園など、このモデル地域を全部、さっき60何カ所といいましたけども全部は無理だと思いますので、モデル地域等を指定して、避難されてくる想定人数等も合わせて、当然、そこにある既存の浄化槽、また下水とか上水では足りませんので、そこらへんのところの取り組みを先ほど、ちょっと市長が答弁されましたけれども、もう少し具体的にお答

えいただければと思います。

それと、もう一つ。包括支援センターの件ですが、24時間体制での相談について、現在でもやっておられると思うんですが、どういう対応になっているのか。また、そういったところで、なんか問題点、課題点があるのかどうか。そこらへんをちょっと、お聞かせ願いたいと思います。

もう一つ、包括センターというのは、司令塔としての機能が庁内にでき上がっているかどうか。私の感じているところでは、ほかの部門といろいろな形で、要するに連携していかなければならない、それは分かりますけれども、包括的に支援をする、指示を出すところですね、そこがどうもフラットに、組織がなくなってしまっているのではないかなど。そのへんのところの齟齬がないのかどうか、ここについて。

それから、もう一点は、当然、外部団体としての民生委員さんですとか医師会、それからサービス事業者、それからボランティア、こういうところは連携していると思うんですが、現状、これがちゃんと機能しているのかどうか。今後、相談する件数も多くなってくると思いますので、そういう現在の状態でいいのかどうか。この点について、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

浄化槽の設置でございますが、先ほど市長の答弁にもありましたように、今回の緊急経済対策における整備は考えていないということの答弁でございます。既存の浄化槽の処理能力等の調査をしながらということで、対応していきたいということでございます。

なお、下水道エリア以外についての整備につきましては、生活環境部の中でエリアの設定をしながら対応していくものでございます。先ほど、議員さんのほうからモデル施設を指定したらいかがかということもありましたが、先ほどの答弁にありましたように、施設の状況を調査しながら対応していきたいということで、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

3点のご質問をいただきました。

まず、包括支援センターの24時間体制での支援はというふうなご質問でございました。

これにつきましては、昨年からでしょうか、障害者の福祉課のほうでも、障害者のための24時間体制をつくりました。そんなことで、障害福祉課と包括支援センターの職員が一緒になって、24時間の体制をつくっております。包括支援センターの職員、ただいま12名おられるわけですが、その中に保健師が9名います。そして、障害福祉課のほうには、保健師がやはり2名おります。この電話をとるのは、保健師というふうに決めております。というのは、やはり初期に、いろいろな問題を投げかけられたときに対応できるのは保健師というふうに考えておりますので、ここは保健師が、まずとると。この夜間の対応につきましては、まず外部から電話が市役所に入ってきます。そうしましたら、市役所の職員から携帯のほうへまわしていただいて、そして1カ月ずつ交替で職員が携帯電話を持っていることになっております。その職員

が対応できる場合には、そこで対応。そして、それぞれの別の担当者がある場合には、別の担当者に電話をまわすということで、24時間の対応をとっております。このへんは、障害者にとっても、また高齢者にとっても安全・安心の対応ができていのかと、こんなふうを考えております。

次に包括支援センターが高齢者対応の中の、中心的役割を果たしているのかというふうなご質問でございますけども、これにつきましても、やはり相談窓口というふうなことになっておりますので、そのへんでは十分に中心的役割を果たしていると思っております。

先ほど答弁の中で、包括支援センターを2カ所ではなくて1カ所にしたいということも申し上げたわけなんです。といいますのは、やはり庁内にいて関係する障害の部分と、あとは市民の部分とか、あらゆる部分と連携をとるためには、やはりそういう体制をつくっていくほうがよろしいのかなと、そんなふうを考えて1カ所に対応したいと、こんなふうを考えておまして、包括支援センターの中には主任ケアマネージャー、社会福祉士、そして保健師、この3つがいることが条件になっておりますが、これらの職種がうまく連携をとりながら、十分に機能を発揮していると、このように思っております。

次に民生員、ボランティアとの連携はというふうなご質問をいただきましたけれども、これにつきましては、地域ケア会議という会議をもっております。これにつきましては、2カ月に一度、年6回開くわけですが、これは地域のそういった介護の体制づくり、あるいは地域の保健サービスの質の向上、そういったための研修、あるいはサービスを円滑に進めること、情報交換、こういったことを目的に開催しておまして、要綱の中では医師、民生委員、警察等も入れ、また介護サービス事業所の介護職員、介護福祉士、看護師、医療療養士、作業療養士、ケアマネージャー、こういった方々が入って、体制の協議ができるような、こういうシステムになっております。ただ、事案の関係で、医師、民生委員さんが常時入るというわけにはまいません。現在は、介護施設の介護職員、介護福祉士、看護婦さん、こういったところを中心に包括支援センターの職員とともに、協議をしているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君。

○14番議員（小尾直知君）

もう1点、地上デジタルの年配者のところに、特にこれは大事だと思うんですが、今、非常に振り込め詐欺が毎日、テレビで取り沙汰されて、年配者のところへ工事が必要とか、うまく言葉巧みに言ってきて、振り込まれてしまうと。こういう取り組みもぜひ、説明会の中に取り組んでやっていただきたいなと思っておりますので、この答弁をお願いしたいということと、それから第2子の保育料の無料化ですけども、ちょっと私、聞き漏らしたかも分かりませんが、具体的に18歳以下がいた場合は無料になるという、この点について、もう1回、再答弁をお願いします。

○議長（秋山俊和君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

まず振り込め詐欺などですけども、高齢者の方々がそういった被害にあうことが、非常に多

いというふうなことです。こういったことの対応につきましても、市では過日、行われました保健福祉大会の中で、警察の方をお願いしまして、警察の方の寸劇なんかをちょっとやっていただきながら、こういったことにならないようにというふうな啓蒙を図っているところですが、よろしく願いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、定額給付金の関係の18歳未満とは・・・保育料ですか、失礼しました。

○議長（秋山俊和君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

現在の状況を市長のほうから申し上げたわけですが、もう一度、申し上げますと、現在の本市の保育料につきましては、14段階に分けて、前年度の所得税の額によって保育料を決定しております。そして、現在は北杜市独自の特別な減税として、1世帯の中から同時に2人以上の児童が保育園に入園している場合、2人目は基準額の8割の軽減、3人目は基準額の9割の軽減をしている。さらに、保育園に入園している児童が1人で、18歳までの兄、そして姉がいる場合で、入園児が2子目の場合は、基準額の3割の軽減。それが3子目の場合は5割の軽減。4子目の場合は7割の軽減。こういう特別軽減をしているということで、本市の場合は、この減率が非常に手厚くされているように考えております。よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは地上デジタル化につきまして、老人等の説明会の件でございますけども、各テレビ局等にすべて、調査をしておりますけども、いわゆるCATVの関係は、説明は終わりました、基本的には自主アンテナで見ている家庭ということになりますので、だいぶターゲットは絞られてきますので、説明会の折につきましては、振り込め詐欺等も併せた中で説明をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

小尾直知君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

2点、質問させていただきます。

まず1つ目として、地上デジタル化に伴う難聴地域の対応でございますが、これは簡単に言うとかケーブルテレビを引けば、これは解決するというふうに私は考えておりますが、なかなか、そのへんが地域の方々との話し合いの中で、難しくなっているというふうに思っております。情報の格差というのは、引かれていない地域にとっては、とても切実な問題でございますので、一日も早いケーブルの新設を望んでいる地域があると思っておりますので、そのへんの対応について、伺いたいと思っております。

2点目といたしましては、給食センターについてでございますが、給食センターは当初の説

明の中で自家発電もあり、また水槽もあり、備蓄もありということで、これは防災拠点になり得る施設だというふうに私も感じておりますが、そのへんの内容について、教育長にお伺いいたします。

以上2点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

テレビの難視聴地域ということで、デジタルが届かない部分もございますけども、このケーブルテレビでしていない共聴組合等の関係につきましては、当然、NHKを中に入れる中で、いわゆるどういう方針にするか、このまま継続するのか、それともCATV等に参加するのかなということで、組合の皆さんにお諮りして、今、組合のほうで検討している状況でございます。ただ、市といたしましては、今、北杜ネットワークさんに指定管理しておりますので、指定管理者のほうで、電送路を敷設ということになりますので、金額もおそらく、試算しないと分かりませんが、それなりの応分な負担は出てくると思いますけども、市民全員がデジタル放送が見られるような方策を検討してまいりたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（秋山俊和君）

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

内田議員のご質問でございます。

学校給食センターの建設については、来年4月1日を目処に一生懸命頑張って推進しているところであります。

質問の内容でございます。災害についての部分でございます。災害の非常食ということでは、米の備蓄でございます。1.9トンを常時備蓄しているところであります。この量については、おにぎり2つを1食と換算しまして、1万9千食分が配給できるという状況でございます。

なお、非常時の飲料水でございますが、受水槽は42トン。これは消防の防火水槽と同等な容量でございます。一時的な避難体制での飲料水については、十分、賄えるというように考えております。また、非常用の電源でございます。自家発電装置を設置しているところでございます。この分についても延長コード等により、外部への電力供給が可能であるというように考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は5時20分です。

休憩 午後 5時10分

再開 午後 5時19分

○議長（秋山俊和君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、20番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○20番議員（中村隆一君）

12月議会にあたり、日本共産党を代表して市長に質問いたします。

アメリカの金融危機に端を発した、急速な景気悪化が労働者と中小零細企業に深刻かつ重大な打撃を与えています。日本共産党は11月11日、大企業・大銀行応援か、国民の暮らし応援か、景気悪化から国民生活を守る日本共産党の緊急経済提言を発表し、博打経済破綻のツケを国民にまわさないために、全力を尽くすことが政治の責任であるという立場から、具体的対策を政府に求めてきました。その立場で以下、質問いたします。

質問の第1は、政府の追加経済対策および後期高齢者医療制度についてです。

麻生自公内閣が景気対策の目玉にしているのが、2兆円規模の給付金です。しかし、家計支援というなら、自公政権が2002年以降、高齢者増税や定率減税の廃止、医療改悪や年金保険料の連続引き上げなどで、国民に押し付けてきた累計で、50兆円近くもの負担増、給付カットこそ見直すべきです。痛みの押し付けは、これからも継続しながら1回限りのばらまき、しかも3年後には消費税増税という、増税予約つき給付金では、庶民の懐は冷え込むばかりで、景気対策にもなりません。まじめな景気対策と呼べるものではなく、公金を使った選挙買収といわれても仕方がない代物です。2兆円も使うなら、もっと効果的にというのが国民の願いです。政府が2002年以来、毎年削ってきた社会保障費1兆6,200億円を復活させただけでも、後期高齢者医療制度の廃止や子どもの医療費無料化、年金、生活保護、児童扶養手当の引き上げなどに着手できるのです。政府は11月12日に所得制限、年収1,800万円を設けるかどうか、各自治体の判断と地方に丸投げしてしまいました。北杜市としては、どんな判断をしたのか、迷走している給付金の評価と併せて、見解をお聞きます。

また75歳という年齢を重ねただけで、国保や健保から追い出し、負担増と差別医療を押し付ける、後期高齢者医療制度に国民の怒りが広がっています。各地の老人クラブや医師会が制度の撤廃を要求し、廃止・見直しを求める意見書を可決した地方議会は662に達しました。国会でも野党4党が共同提出した後期高齢者医療制度を廃止し、いったん、もとの制度に戻す法案が参議院で可決されます。追い詰められた政府与党は、小手先の制度見直しを繰り返しています。ここ北杜市でも後期高齢者医療制度を中止せよと、73%の人が怒りの声を寄せています。高齢者の命と健康、人間としての尊厳を守るため、後期高齢者医療制度は運用改善や見直しで済ませるものではなく、廃止するしかありません。

保険料の滞納者数は、県下で何人いますか。そのうち本市では何人いるのでしょうか。市長は国に廃止の意見を挙げるべきだと思います。見解を求めます。

質問の第2は年の瀬を迎え、市民の暮らしを守る緊急対策についてです。今こそ輸出依存型の大企業中心の経済政策から、内需をつくり出す経済政策への転換が必要です。内需主導にするには家計を主役にし、個人の懐を豊かにして、消費者からお金をまわすのが重要です。

1、国保税1世帯1万円の引き下げを求めます。平成18年度合併後、統一料金に改定し、市民1人当たり1万2千円もの値上げをしたため、現在、市民の暮らしを圧迫しています。高

くて、払いたくても払えない国保税。市民の74%が、負担が重いとアンケートに答えています。平成18年度の国保税は、1人当たり7万5,373円。1世帯当たり14万6,995円です。歳入歳出の差し引き額が約5億8千万円ありました。滞納繰越額は平成19年度で約3億7千万円。滞納世帯数1,708世帯。国保全世帯9,400世帯の18%が滞納をしている、この現実を見れば、国保税の負担が大変重いことが分かります。

1世帯1万円引き下げた場合は、約9,400万円。2万円の引き下げの場合は、約2億円。3万円引き下げた場合は、約3億円です。歳入歳出の差し引き額から見て、十分可能です。あとは市長の決断です。

2つ、今年も福祉灯油の実施を求めるものです。

原油の高騰で石油や関連商品や生活必需品が軒並み高騰し、市民の暮らしを直撃しています。中でも、これから厳しい冬を迎える寒冷地、ここ北杜市。暖房用の灯油の需要期を迎えて、自治体が灯油の購入を支援する福祉灯油の実施は、切実な要求です。福祉灯油は、もともと生活困窮者に対する対策として始まった制度で、高齢者や障害者世帯、母子家庭世帯など、住民税の非課税世帯を中心に市町村が灯油の購入を援助しています。昨年、本市は県下でもいち早く実施し、高齢者や障害者などから久しぶりに風呂に入れたと、大変、喜ばれました。また、地域の灯油を扱う商店からも配達などの注文があり、大変、喜ばれたものでした。ぜひ、住民の声に答えて、今年も実施を求めます。

3、子どものインフルエンザ予防注射について、実態調査と接種代補助を求めます。

0歳から満8歳ぐらまでは2回、満9歳からは1回のインフルエンザ予防接種が必要だと専門家はいいます。1回なら3千円、2回なら4千円の接種代がかかるといいます。小さい子どもほどインフルエンザ脳症を起こさせないために、予防接種が必要です。

昨年度、市内の子どもがどのくらい市内の医療機関で予防接種を受けたのか、実態を調査して明らかにしてください。また、子育て支援策として、接種代の一部補助を求めます。

4、子どもの医療費窓口無料を中学3年生まで拡大することを求めます。

北杜市は今年4月から窓口無料をスタートしました。市は、来年4月から小学校3年生までの無料化を検討しています。窓口無料になって、待ち時間も面倒な手続きもなくなり、本当に助かると喜びの声を聞きました。どこに生まれ住んでも、子どもは等しく大切に育てなければなりません。北杜市でも、子どもを産み育てたいと思えるまちづくりのためにも、子育て支援として、子どもの医療費助成の年齢をさらに引き上げ、中学卒業まで医療費を無料にすることを求めます。

質問の第3は、デマンド交通の早期実施を求めることです。

北杜市は高齢化率が27%を超え、バスに不便を感じ、家族送迎にも頼れない、閉じこもりが危惧される高齢者が多くなりつつあります。行きは医療機関で、帰りは商店に寄るなど、特定の高齢者層の外出を支援するデマンド交通システムは、入院や介護状態になることを予防できる効果があることが分かってきており、地域が活性化する効果は大きいといわれています。デマンド交通システムは障害者や高齢者、誰もが住みやすいまちづくりのために、早期に導入が望まれています。

次に北杜市地域公共交通活性化協議会では、株式会社 地域設計に依頼して、アンケート調査をしていると聞きましたが、どういう形態で、どういう人を対象にどんな項目を調査しているのか。身延町では、75歳の2,100人にアンケート調査を郵送し、50%の回答を得た

そうですが、本市の地域設計の調査では、75歳以上の人の調査は入っているのか、いないのか。どこまで調査が進んでいるのか、今後の予定もお聞きしたい。

北杜市企画部として、デマンド交通システムの導入、早期実施についての計画の見通しを明らかにしていただきたい。

質問の第4は、平和市長会議の加盟を受けて、今後の事業計画の提案です。

平和市長会議の加盟認定証では、私たち人類が広島・長崎の被爆の悲劇を二度と繰り返すことのないよう、そして市民一人ひとりが平和で安全な環境のもと、幸せな生活を営むことができるよう、世界各国の都市と力を合わせて、核兵器のない平和な世界の実現に取り組んでいただくことを期待していますと述べています。北杜市は加盟都市として、2008年4月1日に平和市長会議会長、広島市長、秋葉忠利さんから認定されました。

平和市長会議は、国連経済社会理事会のNGOとして登録されています。また平成17年9月には、北杜市議会で非核平和都市宣言を決議しました。北杜市は名実ともに平和を愛する都市として、平和の事業を日本のみならず、世界に発信していくことが求められます。

以下、事業の提案です。

1つ、大泉支所に建ててある非核平和都市宣言 北杜市のポールを年次計画で、他の7つの支所に順次つくること。また、北杜市役所にもつくること。

2、広島・長崎の平和記念式典に市民の代表を参加させること。

3、平和の行事・催しを積極的に主催すること。市民の参加を求めることを求めます。

質問の第5は市長選、市議選において、選挙公報の発行を求めることです。

今回の市長選、市議選において住民の皆さんから立候補者の人柄、方針、政策など投票するのに、判断材料として選挙公報を発行してほしいとの声を多く聞きました。発行しないのは行政の怠慢ではないかとの、きつい声も聞きました。

以上、市長の見解を求めて、質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中村隆一議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

最初に、定額給付金についてであります。

この事業は、国でも内容の詳細について決定されておりません。現時点では、市町村の要望等を聞く中で制度決定をすることとあります。給付金の所得制限につきましては、全国市長会においても議論されておりますが、所得の範囲があいまいであること。所得の金額にかかわらず、すべての対象者から税情報取得の承諾を得るとともに、基準額以上の所得の有無について調査しなければならないこと。他市町村に転出した者の税情報の確認方法が制度的にも措置されていないことなど、解決しなければならない課題も多く、また市町村の事務負担の増大も懸念されておりますので、多くの自治体が所得制限を設けない方針を検討しており、本市でも同様に対応してまいりたいと考えております。

定額給付金の評価についてであります。今までに経験したことのない急激な景気後退により、市民の生活不安は大きなものがあると思われれます。各家庭にとっては、一定の事業効果があると考えております。

次に市民の暮らしを守る緊急対策について、いくつかご質問をいただいております。

最初に国民健康保険税についてであります。すでにご承知のとおり、北杜市は旧町村ごとに不均一であった国民健康保険税の税率を平成18年度に改定・統一し、国保財政の健全化を図ってまいりました。その結果、国保会計の財政状況は改善し、国保税の税率も平成19年度は据え置き、本年度も後期高齢者支援金分が新たに設定されたにもかかわらず、実質的には据え置くことができたところであります。

平成19年度の国保税の調定額は、1人当たり7万6,389円。1世帯当たりでは14万6,266円であり、県平均の1人当たり8万5,195円。1世帯当たり16万8,048円を大きく下回っておりまして、県内13市の中では、いずれも低いほうから2番目となっております。

また税率の改定については、医療制度改正、国保会計の状況等を勘案しながら取り組むべきものであると考えております。

次に、福祉灯油についてであります。

昨年度は原油高騰対策として、福祉灯油券の取り組みを行いました。これは原油価格の急激な高騰を背景に、市が独自に実施し、対象は2,941世帯でありました。そのうち助成世帯は2,574世帯でありまして、市民の皆さんからはある程度の評価をいただいたところであります。

本年度も同様の事業を実施するかどうか、必要性・実効性について検討を重ねてきたところでありますが、昨年12月時点の灯油価格は100円であったものが、現在は65円となり、原油価格は下降の一途を辿っております。また、国においては定額給付金の支給も検討されているところであり、今年度は福祉灯油の実施は見合わせたいと考えております。

なお、引き続き原油価格の変動や経済情勢の推移等を十分に注意しながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、医療費窓口無料化の中学3年生までの拡大についてであります。

今年4月には、乳幼児・ひとり親・重度心身障害者医療費の窓口無料化を実施したところであります。現在、県内13市のうちで甲府市、大月市、韮崎市の3市が小学校6年生まで、窓口無料化を実施しております。また、他の10市のうち通院では山梨市、甲州市の2市は未就学児童まで、他の市は県の補助事業対象年齢の5歳未満児、入院については10市が未就学児童としております。

本市では少子化対策として、子育て支援の推進を図り、保護者の経済的負担の軽減を図るため、平成21年4月から小学校3年生までの窓口無料化を実施する予定であります。子どもの健康保持、安心・安全な子育て支援を総合的に考慮し、年齢拡大に対する県補助事業への働きかけを行いながら、年齢拡大につきましては、今後、検討してまいりたいと考えております。

次にデマンド交通についてであります。

現在、地域住民、バス利用者、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等の代表者により構成された法定の協議会において、北杜市の地域公共交通が将来にわたり、持続可能なものとするよう、またバスの運行方法についても、現在の運行方式以外の方法も含め、あらゆる角度から調査・検討しているところであります。

調査手法として、市立病院やショッピングセンター等での面接調査と道の駅や総合支所等にアンケート用紙と回収箱を設置し、留め置き方式での定点調査など、公共交通利用施設での調

査を行っております。また、18歳以上の市民の方を無作為に抽出した公共交通アンケート調査による意向調査は、特定のバス運行方式を前提として、その需要の多寡を調査目的とするものではありません。

公共交通利用施設の定点調査および、18歳以上の市民の方を対象とした郵送によるアンケート調査は、今月中に回収し、来月から分析に入る予定となっております。バス利用ニーズがあったときに運行するデマンド運行方式については、イニシャルコスト、ライニングコストの検討、また先行事例など多角的に調査・研究することが重要であると思います。今後、同協議会等における議論と調査、検討結果をふまえ、対応してまいりたいと考えております。

次に平和市長会議の加盟を受けての、今後の事業についてであります。

平和市長会議は、これまで海外の都市を対象とした組織でありましたが、日本の都市も含めて世界の都市が一体となり、核兵器廃絶を国際社会に訴えるため、国内各都市への参加を求めることとなり、平成20年2月に平和市長会議の会長である広島市長から加盟の要請がありました。北杜市は、非核宣言自治体として核廃絶に向けた取り組みを国内外に訴え、世界の平和の実現に寄与するために加盟したところであります。

この平和市長会議への加盟により、北杜市としましても、当会議の核兵器廃絶を目的とした活動や平和推進事業に、できる限り協力してまいる考えであります。また、ご提案をいただきました各種事業につきましては、県内または他県での取り組みなどの情報収集を行い、対応してまいりたいと考えております。

その他につきましては、選挙管理委員会書記長および担当部長から答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

柴井選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（柴井英記君）

選挙管理委員会事務局書記長を兼ねておりますので、答弁をさせていただきます。

北杜市長選挙、市議会議員選挙における選挙公報の発行についてのご質問をいただいております。

選挙公報の発行については、今回の市長および市議会議員選挙において、市民の方々からも問い合わせがございました。市長選挙および市議会議員選挙における選挙公報の発行につきましては、公職選挙法第172条の2の規定により、選挙管理委員会が条例を定めることにより、選挙公報を発行できることとなっております。

県内13市の選挙公報の発行状況につきましては、甲府市をはじめ8市が発行しており、本市を含め5市は発行しておりません。本市は600キロ平方メートルと広大な行政区域の上、今回の市議会議員選挙から大選挙区となり、立候補者の方も政権を広く有権者に訴える手段として、また有権者の投票における判断材料として、選挙公報も重要だと思っております。次回の選挙からの発行に向け、条例等の整備を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

後期高齢者医療制度について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、後期高齢者医療制度の保険料についてであります。

年金からの天引きとしない普通徴収は7月を第1期として、翌年2月までの8期により納付書、または口座振替により納付となります。納付書が発送とする対象者は約1,800人ですが、各納期における督促状の発行数は第1期が455人、第2期が278人、第3期が564人、第4期が369人へと発送を行いました。

先般、山梨県後期高齢者医療広域連合における第4期督促状発送数の調査が行われ、11月末現在、県下でおよそ3,900人との集計結果が出ています。このように多数の督促状が発行された理由の1つに、今年7月の本算定後に国の高齢者の医療の円滑な運営のための負担軽減措置が講じられ、保険料額が変更されたことで、年金からの天引きとなっていた方が9月からは普通徴収に変わったため、ご自身の納付方法を勘違いされて、保険料納付が滞ってしまったという状況が全国的にありました。

本市においても同じような状況が見られますが、その後の納付により11月末現在での第1期から第4期までの保険料滞納者数は462人、871件となっております。

次に、制度廃止の意見についてであります。

今まで保険料軽減の拡大など、運用面の改善策が多々講じられ、さらに国では幅広い観点から議論するために、有識者による高齢者医療に関する検討会を設置したところであります。本年9月の市議会定例会のご質問でもお答えしましたとおり、高齢者の医療を守っていくためには必要な制度であると考えていますので、その動向を見守るとともに運用面での改善などにつきましては、山梨県および山梨県後期高齢者広域連合を通じて、国に要望してまいりたいと考えております。

次に、子どものインフルエンザワクチン予防接種についてであります。

市内15の医療機関での予防接種の実施状況は、平成19年度の実績で12歳までの4,700人のうち2,800人が接種を受けており、その割合は約60%になっています。また、現在、1人のお子さんが受けている予防接種において、日本脳炎を除きまして、5万2,970円の公費負担をしております。公費負担になっている予防接種は、いずれも終生免疫を期待し、接種回数を決められております。この定期予防接種の接種率は80ないし90%で、95%の目標まで啓発が必要な状況です。

小児のインフルエンザ予防接種は、平成6年の予防接種法の改正により、定期予防接種から任意予防接種となりました。さらにワクチンの効果ですが、高齢者においては70ないし80%程度といわれていますが、小児の場合は就学前の子どもで20ないし30%程度といわれ、ワクチンを受けた子どもでもインフルエンザに罹患することがあります。また、流行株やウイルスの型により毎年、接種をしないと感染の予防はできない状況であります。残念ながら、今のところ、感染を完全に防止する方法はなく、食事をしっかり食べること、十分に睡眠をとること、うがいや手洗いの励行による一般的な予防に心がけることが大切であります。今後も市民に向けての予防の啓蒙・啓発を強力にしていく所存であります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○20番議員（中村隆一君）

ちょっと、お願いします。

昨年、福祉灯油を実施していただいて、非常に喜ばれたと。今年は灯油が下がっているということですが、灯油は下がっているけれども、生活必需品は高騰して、生活は非常に大変だと。この事実から、昨年1人、家庭で5千円、1千円券5枚でしたけれども、これを例えば3千円にしても、とにかく実施をしていただきたいというのが皆さんの声です。

2つ目は、子どものインフルエンザの予防接種についてですが、蕪崎市では子ども1人当たり2,500円補助していると。北杜市でもなんらかの補助をしていただきたいというのが、お母さんたちの願いです。

また、3つ目としては、昨年度、デマンド交通について、署名が2千名以上、寄せられたと思いますけれども、これをどのように受け取っているのか。しっかり受け止めて、計画していただきたい。以上3点、お願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福祉灯油についてでありますけれども、私も常日頃、政治は弱者救済が原点であるというふう  
に承知をいたしております。よって、昨年は1リットル当たり100円という、大変な高騰で、  
生活が大変だろうということで、生活困窮者を守るという思いで、福祉灯油を皆さんと一緒に  
決断したところであります。しかし、今年のご承知のとおりのような灯油価格になっておりま  
すので、ぜひひとつ、今回はという思いが率直な思いであります。

併せて、先ほどご説明しましたとおり、国も経済対策の一環として定額給付金を位置づけて  
おりますので、先ほど答弁したとおりのご理解の中で、今年という思いであります。これか  
ら、どのような、先が見えない時代でありますので、灯油がどのようになるか、変動するかと  
いう場面においては、また考える場面があるかと思っておりますけれども、現状ではそういうこと  
でご理解いただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

中村議員のデマンド交通の早期実現の署名の、2千人の考え方ということでございますけ  
ども、市民の意見としては、大変重く受け止めております。この中で、今現在、法定協でデマ  
ンド交通を含めた見直し等も行っておりますので、この結果をふまえて検討してまいりたいと思  
いますので、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

インフルエンザワクチンでございますけれども、これにつきましては、平成6年に接種法が  
改正された。そういったことで、このインフルエンザにつきましては、個人的防衛というふ  
うなことが、大きな意味を持ってきたのではないかと思います。社会的に撲滅をしなければなら  
ないような、社会的防衛の必要なもの、例えばBCGであるとか、ポリオとか三種混合、は

しか、こういったものについては、やはり公費を投入すべきかなというふうに思っているところですが、インフルエンザのように毎年毎年、これをしなければならぬということになりますと、ここはひとつ、考えなければならぬのかなというふうな思いを持っているところです。ご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中村隆一君、再質問はございますか。

（ な し ）

中村隆一君の質問が終わりましたので、これから関連質問を許します。

関連質問はございますか。

（ な し ）

関連質問はございません。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

なお、ご連絡いたします。

散会后、議会運営委員会を開会いたしますので、よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は12月19日、午前10時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時54分

平成 2 0 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 1 9 日

平成20年第4回北杜市議会定例会（3日目）

平成20年12月19日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 一般質問

11番	保坂多枝子君
10番	中嶋 新君
2番	中山宏樹君
15番	渡邊英子君
7番	風間利子君
5番	野中真理子君
4番	清水 進君
3番	相吉正一君

2. 出席議員（21人）

1番	小須田稔	2番	中山宏樹
3番	相吉正一	4番	清水 進
5番	野中真理子	6番	篠原眞清
7番	風間利子	8番	坂本 静
9番	小林忠雄	10番	中嶋 新
11番	保坂多枝子	12番	利根川昇
13番	千野秀一	14番	小尾直知
15番	渡邊英子	16番	内田俊彦
18番	坂本治年	19番	秋山九一
20番	中村隆一	21番	清水壽昌
22番	秋山俊和		

3. 欠席議員

17番 小林保壽

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(32人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	井出武男	教育次長	小林喜文
困碁美術館長	小池昭一	会計管理者	大芝隆夫
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	藤原宝	小淵沢総合支所長	小林まち子
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	福井俊克
政策秘書課長	名取重幹	総務課長	堀内誠
財政課長	小島良一	地域創造課長	坂本敏二
税務課長	坂本正輝	企画課長	清水克己
長寿福祉課長	深澤久美子	障害福祉課長	白倉はるみ
環境課長	比奈田善彦	上水道課長	原藤和雄

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
〃	浅川輝夫

開議 午前10時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は21人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご承知願います。

17番議員、小林保壽君は一身上の都合により、本日会議を欠席しております。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、8人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順位および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に北杜クラブ、83分。北清クラブ、13分。市民フォーラム、9分。日本共産党、15分。

次に無会派の相吉正一議員の15分となります。

申し合わせにより、一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いします。

なお、残り時間を議員席左側の掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

はじめに北杜クラブ、11番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

12月定例議会にあたり、冒頭、一般質問をさせていただきます。

今年、2008年を代表する言葉は「変」という言葉になりました。変革、変化、変動、異変、いろいろなことがあった年でございました。また、昨今の社会情勢はアメリカのサブプライム問題に端を発し、景気が急速に下降している中、国内需要は減少し、雇用問題も深刻化してきております。北杜市も財政の健全化が重要な課題であります。

使えるお金が潤沢にないとき、削減するべきもの、せざるを得ないもの、力を注いでいくこと、この選択には優れた判断力と勇気が必要です。市長の、これからの手腕にご期待を申し上げます。

市長が所信表明で示されました複合型作業所の設置について、お伺いいたします。

障害には身体、知的、精神、発達障害等、いろいろな種類があり、それぞれの状況も違って、ケアすることは大変難しいものがあります。しかし、その中で残された機能や持てる能力を生かし、社会参加や社会復帰を促すことは大変、重要なことであります。自己を生かせる場所としての作業所の設置には、大きな期待を寄せるところでございます。

作業所の内容を考えるとき、身体障害については、失われた機能を補てんできる方法、手が不自由ならほかの機能、例えば足を使うといったことが考えられます。知的障害の方は、作業に限度がありますが、根気強く続けることができます。

しかし、精神障害の場合には昨日は順調にできたけれど、今日はまったく手につかず、ときには120%、130%の成果を出せるといった結果の分からない、まちまちの状況になって

まいります。

自立支援法が導入されて以来、食事代などの自己負担が課せられている中においては、作業能率を上げ、生産性を高めることが1つの課題になっています。作業所に通って収入を得ても、負担する金額のほうが多ければ、社会に適用することが難しい人にとっては、家にいたほうがいい、行きたくもないのに無理することはないという気持ちになってしまうのも無理からぬことと思います。

現在、作業所として機能しているところにおいても、その経営には大変、苦慮しております。障害を持つ人を抱える家族は、病院に通ったり、ケアに手がかかり、自分自身の時間が制約され、精神的にも余裕がありません。例えば、保護者組織が経営しているところでは、事務管理に限っても専門の事務職員が必要になるほどの多くの書類作成があり、今、生活するのに手一杯の状態では到底、力が及びません。人的支援を望んでいるところもあるのが現状です。

また、1つには障害を持った方が高齢化してきており、その世話をしている家族は兄弟や親といったケースがあり、その方たちが保護者となっている場合は、障害を持った方より高齢です。一刻も早い対応が必要です。この子を残して、死ぬに死ねないといった深刻な声まで聞いております。

何が足りなくて何をしてほしいのか、なんのための社会復帰施設なのか。自立を支援するには、どういうことなのか。支援をしていく上で、現状をしっかりと把握していくことが必要であります。一時的な支援でなく、障害を持った方が生きがいを見い出せる、そんな支援を心より望んでおります。

作業所の果たす役割は非常に大きく、大変、重要な意味を持っています。自立支援とサポートを行うための作業所と、地域交流プラザ機能を併設した複合型施設の設置を考えていただけるようですが、具体的にお伺いいたします。

1つ目、対象となる障害。

2つ目、作業所の内容、支援の範囲。

3つ目、事業計画の時期。

以上、3点でございます。

続きまして、2つ目、指定管理者制度について、お伺いいたします。

市の所管する公共の建物について、指定管理制度が導入され、早3年が経過しようとしています。市内には類似施設も数多くあり、その運営・維持管理には莫大な費用がかかり、この制度は財政上、1つの有効な手段であります。しかし、問題点も多く指摘され、安易な移行は避けるべきであり、審査の方法が重要であります。指定管理は、収入見込みより支出が多いと判断され、赤字が考えられる施設については、指定管理料が支払われ、収入が見込まれる施設については、市への納入金が算定され、維持管理を民間に委ねるシステムであります。収支報告の方法や項目が統一されておりません。

極端な例かもしれませんが、例えば指定管理者が一度、算定された指定管理料を引き下げないように支出を増やしてしまう。修繕、改修費には上限が定められておりますが、少額の回収では自己の負担になるため、他の回収を加えて、上限額を超え、市の負担とする。また、逆に企業努力をして、せっかく収益を出したにもかかわらず、指定管理料が減額されてしまうのでは、企業の経営意欲が失われてしまうといったことも考えられます。このようなこともあり、選定委員の選定基準から外れていないかといったチェックは重要であり、次の3点について、

伺います。

1つ目、指定管理者選定時の選定委員の方に年度報告がされていますか。

2つ目、収支報告書の項目が各施設まちまちであり、統一されておらず、分かりにくいのですが、その対策は。

3つ目、企画部に専任の職員が配置されたようでございますが、会計士や税理士等、外部の専門の知識を持った監査機関が必要なのではと考えております。

以上2項目、質問させていただきました。よろしく願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

11番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

最初に複合型作業所の設置についてであります。

障害者自立支援法の施行により、地域で暮らす障害のある方たちに創作活動、または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与する地域活動支援センター事業が市の必須事業となりました。市では高根、長坂、大泉、小淵沢地区の利用者60名には、精神障害者の家族会であります八峰会に委託し、高根、長坂、大泉、小淵沢の4カ所において、自立した日常生活、また社会生活ができるよう、支援しております。

このうち、市の施設を利用している長坂は建物の老朽化、大泉と小淵沢は他の事業者との共用のため作業する場所の確保が難しく、また高根は県道拡幅工事が目前に迫り、退去の問題など課題が多くあります。また明野、須玉、白州、武川地区の利用者20名は創作活動、調理実習、市内の施設見学等を通じて、社会参加につなげる支援をデイケア事業として、明野ふれあい館と武川保健センターで、それぞれ週2回実施しております。

これまでの地域活動支援センター事業およびデイケア事業は、精神障害の方を対象に支援をしておりますが、新施設の検討にあたりましては身体、知的を含め3障害を対象にしていきたいと思いますと考えております。また、作業所の内容と支援の範囲であります。施設には創作活動、相談、休息等の場を、また地域との交流の場として会議、調理等の機能を有する整備ができれば、複合施設として地域との交流事業等が可能と考えております。ここでの支援は、障害のある方が地域で暮らすための支援、作業所等に通所するまでの支援、また専門員による相談支援等が考えられます。

なお、この件に関しましては、去る10月23日に北杜市心身障害児者連絡協議会より、要望書が提出されておりますことから、平成21年度から関係者による検討を重ねながら、事業の計画、具体化に入っていきたいと考えております。

次に指定管理者についての、ご質問にお答えします。

最初に、指定管理者選定時の選定委員会委員への年次報告についてであります。

指定管理者候補者の選定にあたりましては、北杜市指定管理者候補者選定委員会を設置しております。選定委員会は、指定管理者の指定を受けようとする申請者から提出された事業計画書、年度別収支計画書等が添付された申請書により、書類審査および面接審査を行っております。選定委員の委嘱期間は1年間であり、業務管理報告書が提出されるのは1年後となっております。そのため、選定時の選定委員には報告しておりません。選定委員には、指定管理者

候補者の選定時点での判断をお願いしております。選定委員の任期との関連もありますので、今後、検討したいと考えております。

次に、収支報告書の項目の統一についてであります。

各施設の性格上、項目をすべて統一することは難しい面がありますが、平成21年度以降の収支報告からは、項目をできるだけ統一するよう、検討を進めております。

次に、指定管理施設の所管の統一と外部の専門知識を持った人の配置についてであります。

今般、企画課に専任の職員を1名配置したことにより、各事業担当課と今まで以上に連携をとることが可能となり、効率的な指定管理者制度を運用することができるものと考えておりますが、企画課への統一につきましては、指定管理施設の事業内容等が多種多様にわたっておりますので、市の組織・機構も考える中で、現状での組織で対応してまいりたいと考えております。一方、専門的知識の必要性もあることから、積極的に研修会に参加し、専門知識の習得に努めてまいりたいと考えております。

今後、業務推進のために会計士等との相談が図られる仕組みについて、検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

まず複合施設の点について、お伺いいたします。

3障害を一緒にケアするというふうなお話でございました。この経済が非常に厳しいときに、こういったことに目を向けていただけるということは非常にありがたく、感謝申し上げる次第でございます。

この3障害、先ほども申しましたように、一緒にケアするというのは、状態がまちまちであり、大変、難しい状況でございます。それで指導員の方の資質というのが非常に重要になると思いますが、その対応、また育成についてはどのようにお考えか、1点、お伺いをいたします。

それから、あと2点、お願いしますが、その作業所に通うということが、やはり車を運転したり、家族が送っていったりということが大変、難しいと思います。それで、その交通手段については、どのようにお考えなのかということをお聞きします。送迎があるところもありますが、またバスの便がよければ、それでよいのですが、そういったことを併せまして、手段はどのようにお考えかということ。

それから、もう1点ですが、その障害を持った方というのは、外部の接触とか、急に新しい人と行き会ったりするというのが大変苦手で、ちょっと感情の起伏に左右されてしまうということがあります。それで、その施設を造ることに対して、障害を持った方に対する、配慮したスペース配分がなされているのかということで、3点、お伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

保坂多枝子議員さんから、再質問をいただきました。3点のご質問であったと思います。

まず第1点目の、3障害を一緒に考えるのは難しいと思うが、その対応はということだったと思います。これにつきましては身体、知的、精神の障害はそれぞれの特徴や症状等がさまざままで、重ねて個人個人が違うなど、対応は非常に大変難しいものがあると考えております。しかし、3障害を一緒に支援することによって、障害のある方にとりましては、他の障害の方との交流や、お互いの理解にもつながるなど、これまででない支援が可能になるとも考えています。施設のバリアフリーなどの設備は当然であります。支援にあたる指導員に専門性を有した人とするなど、対応を考えてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

次に2点目でございますが、交通手段をどのように考えているのか。3点目は、複合施設であっても障害者の方に配慮した施設配置は、どのようになるのかというご質問でございました。

障害のある方で、公共の交通機関等を利用などは、自力で通所される方はごく少数でありまして、支えておりました家族も高齢となり、障害者のために送迎をすることが難しくなっているのも現状だというふうに認識をしております。

今後は障害者のためだけでなく、お互いに支え合う組織づくりや有償のボランティア制度、これは9月の議会の中でもご質問をいただいたところですが、そういった制度を含めて検討する必要があるというふうに考えております。

また、障害のある方々には配慮した施設配置につきましては、当然、検討していかなければならないと考えております。障害のある方々が地域で自立した生活をしていくための支援として、地域との交流も必要なことでもあります。関係者等により、十分な検討を重ねて事業を進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

すみません、今の交通手段は、有償のボランティアの方を頼むということで、例えば送迎のバスを用意するということではないというふうに考えてよろしいんですか。では、どなたかに願ひするというので、よろしいですか。

○議長（秋山俊和君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

今、公共交通機関の検討も進めております。いろいろな角度から、これは探ってまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今の件は了解いたしました。なるべく公共の交通がうまく使えるように、手配をお願いしたいと思います。

それから指定管理の件でございますが、先ほど企画部のほうで職員の研修をしながらという

ふうなお話を伺いました。せっかく専門的な知識を身につけても、ジョブ・ローテーションで場所が変わってしまうということもありますので、そのところも配慮した、知識を生かせるようなやり方を考えていただきたいと思います。そのことについて、どのようにお考えかということ、ひとつお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまの、保坂議員さんの関係でございますけども、職員には専門知識の習得ということで、研修にすべて参加して、いわゆる専門知識を習得するという考えでございます。その中で、今後の考えでございますけども、先ほども市長の答弁にございましたが、会計士等の力を借りるということでございますので、市では顧問弁護士等もおりますので、そのような考え方の中で、会計士とも相談できる仕組みをつくりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

では今のところは、しっかりと組織づくりというか、チェックができるような体制づくりをお願いしたいと思います。

それから、1つ。これはちょっと提案になるんですが、収益が出ている施設で、国税等を指定管理者が納めているところがあります。それは市の納入金としては、反映されていないわけで、なんかせっかく儲かっているのに、もったいないなという気もいたします。そんな中で、公有財産の減価償却費というのが計上されておられません。修繕とか、改修とか、また取り壊しの費用は市の負担になってしまいます。収入としての交付税が減って、自主財源を求めているという、非常に厳しい財政状況の中で、この余剰金というか、利益になった分が減価償却をする予算として、計上できたらというふうに思います。市では記載をして、その建物の修繕なり、それからお金を借金して、それを返すわけですから非常にお金がかかっています。そんなことを考えながら、将来、このことは負担になるわけですね。負債を抱えているわけですから、そんなことを、先ほど見通しまして、今からそんなことを考えていただけたらと思います。

指定管理に出した施設が、経常的に黒字ということが見込めません。ですから、今のことは、非常に難しいことかなとは思いますが、せっかく、お金がそこから出てきて、国のほうに税金として納めるのであれば、そんな方法も今から考えていったらいかかなというふうに思っています。提言をさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまの保坂議員さんの質問でございますけども、いわゆる利益の出た指定管理者は当然、税法等にしがたって、税金を納めなければならないということで、これは仕組みでございます。当然、指定管理者は利益の中から租税を納めるということは、基本でございます。その中で、いわゆる利益が出ないような方法とするとすれば、いわゆるキックバック方式でございます。いわゆる利益の出た部分を市のほうに還元してもらうという方式もございます。しかし

ながら、本市では、このキックバック方式を取り入れておりません。というのは、利益が出た施設をキックバックすることは、市納付金を多くしてもらおう。しかしながら、赤字が出た施設については、当然、その部分もキックバックで補てんしなければならないということになりますので、そのへん、指定管理者制度の根本が揺らぐような気がしますので、この点につきましては、当然、指定管理者の努力によって利益を上げていただきたいということで、できるだけ指定管理料を減額する方向で、指定管理者には頑張ってもらいたいと思っております。

それから、もう1点。修繕費の関係でございますけども、当然、指定管理者がいわゆる資産を取得しますと、それは当然、指定管理者の資産として減価償却されますが、市で取得した償却資産につきましては、税法上の減額はございません。というのは、市は一般会計等で処理しておりますので、これは税法の絡みがございまして、市のほうで減価償却の経費をみておりませんので、それにつきましては法の定めでございますので、保坂議員さんの提案ということで、今回はご理解いただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

保坂多枝子君。

○11番議員（保坂多枝子君）

今、企画部長のおっしゃることは、よく分かっています。減価償却は公的財産ですので計上しないということも分かっておりますが、非常に市の財政が厳しいということもあります。市長、また執行の方のいろいろな苦勞もありますので、なんらかのまた、うまい方法が見つかればというふうに思っておりますので、指定管理がうまくいけばいいということを望みまして、今のようなことをぜひ検討していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（秋山俊和君）

答弁はよろしいですね。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番議員、保坂多枝子君の一般質問を終わります。

次に10番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

通告に従いまして、一般質問をいたします。

質問事項は、地域防災の施設整備の充実とシステムの統一化についてであります。

はじめに、質問の要旨を申し上げます。

国の災害に対する危機管理は、昭和34年8月に発生した台風7号による武川村大武川地域の甚大なる水害、また続く9月の台風15号、伊勢湾台風による大災害が契機となり、昭和36年に制定されました災害対策基本法および、昭和53年の大規模地震対策特別措置法により、日々、整備充実が図られております。そして平成7年発生の際神・淡路大震災を受け、本基本法の改正が大きく進められております。特に近年は東海地震をはじめ、大切な市民の生命、身体、財産を災害から守るため、また災害発生時の被害を最小限に食い止めるためにも、国・

県および警察、消防、その他公共機関と連携しました最善策を講じられる防災対策の構築が、さらに重要度を増していると思います。

本市では、すでに詳細なる地域防災計画が策定され、本年3月には自主防災組織マニュアルも製本化されております。また、この自主防災組織化、また活動の中心となります行政区長さんには配布をされまして、説明がなされているとお聞きしております。何より災害発生時には市民一人ひとりが瞬時の状況を判断して、自助による安全を確保し、さらに共助といわれております地域の自主防災組織による救援・救助、そして避難活動など適切な初期の対応と二次災害の防止等が被害を軽減します。近隣住民の力と協力体制が、極めて大切であるとしております。同時に公助であります行政には、市民への災害の状況や対応策を告知、またさらに周知する情報通信システムおよび市民からの救援・救助の要請に、即座に対応するための双方向通信の備えと充実が市民の今後の自主防犯・防災活動に不可欠であり、強く求められているところであります。しかしながら、市内各地域では、この告知や情報伝達方法に技術的・機械的には違いがあるともお聞きしております。

そこで、防災・防犯ならびに一部行政連絡に対応しています、告知放送施設の整備状況および市の地域防災計画に基づく自主防災組織の活動状況、そして最後に中長期的な将来構想について、以下5点にわたり伺います。

1としまして、国・県の整備指針から見ました本市の施設整備の状況と進捗率および充足率は、いかがでしょうか。

2つ目、市内各地域ごと、これは旧町村ごとですが、防災行政無線等の整備状況と、その利用の方法と内容は、いかがでしょうか。

3番目としまして、高根地域内の災害に対する緊急告知方法と防災行政無線の整備の計画はどうなっているでしょうか。

4番目としまして、市民への防災意識の啓発による自主防災組織の早期の確立と、また充実した活動のために、当局の指導と助成の具体策をお聞きします。

5番目としまして、市の今、考えます情報通信システムの構築にあたり、喫緊の課題と平成26年度までの中長期的な防災に対する市の将来構想について、伺います。

以上、地域防災の施設整備の充実と情報通信システムの統一化、ならびに自主防災組織の育成について、以上5点、市長に伺います。ご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

10番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

地域防災の施設整備の充実とシステムの統一化について、いくつかご質問をいただいております。

最初に、国・県の施設整備等の指針による本市の状況と充足率についてであります。

消防防災関係の指針であります。市町村が目標とする消防力の整備水準を示す消防力の整備指針が国において定められております。市町村では、その指針に定める施設や人員を目標として、地域の実情に即した消防体制を整備することが求められております。常備消防、いわゆる消防本部や消防署につきましては、人員は充足率75%、車両の充足率は88%となっております。

ります。一方、非常備消防、いわゆる消防団の人員、車両等の充足率につきましては、114%となっており、また、消防水利につきましても消防水利の基準が定められており、本市におきましては、消火栓や防火水槽の充足率は77%となっております。

市では、国の基準を参考に消防水利の設置基準を設けており、地域の要望を精査しつつ、基準に即した消防水利の確保を図っていきたくと考えております。

なお、防災行政無線をはじめとする、その他の施設整備等につきましては、国・県ともに具体的な整備指針や市町村規模に基づく設置基準はありませんが、市といたしましても、必要性を考慮しながら、整備を図っていかねばならないと考えております。

次に、市内各地域ごとの防災行政無線の整備状況と有効利用の方法についてであります。

市では、合併前の旧町村の防災行政無線システムやケーブル放送網を引き継いでおり、それぞれのシステムを市役所本庁舎に設置されている統合制御装置に光ケーブルでつなぎ、暫定的な統合運用をしているところであります。高根町以外の各町につきましては、合併前に防災行政無線を整備しており、すでにデジタル方式に移行しているのは長坂町と小淵沢町だけであり、その他の町は60メガヘルツ帯の無線が整備されています。高根町につきましては、ケーブルテレビ放送網を活用した有線となっております。

利用方法といたしましては、今まで同様に各総合支所からの定時放送や随時放送はもちろん、本庁舎の統合制御装置からの一括放送などが実施できる体制となっておりますが、各システムとも年々、劣化が進んでいる状況となっております。

次に高根町地域内の災害に対する告知方法と防災行政無線の整備状況、計画についてであります。

高根町においては、ケーブルテレビ放送網に接続した屋内告知機を各家庭に設置しておりますが、老朽化が著しく、故障が発生しやすい上、供給される部品もメーカーが製造を中止するなど、維持管理面に支障を来す状況となっております。

緊急的な告知の方法といたしましては、現行のシステムを活用することはもちろん、各地域に設置されている消防ポンプ小屋の緊急サイレン、市広報車や消防団車両による移動広報、災害時の応援協定を締結しているFM八ヶ岳のラジオ放送を利用して、実施してまいります。また、本年7月からは防災行政無線を補完するシステムとして、地域の防災・防犯情報などを登録者の携帯電話やパソコンに配信する、北杜ホットメールのサービスを開始したところでもありますので、それらを総合的に活用していきたくと考えております。

いずれにいたしましても、高根町の区域のみを整備するのではなく、北杜市全域の整備計画の中で、最優先で実施しなければならぬと考えています。

次に市民の自主防災組織の確立と活動充実のための意識啓発、その具体策についてであります。

大きな災害が起こった場合、市はもちろん、防災関係機関は総力を挙げて、応急活動に取り組みますが、災害の規模が大きければ大きいほど公的機関への要請は高まり、公的機関の応急活動が十分に行き届かないことが、過去の事例から明らかになっていきます。

そうしたことから、市におきましては住民一人ひとりが自分の身は自分で守る自助と、自分たちの地域は自分たちで守る共助を地域防災の重点と捉え、その充実強化のために昨年度、自主防災組織活動マニュアルを作成し、本年度からは地域の区長会議を通じて、自主防災組織の育成に向けての普及、啓発を行ったところであります。また、市の推進方針と組織の基準を示

した自主防災組織育成推進要綱を策定し、代表区長会議において説明を行い、本年12月1日から施行し、地域防災力の統一的な底上げと防災意識の向上に努めているところであります。

今後は防災活動を行うために必要な経費について助成や、組織の活性化のための指導、助言等をさらに積極的に行ってまいりたいと考えております。

次に平成26年度までの整備に関する長期計画と喫緊の課題についてであります。国では防災行政無線に関しては、双方向通信機能やデータ伝送機能を有するデジタル方式による整備を求めています。

また、市で使用している周波数は現在7波、再送信子局を含めると10波以上あり、国が定めています電波の有効利用にかかる1町村1波の原則から見ましても、周波数の統合は必要になっております。

将来的には、北杜市全域を網羅する防災行政無線のデジタル統合化が必要であると考えておりますが、先ほども申し上げましたとおり、詳細な設計を実施しておらず、現段階において具体的な日程の目途が立っておりません。市内全域のデジタル統合化につきましては、広大な面積に散在する集落をすべてカバーしなければならないため、膨大な経費を要することになります。市の財政状況を考慮すると、なるべく有利な国の補助制度などを活用していく中で、市内全域の防災行政無線デジタル化を検討したいと考えております。

防災行政無線以外の整備計画につきましては、消防水利の設置基準に準じた消防水準の設置や自主防災組織育成推進要綱に基づく、自主防災組織の充実強化を中心に推進していきたいと考えております。

また、本市の消防力を担っております消防団についても、国が示す消防力の整備指針や市の行財政改革アクションプランをふまえ、現在、組織再編を行っているところであり、車両更新につきましても、再編を反映した上で更新計画を作成し、順次実施していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、大規模・特殊災害等の発生時に備えて、市をはじめとする公的機関と地域住民がお互いに協力し合える環境をソフト、ハード両面で総合的に整備していきたいと考えております。

今後も市民の安全・安心を確保するために可能な限り、施設整備を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

再質問をさせていただきます。順次、項目によってお願いいたします。

まず、高根町の通信システムについて、2点、再質問いたします。

先ほど市長の答弁の中にあつたとおり、高根は現在、無線化されていないと。また、施設の老朽化も進んでいるということの中で、当然、市全体の総務省等々の指導といいますが、デジタル化の統合の無線化は、当然、膨大な費用がかかるということで、時間がかかることは重々、承知しております。事実、高根地区ですけれども、先月、11月の中旬から総合支所に設置されております送信機本体の故障により、現在、一切の放送、告知が現在、まったくできない状況

と伺っております。早速、故障の原因と今後の見通しを記したお知らせが回覧されておりますが、復旧までの間、例えば行政区長による口頭での連絡や、またCATVによる告知放送などを利用した行政情報の伝達方法を町民、市民ですけれども、相互に確認して、即刻、周知すべきと考えますが、市長の考えをお伺いします。

2点目としまして、こういった中で早期に効率的で機動性の高い情報通信システム、先ほども申し上げましたが、デジタル化無線統合に向け、具体的な検討も必要かと思っておりますので、その2点について、市長の所見を。2点目は所見ですね、膨大な費用がかかるということで、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

中嶋新議員の再質問でございますが、高根町の防災システムの件でございます。

たしかに議員さんのおっしゃるとおり、11月中旬から故障が発生しまして、一斉放送ができないというような状況でございます。各電気会社等と故障の原因、あるいは部品の調達等、検討しているところでございますが、現状、部品の調達がなかなか難しいという中で、放送ができない状況ということで、回覧等により周知をしているところでございます。

なお、一朝有事の際の伝達にも支障を来たず状況でありますので、さらに市民に対して、現状の把握を周知するとともに、それを補完すべき対応もとらなければならないということで、先ほどの防災無線に代わるものとして、FM八ヶ岳の放送網、あるいは消防団等の協力を得ながら、告知をしていくというような状況でございますが、現状の周知ということで、市民に状況を徹底していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、デジタル化の早期ということでございますが、やはり総務省が提唱しておりますデジタル化ということでございますが、莫大な経費がかかるわけでございますが、やはり合併町村の大きな悩みであります機種統合等もございまして、いろいろな角度から、今後、検討して早期に整備ができるよう対応していきたいということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

次に、この防災無線の有効な利用方法について、再質問させていただきます。

今定例会の行政報告にもありますように、市民総ぐるみの防犯運動を市長、展開する活動母体として、去る9月30日に市内の19団体の自主防犯ボランティアですね、各小学校の安全パトロール、また各青少年育成地区民会議、また防犯パトロール等で組織されました北杜市自主防犯団体連合会の活動に大きく関わりますが、小学校の下校時に合わせた地域の皆さまに見守りを願う放送であります。市民総ぐるみの防犯運動の推進には、大変、有効な防犯対策上の防災無線の利用方法だと思っております。

私が調査した一例ですが、長坂町では本年6月から日野春小学校をはじめ、翌月の7月には、残り3校で実施しております。また大泉におきましては、9月からスタートさせております。当然、学校の要望で出されるわけですが、各総合支所の教育センターが窓口になりまして、とりまとめているとお聞きしました。

実は昨年度、PTAが中心となりまして、高根地区の各4小学校の通学区域ごとに、これは下校時間が微妙に違うということもありまして、防犯対策上、即急な対応を要望いたしました。高根の地区につきましては、技術的な点からか実現はしておりません。そこで、再度、早急な考えを井出教育長にお伺いし、また、ならびに予算計上の点からも市長の所見を伺いたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

その件について、お答えいたします。

昨年ですね、各PTAの連絡協議会のほうで依頼がございました。義務審であります。その中で、子どもたちの通学について、安心・安全な通学をということでございました。委員会としても、その部分についてはいいだろうと、当然だということで、各教育センターから各総合支所をお願いしまして、システム的にできる部分については、そういった放送をお願いしていきたいということでもあります。

平成17年からは須玉、小淵沢町で見守り隊が放送をしております。また以後、長坂、大泉、明野、白州、これらが昨年度から放送を開始しております。武川については、若干、保護者の部分で、ある程度、それは、まだ時期尚早であるというようなご意見がございましたので、武川町では実施しておりません。高根町については、今言ったように各家庭の子局ということの中で、システム的にできないというような部分でございます。そのへんについても、委員会としてはなんとか善処していきたいということの考えがございます。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

予算面の計上の件でございます。先ほどの団体等の連結によりまして、情報交換をしながら、いろいろな活動状況等の連携意見交換をして、防犯対策をしていくというような趣旨で組織したものでございます。特別な予算計上はしておりませんが、警察からの帽子、ジャンパー等によりまして、パトロール、あるいは下校時の見回りをしているという状況でございます。今後、他市等の状況も考えながら、それらの対応もしていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

今の下校時の見守り隊の放送ですけれども、高根地区ももう一度、施設の整備の復旧に併せまして、要望も確認していただきまして、これは屋外の拡声器になろうかと思っております。可能な限り、実現していただけますよう、よろしくお願いいたします。

もう1点、情報通信システムの構築および中長期的な防災構想について、再質問いたします。

現在、先ほども市長の答弁の中に、市の総合防災訓練等々、消防団の組織の編成、また大災

害に対する対策等で、ご答弁がありました。過去2回実施されております北杜市総合防災訓練、行政の建制順でしょうか、明野から始まりまして、本年ですね、須玉町で実施ということで、来年度、高根町で実施する予定でしょうか。また、私、これは個人的な考えですけども、このペースといいますが、計画で長坂、大泉等々と年度で実施ということになれば、まだ6年ほど、武川までというか、かかるのではないかと思います。ご存じのように、来年度、高根で実施する場合につきましても、縦に長い町です。この総合防災訓練ですね。自衛隊、また県等々のボランティアも含めた総合的な防災訓練、大きな意味で高根、大泉のエリアとか長坂、小淵沢のエリアといったような形の中で、武川、白州の中で、4年ほどで実施の方向が望ましいのではないかと。これは個人的ですけども考えます。

もちろん対応すべき総合支所も別ですし、消防団の分団長、組織的にも2つ並行してやるような形になりますが、地域住民の意識づけと短期間、今、お話ししたように、4年で実施が可能ではないかと思いますが、そういった中で今後の実施の計画につきまして、具体的にご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

防災訓練の計画でございますが、明野、須玉ということで、2回、計画をしたわけでございます。この総合防災訓練につきましては、順次、町をまわっていく考えではおりますが、やはり、そこは総合的にやるということで、それぞれ各地域におきましては区長さん、班長さんを中心とした訓練、あるいは消防団との連携の中で消火訓練等々をしております。

今回の総合訓練につきましては、建設安全協議会等との連携という中で、次のステップということで、大々的といいますが、訓練をしたわけでございますが、やはりそういう、いろいろな諸団体との連携をということで、主会場ということで開催したわけでございますが、先ほども申し上げましたように、各行政区等、小さな単位において、防災意識の高揚を図っていくということで、訓練を通じて防災組織の育成も含めて、検討をお願いしたいということで、それぞれの小さな単位での訓練もそれぞれ行っていきたいということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○10番議員（中嶋新君）

少し先走った質問になったかと思えます。もちろん総務部長がおっしゃるように、行政区単位等々ですね、9月の防災の時期に、防災訓練を各地域で実施しているわけです。今、私の質問した内容的には、その総合防災訓練、どういう関係団体がともに、そういった訓練を受けるということが、また地域住民の啓発にもつながり、また北杜市全体の防災に対する取り組みにも意識づけができるのではないかと。ご提案申し上げました。ぜひとも、災害はいつ起こるかは分かりませんので、できるだけ前向き、短期で実施できるよう、行政の指導と助成のほどをお願い申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秋山俊和君）

市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋議員には、いろんな意味で防災活動等々にもご熱心に活動していただいて、ありがたく思いますけども、基本的にはさっき、総務部長の答弁のとおりであります。総合的には市がやって、明野、須玉と、来年、高根がやるかどうかは別にしましてやっていきたいと思ひますし、各町ごとにも、あるいはまた各地域ごとでも自主的にやっていただいておりますというのが実情でありまして、ご理解をいただきたいと思ひます。

もう1つ、先ほど来からの議論の中で、北杜市には合併して超えていかなければならない課題は、たくさんあります。超えていかなければならない壁や山も、たくさんあるわけでありまひすけども、昨日のご議論のCATVもある面ではそうかもしれまひせん。今日の今の、ご議論の防災放送、無線を含めても超えていかなければならない問題だと思ひています。料金の統一、負担、サービスの問題等々もあるわけでありまひす。そういった意味で、高根町がこの防災無線に対しては、非常に危篤というよりも使えない状況になつていてということもたしかであるわけでありまひして、大変、急がなければならぬ問題と承知してまひす。

ただ、機種だとか、既存の施設の問題だとか、いろいろ、あまりにも課題が多いことはたしかです。そういう意味で、合併して超えていかなければならぬ大きな課題だと思ひてまひすが、高根町だけを整備しても、また新たなときに課題が出てくると、言わひずも分かる現実がありまひすので、できるだけ最優先して、この防災放送、無線のあり方については、優先的に応えていきたいと。しかも、市内全域でと、こういう思ひいでやっていきたいと思ひまひすので、ご理解いただきたいと思ひまひす。

○議長（秋山俊和君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたしまひす。

再開は11時15分としまひす。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

○議長（秋山俊和君）

再開いたしまひす。

次に2番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

ふるさと納税について、ご質問いたしまひす。

凜とした寒さの中で、市内小淵沢の三峰の丘では、日本一の富士山をはじめ、2番目の北岳、3番目の穂高岳、それに駒ヶ岳、八ヶ岳が一堂に見えます。日本中で、ここだけだと思ひてまひす。全部、見えるのも、この厳しい冬の間だけです。こんな美しいふるさとに育つたことを感謝するとともに、この美しいふるさとを次代の子どもたちに残すことが、われわれの使命だと思ひてまひす。

市長のいくつかの政治公約の中で、大きな感銘を受けたのはベンチャー自治体への取り組みであります。この難しい状況の中で、企業的な目を持って、何事にも果敢に取り組むことこそ、明日の北杜市の姿だと期待しております。今回の市長選での最大の争点は、財政問題でありました。市長は莫大な借金を背負っての出発で、第1期目は非常に苦労が多かったことと思います。市長の言うところの子どもたちに負債を残さないことは大事なことで、これは私も同感であります。このような財政状況の厳しい中での自主財源の確保として、今年の5月より、ふるさと納税制度が始まりました。この制度の概要と現在の状況、今後の見通しについてお伺いいたします。

北杜市は、8千棟を超える別荘をお持ちの方がおられます。この別荘所有者の中には、芸能人や大企業の経営者、大学教授等々、おおぜいの方々が北杜市の美しい自然や環境、風土を愛して、この地に求めたものと思います。この人たちにも協力を求めることが必要だと思いますが、現状と対策について、お伺いいたします。

この制度はまだまだ、知らない人がたくさんいると思います。広く市民にも知らせることが必要だと思えます。それは北杜市出身のふるさとを思う気持ち、年老いた親は兄弟を気に掛けるとき、なんとか力になりたいと思うのは、自然な思いだと思います。その方たちには、親や兄弟から一声かけてほしいからです。市民全体への周知はどのようにしているか、お伺いいたします。また八ヶ岳、駒ヶ岳、瑞牆山等々、美しい山々を愛する人たちにも協力してもらえらると思えますが、こちらの方に対する対策もお伺いいたします。

寄附金の活用での、3つの事業が掲げられていますが、どの事業が一番多いでしょうか。活用方法について、お伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

2番、中山宏樹議員のご質問にお答えいたします。

ふるさと納税について、いくつかご質問をいただいております。

最初に5月1日からスタートした、ふるさと納税制度についてであります。ふるさとに対して、貢献または応援したいという納税者の思いを実現するため、地方公共団体に寄附した場合、所得税や個人住民税を一定限度まで控除する制度であります。寄附先は、出身地に限らず、自由に選ぶことができ、ふるさとへの恩返しという面と、好きな地域を応援するという側面を持ってあります。

次に納付状況についてであります。これまで東京、神奈川を中心に全国各地域から多くの皆さんに北杜市を応援していただいております。11月末現在の寄附者数は34人で、寄附金額にして377万8千円。今日、この時点では、もう450万円になりました。県内の13市の中ではトップであります。ありがたく思います。

次に広報活動についてであります。この制度を活用し、北杜市を応援していただくために、引き続き市のホームページに掲載するとともに、広報ほくとにおいても、北杜市を離れている親戚や家族、知人の皆さんに本制度を紹介していただき、ふるさと北杜市を応援くださるようお願いしてまいります。

なお、北杜市ふるさと応援パンフレットを山梨県人会連合会総会および北杜高校東京同窓会において配布し、北杜市ふるさと応援寄附をお願いしたところではありますが、引き続きお願いするとともに、公共施設等にもパンフレットを配置してまいります。

今後もあらゆる機会を通して、多くの皆さんに寄附をお願いしてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、ご協力をお願いいたします。

次に寄附金の活用についてであります。環境日本一の潤いの杜づくりへの寄附は北杜市環境保全基金に、教育文化に輝く杜づくりへの寄附は北杜市芸術文化スポーツ振興基金に積み立て、活用方法については、それぞれの活用検討委員会で検討してまいります。その他、お任せの杜づくりへの寄附は、一般財源により活用を行ってまいります。

なお、寄附金の状況や活用方法につきましては、翌年度に広報等で公表してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○2番議員（中山宏樹君）

ご答弁ありがとうございました。少し、再質問をさせていただきます。

この制度は広報活動が一番、大切なことと思いますが、やはり8千棟もの別荘のお持ちの方に、しっかり広報活動をして、ご協力いただけるようお願いすることが必要ではないかと思っています。例えば、水道料金とか固定資産税を請求するときに、一緒にパンフレットを送ったらいかがでしょうか。また現在、ホームページ上にふるさと応援と掲げていますが、もう少し、目を引く内容、分かりやすい内容がいいと思いますが、いかがでしょうか。納めたくくなるようなアピール力が必要だと思います。

協力者の特典は北杜米、コシヒカリプレゼントとのことですが、もっと北杜市でしか手に入らないもの、例えば神代桜の苗木とか、大糸桜の苗木というふうな北杜市しかないものはどうでしょうか。苗木がほしくて、全国から寄附が集まるかもしれません。また、温泉や美術館等の施設の優待券などもいいかもしれません。3つぐらい用意して、その中から選ぶというのはどうでしょうか。北杜市出身の中で、親などがいる人は福祉の充実を望む人がいるかもしれません。その事業も追加してはいかがでしょう。市長は、どのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

ふるさと納税につきまして、広報活動が大変、重要ではないかというお話を聞いて、大変ありがたく思います。まったく、私どももそういう思いでやっておるわけではありますが、具体的なお提言もいただいて、ありがたく思います。失礼ながら、家業が中山園で、さすが桜の話をしていただくのも、率直に言っておもしろいなと思ったところではありますが、いずれにしても、この北杜市、さっき言いましたとおり、ふるさとが北杜市だという人もいます。北杜市が好きでということで交流、縁のある方もたくさんいらっしゃるわけでありまして、今

も現実に、今日、この時点の450万円もそういう人たちが中心であることは、間違いのないわけであります。

そういったご提言を参考にしながら、一生懸命、これは納税の金額だけではないと思います。いろいろな意味で、ふるさとが北杜市だという人をたくさんつくることは、大変、重要だと思いますので、心得ていきたいと思います。

あとは、総務部長のほうから答弁いたします。

○議長（秋山俊和君）

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

中山議員さんの再質問でございます。広報活動をと、徹底をとというようなお話でございます。中でも別荘の方々にもご協力をというようなことでございます。

北杜市もやはり、県外から多くの方が移り住まれているということで、固定資産税につきましても、県外の方が1万7千人というように、非常に大きな数を数えているわけでございますが、それらの請求の際にPRもいかがかというお話でございます。封筒などへのふるさと納税のPR広告につきましても、ふるさと納税の趣旨もありますので、慎重に検討したいと。やはり請求書の中にふるさと納税のものを同封することもいいわけでございますが、やはり趣旨もふまえて、封筒へのPRというようなことで、また検討してまいりたいと思っております。

それから、ホームページでもPRしているわけですが、もっと目を引く内容というようなお話でございます。

ふるさと応援のサイトには、開設以来4,200件を超すアクセスが現在、あります。関心度も高いというようにわれわれはとっておりますが、さらにアクセス件数が増え、また寄附者、あるいは寄附が増えるようにということで、工夫をしてみたいと思っております。

それから寄附者への特典でございますが、現在、北杜米等をやっているわけでございますが、北杜米につきましても、日本穀物検定会の食味ランキングでは3年連続Aというようなことで、やはり北杜市の特産ということで、梨北米のPRもかねて、現在、対応しているわけでございますが、ご提案のありました苗木、あるいは温泉優待券等につきましても、来年に向け、制度の趣旨も勘案しながら、プレゼントの内容、あるいは準備の設定など検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、福祉部門への充当というようなお話でございますが、現在、2つのメニューを揃え、そのほかはその他お任せコースということで設定をしているわけでございますが、これらも、寄附の状況等も勘案しながら、また対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再質問はないですか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、中山宏樹君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、15番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

12月定例議会にあたり、このたびの選挙で多くの民意に支えられて当選した白倉市長に、心よりお祝い申し上げます。

2期目の船出にあたり、市民が等しく夢と希望を感受する市へと、さらなる発展が遂げられますよう、適宜、適切な舵取りをお願いしながら、以下、質問をいたします。

まず、市長が今議会で所信表明されました市民相談窓口の設置について、お伺いいたします。

本庁と支所のあり方につきましては、等しく合併した市や町が持つ懸案事項であり、このたびの選挙戦での焦点でもありました。北杜市における総合支所につきましては、行政改革の論議の中で、事務事業の一元化や効率化、行財政のスリム化など、これを前提に一定の筋道が示されていると承知していますが、市民にとりましては、いまだ地域のよりどころであった合併前の町村役場のイメージが強く、仕事の内容によっては、本庁まで行かずに近場で解決できないかの思いは強いものがあります。また、市民の皆さんからは近場にいつでも相談できる窓口がほしいとか、なんでも相談できる窓口がほしいといった声がいくつか寄せられておりました。

こうした背景の中で、ときを同じくして、市では市長の決断により12月1日に本庁および各総合支所に市民相談窓口を設置いたしました。誠に時宜を得たものを大変、喜ばしく思っているところであります。そこで、市民相談窓口のあり方について、いくつか質問をさせていただきます。

まず、相談された案件の処理についてであります。

現在、北杜市の各地域では、行政相談員をはじめ専門員が毎月相談活動を行うほか、須玉町や小淵沢町では、合同相談会の開催をしており、一定の成果を挙げていると伺っております。しかし、これらの相談活動は開設される期日が限定されているため、市民の皆さんから常設的な相談窓口の設置が望まれていました。相談や要望は、その内容が多岐にわたっており、専門的な知識が必要だといわれております。

このような状況の中で、市が設置した相談窓口を有効に機能させ、市民からも喜ばれる部署として、今後、定着させていくためには、相談された案件について、その場で回答なり、方向性が得られるような迅速、かつ適切な処理がなされなければ意味がありません。目に見える対応が必要と考えます。

そこで、このたび各支所が開設した相談窓口はどのような体制で相談の処理を行い、相談された内容を市政にどう生かしていけるのか。市長のお考えをお伺いいたします。

次に支所へ相談に来られる市民の皆さんの交通手段について、お尋ねいたします。

急速に進む高齢社会の中で、車の運転ができない高齢者や障害者にとりましては、居住する地域から相談窓口までの移動に必要な足の確保は、大切なことであります。できる限り、身近に利用できる交通手段があることが望ましいわけですが、北杜市の今の交通体系の中で、現在、運行している市民バスの増発やコースの変更など、効果的な活用によって目的を達成できないかと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に鳥獣害対策について、お尋ねいたします。

私は平成19年3月議会において、有害鳥獣の被害と防止対策について、質問いたしました。その折に、県の調査では農作物の被害が減少してきていると結果をお聞きし、耳を疑いました。このことはたぶん、被害にあうから耕作しない、何も作れないから作らない、その結果として、

作物の被害が減っているのだらうと、私なりに想像してみたところでもあります。しかし、いまや北杜市の山間地域ではイノシシ、シカ、サル、カラスのほか、最近ではハクビシンによる食害も加わって、鳥獣被害により耕作できない農地が年々、拡大してきているのではないかと推測しております。

耕作放棄地が増えている原因が、農家の後継者不足や高齢化の進行だけでは説明できない事態が起きているのではないのでしょうか。そこで、北杜市として荒廃農地化と鳥獣被害との因果関係を調査し、分析する必要があると思いますが、当局のお考えをお伺いいたします。

また、鳥獣害を防ぐための対策は、防護柵によって、ある程度、成果が上がっていると報告されていますが、抜本的な方法がないといわれているだけに、誠に厄介で農家もほとほと困り果てております。とはいえ、手をこまねいているわけにはいきません。少しでも可能性のある対応策を見い出して、農業生産につなげていかなければ、農地の荒廃化は進むばかりです。そこで、先般、県の農業技術センターが発表した鳥獣害防止のための新たな技術について、その実効性を確認するとともに、一日も早く導入するよう検討すべきと思いますが、お考えをお伺いいたします。

次にサルの人的危害への防止対策について、お尋ねいたします。

サルの被害は農作物だけに留まりません。サルが家の中に入り込んで、冷蔵庫を開ける。人が来れば屋根の上から瓦を投げて威嚇する。自動車を止めれば牙をむいて飛び掛ってくるなど、ますます凶暴化してきているといわれ、今では日常茶飯事のこととして起きています。

このような状態の中で、地域からは女性や通学時の子どもがサルに襲われはしないかという切実な声や、事故が起きる前にしっかりとした対策をとってほしいという強い要請を受けております。特に山間の地域では、通学路にサルの群れがいて、その中を少人数の子どもたちが歩いていくという、そんな危険な状態にあるにもかかわらず、子どもの安全対策につきましては、まだ一度も議論されたことがありません。事故が起きてしまったからでは、取り返しがつきません。早急に実態を調査され、通学路の安全が確保できるよう、対策を講ずるべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

15番、渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

市民相談窓口について、ご質問をいただいております。

高齢化や市町村合併により、市民の声が市長に届きにくいことは、北杜市ばかりでなく多くの地方自治体の課題であります。また、豊かな自然環境に魅力を感じ、本市に移り住んで来られた方が多いのも、大きな特色であります。市民の皆さんの相談をお聞きし、これからのまちづくりを生かしていくことは、市政推進のために重要でありますので、市民の相談が直接、私に届くシステムとして、12月1日に市役所、政策秘書課3名と各総合支所長および総合支所職員16名、計19名を市民相談員として設置いたしました。市民の相談やご意見などに対し、迅速に対応できるよう取り組んでまいります。

次に、相談内容の活用についてであります。

相談は来庁や電話等の方法により行いますが、内容は市民個人からの市役所業務への相談となりますので、各総合支所で対応可能なものは、総合支所長の判断により対応することとし、政策秘書課で対応したものは、関係部署と協議し、対応することとします。

相談項目、処理方法は各総合支所もすべて、速やかに市長に報告することとし、今後の市政運営に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、相談に来られる市民の足の確保についてであります。

市民の足を確保していくことは、この件に限らず北杜市の大きな課題であり、交通体系の見直しを行い、本年4月から新たな交通体系により市民バスの運行を行っているところでありますが、さらに北杜市の地域性に適した交通体系について、現在、北杜市地域公共交通活性化協議会において、検討をいただいているところであります。

そのような中で、高齢化が進む本市で個人の足を確保していくためには、やはり地域で支え合う組織づくりも大切と考えております。そのために、各総合支所や市役所への送迎などに協力していただける市民ボランティア制度を導入して、市民の足の確保を図ることも必要でありますので、検討してまいります。

次に荒廃農地化と鳥獣被害との因果関係の調査、分析についてであります。

本市における耕作放棄地は、平成19年度の調査でおおむね、722ヘクタールとの結果が出ました。この中で、ご指摘の鳥獣被害が起因する耕作放棄も多く含まれていることも事実であります。耕作放棄地解消対策として、昨年度の調査結果をもとに、本年度は耕作放棄地再調査を実施し、要因の把握を行うとともに、今後の活用について、3つに分類しております。この分類は耕作地として復元、事業等を導入した中での復元、限界農地の林地化等の農外利用への誘導の3つであります。当然ながら、鳥獣被害地には防除と基盤整備を同時に整備する事業展開を考えております。また、限界農地には里山への林地化や企業参入候補地として位置づけることも視野に入れながら、誘導・移行を行っていく考えであります。

次に、鳥獣害防護柵などの新技術についてであります。

先般、山梨県農業技術センターで新たな電気柵を開発し、報道されたところであります。山梨県では、この電気柵を試験的に設置し、効果を検証しており、現段階ではイノシシをはじめとする大型動物のほか、ハクビシン等の小動物にも従来の電気柵より効果が上がっているとの報告を受けております。

市では、この技術が確立されれば、今後、同センターに講師を依頼し、各地区で講習会を開催する予定であります。また、その他の成果のある新技術についても、市民や電気柵等、設置要望地区等へ紹介・周知等を図り、推進する予定であります。

次に、サルの人的危害への防止対策であります。

市内には、白州周辺の南アルプス個体群と明野周辺の茅ヶ岳個体群の9群、約500頭のサルが生息していると推定されており、一部は農作物等に被害を与えていることが報告されております。このことから、本年度より、今まで被害が発生してから捕獲許可していた制度を山梨県特定鳥獣保護管理計画に基づき、農作物を荒らしたり、人を威嚇する加害サルを選択的に捕獲することといたしました。

しかし、捕獲を行う猟友会員の高齢化や会員数の減少などにより、銃器による捕獲だけに頼ることは困難な状況であることから、地域ぐるみで主体的・継続的に行う追い払いにより、鳥獣が近づかない環境づくりに取り組んでいただくよう、地域への支援を行うとともに、現在、

育成中の里守り犬を活用した追い上げなど、駆除と追い上げ等の複合的な対策を講じることにより、住民の安全につなげたいと考えております。

また、通学路への出没状況については、現在のところ、学校からの報告はありませんが、各学校を通じて調査を行い、出没マップ等を作成し、保護者や市民に注意と協力を喚起するとともに、安全対策を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

渡邊英子君の再質問を許します。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

まず最初に、市民相談窓口について、質問をさせていただきます。

政治は市民のためにあり、市民の声を市政に生かしていきたいという市長の強い思いから、市民相談窓口ができたような気がいたします。その中で、ただいま答弁の中で、相談の基本的な内容としては、市役所業務への相談ということをおっしゃいました。しかし、市民窓口相談ということになると、市民の相談は多岐にわたると思います。そのときに内容をどういうふうに整理するのか。そして、目的と違う、市役所の業務以外の相談、この解決の仕方が非常に大切だと思うんですね。前から言われているのが、市役所に相談をしても、声をかけても、なかなか、たらいまわしのようなことがあって返事が返ってこない、すぐにやってくれないという不平不満が多かったように思います。この基本的な相談の内容と違ったときに、どのような対応をしていくかということが、市民との信頼関係を強めていく、本当に大切なことではないかと思えます。ということで、その業務内容をどのように仕分けていくのかということ。

それから、基本的な相談内容と違ってしている場合の対応の仕方。それから3つ目として、市民にどのようにして、この市役所業務が基本的な相談活動だということを周知していくのか。この3点について、まず質問をいたします。お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

政策秘書課長。

○政策秘書課長（名取重幹君）

ただいまの、渡邊英子議員の再質問についてお答えをいたします。

市長の公約でありました、この件につきましては、早速12月1日から相談窓口設置要綱を施行いたしまして、スタートいたしました。それで、業務の相談でございますが、先ほど行政というお話をいたしました。実は1日からスタートいたしまして、5件ほど相談がございました。これは政策秘書課、ならびに各総合支所ということで、内容については個人のプライバシー等がありますので、差し控えさせていただきますが、すべて身近な問題でございます。件数が少ないので、今後どう展開していくかということとはございますが、すべて地域の身近な、個人の問題でございました。これから各般にわたる相談が寄せられると思いますが、これにつきましては、要綱にございますように、相談内容を直ちに各担当課に横断的に指示をいたしまして、解決策を探っていくということで、それにつきましてもスピーディに行うということで、解決策等を直ちに市長に報告をするということで、5件については対応してまいりました。

先ほど申しました、相談の解決策が遅れるということが一番、まずいと思っておりますので、このへんをスピーディにやるように、職員に徹底していくということ。それから、やはり、議員が申しあげましたように、このシステムが市民に周知されなければ何もならないということで、このへんにつきましても、あらゆる機会を通じて、特に支所に出向いて、そういった内容も区長さんたちに説明する等々を考えながら、これから推進していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

実践的な機能を備えた組織として、運営されていくことを期待するわけですが、その中で相談、地域を歩きまわって一番多かったのは、各地域で問題や解決の意識がずいぶん違うということ、この機会に知りました。そういう中で相談を通して、今までも市長と語る会というような、市長が出向いて、いろいろな方と語る会をしていたわけですが、相談業務の中から得られた課題について、必要に応じて白倉市長が地域に出向いて、皆さんと対話することも大切だと思うんですが、そのようなことをする考えがあるでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

冒頭、渡邊議員も私の政治姿勢に対して、評価をしていただいたわけですが、私も市政は市民のためにあるということ、肝に銘じて、市政の舵取りをしているつもりであります。逆に言えば、市民生活を守ることが、私ども北杜市の市政にとっては、大変、重要なことだということで、今回の選挙戦を通じながらも思い、そして、この市民相談窓口を12月1日につくらせていただいて、スタンバイに入ったわけがあります。したがって、基本的にはよろず相談窓口であるというふうには思っております。市の行政で、すぐ答えられることもありますし、あるいは県のほうや関係機関に照会しなければならない点も多々、出てくるのかもしれませんが、今日の喫緊の課題でいえば、この暮れをどうやって乗り切るかというような経済相談もあるのかもしれませんが、そんなことを答えていくのか、この市民相談窓口であるというふうな位置づけをもらえば、結構だと思います。

そういう意味からすれば、今までも市長と語る集いとか、施政報告を各町ごとにやった経験、あるいはまた、ブロック別にやった記憶もありますけども、渡邊議員ご指摘のとおり、私みずからも当然、市内でありますから、積極的に市民の中へ溶け込んでいき、そんな相談やら声も聞いてみたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

合併して4年経ち、まだ市民が市が遠くなったという感覚を持っている中で、市長のこのような姿勢、ぜひ活発に行っていただきたいと思っています。そして市民が身近な政治、参加できる政治を感受できるような体制を整えてほしいと思っています。

それから、もう1点。ただいま、足について、答弁の中で市民の足の確保を、身近な市民ボランティア制度を導入していくという、本当にアイデアあふれる新しい発想の中での答弁がございましたが、具体的に市の考え方がございましたら、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまの、渡邊英子議員のご質問でございますが、今、市では市民バスの関係で見直しをしております。その中で、できるもの、できないものがございますが、このボランティア制度というものは、いわゆる地域のゆいというふうな考え方の中で、発想でボランティア制度。隣のおじさん、おばさんに頼んで市役所までお願いしたいという考えの中から、このボランティア制度ができたわけございまして、隣近所ということで、助け合いの精神の中からボランティアの中で、これを進めていきたいというふうな考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

大変、身近な足として、そして地域の中で知っている方がやっていただけるということは、安心してお願いできるということで、ぜひ早い実践をお願いしたいと思います。

鳥獣害について、質問をさせていただきます。

今、鳥獣害の中で、非常にショックというんでしょうか、限界農地という言葉がございました。この限界農地の考え方、ちょっとお聞きしたいんですが、お願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

渡邊議員の再質問にお答えしたいと思います。

市長の答弁にございました限界農地の定義について、お答えしたいと思います。

いわゆる限界農地というのは、もう元に戻せない、物理的に農地に戻せない農地という定義をしています。つまり、農業振興地域の中では、農用地区域と農用地外の区域がございますけれども、その中でも山林に近いところ、特に山林があって、その下に里山があって、農地がありますけれども、だんだん山林に侵食されてしまうという形、そういったものを一応、限界農地ということで、定義はしてございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

この限界農地というのは、では山林に近い場所で生活している方はいないということでしょうか。そういう場所ということでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

人がいないというか、当然、農用地区域ですから、農地はありますよね。畑も田んぼもあるわけですよ。特に畑がずっと連なって、それから山になり、いわゆる山林になっていくわけなんですけども、そういう地形がありますよね。その地形の中で、限りなく山に近いところはどうしても、例えば日当たりが悪いか、それから作物を作る人家から遠いということで、やっぱり耕作者はだんだん、遠くなってしまおうと。そういったことが長年、培われてきて、いわゆる元に戻せないような形になると。そういう農地を限界農地。ですから、県にしても市にいたしましても、こういった限界農地を農振から除外をして、できれば、そういった山林なら山林へ戻していこうではないかということを考えているわけです。

したがって、先ほども話しましたように、5カ年計画で来年は水田の耕作放棄地の内容を再度、見直すということで、耕作放棄地等の再生利用緊急対策交付金がございますので、それに基づいて、来年度からは、この耕作放棄地等を3つの分類にすみ分けをして、どういった方法でやればいいのかというものを考えていきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

その限界農地という言葉に、すごく違和感を感じるわけですが、今おっしゃった限界農地を林地化すれば、農地が失われることは当然だろうと思います。それにサルやイノシシの前進基地として、鳥獣が里山に、なお近くなるのではないかと思うんですね。ということは、今言う鳥獣害被害、抜本的な対策にはならないと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

議員おっしゃるとおり、限界農地の林地化にしてしまえば、そこへまた、有害鳥獣が住みやすくなり、かえって、その有害鳥獣の被害を受けてしまうということだと思います。ただ、それはだから、いわゆる相反することをごさいますして、遊休農地をいかにして少なくするか。なおかつ、そうした中で農地を増やしていくか。そうした中で、どうしても人間の行動ですから、どうしても高齢化してしまえば、ある程度、そういったものが難しくなると、物理的に難しくなると。そうしたことによって、また、それが荒れてくるということですから、それは相反する形ですが、やはり両方をとるわけにはいきませんので、やっぱり、ある程度、妥協するところは妥協していかないと、これから高齢化社会の中で、担い手の組織もございますけども、

北杜市の農業をいかにして守るかという場合であれば、やはり、ある程度のつらい思いもしなければならぬのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

最後の質問になりますけれども、鳥獣害対策の中で、先ほど子どもたちに危害をということ、学校のほうから、その被害に対しての報告がなかったという答弁がございました。報告があってから対策をとったんでは遅いと思います。それに、これはサルばかりでなくて、どの鳥獣においても、これが絶対だという対策は、今、本当はないと思っています。しかし、この環境創造都市として、住みよい環境、安心・安全で豊かな暮らしをする環境ということになると、今、私が手にした子どもたちが通う場所、それからそこに住んでいる人たち、その人たちの生活基盤を守るといふことに対しては、農業だけではなくて生活全般に、北杜市全体で考えていかなければならない大きな課題だと思います。その課題をどうしていくかということは、これからのいろいろな場面の中で審議されていかなければならないと思いますが、ただ、どうにもならないという考え方でなくて、その環境を守ってこそ、環境創造都市であるということ、これを肝に銘じてやっていっていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

本当に有害鳥獣については、わが北杜市だけではなくて、全国的な問題でございますけれども、市としましては、いわゆる里守り犬というものを去年から、山梨県で初めて取り入れました。これは生まれて間もない、2カ月から3カ月の甲斐犬です。この甲斐犬を農林水産省からの、国からの補助金でいただきまして、それを4頭、飼い主の方にお預けしたと。今、訓練はしていますけれども、1年経って非常に訓練が徹底してきてございます。いわゆる出没する場所へ行きまして、訓練をコーディネーターの方と一緒にやるんですけども、非常に追い方がうまくなってきたということで、そういった里守り犬を使いながら、それはあくまでも里守り犬がいるから有害鳥獣がなくなるということではございませんけれども、いわゆる農家の方々と地域住民、それからPTAの方ですとか、そういった方々が全部で一体となって、市も、当然ですけども、そういった形の中で地域から守っていくというふうなことが重要ですし、これからもそういった形でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

井出教育長。

○教育長（井出武男君）

渡邊議員の質問にお答えをいたします。

市民生活の中に、サルとかクマとかイノシシとかが時代の流れの中で出没をすると。それが児童生徒の通学にも関わる問題が生じているということでございまして、こと学校教育に絞ってしましても、子どもたちの安全・安心の中で、教育を進めるというのは何よりも前提でござい

す。学校教育の中におきましては学校長を中心に、当然、いろんな分野、いろんな教科におきまして、安全・安心を基本にした中で、それぞれの目的に応じた活動を進めているところでございます。

今、ご質問の登下校についての児童生徒の安全ということにつきましては、これ1つに学校教職員だけで解決する問題ではございませんというふうに思っています。当然、順序としましては、担任を通じて子どもに鳥獣害被害の実態、それから動物の特性もでございます。対応が1つではない、複雑だと思えます。サルにはサルに応じたといいますか、それらの動物も特性がございますので、その対応の仕方等ですね、専門的な立場の皆さんのご指導もいただく中で、まずは教えることだろうと思えます。つきましては、あとはそれをもとに自衛もしますけども、父母の皆さんにも加えて協力をいただくと。ただし、父兄の皆さんもお勤めがあります。それで、すべて解決とはいきませんので、市長の答弁にもありましたように、まず実態を調査して、どんな動物がどういう地域に出没するのか。出没マップを作成して、保護者、それに安全登校にも、今、ご尽力いただいていますボランティアの皆さん等も含めまして、新しい課題への対応というのを総合的に考えて、子どもたちが本当に安心して、教育の場、学校に登下校できるという、体制を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番議員、渡邊英子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたしまして、昼食の時間をとりたいと思います。

再開は1時40分といたします。

休憩 午後 0時08分

再開 午後 1時39分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

7番議員、風間利子君。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

2件について、質問させていただきます。

市民バスをはじめとする市民の足の確保について。

公共交通網は通勤、通学に利用していた時代からマイカー中心の時代に変化していますが、路線維持にこだわって、利用者のためと割り切れないのが現状でないかと思えます。現在の公共交通の利用者は誰で、その目的は何かということを念頭に置いて、公共交通網を考えなければならない時代にきているのではないかと思えます。今は、地域交通はみなが利用する公共交通ではなく、特定の住民、お年寄りや障害者、家族に送迎してもらえない方たちの足として、役立つ地域サービスでなければならないと思えます。財政支出を少なくすることも大切ですが、その効果を明確に提示し、検証することが重要ではないかと思えます。今、地域に求められているのは、サービスの偏在を直視し、さらなる改革のサービスを創出に向けて努力を

持続することではないかと思いますが、そこで以下、5点について質問いたします。

まず第1番に、北杜市地域公共交通活性化協議会の進捗状況は。

2番目として、市民の交通を確保するための目的で、地域公共交通活性化協議会を立ち上げたと思いますが、公共交通網だけでは、市民の足は確保できないと思いますが。

3番目として、6月議会で、私の質問に対してデマンド交通システムについては、北杜市地域公共交通活性化協議会で検討するという答弁でした。地域公共交通活性化協議会の第2回、10月の議事録にはデマンド交通システムについては、先進地を視察したり、デマンド交通に精通している講師を招いて、勉強会を行ったほうがよいともありました。

12月23日には、北杜市地域公共交通についての講演会が予定されておりますが、デマンド交通についての勉強会については、どのように考えておりますでしょうか。

4番目として、公共交通については、スクールバスは必要と思いますが、地域公共交通活性化協議会では、デマンド交通システムについても並行して協議し、取り入れるべきだと思いますが。

5番目に市で行う催し物、行事、講演会など、武川、白州にはそれなりの施設がなく、ほとんどが長坂、高根、須玉が会場となっております。大きい行事になるとバスが手配されますが、人数にも制限があり、ほかの行事、講演会、映画会などには、足のない方は参加したくても参加できないのが現状です。議会だよりの16号の声の広場にも投稿されていましたが、白州、武川の住民は、段上とはだいぶ格差を感じているのが現状のようです。この件について、市長はどのように考えているか。

以上、5点について伺います。

次に、精進ヶ滝林道の開通と林道整備について。

夏にはキャンプ場に来るお客さんで賑わう神代桜とならんで、武川唯一の名勝、日本滝百選に選ばれている精進ヶ滝への林道も通行止めになっております。12月10日より翌年4月26日までは通行止めになるという看板が出ておりました。これは例年だそうです。中北林務事務所に確認しましたら、来年の4月には開通できるかどうか分からないという答弁でした。以下2点について、質問いたします。

まず1番に、精進ヶ滝林道が今年の7月末、土砂崩れのため、8月より通行止めとなっております。観光の目玉である日本の滝百選の精進ヶ滝を、市ではどのように考えていますか。

2番目として、柳澤3801番の1、キャンプ場、ウッドランド武川の林道は悪道で、観光客にはイメージが悪く、北杜市の観光にもだいぶ影響を及ぼすのではないかとと思いますが、以下2点について、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

7番、風間利子議員のご質問にお答えいたします。

最初に市民バスをはじめ、市民の足の確保についてであります。

地域公共交通は高齢化社会の到来等に伴う市民の移動手段のみならず、地域活性化にも役立つことなどから、その役割は大きいものと認識しております。こうしたことから、去る8月25日に地域の各分野の関係者が連携し、みずからが主体的に取り組みをする中で、新たな地

域公共交通体系の構築を目指すことを目的として、北杜市地域公共交通活性化協議会を設置しました。同協議会では、今年度末までに北杜市地域公共交通総合連携計画を策定するため、現在、市民バスの効率的・効果的な運行形態について、専門家を交えて検討を進めております。これまでに市民バスの運行実態、地域資源などの基礎調査と公共交通利用者ニーズおよび潜在利用者ニーズ把握のため、市立病院、ショッピングセンター、JR駅等での面接調査を終了しました。

現在、道の駅、温泉施設、総合支所など公共交通利用施設にアンケート用紙と回収箱を設置し、留め置き方式の定点調査を行っております。また18歳以上の市民の方を無作為に抽出し、アンケート調査による意向調査を行っております。これらの調査は今月中に回収し、来月からは分析に入る予定となっております。

次に、デマンド交通についてであります。

定時に定路線を運行する方法以外に、利用ニーズがあったときに、バスを運行するデマンド運行方式については、システム構築費用や先行する各地の取り組み状況を調査・研究しながら、本市の地理的状況等を考慮した中で、検討してまいりたいと考えております。

来たる23日には、長坂コミュニティ・ステーションにおいて、「公共交通の未来」と題し、交通ジャーナリストの鈴木文彦先生の講演を計画しております。デマンド交通システムの内容も盛り込まれており、地域の公共交通について、意識の深まる講演になると思いますので、議員の皆さんをはじめ、多くの市民の皆さんのご参加をお願いいたします。

なお、デマンド交通システムの併用については、同協議会での検討課題でもありますので、なんらかの方向が見えてくるものと考えております。

委員の皆さんには市民のニーズに対応し、各地域の実情に即した本市の地域公共交通システムの実現に向け、それぞれのノウハウを生かして汗をかいていただいているところであります。

次に県営精進ヶ滝林道の通行止めについてであります。林道沿い山腹の広範囲で、大規模な地滑り状態となり、車両等の通行が危険な状態であることから、本年7月31日から通行止めとなっており、県で予算および復旧方法の対応を検討している状況であります。林道の先の精進ヶ滝は日本の滝百選に選ばれた名瀑であることから、今後も県に通行の安全を確保し、一日も早い復旧を要請してまいる考えであります。

次に武川町内の石空川林道についてであります。この林道沿いには住宅やキャンプ場などがあり、過去に舗装の計画がありましたが、一部利用者の理解が得られず、実施できなかったため、現在は状況に応じて路面補修や草刈り等の維持管理を行っております。市内には総延長、約150キロメートルに及び林道が開設されており、林道すべてを常に維持管理することは、予算面からも困難を要している状況であることから、利用度の高い路線を優先的に路面補修などの維持管理にあたっています。今後も林道パトロールを強化するなどして、利用者に支障のないよう適切な管理に努めてまいる考えであります。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

風間利子君の再質問を許します。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

まず、デマンド交通について質問させていただきます。

昨年10月の見直しの市民バスで、横手日野春武川循環バス、15路線の4月から10月までの統計では、1日の乗者数が北杜高校の生徒の利用する4便のうち、朝の1便だけが13人から14人乗車していますが、それ以外の3便の利用者は4人から5人ぐらいなんです。1日の平均乗者数が1人に満たない路線が4カ所。2回の横手線は3人か4人の乗車です。ほかの5路線は1人か3人の乗車で、だいぶ乗車する方が少なくなっているようです。

昨日の、中村議員のデマンド交通についての質問では、国交省で検討しているので見守りたいとの答弁でしたが、平成14年、福島県南相馬市で始めたデマンド交通も、2008年、今年の10月には全国で41カ所の自治体を取り入れております。そのうち福島県では、現在、11の自治体がデマンド交通を取り入れています。近くでは、お隣の富士見町で平成16年に公共交通を廃止し、デマンド交通システムに切り替えました。また、今年の10月より県内の自治体で初めて運行を開始した身延町では、民間バス1路線を廃止し、1路線を縮小し、22日間で延べ411人が利用し、予想の4倍で1日の利用者は延べ30人が一番多く、7人が最少だったということです。

自宅前から目的の病院や商店まで運んでくれる、便利な地域公共交通サービス、デマンド交通システムについて、北杜市にもほしいという要望が、3,500人の署名が出されました。市長は常に市政は市民のためにあり、弱者救済が基本だということを常に言っております。北杜市全域でのデマンド交通は、最初からは無理だと思いますが、一番必要なところを調査して、ぜひ試験的に始めていただきたいと思いますが、この件についてご答弁、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、地域公共交通活性化協議会の関係でございますけども、現在、昨年の10月から導入しました市民バスの見直し等を行うということで、立ち上げております。その中で、いわゆるデマンド交通も視野に入れた中で検討していくということになっておりますので、この件につきましては、同協議会で検討されるという方向でございます。しかしながら、いわゆるデマンド交通の方向性の関係でございますけども、それぞれの方々が利用する場合、違う方向を向かっている場合についてですね。そうすると、デマンドについて、どこまでができるかということも議論の対象となります。その中で、基本的には導入の方向を探っておるわけでございますけども、試行的にデマンド交通を取り入れるという考えでございますので、今の市営バスの乗降調査等々をする中で、今の市民バスの中で、空車バスがあれば、そのへんの時間帯の見直し等々についても、この協議会で検討する中で、よりよい北杜市の市民生活の足となるバスを運営していきたいと思っておりますので、今後の協議会の動向の中で検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

協議会の方にも聞いたんですけど、まだデマンド交通についての勉強会は、まだ、していないようなんですけど、今度、13日にはそれも入った講演会というように、今、市長からお聞きしたんですけど、デマンド交通についても、その説明があるのでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

今回の講演の内容でございますけども、いわゆる地域交通の未来ということで、大きな考えの中の講演でございますが、その中で、当然、交通ジャーナリストでございますので、デマンド交通の部分にもふれてということで、講演してくださるといふふうに聞いておりますので、北杜市のデマンド交通に対する講演もあろうかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

次に精進ヶ滝林道についてなんですけど、夏には指定管理者に対しての大武川の河川公園、フレンドパーク武川とかウッドランド武川、三景園などに来る、県外から来るお客さんがすごく多いようです。そのお客さんたちの問い合わせがあるんですが、今、通行止めになっているということで、なかなか、その場に行けないということですので、私は先日、その崩壊場所まで行って見てきました。場所はそんなでもないんですけど、通行止めから大体、ちょっと1時間くらいかかるんですけど、そこは通行止めになっていまして、それから本当に10分くらいで展望台のところへも行けますし、河原まで行くのにも1時間半とはかからなくていけるんですけど、もし、これが4月のオープンに開通できない場合は、あそこへなんか看板を立てていただいて、結構、都会から来る人はハイキングを楽しみますので、ぜひ、その旨の看板を立てていただいて、歩いても行けるというようなことの手配も、ぜひお願いしたいと思っておりますが、そのことについて、ご答弁をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

風間議員からの再質問でございますけども、県道精進ヶ滝林道の通行止めでございます。

県営林道でもございますけども、先ほど、市長からも答弁がありましたように、7月31日から通行止めになっております。大規模な地滑りということで、私どもも確認はしましたけども、非常に危険な状況でもございます。市といたしましても、当然、来年の観光シーズンもございまして、県のほうに、なるだけ早く交通ができるようお願いはしていくつもりでございます。それから今、ご指摘の看板でございますけども、それは今、手配してございますので、なんとか時間に間に合うようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

風間利子君。

○7番議員（風間利子君）

これはあれなんですけど、私、去年、10月、ちょうど白州にいましたら、精進ヶ滝の道がということで、私、精進ヶ滝の入り口まで案内しました。そして滝まで40分ぐらいですから、ぜひ行ってくださいねと言ったんですけど、あとで通行止めということが分かって、本当に私も至らなかったんですけど、県外の方にそんな案内をしたのを本当に申し訳ないと思っていますし、そういうことも私だけではなくて、多々、皆さん、そういう経験をしていると思いますので、ぜひ今、通行止めになっているところは、普通の乗用車で行くと、Uターンができないんですね。手前には書いてありますけど、ほとんど、皆さん、それを見逃して行ってしまいますので、それが、ちょっと先に行くと、大きくUターンができるところがあるんですけど、通行止めの位置なんかもちょっと考えていただいたら、ありがたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

ご指摘のとおり、迷惑をかけないような形でやりたいと思いますので、ご了解を願いたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで7番議員、風間利子君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、5番議員、野中真理子君。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

住民訴訟の判決に対する見解について、市長に、住民監査請求に対する監査体制について、代表監査委員に質問いたします。

私は、旧小淵沢町公共工事の談合に関する住民訴訟の原告代表として、3年間、この件に関わってきました。その間、担当職員の方に申し訳ないと思うほどの膨大な資料の情報開示請求をしましたが、市民の立場で情報を積み上げて、公共工事の談合に対して1億円近い損害賠償命令の判決を得たことに、誇りを感じております。

さて、市がこの判決を不服として控訴することは、11月21日の臨時会で賛成多数で可決されましたが、その際、控訴理由として市長が述べられたことの中に、この住民訴訟に対してだけではなく、すべての判決に対して、重要な見解と思われる内容がありましたので、お尋ねします。

白倉市長は判決について、談合を推認するで、認めたくはありません。公権力が損害賠償請求するには、談合の確たる認定が不可欠でありますと答弁されていますが、推認ということに、どのような認識をお持ちなのでしょう。また、公権力が損害賠償請求をするのに、裁判所の判決では不十分なのでしょう。見解を伺いたいと思います。

続いて、代表監査委員への質問です。

住民監査請求を経て住民訴訟になりますが、例えば旧小淵沢町の公共工事の談合に関する住

民訴訟の場合、監査結果と、それに続く裁判での扱いと判決が著しく乖離しております。このことに関して、見解と改善の方策について、伺います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

5番、野中真理子議員の住民訴訟の判決に対する見解についてのご質問にお答えいたします。旧小淵沢町の公共工事の談合に関する住民訴訟は、過日、甲府地方裁判所において判決が言い渡されたところであります。判決の内容は、被告補助参加人である業者6社が平成17年度における旧小淵沢町発注工事の入札において、談合による落札の事実があったと推認されるため、市は被告補助参加人らに対し、旧小淵沢町が被った損害賠償を請求せよとするものであります。

推認されるとは、契約関係書類等をもとに諸事情を総合した中で推測するという間接的な判断での認定であり、刑事事件で立件されていない談合を民事訴訟で事実認定するのは、極めて異例であります。

被告補助参加人らは今回の判決を不服とし、談合の事実がなかったとして控訴しましたが、被告である市としては、公平性の見地から補助参加人らの弁明の機会を閉ざすべきではなく、また請求権を放棄するものではありませんが、市が損害賠償を請求するには、確たる証拠が必要であると考えております。

先の市議会臨時会で控訴の議決をいただき、市の意思が決定しましたので、東京高等裁判所の判決を仰ぐこととしたものであります。

その他につきましては、代表監査委員から答弁いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

入江代表監査委員。

○代表監査委員（入江薫君）

5番、野中真理子議員の住民監査請求に対する監査体制についてのご質問にお答えいたします。

住民監査請求は地方公共団体の住民が、その執行機関、または職員の違法、または不当な財務会計上の行為、または怠る事実について、これを防止し、是正を図ることを目的とした制度であります。また、住民訴訟は監査委員への住民監査請求を経て、その監査結果に不服がある場合などに、裁判所に適否の判断を仰ぐために提起するものであります。

旧小淵沢町の公共工事の談合に関する住民訴訟は、旧小淵沢町の入札における町長の価格漏洩と業者の談合により小淵沢町が被った損害を、小淵沢町が個人である町長と業者に請求する勧告を出すよう旧小淵沢町監査委員に求め、旧小淵沢町監査委員は談合等の行為をしたとの確証は得られず、その存在を認めることはできないとして、請求を棄却したことを不服として裁判所に提訴した住民訴訟であります。

過日の、甲府地方裁判所の判決は旧小淵沢町長の予定価格等の漏洩については、事実を認めるに足る証拠はないとして棄却し、業者の談合については推認を妨げる事情はなく、諸事情

を総合すると、談合により入札がなされたものと認めるのが相当であるとして、市が業者に対して、損害賠償を請求するよう言い渡したものであります。しかしながら、三審制を採用しているわが国では、控訴により第一審判決が確定したわけではなく、今後は高等裁判所の判断を仰ぐ状況であります。

現時点で、監査結果と裁判の判決に違いはありますが、それぞれ独立した機関が出した判断でありますので、見解等を述べることは差し控え、今後の裁判の行方を見守りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

野中真理子君の再質問を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

推認について、市長に改めてご質問いたします。

裁判においては、状況証拠から推認、つまり推測して認定するということは、よくあることです。また、それによって判決内容を決定することは、普通に行われていることだと思います。推認に基づく判決で、刑事事件での、刑さえ執行されるということで、ましてはこれは民事訴訟ですので、そのへんの推認に対する見解を、今一度、市長のほうからお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

裁判では、よくあるというお話があるのかもしれませんが、私ども行政としては、推認という形では承知することはできないと。そういう思いで、今回、控訴に踏み切っているわけでありまして。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

この間のは、甲府地裁の判決結果でありました。それが今度、高裁で争われ、しかし、これは最高裁にいても推認ということはあり得るわけです。推認によって判決が下されるということは、そういう推認に基づく判決を認めないというのは、裁判所、要するに司法の権威を無視することにはならないでしょうか。そのへんを今一度、市長の口からお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

日本の裁判制度は三審制をとっておるわけでありまして、最高裁で推認という形になれば、私どもも認めなければならないでしょう。あくまでも、今は一過程に過ぎないという見解であります。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

私は最高裁、これは三審制の問題とはまったく別の問題だと思いますので、本来であれば地方裁判所の判決であっても、これは重要視されなければいけないものだと思っております。ここは争っても仕方がないことだと思いますので、次に控訴権についてですけれども、今現在、市はこの議会の判決に基づいて控訴をしたんでしょうか。そのへんの確認をさせてください。

○議長（秋山俊和君）

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（原哲也君）

控訴につきましては、議会の議決をいただきまして、それによって控訴を市としても、いたしております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

たしかに控訴状の提出は、補助参加人からはされております。私の手元にも、そちらの控訴状は届いております。それから原告のほうもしているということは分かっておりますけども、市の控訴状は届いていないということで、私は弁護士から連絡を受けているんですけども、そのへんの確認はされているんでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（原哲也君）

ただいまの質問でございますけれども、議会の議決を経て、市の意思を控訴するということが決定しました。その前に補助参加人が控訴状を出しております。そういう場合には、市である被告が控訴するという意思であれば、改めて同じものを出す必要はないということになっております。これは判例で出ております。二重控訴ということは、必要ないということです。ですから端的にいいますと、前に出した業者の控訴状を追認するというふうに考えてもらっても結構です。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

要するに何が問題かと申し上げますと、臨時会において市が控訴しなければ、業者の立場の言論が閉ざされるということで、控訴するという説明でした。今のは控訴を、私の理解では控訴権を棄却しなければ、参加人は参加できたはずなんですけども、そのへんの見解を改めて伺いたんですけど。

○議長（秋山俊和君）

原監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（原哲也君）

もう一度、すみません。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

説明では、市が控訴をしなければ、補助参加人の控訴が棄却されるというような説明だったはずですが、けれども、実際には市が控訴権を放棄しなければ、補助参加人は独立して控訴ができたはずですが。そのへんの見解を、今一度、はっきり聞かせてください。

○議長（秋山俊和君）

原監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（原哲也君）

これは見解の相違になるかもしれませんが、われわれが弁護士、いろいろなところに聞いた範囲では、市が控訴するという場合には前に出された、業者が出した控訴状がそのまま生きてくると。しかし、市が放棄した場合、いわゆる議会で否決されて放棄した場合には、前に出された補助参加人の控訴状は、取り下げになるというふうに聞いております。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

今の説明は、市が放棄した場合ということを今、おっしゃったと思うんですけども、そういう説明は臨時会のときにはなかったと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（秋山俊和君）

原監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（原哲也君）

控訴をしたいということで臨時会を開いたわけですから、控訴を放棄するというで開いたわけではないので、そういう説明があるのでしょうか。よく、私には分かりません。

○議長（秋山俊和君）

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

あの臨時会で問題になったことは、市が控訴をする。そのときに市が控訴をしなければ、やはり市民、市の中にある業者の人たちの言論が妨げられる、だから市は控訴するんだということで議員には説明されたんですけども、その見解をはっきりさせてほしいということです。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（原哲也君）

今回の訴訟は、ちょっと複雑な訴訟でして、いわゆる前は、平成14年の改正前は、今、補助参加人になっている方を直接、被告として裁判が行われました。しかし、そのあと、いわゆる機関である市とか自治体を相手取って裁判をするというのが、4号訴訟の構造が変わったわけですが。たしかに、その裁判は市が被告になっていますけども、実際に争っているのは原告と補助参加人になっている方々です。その場合に、端的に言いますと、被告である市は、この言

い方がどうか分かりませんが、本当に直接的に当事者ではなくて、ちょっと一步下がったような感じがしているわけです。そういう中で、やはり本当に争う、当人である補助参加人の業者が、われわれはそういうことをやっていないよと。それを市は閉ざすのかということになれば、やはり公正性から見れば、争いといえますか、そういう疑問があるときは、それを証明するだけの機会を与えてやりたいということでございます。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

私どもの見解では、これは市が積極的な、控訴権を放棄しない限りは補助参加人もきちっと控訴ができるという見解であります。ですから市は関わらなくても、市が控訴を積極的にしなくても、裁判は高裁で争われることになったはずです。そういう現状において、市が積極的な形で控訴したことに、今の段階ではなっているんです。議会でも議決しましたし、そういう説明をみんな受けて、議会の承認を受けたわけですから。ですから今まで一步引いて、この裁判を見守っていたという立場を、今、おっしゃいました、まさしくそうだったと思いますけれども、積極的に控訴したということで、市は業者と同じ立場に立った、これからまったく業者と同じような反論をしていかなければいけないという立場になったわけなんです。それとともに、今回、補正予算に盛り込まれていますけれども、控訴のために60万円という新しい費用が発生しています。本当に、このお金の使い方とか、それから市のあり方として、この控訴をすべきだったのかどうか。要するに、あのときの、私はこれをすべきだったのかどうかというよりも、その議会での説明が正しかったのかどうかを問題にしたいので、最後にこれ、答弁で結構ですけども、見解をよろしくお願いします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

原監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（原哲也君）

本来は市長が答えるべき問題だと思いますけども、監査委員事務局として一般的に考えれば、いずれにしても、今度の控訴は議会の議決が必要でございます。議会の議決で控訴しないということであれば、当然、放棄をしなければなりません。しかしながら、今回の議会では控訴するというので、そのときに市長もこういう理由で、いわゆる、今、争っている業者に反論する機会を与えなければいけないと。それから、ただの推認では損害賠償も請求できないよということから控訴をしたいという、議会で提案したわけでございます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

最後に、被告には、もう市長の名前が出ていますので、市長のほうから最終的な見解を、ここで述べていただきたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私どもは今度の、旧小淵沢町の時代の裁判の一審の判決を不服として、控訴をしたいという意思をしたわけであります。そして議会の皆さんにも、その確認をさせていただいたわけであります。あと控訴の手続きについては、弁護士等々と相談しながら今日を迎えておるわけでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで5番議員、野中真理子君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時30分をお願いします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時29分

○議長（秋山俊和君）

再開いたします。

次に日本共産党、4番議員、清水進君。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

12月定例会にあたり、以下の4点の一般質問を行います。

第1に現在、市では水道料金を統一することを簡易水道運営委員会で審議をしています。今、検討している案は、いずれも統一作業を行いながら、水道料金の引き上げを行う内容であります。今、市民の暮らしは諸物価高騰、住民税や国保税の引き上げで大変な事態であります。暮らしを応援してほしいが多数の声です。もともと湧水が豊富な地に、必要がなかったダムであります。ダムの公共事業は、市民への高い水の供給につながっています。大型の修繕費は結局、市民への転嫁になっております。水道料金の引き上げの中止を求めます。

また、武川・白州地域はダムの水を利用しておりません。それぞれ給水原価が違っております。葦崎市でもダムの水と湧水で、2会計になっております。北杜市においても、2会計に分けることを提案いたします。市長の見解を伺います。

第2に市内に65歳以上の一人暮らしの高齢者は、約2,500名おります。高齢化が進んでおります。合併前には安否確認事業として、ヤクルト配達を行う事業を行っていましたが、それが現在ありません。現在、80歳以上の一人暮らしの方に年4回お楽しみ給食サービスを実施しております。一人暮らしの方は、近くに子どもさんや親族のいない方々もおります。社会では高齢者を狙った、いくつもの新しい形の振り込め詐欺事件も多発しています。また認知症の方も1人で生活しております。自治体は身近な相談相手として、また異常行動など、異変に気付いたときには、すぐに対応することは当然であります。そのためにも安否確認は、日ごろから健康な方でも必要です。ヤクルト配達の復活を求めます。見解を伺います。

また介護保険制度を利用するにあたり、他の自治体と比較して、北杜市ルールのような独自の慣例があります。訪問介護を利用するために、サービスの利用を、サービスの申請を申し込んでも同居となる方がいる場合で、その方が障害を持っているなど、特別な理由があっても申請させない事態があります。利用者の側に立って、サービス利用制限を行うことをやめるべきではないか、見解を伺います。

第3には原油と穀物の価格高騰で、それと連動した原油、飼料などの価格急騰は、農家の経営を存続不可能な危機に直面しています。農産物価格は大手スーパーなど、買い手市場と輸入圧力によって、生産コストの上昇が反映しにくく、原油など物価高騰が農家、生産者の経営を著しく圧迫しています。世界の食料情勢が激変し、輸入に依存できない事態が広がっていることで、農業の危機を放置することは、世界最低水準の食料自給率を一層低下させ、国民の食生活や地域経済にも重大な影響を与えざるを得ません。以下、3点を伺います。

1つには、原油高騰に苦しむハウス農家対策についてであります。

A重油が3年前の3倍になっています。燃料高騰によるハウス農家の経費増は、農家によっては数百万円にのぼり、採算がとれず、ハウス栽培をやめる農家も出ております。ハウス加温重油への直接補てんする制度をつくる考えはありますか、伺います。

2つ目は、酪農・畜産経営への支援についてであります。

飼料高騰によって、危機的状況が進んでいます。配合飼料価格は2006年7月から9月期は1トン4万2,600円が、今年7月から9月期は6万4,800円と1.5倍に高騰をしています。配合飼料価格に対し、トン当たり助成する制度をつくる考えはありますか、お伺いをいたします。

第3には、農家の生活応援策についてであります。

物価や物資の高騰により、農家所得が大幅に落ち込んでいます。こうした農家への住民税減税や公共料金の減免など、負担軽減策の取り組みを明らかにすること。

以上の3点について、市長の見解を伺います。

そして最後に、第4に塩川ダムには、1つとして上流からの砒素混入の問題。2つには、塩川ダム上流、岩下・日向2カ所の産業廃棄物の処分場があり、膨大な不法投棄されたゴミが埋め立てられた問題があります。今までの調査でも、高濃度の環境ホルモン、ビスフェノールAが検出されています。毎日使用する水の安全管理を、市民は求めております。合併前、須玉町においては、ダムの水の水質検査結果を広報にて公表しておりました。合併後は、いつしか公表をされていません。心配されるダムの水質検査項目と結果の公表を、定期的に広報に発表することを求めます。

以上の見解を求め、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

4番、清水進議員のご質問にお答えいたします。

最初に、水道料金についてであります。

水道事業は市民生活に必要な不可欠な生活基盤であり、安全で良質な飲料水を安定的に供給することが極めて重要であります。こうした中、本市は46事業の簡易水道を22事業とする統

合整備を図っており、施設等の有効利用ができるよう統廃合および更新等を進めております。一方、水道料金の統一は合併時の大きな課題の1つでありました。これまでの簡易水道運営委員会において、各簡易水道の料金体系や経営状況など、現状分析に取り組んでおり、市では当委員会に水道料金統一に向けた改定について、本年6月に諮問したところであります。このことを受け、当委員会においては現地踏査や資料分析を行い、水道料金体系の枠組みのあり方、また水道加入金などについて、活発な議論がされているところであります。

今後は当委員会からの答申をいただき、答申内容を尊重する中で料金統一に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、農家所得への支援についてであります。

農家に対しての市民税の減税や公共料金の減免につきましては、公平の原則という観点から非常に難しいと考えております。北杜市では肥料、化学農薬を5割減らす米作りや大豆、大麦等の主要農産物の栽培・出荷等を推進するとともに、産地づくり交付金の活用や出荷価格助成を行うことで、農家所得を保っております。引き続き、農業所得向上に向けた支援を講じてまいります。

次に、一人暮らし高齢者への安否確認サービスの充実についてであります。

北杜市では現在、地域において一人暮らしや虚弱な高齢者宅を地域の元気な高齢者ボランティアで月に一度訪問し、安否確認や対話、相談等の活動を行うことで相互に助け合い、支え合うことを目的に友愛活動訪問事業を行っております。そのほか、民生委員も定期的に地域の一人暮らし高齢者の訪問を行っております。また、緊急通報システムを200件あまりの家に設置し、緊急時の対応にあたるふれあいペンダント事業を行っております。

一人暮らし高齢者に対しての不安と孤独を解消するため、日ごろから健康であっても安否確認は必要と考え、さらなる事業について検討しております。特に団塊の世代が退職を迎えておりまして、ボランティア活動への積極的参加が地域で支え合う、大きなカギになると考えておりますので、有効な仕組みづくりを検討してまいります。

次に、介護保険制度利用申請の取り扱いについてであります。

介護保険の申請は、サービスを利用するための最初の手続きとなります。介護保険制度の定着、後期高齢者の増加、医療制度の改正等により、認定者は増加しております。しかし、申請希望者の中には将来のためにお守り的に申請をする方、入院直後の状態が安定していない時期に申請をする方など、介護保険サービス利用に結びつかないケースがあります。申請によって、訪問調査員による調査と主治医意見書の作成を依頼し、一次判定結果をもとに介護認定審査会において結果を出しておりますが、判定には1件につき9,514円の費用がかかります。こうした費用の無駄をなくし、必要な方に迅速に対応するため、新規申請の方には受付の段階で地域包括支援センター職員が現在の状況や今後の対応について相談を受けるとともに、サービス内容や利用方法、高齢福祉サービス等の情報を提供しております。新規申請時の相談はサービスの利用制限をするものではなく、適切なサービスにつなげるためのものであり、介護保険制度を安定的に持続可能な制度としていくために必要なものであります。

その他につきましては、担当部長から答弁いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

塩川ダムの水質検査の公表についてのご質問であります。

塩川ダム上流および小森川上流の民間廃棄物処分場につきましては、県と市で定期的に水質検査を実施しており、処分場の下流域の水質検査結果は、両処分場とも環境基準以下の状況が続いております。また、市の地下水調査におきましても同様の結果となっております。さらに水道水として取水する地点であります、塩川ダム下流の峡北地域広域水道企業団の水質検査におきましても、水道水水質基準に適合しているという結果であります。水道水における安全性は確保されているところでありますが、今後もしっかりと監視継続をしまいたいと考えております。

また、ご指摘のありましたダムの水質検査結果についての定期的な広報への掲載であります。現在、北杜市が実施している水質検査結果につきましては、本庁および須玉総合支所において、常時閲覧できる体制をとっております。

今後、処分場下流域の水質検査結果につきましても、市内の河川水と同様、定期的に市のホームページ等で公表をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

原油、飼料、資材高騰の中、農家への支援について、いくつかご質問をいただいております。

まず、原油高騰に苦しむハウス農家対策でありますけれども、特定の方への支援は難しいと思っております。しかし先般、農林水産省から燃油肥料高騰緊急対策が打ち出され、現在、農協を中心に事業対象者となり得る方へ周知等を行っているところであります。

次に酪農、畜産家への配合飼料への直接助成についてであります。

北杜市では直接助成ではなく、畜産農家へ提供する飼料用稲の拡大を振興しており、飼料用稲生産農家から畜産農家へ低価格で提供することを推進しております。昨年の実績作付面積でございますけれども、2ヘクタール、ロール数398個に対し、本年実績は作付面積が9.6ヘクタール、ロール数で1,060個となっております。また、本年10月には大麦によるホールクroppサイレージの試験圃場を2ヘクタール設置しまして、来年6月には収穫・調整を行い、畜産農家に配布する予定であります。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

再質問を行わせていただきます。

まず、高齢者福祉についてであります。

事例を紹介いたします。70歳代の男性、一人暮らしの市内在住者であります。体には特に病気など疾患はありません。3年前ごろより、認知症の物忘れがありました。近所の方や民生委員も気にしています。特に認知症がひどいと思われたのは、8月以降でありました。カギの

保管ができず、外から家に入れず、ドアを壊して入りました。火災の心配があり、ガスの元栓を締めています。料理ができません。着替えができません。風呂に入れません。体は痩せ細り、近所の方が一泊泊めて、食事や風呂などの面倒をみましたが、朝になると本人は、また自分の家に帰ってしまいます。この男性の知り合いの方が、こうした状況を見かねて、施設に4日間、入所させ、その間に介護保険の申請に必要な書類などを作成してもらい、デイサービスの利用や食事や風呂に入り、安定した生活に戻りました。この間、民生委員の方も市職員とともに、本人の確認のもとで預金を引き落とし、本人に渡しています。市の職員も状況を把握しているながら何もしてこなかったこと。また、ある程度、預貯金があった方にもかかわらず、新しく年金が振り込まれるまでは、底をついている状況を知りながら、そのままにしてきたこと。こうした事態が起きています。

また、市内でケアマネージャーをされている方も、北杜市はモデル事業となり、事業を展開しているが、北杜市の事例が全国に広がるなら、とても安心した老後を送ることはできないと話しています。市内で一人暮らしの高齢者の方についても、人権と財産を守る役割が自治体には課せられていると考えますが、安否確認事業の復活をすることと併せ、こうした事態をどのように考えているのか、再度伺います。

そして、酪農家への支援についてであります。

お話を伺ったところ、乳牛100頭を飼育している酪農家の方は、今の牛肉のエサ代は100%、輸入した飼料を与えております。理由は、それを与えなければ、市場で必要とされる肉に育たないからであります。飼料代は2年前、月70万円であったものが、現在では月100万円になっています。こうして、育てても肉牛として売る段階になると、今、経済不況の中で国内産の牛肉価格は低く抑えられています。今年は借金の返済にしたかったのだが、そのままになっている。もう、この先が分からない。自分の子どもに継がせようなんて考えられない。近所でも高齢化した方々が携わっている。自分たちが続けられないなら、国内産はなくなってしまうかもしれない。こうした話をお聞きしてまいりました。北杜市の酪農家、畜産家など、農家の存亡に関わる事態に対して、市としても生活の安定を求め、恒久的な支援策、今一度、必要ではないか、見解を求めます。

そして最後に水道問題で、今ほど本当に暮らしが大変な時代はありません。毎日、働いていても重い税金の負担がのしかかっております。毎月の水道料金値上げは、中止を求めてまいります。その上で、水道委員の任期は来年2月末までとなっています。委員会の答申を受けてから、市としての今後のスケジュールはどのようになりますか。3点、お伺いをいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

ただいま、清水議員から事例をひいたご質問をいただきました。

こういった方がおるといことにつきましては、私どもは部内におきまして、各課の職員によるところのサービス調整会議というものを月に一度、開催しております。それは障害者福祉であったり、高齢者福祉であったり、あるいは包括支援センターの職員であったり、生活保護担当の職員であったり、そういった職員が月に一度集まりまして、そういった心配のある市民の方々の情報交換をする場を持っております。そういったことで、もし、そういったことがあ

るのであれば、そういったことが、その会議の議題にのぼるものと思っております。たまたま、こういう事例が、私どもの手元まで届かなかったということだと思います。

そして、先ほどのお話の中に、地域のケアマネージャーがそういった心配をされている、こういったことが、補助事業を受けている北杜市の状況が全国に知れることは、心配だというふうなご発言もございました。これにつきましても、今朝、午前中の中でもお答えをしたと思うんですが、本市ではケア会議というのを月にいっぺん開催をしているんです。ここに寄ってくる人たちは介護施設に従事する方、あるいは地域のケアマネージャーの方もここへすべて寄ってくるわけなんです。そういったことで、あらゆるケースについての協議をしているわけなんです。こうおっしゃったケアマネージャーの方は、そういうことを事例として、そこで発言はなかったのでしょうかと、私は言いたいわけです。こういったことを私どもに伝えていただくために、ケア会議を開催しているわけです。そういったことは、ぜひ私どもに届けていただいて、私たちで、地域の中で解決をしていきたいと思っています。ぜひ、そういった情報をケア会議のほうへ寄せていただきたいと思います。

こういうケアマネージャーさんもおられるので、私どもはこういった対応の仕方を市の平準化、一元化しなければならないということもありまして、介護制度の中ではケアマネージャーさんの研修会になるような、そういったものも研修をしまして、同じように同じサービスが市民の方に提供できる、こういう状況をつくり出すよう努力をしているところでございます。ご理解をいただきますよう、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

清水議員からの再質問でございます。

酪農家の飼料、資材高騰、非常に厳しいという内容でございます。まったく、そのとおりでございます。非常に市といたしましても頭の痛いところでございます。これはちょっとあれですけども、社団法人の中央酪農会議が出した数字が、今ちょっと、ここで出したいと思うんですけども、いわゆる、この30年間で見た場合の乳価の上昇率を見ますと、ほかのものと見てみると、生鮮野菜は100%と倍の価格になっていると。パン、生鮮魚介類は70%。それから米は50%。しかし、牛乳は18%しか上がっていない。食品全体では80%ですけども、とても平均にもいかないということでございます。

ちなみに今現在の乳価でございますけれども、平均乳価でございますけれども、キログラム86円65銭から、今度、今年の4月から3円アップして、89円65銭になったということでございます。しかし、生産者の上がった分については、10円のうち3円、それから生乳業者が3円、販売業者が4円というふうな上昇率だというふうに調査しております。すなわち、そのくらい上がっても生産者には、一番低い額しかきていないということでございます。

そうした中で、市といたしましてもいろんな形で、先ほど市長が答弁しましたとおり、いろんな形で補助と申しますか、支援をしている状態でございます。例えば、スーパーL資金ですとか近代化資金、これについては100%の利子補給をしてございます。

それから飼料につきましては非常に高いものでございますので、先ほどの市長答弁もございましたように、いわゆる酪農家の方々に、いかにして飼料を安く、地元の畜産農家の方にやれ

るかということで、いろんな形で、例えばファームチームと耕畜連携で、いろんな形で飼料を提供してございます。昨年から長坂地区では長坂ファームチームと、それから一部、高根の生産農家に対して、その稲のホールクroppサイレージを提供してございます。それから、あとは大麦のホールクroppサイレージ、これを試験生産したいということで、今年の10月、先々月ですけれども、約2ヘクタールを長坂町の小荒間で、一応、実験をしております。今、作付けが終わっておりますので、こういった形で、非常に予算的には厳しいですので、そういった形の中で耕畜連携という形をとって、なんとか酪農家の方々に助けてあげたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

水道料金の統一に関してのご質問でございます。

現在、北杜市簡易水道運営委員会におきましては、市長答弁でも申し上げましたが、水道料金の統一に向けて、料金体系の枠組みのあり方をはじめとして、いろんな議論をさせていただいているところです。当委員会では、委員の任期の中で答申ができるようにという思いで、現在、その作業を進めているところでございます。

市では答申を受けまして、その答申の内容を尊重する中で、新しい統一体系というものを組み立て、市民の皆さんのご理解を得られるよう努めながら、平成22年の4月からは、新料金体系で簡易水道の運営を行っていきたいということを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

もう一度、酪農家の方への支援について、お伺いをいたします。

北杜市の農家の方は、やはり基本は家族経営、家族の方が共同して経営を行っていると思います。その意味で、もう後継者が育たない、もう跡継ぎ、息子たちにやることはできないというふうな、先行きが見えない事態になっている中で、やはり具体的な生活支援を含めての酪農家への支援が必要だと考えています。そして、介護保険の点でもう1点、お願ひをいたします。

先ほど、ケアマネージャーさんの言葉を引用しましたが、制度があつてというよりも、サービスを利用したいという人たちは、やはり必要があつて、申し込みをしているわけであつて、それが全体、その人のわがままかというわけではないと思います。そういう意味で、改めて利用者を制限するということではなしに、まずは状況を聞く、そういった申請を受け付ける、そういったことから始めていただきたいというふうに思います。その点での再回答をお願ひいたします。

○議長（秋山俊和君）

植松産業観光部長。

○産業観光部長（植松忠君）

再質問でございますけども、先ほども市長が答弁しましたけれども、国のほうでは農林水産省から燃油肥料高騰緊急対策ということで、国のほうではやっておると。市といたしましても、先ほども申しましたように、スーパーL資金、それから近代資金につきましては、100%利子補給をしているということでございます。そのあとでも飼料の高騰を、ではどうするかということなんですけれども、先ほども申したように、そういった耕畜連携で、今、みんなで知恵を出し合って、今のところ、結果を出しております。

もう一つ、飼料増産のための圃場整備をしましょうということで、今、清里地区に整備を計画してございます。これは清里地区の畜産飼料、デントコーンですけども、これを生産するというので、この生産は畜産農家等によるコントラクター組織ですか、こういったものを構成して生産体系を図っていきたいということで、今、計画を進めてございます。

いずれにしましても、こういった形の中で、なんとか市独自としてもプロパーな形で、なんとか手助けをしていきたいと、かように思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

介護保険の利用について、再質問をいただきました。

介護保険法は平成9年に法律ができました。そしてサービスの提供を始めたのは、平成12年でございます。それから3年ごとに計画の見直しをしております。国では、18年度に介護保険法の大きな見直しを行いました。その中の大きな見直しの1点目は、自立の支援です。あと1点目は予防重視、この2つの大きな考え方ができてきました。その中で、できたのは包括支援センターでございます。そんなことで、市でもいち早く、この包括支援センターを18年度に立ち上げたところでございます。この包括支援センターは、高齢者の介護保険の利用について、適切なアドバイスができるように努めているところでございます。

そんなことで、先ほど市長の答弁にもございましたように、一番最初、申請にきたときに、その話を聞くのが包括支援センターの保健師でございます。保健師は、いろいろな情報を収集しながら、特に包括支援センターというのは、総合相談窓口というふうな機能を持っておりまして、その中では先ほども申し上げましたように、いろいろな障害をお持ちの方、高齢者のお持ちの方等の情報交換をしながら、そういうデータを蓄積しているわけでございます。そういう中から、おいでになった方の状況をよく把握して、あなたは、では申請をなされたほうがいいでしょうかと、あるいは申請をなされるより、もっと違う方法がありますよ、地域支援事業ということで、介護保険になる前に、もう少しご自分で体を動かして、ご努力されたほうがいいんじゃないでしょうかとか、いろいろな、そういう適切な指導をしているわけでございます。そんな意味で、決して利用を制限するというものではございません。適切な指導に努めていると、私も思っております。そんなことで、申請時における包括支援センターの職員の相談というのは、大切な部分だというふうに考えております。ご理解をいただきたいと思います。

私どもも高齢者の方、障害をお持ちの方、そして私どもみんなが安全・安心で楽しい生活ができるよう、努めているところでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

清水進君。

○4番議員（清水進君）

最後にお伺いをいたします。

介護保険制度ですけれど、市長の制度の維持をということでお話がありましたけれど、これが、保険があって、そして介護がなくなってしまっただけでは、もたないというふうに思います。来年度からは第4期ということで、これまで以上に高齢者の増加の中では利用者増が見込まれます。そういう中では、今、最初にお話したように、それぞれの自治体でルールを持ってということで、国の基準以上に利用するハードルが低く抑えられる。国の基準よりも厳しい、それがそれぞれの地域でのルールになっているということで、なかなか介護保険が今まで以上に使えなくなっている。それは、たしかに自立という範囲が広がったのかもしれませんが、おおもとにはやはり、その方が利用できる範囲というのを、やはり厳密に審査していくということで、そこに基準を置いていただきたいと思います。

○議長（秋山俊和君）

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

この介護保険も普通の特別会計と同じように独立採算性、自己負担というふうな考え方があられるわけでございます。そういう中で、私どもも第4期の計画の策定につきましては、市民の方からのアンケートをとりました。その中で、私どもの地域が、非常に高齢化が進んでいる地域でもあるというふうなことです。そんなこともございまして、地域の方々の1つの要望は、サービスはこのくらいでいいから、保険料をこのくらいにしてくださいということがあるんですね。大きなサービスを提供するときには、やはり自分たちで、独立採算ですから、保険料も高くなってしまいうわけなんです。そういうふうなことを考えると、やはり地域の皆さんのとったアンケートの中から、この適切なサービス料を決めてまいりたいと思います。第4期の計画の策定につきましては、また各方面のご意見等をいただきながら、適切な料金にしていきたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで4番議員、清水進君の一般質問を終わります。

次に3番議員、相吉正一君の一般質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

白倉市長には先般、執行された市長選の激しい政策論争を制し、2期目の当選を果たされたことに対しまして、心からお祝いとお喜びを申し上げます。

さて、私の今回の市議選に対し、多くの市民の方々から温かいご支援を賜り、市政の場に参画することができました。改めて、心から厚くお礼を申し上げます。また、同時にその責任の

重さを感じているところであります。これから一步一步、努力を重ねてまいる所存ですので、よろしくご指導のほど、お願い申し上げます。

それでは、財政健全化と税収等自主財源の確保への取り組みについて、私の質問に入らせていただきます。

今、北杜市を取り巻く社会環境は、財政事情をはじめ大変、厳しい状況にあります。行政と議会がともに汗を流し、この難局を打開していかなければならない、大切な時期に直面しています。

そうした中で、アメリカのサブプライムローン問題に端を発した金融危機により、一時的な原油高騰や投機マネーにより、世界の実態経済は大きく変わろうとしています。その影響で全世界の実質成長率は同時マイナスに落ち込み、日本経済の戦後未曾有の危機に陥ろうとしています。いまや日本もバブル崩壊後の不況とは様相が異なり、トヨタ、ホンダ、自動車産業などに代表される海外輸出関連企業の需要が冷え込み、リストラや雇用不安をはじめ、景気はかつてない速さで悪化しています。このことは国・県の財政はもちろんのこと、本市の財政に大きな影響を及ぼすことは明らかであります。新年度予算編成時期にあたり、それらをふまえた中で、当初予算に反映できる取り組みをぜひ、お願いするものであります。

今までの延長線のやり方、施策では、根本的な解決にならない社会情勢になってきています。まさに、この4年間で正念場のときだと思えます。現実性や実効性のある数字を掲げ、着実に市の財政を改革していく覚悟が必要と思われれます。

そこで、次の点について、白倉市長に質問させていただきます。

一般の市長選で市長が政策に掲げ、また2期目の市政執行にあたり、12月2日の臨時会における所信表明で、財政健全化に向けての基本的な考え方、市政について熱く述べられています。これらについては、昨日の北杜クラブおよび市民フォーラムの代表質問と一部重複していますが、よろしくお願いたします。

小泉元首相以来の三位一体の改革で、本市に限らず地方自治体は、ますます財政的に追い詰められています。合併により合併特例債も利用できますが、これもあくまで借金、次の世代に借金が重くのしかからないよう、財政の健全化、削減計画に早急に取り組むことが必要です。また、そのことにより行政サービスが低下、負担が増加しないような対策も求められています。

最初に財政健全化計画は、来春策定とのことですが、今後4年間、具体的にどのように取り組んでいくのか、もう少し踏み込んだ数値目標等の内容について、現時点での進捗状況、見通しについて分かる範囲でお聞きします。

1つとして、実質公債費比率の算定結果は、平成19年度決算で19%ですが、今後、4年間の見通しは、市債の返済予定はどの程度、見込んでいるのか、お聞きします。

2つ目として、その中で公債費負担適正計画は、平成18年度に作成されていますが、それとの整合性は図られていますか。

3番目として、経済の減速に伴い、来年度以降、法人市民税等の収入が激減する危惧があります。予算編成に大きな影響があると思われれますが、それらに対する対応は考えていますか。

次に税収等自主財源の確保に向けての取り組みについてですが、1つとして財政の健全化の根幹である税収等自主財源の確保に向けて、企業誘致や環境保全協力金をはじめ、その確保に大変努力されていますが、少子高齢化とともに景気の低迷、経済の大減速が急激に進む中で、今後、税収等の確保が極めて厳しい時代を迎えようとしています。

自主財源確保の一環として、この5月から創設されたふるさと納税制度についての提案でございますが、市内出身者や市内に別荘やセカンドハウスを所有している方を対象に、年間の寄附金額により基準を設けて、ふるさと市民証（仮称）を発行し、市内の温泉施設や各公共施設の利用料金を市民と同じ料金にするなど市独自の優待制度を設け、その促進を図ることを提案しますので、積極的な取り組みをお願いするものであります。

2つ目として、税収等の収納対策として、市税、使用料などが郵便局、コンビニ等で納付できる制度をすでに検討しているとお聞きしていますが、現在までの進捗状況について、お聞きします。

最後に財政健全化対策についてですが、1つとして、財政の健全化を進めていく上で、私や合併協がとりまとめた新北杜市建設計画、約1,200億円の事業費を尊重しつつも、その取り扱いについては、いまだはっきりしていない現状であります。その位置付けを明確にし、第1次北杜市総合計画との整合性を図るため、単なる先送りではなく、事業の抜本的な見直しが必要不可欠であると思いますが、今後どのような考え方で取り組んでいくのか、お伺いします。

2つ目として、厳しい財政の中、効率的な行財政運営を確保するため、北杜市の建設計画事業の個々の見直しが必要不可欠であると考えています。そのためには、広く市民の意見が反映できるよう、第三者機関として、例えば公共事業検討委員会等を設置し、公共事業全体の大幅な見直し、削減も図っていくことが必要であると思いますが、ご見解をお伺いします。

以上で、私の質問とさせていただきます。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3番、相吉正一議員のご質問にお答えします。

財政問題にご心配をいただきながら、財政健全化と税収の確保への取り組みについて、いくつかご質問をいただきました。

最初に、実質公債費比率についてであります。

現在、市では公債費負担適正化計画を策定しておりますが、この性格は実質公債費比率を毎年度提言し、5年後の平成25年度には地方債の発行に県知事の許可が不要となる18.0%を下回ることを目標としております。このため、今後も引き続き国の制度を活用した繰上償還や借り換えに努めるとともに、新たな発行については必要最小限に抑えるなど、市債残高の減少に努めてまいることはもちろんですが、現時点で市債残高をいつまでにいくらにするとお示しすることは困難であります。

次に、公債費負担適正化計画についてであります。

昨年9月に策定した計画は、平成19年度事業の終了や決算の確定などにより、もともになるデータが変わったため、本年9月に時点修正を行ったところですが、市債の新規発行の抑制や公的資金の補償金免除による繰上償還などにより、計画以上に改善できるものと見込んでおります。

なお、来年度以降も必要に応じ、時点修正を行ってまいります。

次に、財源の確保についてであります。

歳入の基本である税収入につきましても、米国の金融危機に端を発した景気の低迷などによ

り増加が見込めないとともに、地方交付税についても三位一体の改革などにより、減少傾向にあります。このような中、県の滞納整理機構への参加による滞納処分の強化や企業誘致の一層の推進をはじめ、知恵を絞って自主財源を確保するとともに、本年度末には財政健全化計画を策定し、一層の歳出削減を行ってまいりたいと考えております。

次に税収等自主財源の確保に向けての取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

最初にふるさと納税制度の促進についてであります。生まれ故郷など任意の自治体に寄附した金額に応じて、所得税や個人住民税を軽減するふるさと納税制度が5月1日からスタートし、これまでに多くの皆さんに北杜市を応援していただいております。ふるさと納税制度を活用し、寄附された皆さんを北杜市ふるさと応援団員として認定し、5千円以上の寄附者には特典として広報ほくとや観光パンフレット等の郵送、特産品の梨北米、コシヒカリ5キログラムのプレゼントを用意しております。

ご提案の市内温泉施設や各公共施設の市民料金での利用については、ほとんどの施設が指定管理者制度に移行していることから、来年度に向け、指定管理者との協議や寄附金額によるプレゼント基準の設定など、県内自治体の状況も勘案しながら、検討してまいりたいと考えております。

次に市税、使用料等の郵便局およびコンビニ等での納付制度の進捗状況についてであります。

相吉議員ご指摘のとおり、自主財源である市税は歳入の根幹であることから、市財政面において、大きなウエイトを持っています。市では効率的な徴収体制を検討するため、この7月に北杜市徴収部門検討委員会を立ち上げております。その中で多様化する住民サービスへの対応として、納税義務者の納入機会の拡大、利便性の向上のため、ゆうちょ銀行およびコンビニ収納対応などにつきまして、検討をしております。

まず、ゆうちょ銀行での納付につきましては、基幹系システムの一部早期切り替えに伴い、平成21年4月から対応が可能となりました。これにより、納税通知書等につきましては、個人住民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の4種目がゆうちょ銀行で納付できるようになります。ただし、賦課システムの関係上、固定資産税、軽自動車税につきましては、平成22年4月からの対応となります。

なお、督促状、延滞金納付書、再発行納付書等につきましては、平成21年2月末に使用ができるよう、現在、調整しております。

次に、コンビニ収納についてであります。

北杜市の特徴として、固定資産税の納付義務者、約3万8千人のうち県外納税者義務者が45.4%の1万7千人と非常に高い割合になっています。このうち窓口納付者は1万3,600人となっています。県外には、指定金融機関および収納代理機関がほとんどないため、コンビニ収納が導入されれば、納税義務者の利便性が確保されることとなります。これは市内や県内の納税義務者にも同様なことが言えます。現在、県内の市町村でコンビニ収納を導入しているのは3市町村ですが、近い将来、導入を予定している市町村は数多くあります。こうしたことから、コンビニ収納につきまして、早期導入を推進してまいりますが、まだ手数料等、費用対効果の課題もありますので、さらに検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、財政健全化対策についてであります。

財政健全化を図るため、事業の抜本的見直しに対する取り組みについてであります。現在、

北杜市では財政の健全化に向け、歳出の抑制を行うとともに、企業誘致等を積極的に行い、自主財源の確保に努力しているところであります。このような状況の中、第1次北杜市総合計画を指針として、優先順位により緊急性の高いものから取り組むとともに、効率的・効果的な事業推進を行ってまいりたいと考えております。

なお、第三者機関である公共事業検討委員会の設置については、事業計画策定の過程において、議会や関係団体との協議を経る中で精査できるものと考えており、現在のところ設置については、考えておりません。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

再質問をさせていただきます。

財政健全化に向けてですが、来年春、策定と聞いていますけども、万全を期して、しっかりとした取り組みをお願いいたします。

自主財源の確保に向けてでございますけども、先ほどふるさと納税の優待制度の問題点として指定管理者との調整事項等ありますが、これについても前向きな取り組みを願いたいと思います。なぜならば、市内の別荘等、約8千から1万人いらっしゃると思うんですが、半分の5千人が仮に2万円納税した場合には、1億円が自主財源として寄附されます。これから自主財源確保、大変だと思いますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思えます。

税収等の収納確保対策としては、市税、使用料等がコンビニ等で納付できる制度は土日、夜間に納付でき、滞納を減らすためには有効な制度でございますので、早期導入に向けてコストはかかりますが、取り組みをお願いするものであります。

合併協がとりまとめた新市建設計画については、私もこの3月まで、市役所に厄介になって感じていました。このまま約1,200億円を引きずった状態でいますと、ちょっと職員の皆さんも、市長をはじめ大変だと思えます。今一步、踏み込んだ見直しが必要ではないかと考えていますが、再度この点についてだけ、市長の考え方を伺いたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（秋山俊和君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉議員と私どもも、まったく同じ思いでいるわけでありまして。将来、いろんな意味の財政を考えたときには、月並みでありますけども、歳出は抑えて自主財源を確保するような、税収を大きくすることを考える、こういう思いであります。そういう中にありまして、自主財源についても、私どもなりに環境をしっかりと守っていくという思いで、環境保全協力金なるものを位置づけさせてもらいました。そして、またいろんな意味で市民が、グレードの高い北杜市にするために芸術文化スポーツ振興基金なるものを、一言で言えば自主財源として位置づけさせてもらいました。解説するまでもなく、国も三位一体の改革の中でみずからも自主財源を考えると、見直した2割はと、こういうことでありますので、私どもも全力で、これから企業誘

致の問題もありますけども、自主財源確保には心を注いでいくつもりであります。そしてまた、そうやることがトータルの舵取りとして、後世、子どもや孫に負担を残さないように、そしてまた、将来に責任を持てる舵取りではないかと。この時代、厳しいわけでありますけども、そんな思いで、しっかりとした舵取りをしていく決意であります。ご理解ください。

○議長（秋山俊和君）

答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

相吉正一君。

○3番議員（相吉正一君）

いずれにしても、かつてない厳しい冬の時代を迎え、財政の健全化をはじめ、すべてが大変だと思います。市民に対して、しっかりとした説明責任が求められます。そのためには市長とともに行政を担う市職員や臨時職員が明るく元気に働ける職場環境づくりも、また必要不可欠であります。ぜひとも、そのへんもふまえた上での対応をお願いし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（秋山俊和君）

答弁はいりませんか。

（はい。の声）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

このあと、議会運営委員会を招集いたしたいと思しますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は12月22日、午前9時に開きますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時28分

平成 2 0 年

第 4 回北杜市議会定例会会議録

1 2 月 2 2 日

平成20年第4回北杜市議会定例会（4日目）

平成20年12月22日  
午前 9時00分開議  
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 小林保壽君の議員辞職について
- 日程第2 議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第112号 北杜市生活環境施設整備基金条例等を廃止する条例について
- 日程第4 議案第155号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第105号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第106号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第107号 北杜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第108号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第109号 北杜市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 請 願 第 4 号 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする請願
- 日程第11 議案第110号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第111号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第125号 北杜市道路線の認定について
- 日程第14 議案第113号 訴えの提起について
- 日程第15 議案第114号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第115号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第116号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第117号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第118号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第119号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第 2 1 議案第 1 2 0 号 平成 2 0 年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 2 議案第 1 2 1 号 平成 2 0 年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算  
(第 1 号)
- 日程第 2 3 議案第 1 2 2 号 平成 2 0 年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第  
1 号)
- 日程第 2 4 議案第 1 2 3 号 平成 2 0 年度北杜市白州診療所特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 2 5 議案第 1 2 4 号 平成 2 0 年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第 1 号)
- 日程第 2 6 議案第 1 2 6 号 工事請負変更契約の締結について((仮称)北杜市学校給食  
センター建設工事(建築主体))
- 日程第 2 7 議案第 1 2 7 号 北杜市埋蔵文化財センター及び明野歴史民俗資料館の指定  
管理者の指定について
- 日程第 2 8 議案第 1 2 8 号 須玉歴史資料館の指定管理者の指定について
- 日程第 2 9 議案第 1 2 9 号 北杜市すたま自然健康村施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 1 3 0 号 北杜市みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定に  
ついて
- 日程第 3 1 議案第 1 3 1 号 北杜市白州町尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定につ  
いて
- 日程第 3 2 議案第 1 3 2 号 北杜市白州町緑地等利用施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 3 議案第 1 3 3 号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について
- 日程第 3 4 議案第 1 3 4 号 北杜市明野ふるさと太陽館及び北杜市明野町滞在型宿泊施  
設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 5 議案第 1 3 5 号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 6 議案第 1 3 6 号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程第 3 7 議案第 1 3 7 号 北杜市三分一湧水館の指定管理者の指定について
- 日程第 3 8 議案第 1 3 8 号 美し森観光案内所及び甲斐大泉駅前観光案内所の指定管理  
者の指定について
- 日程第 3 9 議案第 1 3 9 号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定について
- 日程第 4 0 議案第 1 4 0 号 北杜市駐車場の指定管理者の指定について
- 日程第 4 1 議案第 1 4 1 号 北杜市明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定につ  
いて
- 日程第 4 2 議案第 1 4 2 号 北杜市明野町農畜産物集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定  
について
- 日程第 4 3 議案第 1 4 3 号 北杜市育苗施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 4 議案第 1 4 4 号 北杜市高品質堆肥製造施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 5 議案第 1 4 5 号 北杜市武川町農業機械センター及び北杜市武川町麦類等乾  
燥調整施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 6 議案第 1 4 6 号 北杜市高根町林産物展示販売施設及び北杜市高根町花開所  
の郷・南清里フラワーパーク(総合交流ターミナル施設等)  
の指定管理者の指定について

- 日程第47 議案第147号 北杜市高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（加工体験施設等）の指定管理者の指定について
- 日程第48 議案第148号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について
- 日程第49 議案第149号 北杜市高根クラインガルテンの指定管理者の指定について
- 日程第50 議案第150号 北杜市武川町地域資源総合管理施設（アグリーブルむかわ等）の指定管理者の指定について
- 日程第51 議案第151号 北杜市大泉町特産品育成施設の指定管理者の指定について
- 日程第52 議案第152号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について
- 日程第53 議案第153号 北杜市白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について
- 日程第54 議案第154号 北杜市武川町地域資源総合管理施設（武川町農畜産物処理加工施設等）の指定管理者の指定について
- 日程第55 同意第50号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
- 日程第56 発議第7号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第57 発議第8号 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする意見書の提出について
- 日程第58 議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会の設置について
- 日程第59 継続審査の件

## 2.出席議員（21人）

- |           |          |
|-----------|----------|
| 1番 小須田稔   | 2番 中山宏樹  |
| 3番 相吉正一   | 4番 清水進   |
| 5番 野中真理子  | 6番 篠原眞清  |
| 7番 風間利子   | 8番 坂本静   |
| 9番 小林忠雄   | 10番 中嶋新  |
| 11番 保坂多枝子 | 12番 利根川昇 |
| 13番 千野秀一  | 14番 小尾直知 |
| 15番 渡邊英子  | 16番 内田俊彦 |
| 18番 坂本治年  | 19番 秋山九一 |
| 20番 中村隆一  | 21番 清水壽昌 |
| 22番 秋山俊和  |          |

## 3.欠席議員

- 17番 小林保壽

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(26人)

市長	白倉政司	副市長	曾雌源興
総務部長	柴井英記	企画部長	小松正壽
保健福祉部長	藤原良一	生活環境部長	細川清美
産業観光部長	植松忠	建設部長	浅川和徳
教育長	櫻井義長	教育次長	小林喜文
囲碁美術館長	小池昭一	会計管理者	大芝隆夫
監査委員事務局長	原哲也	農業委員会事務局長	新海敏生
明野総合支所長	八代忠夫	須玉総合支所長	内藤歳雄
高根総合支所長	白倉民雄	長坂総合支所長	植松本
大泉総合支所長	藤原宝	小淵沢総合支所長	小林まち子
白州総合支所長	渡邊稔	武川総合支所長	福井俊克
政策秘書課長	名取重幹	総務課長	堀内誠
財政課長	小島良一	企画課長	清水克己

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司
”	浅川輝夫

開議 午前 9時00分

○議長（秋山俊和君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の出席議員数は21人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお、小林保壽君は一身上の都合により、本日、会議を欠席しております。

諸報告をいたします。

監査委員から北の杜聖苑に関する監査結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

市の今後の方針について、白倉市長から説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

自席で、失礼させていただきます。

平成20年11月27日、監査委員から北の杜聖苑に関する監査結果報告書が提出されました。監査結果の報告に基づき、お手元に配布のとおり措置を講じましたので、ご報告いたします。

内容につきましては、企画部長に説明させます。

○議長（秋山俊和君）

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは、監査結果に関わる措置につきまして、ご説明申し上げます。

まず監査の結果について、監査委員の判断でございますが、不適切な3件の会計処理についてでございます。

1点目が災害時に備え、北の杜聖苑運営組合が取り組んだ緊急対応の取り組みは重要なことと評価する一方で、実際には債務がないにもかかわらず、決算期末に駆け込むような形で未払いとして処理した一連の会計処理は適正なものとはいえない。さらに同組合と契約を結んだ3社は、いずれも役員が代表を務める会社であり、誤解を招きやすい状況である。こうした3件の会計処理は、決算期末において役員らが剰余金を分配したのではないかと推測することもできる。

2点目が、3社が組合へ不適切とされた委託料等を返還したのち、組合は合計額88万3千円を市に納入する必要があったかは疑問である。

3点目が今回、問題とされた3件ははじめから債務のないものであり、未払い金として会計処理は好ましくないと判断する。現在のところ、未払い金として申告された状態であることから、市は組合に対し、適切な申告をするよう指導する必要があるのではないだろうか。

これにつきまして、市で講ずる処置でございますが、1点目についてはございません。2点目でございますが、同組合が自主的に納付されたものであります。3点目は、修正申告の指導をしております。

おめくりいただきまして、次に指定管理施設、北の杜聖苑に関する意見でございます。まず、今後、すべての指定管理施設において、不適切な会計処理が起こらないよう、再発防止に努め、

市民の信頼回復に取り組みたい。これにつきまして、講じる処置でございますが、同組合の従業員による窃盗事件が発生したため、9月には、すべての指定管理者に対し、現金の管理および従業員の綱紀粛正につき、周知徹底を行ったところです。また、不適切な会計処理の再発防止対策として、収支報告書等を所管課および企画課が再確認を厳格に行うなど、チェック体制の強化に努めてまいります。

次に決算賞与の支給に関し、中間法人法の解釈を明確にしておくことが必要であると考え、関係機関と協議し、適切な対応を検討されたい。

講ずる処置でございます。

有限責任中間法人では社員総会、理事、監事といった機関を設けて、その運営を行うこととなっている。社員の給与および賞与については、支給する基準を定める必要があり、明確にするよう指導を行ってまいります。

次に組合内部の問題が原因となり、指定期間途中での指定管理者を辞退したことは、市への損害も考えられるため、指定の取り消し等による損害賠償の有無について、検討されたい。

講ずる措置の内容でございますが、組合が指定管理者として運用することにより、経費削減が図られたことは、指定管理制度の目的であるため、同組合の辞退により市直営に関わる経費がかさむことは当然である。したがって、市直営にかかる経費と指定管理料との差額は発生するが、市が運営する必要な経費であることから、市に生ずる損害には当たらないとの弁護士の見解であります。

次に税務署への修正申告についてでございますが、講じる処置でございますが、修正申告の指導をしてまいります。

次に、指定管理者制度導入施設全般に関する意見でございます。

まず、指定管理者のモラルと責任の中で、適切な施設管理、会計処理等が行われるよう指定管理者の指導、監督に努められたい。

講じた措置の内容でございますが、今回を教訓とし、指定管理者には公の施設を管理運営および会計処理を適切に行うよう指導監督に努めてまいります。

次に指定管理者に対するチェック機能の強化が図られるよう、担当課等の設置に向け検討されたい。

講じる措置でございますが、企画課行革担当の職員を12月から1名増員し、3名体制とし、そのうち専任職員を1名配置した。この配置により、所管課と連携する中で立ち入り検査や会計帳簿の照合等、指定管理者に対しチェック機能の強化に努めてまいります。

なお、税理士等との相談が図られる仕組みについても、検討してまいります。

次に収支報告書については、その報告様式を統一され、不適切な会計処理を未然に防ぐ方法を検討し、実施されたい。

講じた措置でございますが、平成21年度以降の収支報告書から収支項目を統一し、より一層の明確化を図ってまいります。

次に指定管理料等の解釈の不明確さが、今回のような不適切な会計処理につながることも考えられることから、基本協定書等に明記するような方向で検討されたい。

講じた措置でございます。指定管理者には、関係法令の順守義務は規定されているが、一般的な表現となっている。今後、指定管理者の経営意欲を損なうことなく、指定管理者との連携を密にしながら、良好な関係が保たれるよう、内容の検討をしてまいります。

次に今後、公の施設の設置者として、指定管理者制度導入の効果が上げられるよう、また二度と今回のような事態が起こらないよう、設置の管理状況、収支状況等を明確に把握し、指定管理者との連携を密にしながら、適切な指導監督に努められたい。

講じた措置でございますが、指定管理者による管理運営が適切にされているかどうか、収支報告書等を所管課および企画課が厳重にチェックするとともに、市民および利用者の声を聞くなど、満足いただける施設となるよう、指導監督に努めてまいります。

なお、本日の会議に市の講じる措置を報告しまして、監査委員に通知するものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（秋山俊和君）

以上で、諸報告を終わります。

なお、報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたとおりであります。

○議長（秋山俊和君）

日程第1 小林保壽君の議員辞職についてを議題といたします。

小林保壽君から辞表が提出されておりますので、事務局長に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（赤岡繁生君）

辞表

北杜市騒乱の罪を謝し、北杜市議会議員を辞す。

北杜市議会議長 秋山俊和殿

平成20年12月19日

北杜市高根町箕輪865番地 小林保壽

以上です。

○議長（秋山俊和君）

お諮りいたします。

小林保壽君の議員の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、小林保壽君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第2 議案第104号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

柴井総務部長。

○総務部長（柴井英記君）

それでは議案第104号について、ご説明いたします。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定でござい

ます。

地方自治法の一部を改正する法律が施行され、議員の報酬に関する規定が整備されたこと等に伴い、関係条例の改正を行うものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

第1条の、北杜市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正であります。議員報酬の支給方法が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするための改正であります。

改正内容でございますが、題名を次のように改めるといことで、報酬の部分を議員報酬ということに改めるものでございます。

それから第1条中、「報酬」を「議員報酬」に改める。

また第2条の見出しを議員報酬に改め、同条中の「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

また3条につきましても、見出しを含む第4条の見出し、ならびに同条第1項および第3項中、「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

また第6条第2項中につきましても、「報酬月額」を「議員報酬の月額」に改めるものでございます。

第7条につきましても、「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

次に第2条でございますが、北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、やはり地方自治法の第203条が新設されたため、第1条中を改正するものであり、改正前の「法第203条」を「第203条の2」に改めるものでございます。

次に第3条でございますが、北杜市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、新たに同条の12項が設けられたことにより、第1条中の「第100条第13項および14項」を「第100条第14項および15項」に改めるものでございます。この条項は政務調査費の交付および政務調査費にかかる収支の報告書の提出について定めているものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行する。

以上、議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご議決いただけますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第104号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第104号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第104号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第3 議案第112号 北杜市生活環境施設整備基金条例等を廃止する条例についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

議案第112号 北杜市生活環境施設整備基金条例等を廃止する条例について、ご説明申し上げます。

基金条例に基づく特定目的基金のうち、合併以来、現在まで積み立ておよび取り崩しが行われておらず、市全体を対象とせず施設限定、地域限定の基金であり、実情にそぐわないものでございますので、廃止に伴い条例を廃止するものでございます。

2ページをお願いいたします。

廃止する条例につきましては、まず北杜市生活環境施設整備基金条例は旧大泉町から引き継いだ条例で、下水道施設の整備、合併浄化槽設置の助成を行ったものでございます。基金残高は、17万円余につきましては、一般会計に繰り入れまして、合併処理、浄化槽整備、補助金に財源充当いたします。

次に北杜市武川ふるさと活性化施設整備基金条例でございますが、旧武川村から引き継いだ条例で、基金残高は377万円余につきましては、公共施設整備基金に統合いたします。

次に北杜市地域振興基金条例でございますが、合併前の各町村から引き継いだもので、基金残高534万円余につきましては、一般会計に繰り入れます。

次に北杜市明野ふるさと太陽館運営調整基金条例についてでございますが、旧明野村から引き継いだ条例で、引き継ぎ当初から基金残高がなく、積み立ても行っておりませんので、廃止しまして、公共施設整備基金に統合いたします。

次に北杜市甲陵高等学校退職手当基金条例でございますが、合併前、同校は一部事務組合であっ

たことから、甲陵中・高等学校特別会計の基金として引き継いだもので、基金残高1億4,572万円余につきましては、同特別会計に繰り入れたのち、同特別会計から一般会計に繰り出し、一般会計では退職手当の負担に財源充当いたします。

次に北杜市リフレッシュ小淵沢総合交流ターミナル施設整備基金条例でございますが、旧小淵沢町から引き継いだ条例で、基金残高50万円につきましては、公共施設整備基金に統合いたします。

最後に明野村就学資金対応基金設置条例であります。暫定条例として合併後も存続させていただいておりますが、平成18年度にすべての償還が完了しましたので、廃止し、歳計外現金となっております残高440万円につきましては、一般会計の雑入として受け、教育費として、明野小中学校の備品購入費などに財源充当いたします。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご議決をお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第112号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第112号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第112号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第4 議案第155号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

議案第155号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が、平成20年12月5日に公布されたことに伴い、条例を改正するものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

内容説明を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

議案第155号 北杜市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

概要書、ならびに議案書をご覧いただきたいと思っております。

このたびの一部改正は、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成20年12月5日に公布され、来年1月1日から施行することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

その内容は条例中第8条、出産一時金35万円を特定病院等で出産した場合には3万円を上限として加算ができるというものであります。具体的には出産にかかる診療、または助産の際に出産した子どもに脳性麻痺や重度の障害が残るような事故が発生した場合、事故の補償金の支払いに備えるための適切な保険契約をしている病院、診療所、または助産所、以下、これを特定病院といいますが、この特定病院で出産したと保険者、つまり市が認めた場合は、従来の35万円に特定病院等が被保険者、つまり妊婦さんに対して、負担を求めた費用の額を基準に3万円を上限として保険者が定める額を加算して、出産育児一時金として支給するものであります。この改正は妊婦にとっても、新生児をとり上げる病院にとっても安全・安心をもたらすもので、少子化対策、産科医の確保に役立つものと考えております。

なお、施行日は公布の日から施行するとしております。

よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第155号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第155号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第155号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第155号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第5 議案第105号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例についてから日程第13 議案第125号 北杜市道路線の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件につきましては、各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

はじめに、総務常任委員会から議案第105号から議案第107号までについて、報告を求めます。

総務常任委員長、利根川昇君。

利根川昇君。

○総務常任委員長(利根川昇君)

平成20年12月22日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会総務常任委員会委員長 利根川昇

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、12月9日の本会議において付託されました事件の審査を、12月11日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果について、ご報告いたします。

付託された事件

議案第105号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例について

議案第106号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第107号 北杜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

以上、3件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第105号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例については、質疑・

討論ともになく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第106号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

自己啓発休業について市の実態はとの質疑に対し、2人を海外に派遣している。1人は、平成22年6月30日まで、アフリカのベナンへ統計事務で派遣し、もう1人は甲陵高校の先生で、アフリカのガーナへ来年11月まで教員という形で派遣しているとの答弁がありました。

海外への派遣は危険に巻き込まれる可能性があるが、市の考え方はとの質疑に対し、派遣に先立ち2カ月間の研修がある。ジャイカで派遣先の状況、語学、生活など研修を行っているとの答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第107号 北杜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてであります。

審議会のメンバーは、どのように選ばれるのか。また、審議の状況はとの質疑に対し、市内の学識経験者をその都度、選んでいる。市長、副市長、議会の議員の報酬の改定、議会の議員の政務調査費について、審議いただく。審議会は、合併から今まで報酬を改定していないので開催していないとの答弁がありました。

質疑終了後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に所管事務について質疑があり、贈収賄事件が発生し、市職員としての倫理規定等の考えはとの質疑に対し、職員の倫理について日ごろから徹底を求めてきたところであるが、倫理規定は今まで整備されていなかった。現在、総務課の中で検討しているとの答弁がありました。

また、委員会でのその他の取り扱いについて意見が交わされ、今後の検討課題とすることに意見が統一されました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から議案第108号、議案第109号および請願第4号の審査の経過と結果について、報告を求めます。

文教厚生常任委員長、千野秀一君。

千野秀一君。

○文教厚生常任委員長（千野秀一君）

平成20年12月22日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は12月9日、本会議において付託されました事件の審査を、12月12日に議員協議会室において慎重に審査を行いましたので、その経過ならびに結果について

報告いたします。

付託された事件

議案第108号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第109号 北杜市学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

請願第4号 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする請願

以上、3件であります。

審査結果

この審査過程における、主な質疑を申し上げます。

まず議案第108号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。

住基カードの発行数と今後の啓蒙方法はとの質疑に対し、発行数は10月末現在で384人であり、1月から3月に広報、CATV等呼びかけたいとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第109号 北杜市学校給食調理場条例の一部を改正する条例についてであります。

21年度は何食配食するか。また、配食車の台数は何台かとの質疑に対し、配食数は児童生徒が1,336食、教職員が151食、併せて1,487食を予定している。配送車は4台購入し、4系統で配送するとの答弁がありました。

また、廃止になる施設の職員はどうなるのか。また、安全な食材の使用はとの質疑に対し、3施設で17人が対象で、異動等があるが今までどおり17人体制で調理する。極力、地産地消を進めるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論なく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第4号 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする請願であります。

紹介議員から補足説明を受け、審査を行いました。委員からは、採択すべきとの意見が述べられ、討論はなく、全員異議なく採択すべきものと決定し、併せて委員会として発議し、国・県へ意見書を提出するとともに、市へも要望をしていくことに決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第110号、議案第111号および議案第125号について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○経済環境常任委員長（渡邊英子君）

平成20年12月22日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会経済環境常任委員会委員長 渡邊英子

北杜市議会経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、12月9日の本会議において付託されました事件の審査を、12月12日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

付託された事件

議案第110号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議案第111号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第125号 北杜市道路線の認定について

以上、3件であります。

審査結果

この審査過程における主な質疑を申し上げます。

まず議案第110号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例についてであります。

使用料金は定額かとの質疑に対し、1カ月2,500円の定額であるとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第111号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例については、質疑・討論ともなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第125号 北杜市道路線の認定についてであります。

排水の問題と道路改良の幅員の狭い部分はどうするのか。また、改良のスケジュールはとの質疑に対し、排水については既設の水路を改修し放流する。クランクの幅員の狭い部分は、4メートル以上に拡幅し舗装を行い、起債事業により計画的に整備するとの答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に所管事務について質疑があり、まちづくり交付金事業の清里駅周辺整備でのSLの移動設置についてと交付金事業の財源の確保はどうかとの質疑に対し、SLについては地元から要望が出され、採択されたものである。財源は、全体枠では交付金は40%であり、残りは合併特例債であるとの答弁がありました。

また、委員から県道整備に対する要望が出されました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（秋山俊和君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を一括して行います。

質疑はございませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告に対する質疑が終了しました。

これから、議案第105号から議案第107号までの3件に対する討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と議案名を朗読してから討論をお願いします。

討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、

議案第105号 北杜市地域委員会設置条例の一部を改正する条例について

議案第106号 北杜市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

議案第107号 北杜市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

以上、3件を一括採決いたします。

議案第105号から議案第107号までの委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第105号から議案第107号までについては、総務常任委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第105号から議案第107号までについては、総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第108号および議案第109号の2件に対する討論を行います。

討論がある場合は、議案番号と議案名を朗読してから討論をお願いいたします。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、

議案第108号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第109号 北杜市立学校給食調理場条例の一部を改正する条例について

以上、2件を一括採決いたします。

議案第108号および議案第109号の委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第108号および議案第109号については、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第108号および議案第109号については、文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第4号 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いをする請願に対する討論を行います。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから請願第4号 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする請願について、採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

請願第4号については、文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに異議ありませ

んか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第4号については、文教厚生常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に議案第110号、議案第111号および議案第125号の3件に対する討論を行います。討論がある場合は、議案番号と議案名を朗読してから討論をお願いいたします。

討論はありますか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、

議案第110号 北杜市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について

議案第111号 北杜市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第125号 北杜市道路線の認定について

以上、3件を一括採決いたします。

議案第110号、議案第111号および議案第125号の委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

議案第110号、議案第111号および議案第125号については、経済環境常任委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第110号、議案第111号および議案第125号については、経済環境常任委員長の報告のとおり、可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第14 議案第113号 訴えの提起についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川建設部長。

○建設部長(浅川和徳君)

議案第113号 訴えの提起について、ご説明を申し上げます。

市営住宅の明け渡しおよび滞納家賃の支払いを求める訴え(和解を含む)を提起するので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由でございますが、上記記載の2名の者が市営住宅家賃を滞納しており、再三にわたる督促および催促に応じないので、市営住宅明け渡しおよび滞納家賃の支払いを求める訴訟を提起し、または滞納家賃の完納が見込まれるときにあっては和解をする必要があるので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

よろしくご審議のほど、お願いします。

以上です。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第113号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第113号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第113号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第113号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

開会は、10時ちょうどといたします。

休憩 午前 9時44分

再開 午前10時00分

○議長(秋山俊和君)

再開いたします。

日程第15 議案第114号 平成20年度北杜市一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

それでは、議案第114号の平成20年度北杜市一般会計補正予算(第6号)について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,284万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億844万2千円とするものでございます。

第2条の繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費の追加・変更は「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

第3条の債務負担行為の補正でございますが、債務負担行為の追加は「第3表 債務負担行為補正」によるものでございます。

第4条の地方債の補正でございますが、地方債の追加・変更は「第4表 地方債補正」によるものでございます。

はじめに6ページをお願いいたします。

まず第2表 繰越明許費補正でございますが、8款の土木費、2項道路橋梁費でございますが、3つの事業について追加でございます。地方道路整備臨時交付金事業でございますが、6,210万円。それから道整備交付金事業では2千万円。市単道路新設改良事業では、2,044万4千円を繰越明許とする内容でございます。

5項の都市計画費、まちづくり交付金事業につきましては、繰越明許費の変更でございます。3億5,010万円を繰越明許とする内容でございます。

次に第3表の債務負担金行為補助でございますが、例年実施しておりますカナダと中学生海外交流事業につきましては、来年の4月に実施に向けまして、航空チケットの手配など、準備を本年度のうちに行うため、債務負担行為の設定を行うものでございます。

次に7ページをお願いいたします。

第4表の地方債補正でございますが、合併特例事業債につきましては、事業費の確定によりまして5,100万円を減額し、補正後の限度額を20億3,370万円とするものでございます。

次に過疎対策事業につきましては、事業費の確定によりまして2,170万円を増額し、補正後の限度額を2億2,510万円とするものでございます。

臨時財政対策債につきましては、普通交付税の額の確定に伴いまして、3千万円を増額し、補正後の限度額を8億8,590万円とするものでございます。

次に市町村振興資金につきましては、交付額が決定したことによりまして、6,650万円を増額補正するものでございます。

ページを戻っていただきまして、2ページ、3ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、9款地方特例交付金、3項の地方税と臨時交付金につきましては、本年4月の道路特例財源の暫定税率執行中の減収を埋めるため、国の補正予算で創設されまして、676万8千円の増額でございます。

10款1項地方交付税でございますが、35万8千円の増額でございます。

14款国庫支出金、2項の国庫補助金でございますが、1億20万6千円の増額でございます。主なものは、学校給食費補助金5,355万8千円。まちづくり交付金2千万円。道路整備交付金等で、1,535万円でございます。

15款の県支出金、2項の県補助金でございますが、1,615万1千円の増額でございます。旬のやまなし地産地消支援事業補助金583万8千円。重度心身障害医療費助成事業補助金400万円等でございます。

3項の県委託金397万4千円につきましては、住宅土地統計調査に伴う委託金でございます。

16款財産収入、1項の財産運用収入22万4千円につきましては、土地貸付収入でござい

ます。

17款1項の寄附金1,896万1千円につきましては、環境保全基金1,369万1千円や芸術文化スポーツ振興基金300万円などの寄附や、ふるさと納税制度による寄附215万4千円などがございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金は基金条例の廃止に伴いまして、一般会計に繰り入れる甲陵中・高等学校特別会計の退職手当基金など、1億4,572万2千円でございます。

2項の基金繰入金につきましては、1億7,538万9千円の減額でございます。これは基金条例の廃止に伴いまして、基金の繰入金によりまして、当初予算で取り崩すこととしておりました、財政調整基金1億7千万円などの取り崩しを回避することができましたことによりまして生ずる減額補正が主なものでございます。

20款諸収入、5項の雑入867万1千円の増額でございますが、同じく基金条例の廃止に伴うものでございます。

3ページをお願いいたします。

21款1項市債6,720万円の増額でございますが、いずれも事業費交付金の確定に伴う補正でございます。

次に4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款の議会費152万4千円の追加で、これは人件費および議会運営費の増額でございます。

2款総務費7万4千円の追加でございますが、主なものでございますが、人件費で退職者の特別負担金の増と、控訴提起に伴う弁護士委託料60万円でございます。

3項民生費122万4千円の減でございますが、主なものは人件費の減でございますが、特別会計繰出金および身体障害児者援護費等で、1,453万5千円の追加でございます。

4款の衛生費460万円の追加でございますが、主なものは人件費と病院事業特別会計への負担金でございます。

6款農林水産業費2,713万7千円の追加でございます。主なものでございますが、旬のやまなし地産地消支援事業、大規模野菜生産団地農業法人誘致支援事業、音事協の森整備事業、それから特定鳥獣確保管理事業費でございます。

7款の商工費499万6千円の減額でございますが、人件費の減額が主なものでございます。次に5ページをお願いいたします。

8款の土木費3,359万円の追加でございます。主なものは、人件費は減額でございますが、まちづくり交付金事業の清里駅前周辺整備のSL設置費用3,600万円。それから道路新設改良費2千万円でございます。

9款の消防費470万円の追加でございますが、消火栓の新設移設工事および消火栓の購入費用でございます。

10款の教育費2,999万4千円の追加でございますが、主なものでございますが、人件費の増とカナダとの中学生海外交流費用でございます。

13款諸支出金2,711万7千円の追加でございます。基金条例の廃止により、学校建設基金や公共施設整備基金へ積み増すもの、それから寄附を受けて芸術文化スポーツ振興基金と環境保全基金へ、それぞれ積み増すものでございます。

以上でございますが、よろしくご審議の上ご議決をいただきますよう、お願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

本案については、篠原眞清君ほか2人から、お手元に配布のとおり修正の動議が提出されています。

したがって、修正案を本案と併せて議題とし、修正案の提出者から説明を求めます。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

議案第114号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第6号）修正案につきまして、提案理由を申し上げます。

本補正予算に予定されております歳出の、先般の旧小淵沢町の裁判が上訴されました。それに関しまして、私どもとしましては、上訴する必要のない案件であるという理解のもとに、今補正予算に盛り込まれた裁判費用60万円を減額するものでございます。

詳細の説明に入らせていただきます。

お手元に資料がございますので、ご覧をいただきたいと思います。

（歳入歳出予算の補正）

第1条中、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,284万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287億844万2千円とするを修正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,224万6千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287億784万2千円とすると改めるものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」

歳入、18款繰入金、2項基金繰入金、補正原案は1億7,538万9千円を減額するものでありますが、60万円、修正をいたしまして、減額の1億7,598万9千円。トータルで16億8,352万4千円。歳入合計、補正原案は1億9,284万6千円のところ、修正1億9,224万6千円。トータル287億784万2千円とするものでございます。

歳出に移らせていただきます。

第2款総務費、第1項総務管理費、補正原案6,123万7千円を増額するものでありますが、60万円、裁判費用を減額いたしまして、修正案6,063万7千円。修正合計26億5,729万6千円。歳出の合計1億9,284万6千円の原案補正を1億9,224万6千円と修正し、修正合計287億784万2千円とするものでございます。

よろしくご審議のほど、ご議決をお願い申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

提出者の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

ただいま、提案されました修正案につきまして、何点が質疑を行わせていただきます。

簡単に言うと、基金繰入金の60万円をいじって、歳出の文書費を減らすということになっておりますけども、予算書の何ページの部分をどのようにいじるのか。また、基金繰入金とい

うくくりなものですから、基金繰入金、この基金にはいくつか基金がございます。その中のどの基金をいじるのかをお聞きいたします。また、どの基金をいじりまして、その基金がどのような金額になるかをお伺いいたします。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

原案予算書の15、16ページをご覧いただきたいと思います。

18款繰入金、第2項基金繰入金、1目基金繰入金でございます。ご案内のように、財政調整基金繰入金を60万円減額するものでございます。

歳入につきましては、そんな状況でございます。

歳出に関しましては、原案予算書の19、20ページをご覧いただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、2目文書費の13節委託料、原案、文書法制管理費という項目で60万円の計上がされておりますが、この内容におきましては、弁護士費用ということでございますが、この60万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

60万円のほうは、線を引っ張ってゼロにすればよく分かるんですけども、基金繰入金の件ですが、財政調整基金の、この部分をいじりますが、この金額を教えていただきたいことと、調整基金の総額がどのように推移するかをお聞きいたします。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

財政調整基金繰入金、この部分の60を減額して、この基金の合計、全体、この基金の合計が入っております、財政調整基金に関しましての、補正後の数字は、今、手元に資料を持っておりませんので、申し訳ありませんが、のち、これはまた、ご説明をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

修正案を提案されるわけでありますから、その修正案の提案によりまして、どのような影響がありまして、歳出のほうのつじつまが合うように、ぜひ提案者にはしていただきたいと、私は思いますし、また1億7千万円になっていきますから、それが1億いくらになるのかということをお聞きしたいということでございます。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

減額に関しましては、今、申し上げましたように、原案では1億7,538万9千円を補正

で減額する予定のもの、それが補正後、私どもの修正案で1億7,598万9千円の減額ということについては、明記をさせていただいていると思います。

ただし、ご指摘のように、財政調整基金繰入金の修正後の残高を、私のほうで承知していないことについては大変、申し訳なく思っております。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

残高については、きちっと分かると思います。それは分かるんですが、財政調整基金の繰入金、これは予算書の16ページを見ていただきたいんですけども、の1億7千万円となっているわけございまして、その数字を、財政調整基金をいじるわけですから、その金額がいくらになるかという、こういう質問でございます。

○議長（秋山俊和君）

篠原眞清君。

○6番議員（篠原眞清君）

お答えいたします。

16ページでございますが、ご案内のように、減額の1億7千万円になっているものが、1億7,060万円という数字に変わるということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（秋山俊和君）

内田俊彦君、よろしいですか。

○16番議員（内田俊彦君）

最後の、基金の総額については、のちほど知らせていただきたいと思っております。

○議長（秋山俊和君）

では、基金の総額はのちほど、篠原眞清君のほうからお知らせするというので、よろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第114号および議案第114号の修正案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第114号および議案第114号の修正案につきましては、委員会付託を省略いたします。

これから、討論を行います。

討論の順番について、ご説明いたします。

まず原案賛成者、次に原案反対者、次に修正案賛成者の順番となります。

まず、当局の原案に賛成者の発言を許します。

内田俊彦君。

○16番議員（内田俊彦君）

議案第114号 平成20年度北杜市一般会計補正予算（第6号）原案に賛成、修正案に反対の立場で討論を行います。

2款1項総務管理費、2目文書費、13節委託料（文書法制管理費）は、平成20年11月21日の臨時会において、議案第102号 提訴の提起についてとして上程され、可決され、本定例会に予算化されたものであります。60万円の費用は、弁護士費用の着手金であると認識しております。

一審の甲府地方裁判所の判決について、山日新聞は刑事事件で立件されていない談合を民事訴訟で事実認定するのは、極めて異例であること。談合の認定が推認に基づく一審判決であること。被告補助参加人が公正な競争で落札した場合の価格を、予定価格80%にした判決を不服として控訴していること。被告 北杜市長が控訴しないと、被告補助参加人の控訴が却下され、被告補助参加人の主張の機会を失うものとされています。

臨時議会の結論といたしましては、一審判決の結論だけでは、工事代金の差額を請求するにはあまりにも拙速であり、二審、三審の判決を待つ最終判断を下すべきとの理由で、多くの議員が賛成、可決した経緯であると思います。

最近の例では、平成20年12月18日のジョブカフェ訴訟において、一審の甲府地方裁判所の判決を二審の東京高等裁判所では逆転、一審判決を破棄いたしました。裁判制度を尊重し、事実を明らかにして、今後の市政に反映させていくことが重要であり、入札制度のあり方についても、市民から指摘を受けないように検討・実施していくことが、市民の利益につながると思います。

以上の理由から原案に賛成、修正案に反対するものであります。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

次に原案反対者、中村隆一君。

○20番議員（中村隆一君）

私は議案第114号 平成20年度一般会計補正予算書（第6号）について、反対討論を行います。

アメリカの金融危機に端を発した景気悪化のもとで、派遣社員や期間社員などの非正規雇用の労働者を大量に解雇する派遣切り、雇い止めが横行し、企業を支えてきた労働者に深刻な打撃を与えています。大量解雇の波は自動車産業から電気産業、そしてあらゆる産業に広がりつつあります。解雇される労働者も非正規社員から正社員に及び始めています。市内の企業でも肩たたきがあり、雇い止めが行われていると聞きます。

反対する第1の理由は、雇用を守る立場から市内の誘致企業、その他の企業の実態調査および、その対策費が盛られていないことです。第2は年の瀬を迎え、市民の暮らし、福祉を守ってほしいとの願いに応える緊急対策費が盛られていないことです。第3は、控訴に伴う弁護士委託費が盛られていることです。

以上を述べて、討論といたします。

○議長（秋山俊和君）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

修正案に賛成の立場で、討論をさせていただきます。

この修正案は、弁護士費用として盛られた60万円を減額しております。この住民訴訟は補助参加人である業者が控訴しており、さらに原告も控訴していますから、この旧小淵沢町の公共工事の住民訴訟は今後、高裁で審議されます。市が控訴状を提出していない段階でも、すでに3月4日の第1回の審議が確定しており、市が控訴しなければ、補助参加人である業者の主張の場を奪うことになるという市の説明は事実と反しており、すでに業者の主張の場が確保されております。さらに市の見解である、判決は談合を推認するであって認めただけではない。よって、公権力を行使できないという推認に対する見解は、推認による認定で判決が確定する司法の常識にそぐわないものです。さらに一審で、甲府地裁で審議されたことは、市長は小淵沢町長を継承した立場で参加したのですが、市が積極的に控訴するということは、談合がなかったことほか、業者とまったく同じ立場を今後とるということであり、一般市民の利益にはならない。その理由をもって、この60万円の弁護士費用、小淵沢町の公共工事の住民訴訟の控訴のための弁護士費用を減額した修正案に賛成いたします。

○議長（秋山俊和君）

原案に賛成者の発言はありますか。

渡邊英子君。

○15番議員（渡邊英子君）

北杜市一般会計補正予算（第6号）原案に賛成の立場で意見を述べます。

旧小淵沢町の発注した公共工事に伴う訴訟につきましては、平成20年11月21日開会の臨時議会において採決の結果、出席議員37名中、判決を不服として控訴することに賛成の議員28名、反対9名の賛成多数をもって、すでに控訴すべきとの議決がされております。議決をあくまでも尊重すべきものであり、したがって、今回の一般会計補正予算の中で計上されています2款総務費、1項総務管理費、2目の文書費の増額60万円につきましては、控訴に要する弁護士委託料経費であり、当然、予算化されるべきものでありますので、原案に賛成いたします。

以上です。

○議長（秋山俊和君）

次に原案反対者の発言を許します。

ございますか。

（なし）

次に、修正案に賛成者の発言を許します。

ございますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第114号の採決を行います。

本案に対する篠原眞清君ほか2人から提出された修正案について、起立によって採決いたし

ます。

本修正案に賛成の諸君は、起立を願います。

( 起立少数 )

起立少数です。

したがって、議案第114号の修正案は否決されました。

次に議案第114号について、採決いたします。

議案第114号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は起立願います。

( 起立多数 )

起立多数です。

したがって、議案第114号は原案のとおり、可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第16 議案第115号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第17 議案第116号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第2号)

日程第18 議案第117号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第19 議案第118号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)

の4件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長(藤原良一君)

議案第115号 平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算書(第2号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,068万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ56億76万4千円とするものでございます。

このたびの補正は人事異動に伴う人件費の調整、一般被保険者および退職被保険者の療養給付費、高額給付費等の増減および高額療養費共同事業費拠出金と保健財政共同安定化事業拠出金の支払いに対応するための補正でございます。

それでは、内容のご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

1款の国庫支出金でございますが、644万円の増額でございます。

6款の県支出金でございますが、1項の県負担金、同じく644万円の増額でございます。

7款共同事業交付金でございますが、1億505万円の増額でございます。

9款の繰入金でございます。1項の他会計繰入金56万2千円の減額でございます。

10款の繰越金でございます。2,331万3千円の増額ございまして、補正額は増額の1億4,068万1千円です。現計予算を56億76万4千円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、1項の総務管理費は56万2千円の減額でございます。

2款の保険給付費でございます。1,043万4千円の増額ございまして、その内訳は1項

の療養諸費に160万4千円の増額。2項の高額療養費に883万円の増額。

7款の共同事業拠出金でございますけれども、1億3,080万9千円の増額。補正額を1億4,068万1千円として、現計予算を56億76万4千円とするものでございます。

以上でございます。

次に議案第116号 平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算書(第2号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市老人保健特別会計補正予算書(第2号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2千万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億9,629万1千円とするものでございます。

老人保健特別会計の対象者は、本年4月から始まりました長寿医療保険に移行しましたが、老人保健特別会計は平成20年度から22年まで設置しておき、この3年間で過去の医療費について清算を行うものです。本年度の医療給付費は、平成20年3月の療養分と月遅れの請求分を計上しておりましたが、月遅れ請求分の当初の見込みを上回っておりますので、補正予算をお願いするものです。

内容のご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

1款の支払い基金交付金は、1,040万円の増額でございます。

2款の国庫支出金、1項県負担金でございますが、640万円の増額です。

3款の県支出金、1項の県負担金でございますが、160万円の増額。

4款の繰入金、1項の他会計繰入金は160万円の増額でございます。補正額は2千万円。現計予算を5億9,629万1千円とするものでございます。

3ページでございます。歳出でございます。

2款の医療諸費でございます。1項の医療諸費2千万円でございます。現計予算を5億9,629万1千円とするものでございます。

以上でございます。

次に議案第117号 平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算書(第2号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第2号)は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ130万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ31億9,568万7千円とするものでございます。

このたびの補正の主な内容につきましては、人事異動に伴うところの職員給与の調整と介護認定制度の見直しによるシステムの改修費を計上したものでございます。

介護保険制度につきましては、平成18年度に大きな改正がありましたが、今回はさらに介護認定の適正化を図るための改正でございます。それらの経費について計上をさせていただきました。

内容のご説明を申し上げます。2ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

1款保険料、1項の介護保険料94万4千円の減額。

3款国庫支出金、2項の県補助金は147万5千円の減額。

5款県支出金、3項の県補助金は73万7千円の減額。

7款繰入金は、1項の一般会計繰入金に446万3千円を増額しまして、130万7千円の増額。現計予算を31億9,568万7千円とするものでございます。

3ページをご覧ください。歳出でございます。

1款の総務費でございます。520万円の増額でございます。この内訳は、1項の総務管理費に61万6千円の増額。3項の介護認定審査会費に458万4千円の増額でございます。

5款の地域支援事業費でございますが、2項の包括的支援事業、2事業に364万3千円の減額でございます。

5款の基金積立金25万円の減額ございまして、補正額、合わせて130万7千円でございます。現計予算を31億9,568万7千円とするものでございます。

以上でございます。

次に議案第118号 平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算書(第1号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市居宅介護支援事業特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ47万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,604万4千円とするものでございます。

内容につきましては、人事異動に伴うところの職員給与の調整でございます。

2ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

3款の繰入金、1項の一般会計繰入金47万2千円。現計予算を1,604万4千円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。

1款の総務費、1項の施設管理費に47万2千円を計上しまして、現計予算を1,604万4千円とするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第115号から議案第118号までの4件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第115号から議案第118号までの4件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

まず、議案第115号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第115号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第115号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第116号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第116号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第116号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第117号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第117号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第117号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第118号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第118号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第118号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第20 議案第119号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第120号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第121号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

の3件を一括議題といたします。

内容説明を求めます。

細川生活環境部長。

○生活環境部長（細川清美君）

はじめに議案第119号 平成20年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ1億9,863万6千円を減額し、歳入歳出それぞれ29億3,496万4千円とするものであります。

次に地方債の補正であります。第2表 地方債補正によりまして、借り入れ限度額の変更を行うものであります。

4ページをお開きください。第2表 地方債補正であります。

補正前の限度額6億4,390万円から1億2,880万円を減額し、補正後の限度額を5億1,510万円とするもので、事業費の決定によるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はありません。

2ページにお戻りをいただきたいと思います。歳入であります。

3款国庫支出金、1項国庫補助金であります。5,943万2千円を減額するものでありまして、国庫補助事業費の決定に伴うものであります。

5款1項ともに繰入金421万6千円を減額するものであります。

6款1項ともに繰越金であります。280万4千円を追加するものであります。

7款諸収入899万2千円の減額のうち、3項雑入200万8千円の追加につきましては、山梨県が行う事業に伴い、配水管等移設工事にかかる補償費であります。5項還付金1,100万円の減額につきましては、消費税還付金の減額であります。

8款1項ともに市債1億2,880万円の減額であります。事業費の決定に伴い減額をするものであります。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

1款水道管理費7万5千円の追加のうち、1項総務管理費266万円の追加につきましては、職員人件費と峡北地域水道企業団への負担金であります。2項施設管理費258万5千円の減額につきましては、職員の人件費であります。

2款水道施設整備費、1項水道施設建設費1億9,871万1千円の減額につきましては、補助事業費の決定に伴う減額と山梨県が行う事業に伴い、補償工事として実施する配水管との敷設替え工事の追加によるものであります。

次に議案第120号 平成20年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第2号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正であります。予算の総額から歳入歳出それぞれ287万4千円を減額し、歳入歳出それぞれ29億3,985万7千円とするものであります。

次に繰越明許費であります。翌年度に繰り越して使用することができる経費を第2表 繰越明許費により定めるものでございます。

4ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費であります。

2款1項ともに事業名 公共下水道整備事業1,376万6千円ありますが、まちづくり交付金事業、長坂地区の市道長坂8号線改良工事に伴い、下水道施設移設工事を実施するものであります。市道8号線改良工事が翌年度へ繰り越して実施されることから、下水道施設移

設にかかる経費を翌年度に繰り越すものでございます。

2ページにお戻りをいただきたいと思います。歳入であります。

6款1項ともに繰入金であります。287万4千円を減額するものでございます。一般会計からの繰入金でございます。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費212万4千円の追加と2款1項ともに事業費499万8千円の減額であります。1款、2款ともに人事異動に伴う職員の人件費の補正であります。

次に議案第121号 平成20年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ371万円を追加し、歳入歳出それぞれ1億3,369万8千円とするものであります。

次に地方債の補正ですが、第2表 地方債補正により、借り入れ限度額の変更を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正であります。補正前の限度額、3億1,530万円に120万円を追加し、補正後の限度額を3億1,650万円と定めるものでございます。

資本費平準化債の追加でございます。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

2ページへお戻りください。歳入であります。

6款1項ともに繰入金249万円の減額であります。一般会計からの繰入金でございます。

7款1項ともに繰越金500万円を追加するものであります。

9款1項ともに市債120万円の追加ですが、公債費の償還に充てるため、資本費平準化債を借り入れるものでございます。

3ページをお願いいたします。歳出であります。

1款総務費、1項総務管理費129万円の減額ですが、職員人件費の減額でございます。

2款1項ともに事業費500万円の追加ですが、上教来石処理区における排水路の改修工事費と小泉南部処理区における管渠敷設工事費でございます。

3款1項ともに公債費につきましては、財源の更正でございます。

以上でございますが、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第119号から議案第121号までの3件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第119号から議案第121号までの3件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、採決を行います。

まず、議案第119号の採決を行います。

お諮りいたします。

議案第119号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第119号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第120号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第120号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第120号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これから、議案第121号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

議案第121号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第121号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、11時5分といたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時05分

○議長(秋山俊和君)

再開いたします。

日程第23 議案第122号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

小林教育次長。

○教育次長（小林喜文君）

議案第122号 平成20年度北杜市甲陵中・高等学校特別会計補正予算書（第1号）で、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出それぞれ1億3,054万7千円を追加し、歳入歳出それぞれ6億1,945万9千円とするものでございます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

5款繰入金、補正額1億3,054万7千円のうち1項他会計繰入金、減額の968万8千円でございます。2項基金繰入金1億4,023万5千円。補正額、合わせて1億3,054万7千円。現計予算6億1,945万9千円。

3ページ、歳出でございませぬ。

1款総務費、1目総務管理費1億3,054万7千円の補正であります。これは市として人件費、海外交流派遣に行く職員の減額および屋内体育館実施設計委託による差金。それから甲陵高等学校の退職手当基金の条例廃止に伴う一般への繰出金でございませぬ。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませぬか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第122号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。

これにご異議ございませぬか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第122号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませぬか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第122号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませぬか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第122号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第24 議案第123号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

内容説明を求めます。

藤原保健福祉部長。

○保健福祉部長（藤原良一君）

議案第123号 平成20年度北杜市白州診療所特別会計補正予算書（第2号）について、ご説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度北杜市の白州診療所特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ297万1千円を追加し、歳入予算総額をそれぞれ1億4,582万3千円とするものでございます。

補正の主なものは繰越金の予算化と、それに伴う過疎債の減額および施設および診療機器の修繕費を計上したものでございます。また、地方債の補正を第2表により行うものでございます。

それでは、最初に地方債のご説明を申し上げます。4ページをお願いいたします。

今回の繰越金を予算化し、事業充当ができたことによりまして、過疎対策事業債の起債限度額を減額するものでございます。

起債限度額4,230万円から530万円を減額し、限度額を3,700万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。

5款の繰越金でございますが、827万1千円の増額でございます。

7の市債でございますが、530万円の減額。合わせて297万1千円の増額でございます。現計予算を1億4,582万3千円とするものでございます。

歳出でございます。

1款の総務費、1項の総務管理費でございますが、197万1千円の増額。2款の医業費でございますが、100万円の増額。合わせて297万1千円を増額し、現計予算を1億4,582万3千円とするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第123号につきましては、会議規則第37条第3項

の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第123号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第123号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ○議長(秋山俊和君)

日程第25 議案第124号 平成20年度北杜市病院事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

藤原保健福祉部長。

#### ○保健福祉部長(藤原良一君)

議案第124号 平成20年度北杜市病院事業特別会計補正予算書(第1号)について、ご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、国では平成17年の12月に新型インフルエンザの発生とパンデミック、これは感染症や伝染病が世界的に流行することを意味する言葉ですが、これに備えて新型インフルエンザ対策行動計画を策定し、あらかじめ患者を受け入れる初動体制と迅速かつ円滑に進めるために、医療機関に必要な医療資材、医療機器を確保することにしたものです。

市立の甲陽病院は峡北地域で、唯一、感染症病床を持っている病院であることから、国・県の補助金であります新型インフルエンザ患者医療機関設備整備事業を受け入れて、これに必要な医療の資材、医療の機器等を整備し、入院患者の受け入れ態勢を確保するものであります。

感染症医療、特に新型インフルエンザによるパンデミックなどに備えることにより、地域医療体制が確保され、市民が安全で安心な生活を送れることができるものと思っております。

購入する資材につきましては、人工呼吸器の一式、あるいは個人防護服、これはマスク、ゴーグル、ガウンセット等でございますが、それらの購入をするものです。

なお、国県の補助残につきましては、市の医療機器の強化のためにも、一般会計でこれを負担することといたしました。また、すでに購入した内視鏡、X線、降圧装置等、国保の調整交

付金が交付されることになりましたので、歳入につきまして、199万8千円を見込みました。

それでは内容について、ご説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。

第1条でございます。平成20年度北杜市病院事業特別会計の補正予算書（第1号）を、次のように定めるというものでございます。

第2条でございます。平成20年度北杜市病院事業特別会計予算書、第3条に定められた収益的収入および支出の予算額を次のとおり、補正するというものでございます。

1款の病院事業収益でございますが、第2項の医業外収益、ここに111万8千円の増額をしまして、これを1億5,969万6千円とするものでございます。

次に支出でございますが、1款の病院事業費用の1項の医業費用に同額を計上しまして、その合計を33億4,721万8千円とするものでございます。

3条でございます。予算、第4条、本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億2,745万1千円を資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額が2億2,545万3千円に改め、資本的収支および支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

まず収入でございますが、第1条の病院事業資本的収入の第3項の補助金でございますが、415万8千円を計上しました。これにつきましては、新型インフルエンザの対策事業として216万円。そして国の調整交付金199万8千円。これは新設でございます。

次に4項の他会計負担金でございますが、129万円。これは一般会計からの繰り入れでございます。ここを1億8,040万9千円とするものでございます。

次に支出でございます。1項の病院事業、資本的支出でございますが、345万円でございます。第2項が、その建設改良費でございますが、345万円。これが人工呼吸費の購入代金となっているものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第124号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第124号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第124号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第124号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第26 議案第126号 工事請負変更契約の締結について((仮称)北杜市学校給食センター建設工事(建築主体))を議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

それでは議案第126号 工事請負変更契約の締結について((仮称)北杜市学校給食センター建設工事(建築主体))について、ご説明を申し上げます。

平成20年3月5日に、平成20年第1回北杜市議会定例会において議決されました(仮称)北杜市学校給食センター建設工事(建築主体)請負契約につきまして、次のとおり請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号および北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるもので、北杜市建設工事標準請負契約約款第25条第5項の単品スライド条項の適用によりまして、変更契約を締結する必要がありますので、議会の議決を求めるものでございます。

1の契約の目的でございますが、公立学校施設整備国庫負担(交付金)事業、(仮称)北杜市学校給食センター建設工事(建築主体)。

2の契約金額でございますが、変更前が2億3,520万円。変更後が2億4,214万500円でございます。

3、契約の相手でございますが、山梨県甲府市下飯田1丁目13番23号、宝建設株式会社 代表取締役社長 川窪博幸でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第126号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第126号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第126号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第126号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

日程第27 議案第127号 北杜市埋蔵文化財センター及び明野歴史民俗資料館の指定管理者の指定についてから日程第54 議案第154号 北杜市武川町地域資源総合管理施設(武川町農畜産物処理加工施設等)の指定管理者の指定についてまでの28件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第127号から議案第154号までの28件につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第27 議案第127号 北杜市埋蔵文化財センター及び明野歴史民俗資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

それでは議案第127号 北杜市埋蔵文化財センター及び明野歴史民俗資料館の指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第3項および北杜市公の施設に関わる指定管理者の指定手続きに関する条例第6条第1項の規定により、公の施設の管理について次のとおり指定管理者を指定するもので、指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めます。

公の施設の名称でございますが、北杜市埋蔵文化財センター、明野歴史民俗資料館。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市明野町上手8310番地。特定

非営利活動法人 茅ヶ岳歴史文化研究所。代表 理事長 新藤武義でございます。  
指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成23年3月31日でございます。  
以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第127号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第127号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第28 議案第128号 須玉歴史資料館の指定管理者の指定についてを議題といたします。  
内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは議案第128号 須玉歴史資料館の指定管理者の指定について、ご説明いたします。  
公の施設の名称でございますが、須玉歴史資料館。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市須玉町下津金2963番地1。  
特定非営利活動法人 文化資源活用協会。代表 理事長 高橋正明でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成23年3月31日でございます。  
以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第128号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第128号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第29 議案第129号 北杜市すたま自然健康村施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

それでは議案第129号 北杜市すたま自然健康村施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、みずがき山リーゼンヒュッテ、ふるさと交流施設すたま自然健康村 増富の湯、みずがき山グリーンロッジ。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市須玉町比志6438番地。財団法人 みずがき山ふるさと振興財団。代表 理事長 白倉政司でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第129号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第129号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

た。

○議長（秋山俊和君）

日程第30 議案第130号 北杜市みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第130号の、北杜市みずがき湖ビジターセンターの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、みずがき湖ビジターセンター。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市須玉町比志5989番地3。名称 フィトンチッド。代表 代表 小澤弘司でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

野中真理子君。

○5番議員（野中真理子君）

ここに挙がっている団体は、地元の小さな団体だと思うんですけども、ここに対して、指定管理者になることによってかかる税金等が、そういうことに関して、どの程度、説明されたのか。また今後、税金のこととか、会計上のことを相談できる窓口が市にあるのかということと、これは現在、受けている、いろんな団体がそういうところで困っているという話を聞いておりますので、市の体制も含めてお答え願えればと思います。

○議長（秋山俊和君）

答弁を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、指定管理を受けましたフィトンチッドさんにつきましては、すでに法人化されておりました、法人等の申告もされていると承知しております。その中で、いわゆる指定管理をしたことによって、租税効果が発生する場合につきましては、他の団体等につきましても、市のほうでは、その旨を指導してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第130号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第130号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第31 議案第131号 北杜市白州町尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

それでは議案第131号 北杜市白州町尾白の森キャンプ場の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、尾白の森キャンプ場。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市白州町白須4892番地。尾白の森友の会。代表 会長 磯貝治男でございます。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

よろしく願いいたします。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第131号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第131号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第32 議案第132号 北杜市白州町緑地等利用施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

それでは議案第132号 北杜市白州町緑地等利用施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、ヴィレッジ白州。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市白州町下教来石234番地。平久保の池自然園企業組合。代表 代表理事 山田森富でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第132号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第132号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第33 議案第133号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第133号の、北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、甲斐駒ヶ岳七丈小屋でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市白州町横手1639番地C-6。ジャパン・アルパイン・ガイド組合南アルプス支部。代表 支部長 田部直敏でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第133号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第133号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第34 議案第134号 北杜市明野ふるさと太陽館及び北杜市明野町滞在型宿泊施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第134号 北杜市明野ふるさと太陽館及び北杜市明野町滞在型宿泊施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、明野ふるさと太陽館、明野町家族健康旅行村「明野ふれあいの里」でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県南都留郡富士河口湖町西湖2068番地1。株式会社ピカで、代表 取締役社長 福重隆一でございます。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第134号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第134号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第35 議案第135号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第135号 清里駅前観光総合案内所の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、清里駅前観光総合案内所でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市高根町清里3545番地。特定非営利活動法人 清里観光振興会。代表 副会長 小口真でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第135号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第135号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第36 議案第136号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

議案第136号 長坂駅前観光案内所の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、長坂駅前観光案内所でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市長坂町長坂上条2575番地19。北杜市観光協会長坂支部。代表 支部長 倉田正男でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第136号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第136号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第37 議案第137号 北杜市三分一湧水館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第137号 北杜市三分一湧水館の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。  
公の施設の名称でございますが、三分一湧水館。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地。株式会社アルプス。代表 代表取締役 三沢聡でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第137号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第137号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第38 議案第138号 美し森観光案内所及び甲斐大泉駅前観光案内所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第138号 美し森観光案内所及び甲斐大泉駅前観光案内所の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、美し森観光案内所、甲斐大泉駅前観光案内所でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市大泉町谷戸8657番地。有限会社八ヶ岳エネルギー。代表 代表取締役 小宮山修でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第138号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第138号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第39 議案第139号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第139号 北杜市営宿泊施設たかね荘の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、北杜市営宿泊施設たかね荘でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市小淵沢町2980番地。有限会社八ヶ岳チーズケーキ工房。代表 代表取締役 堀口博でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第139号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第139号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第40 議案第140号 北杜市駐車場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

議案第140号 北杜市駐車場の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、長坂駅前駐車場、長坂上町駐車場、日野春駅前駐車場でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市須玉町若神子1427番地2。北杜市商工会。代表 会長 輿水順彦でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成24年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第140号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第140号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第41 議案第141号 北杜市明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第141号 北杜市明野町農村公園直売所施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、明野町農村公園直売所施設。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市明野町上手5219番地1。財団法人北杜市農業振興公社。代表 理事長 白倉政司でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第141号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第141号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第42 議案第142号 北杜市明野町農畜産物集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第142号 北杜市明野町農畜産物集出荷貯蔵施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、明野町農産物集出荷センターでございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県韮崎市一ツ谷1895番地。梨北農業協同組合。代表 代表理事組合長 堀川千秋でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第142号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第142号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第43 議案第143号 北杜市育苗施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第143号 北杜市育苗施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、明野町育苗センター、高根町育苗施設でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県韮崎市一ツ谷1895番地。梨北農業協同組合。代表 代表理事組合長 堀川千秋でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第143号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第143号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、1時半といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 0時14分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

予定を早めて審議に入りますので、よろしくお願いたします。

日程第44 議案第144号 北杜市高品質堆肥製造施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

議案第144号 北杜市高品質堆肥製造施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、明野町堆肥センター、たかね有機センターでございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県韮崎市一ツ谷1895番地。梨北農業協同組合。代表 代表理事組合長 堀川千秋でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第144号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第144号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第45 議案第145号 北杜市武川町農業機械センター及び北杜市武川町麦類等乾燥調整施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

議案第145号の、北杜市武川町農業機械センター及び北杜市武川町麦類等乾燥調整施設の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、武川町農業機械センター、武川町麦類等乾燥調整施設でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市武川町山高3599番地。農業組合法人武川ファーム組合。代表 組合長 亀井重治でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第145号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第145号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第46 議案第146号 北杜市高根町林産物展示販売施設及び北杜市高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（総合交流ターミナル施設等）の指定管理者の指定についてを議題いたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第146号の、北杜市高根町林産物展示販売施設及び北杜市高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（総合交流ターミナル施設等）の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、高根町林産物展示販売施設、高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（総合交流ターミナル施設、軽食レストラン、その他附帯施設）でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県中巨摩郡昭和町西条2799番地。株式会社アルプス。代表 代表取締役 三沢聡でございます。

指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第146号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第146号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第４７ 議案第１４７号 北杜市高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（加工体験施設等）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第１４７号 北杜市高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（加工体験施設等）の指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク（加工体験施設、展示拠点施設および附帯施設、リフトカー・展望施設）でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市高根町長沢７６０番地。花開所の郷・南清里フラワーパーク企業組合。代表 理事長 長田正彦でございます。

指定の期間でございますが、平成２１年４月１日から平成２６年３月３１日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第１４７号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第１４７号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第４８ 議案第１４８号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第１４８号 北杜市地域食材提供施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、北杜市地域食材提供施設でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市高根町清里2890番地1。有限責任中間法人そば処清里管理運営組合。代表 組合長 浅川豊和でございます。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第148号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第148号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第49 議案第149号 北杜市高根クラインガルテンの指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第149号 北杜市高根クラインガルテンの指定管理者の指定について、ご説明いたします。

公の施設の名称でございますが、高根クラインガルテンでございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市高根町蔵原1655番地。高根クラインガルテン企業組合。代表 代表理事 中村三郎でございます。

指定期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第149号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第149号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第50 議案第150号 北杜市武川町地域資源総合管理施設(アグリブルむかわ等)の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

議案第150号の、北杜市武川町地域資源総合管理施設(アグリブルむかわ等)の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、アグリブルむかわ、武川町市民農園・体験農園施設、武川町滞在型農園施設(コテージ)、武川町市民農園等管理棟でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市武川町山高3567番地212。有限会社アグリブル。代表 代表取締役 田村和子でございます。

指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成24年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第150号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第150号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第51 議案第151号 北杜市大泉町特産品育成施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長(小松正壽君)

議案第151号 北杜市大泉町特産品育成施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、そば処いずみ、そば打ち体験館、そばもやし生産施設でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市大泉町谷戸2815番地。有限責任中間法人いずみそば組合。代表 代表理事 小池明智でございます。

指定の期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

これから、議案第151号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第151号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第52 議案第152号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第152号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、須玉町おいしい学校でございます。

指定管理者となる団体の名称であります。山梨県北杜市須玉町下津金3058番地。株式会社おいしい学校。代表 代表取締役 白倉政司でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第152号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第152号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第53 議案第153号 北杜市白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第153号 北杜市白州町鳥原平活性化施設の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、白州町鳥原平活性化施設でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市白州町鳥原2667番地。ビューファーム鳥原平管理組合。代表 組合長 海野松雄でございます。

指定期間につきましては、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第153号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第153号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第54 議案第154号 北杜市武川町地域資源総合管理施設（武川町農畜産物処理加工施設等）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

小松企画部長。

○企画部長（小松正壽君）

議案第154号 北杜市武川町地域資源総合管理施設（武川町農畜産物処理加工施設等）の指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

公の施設の名称でございますが、武川町農畜産物処理加工施設、武川町農産物直売センター、武川町無人精米所・低温保冷库でございます。

指定管理者となる団体の名称でございますが、山梨県北杜市武川町牧原688番地1。有限会社キングフィッシャー。代表 代表取締役 加藤賢でございます。

指定の期間でございますが、平成21年4月1日から平成26年3月31日でございます。

以上でございます。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

これから、議案第154号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、議案第154号につきましては、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第55 同意第50号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第50号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件について、ご説明申し上げます。

北杜市教育委員会委員の辞任に伴い、新たに教育委員会委員を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、北杜市明野町三之蔵226番地、小泉徹、昭和39年3月19日生まれにつきまして、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(秋山俊和君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

( 異議なし。の声 )

異議なしと認めます。

したがって、同意第50号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第56 発議第7号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。  
提出者であります、議会運営委員長 清水壽昌君から提案理由の説明を求めます。  
清水壽昌君。

○21番議員（清水壽昌君）

議会運営委員長 清水壽昌

発議第7号の北杜市議会会議規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部改正により、全員協議会、会派代表者会議、議会広報編集委員会、委員会協議会、正副議長・正副議会運営委員長会議、議会概要説明会について、会議規則に定めることにより、協議または調整を行うための場として、正規の議会活動として位置づけられ、出席者につきましては、公務災害補償の対象となります。

対象となる会議を、協議または調整を行うための場として定めるために、必要な改正を行うものであります。

詳細につきましては、お手元に配布のとおりであります。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願いいたします。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 北杜市議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（秋山俊和君）

日程第57 発議第8号 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります、文教厚生常任委員長 千野秀一君から提案理由の説明を求めます。

千野秀一君。

○13番議員（千野秀一君）

発議第8号

平成20年12月22日

北杜市議会議長 秋山俊和様

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 千野秀一

父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として、平等な取り扱いをする意見書の提出についてであります。

上記意見書を別紙のとおり、地方自治法第109条第7項および北杜市議会会議規則第14条第2項の規定により、提出する。

#### 提案理由

父子家庭の生活実態は、母子家庭と同様であるにもかかわらず、父子家庭に対する経済的支援は皆無に近い状態である。そのため母子、父子という適用区分でなく、ひとり親家庭として平等な取り扱いをお願いしたいので、この案を提出する。

父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として、平等な取り扱いをする意見書（案）

父子家庭は、母子家庭と同様にひとり親家庭である。

父子家庭の生活実態は、子どもを中心とした生活をしていることから、母子家庭と同様、育児や家事を優先するため、残業や出張、休日出勤はできない。土日、祝日は休みといった条件で働かなければならぬのが実情である。

このため父子家庭の収入は、平成16年度の山梨県児童家庭課の調査によると、年収300万円未満が約34%となっている。また、平成18年度の全国母子世帯等調査では、家計に困っている父子家庭は約40%となっている。母子家庭に対する経済的な支援は、児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、母子福祉資金などがあるが、父子家庭に対する経済的支援は皆無に近い状況である。

父子家庭にも母子家庭と同様に、育児をしていることに理解を示した自治体は、児童扶養手当に相当する手当や、それに準じた手当を独自で支給しており、そのような自治体は増加傾向にある。

また、平成13年度より全国市長会においては、少子化対策に関する要望として、父子家庭にも児童扶養手当の支給対象とすることと、国に対し要望している。山梨県においては、昨年9月定例県議会で父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として、平等な取り扱いをする請願書が全会一致で採択された。

以上により、次のことを強く要望する。

1. 母子、父子という適用区分でなく、ひとり親家庭として平等な取り扱いをお願いしたい。
2. 児童扶養手当や母子家庭自立支援給付金など、国の制度の対象外となっている父子家庭に対し、経済的支援を国と県の努力による実施をお願いしたい。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

北杜市議会議長 秋山俊和

提出先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

山梨県知事

以上です。

○議長（秋山俊和君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案については質疑・討論を省略し、採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第8号 父子家庭や母子家庭をひとり親家庭として平等な取り扱いとする意見書の提出については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(秋山俊和君)

日程第58 議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お手元に配布いたしました、議員政治倫理規程の制定に関する特別委員会付託事件のとおり、議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査および調査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本案については、議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会を設置し、これに付託の上、調査終了まで閉会中の継続審査および調査することに決定いたしました。

ただいま、設置されました議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が21人の全議員を指名したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました21人の諸君を議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員に選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員は、本会議休憩中に委員会を開会し、速やかに正副委員長の互選をされるよう、ここに招集いたします。

場所については、議員協議会室で開催いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

議員各位には、直ちに議員協議会室にご参集をお願いします。

再開は、45分の予定でございます。

休憩 午後 0時38分

再開 午後 0時44分

○議長(秋山俊和君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会が開催され、正副委員長の互選が行われました。

議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会から、正副委員長の氏名が議長のもとに届いておりますので、ご報告いたします。

委員長に千野秀一君、副委員長に小尾直知君がそれぞれ選任されました。

以上のとおり、議員政治倫理規程の制定に関する調査特別委員会の正副委員長が決定しました。

○議長（秋山俊和君）

日程第59 継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から、会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、日程第59 継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決定いたしました。

ここで、白倉市長から発言の要請がありましたので、これを許可します。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

宅地開発にかかる事件について、報告させていただきます。

今般の宅地開発にかかる事件については、議会をはじめ市民の皆さんにご心配をおかけしたところであり、市と利害関係者のある業者等からの贈答品は倫理上、好ましくないことから、公務員として襟をただし、職務に当たるよう、過日、部長・支所長会議で綱紀の保持について徹底を図ったところであり、また同日、職員のパソコンの掲示板を通じて、出先機関も含め綱紀粛正について指示をしたところであり、

今年も余すところ数日となりますが、年内には北杜市職員倫理マニュアルを策定し、全体の奉仕者として規範を示すべく、努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（秋山俊和君）

以上で、本定例会に付議されました議案審議は、すべて終了いたしました。

平成20年第4回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

閉会 午後 0時47分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	赤岡繁生
議会書記	岩波信司